

【表紙】	
【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年6月1日
【会計年度】	自 平成27年1月1日 至 平成27年12月31日
【発行者の名称】	メキシコ合衆国 (United Mexican States)
【代表者の役職氏名】	アルベルト・トーレス・ガルシア (Alberto Torres García) 財務省公債局次官補 (Deputy Undersecretary for Public Credit of the Ministry of Finance and Public Credit)
【事務連絡者氏名】	弁護士 島崎文彰
【住所】	東京都文京区後楽二丁目3番27号 テラル後楽ビル2階 島崎法律事務所
【電話番号】	(03) 5802-5860
【縦覧に供する場所】	該当なし

注(1) 本書中、「発行者」または「メキシコ」とあるのは、メキシコ合衆国を指すものとする。

(2) 本書中、「ペソ」とは、メキシコ合衆国の法定通貨を、また「米ドル」もしくは「ドル」とは、アメリカ合衆国法定通貨を指し、「名目」データとは、インフレ調整を行っていないペソ表示のデータを、「実質」データとは、インフレ調整後のペソで表示されたデータを指す。別段の記載がない限り、特定の日現在のペソ金額の米ドル相当額は、ペソ以外の通貨で表示され、メキシコ国内で支払われる債務の支払についてメキシコ中央銀行が公表した当該日付現在の為替レートに基づいており、特定の期間についてのペソ金額の米ドル相当額は、当該期間中にメキシコ中央銀行が日々公表した為替レートの平均値に基づいている。メキシコ中央銀行は、大口取引の市場状況を反映した代表的な金融機関による建値から得られた平均値を基準に日々公表する為替レートを計算している。メキシコ中央銀行は、メキシコの公式経済統計の計算に際してこのレートを用いている。2016年5月25日にメキシコ中央銀行が公表した為替レート(2営業日後決済)は、1米ドル=18.4520ペソであった。「第3-1-(3) 貿易及び国際収支 - 為替管理および為替レート」を参照のこと。ペソと米ドルとの間の為替相場の変動により、本書日付以降のいかなる日においても為替相場は上記の相場とは大きく異なる可能性がある。参考までに、2016年5月25日現在株式会社三菱東京UFJ銀行が建値した対顧客電信直物売買為替相場の仲値は、1ペソ=5.97円および1米ドル=110.16円であった。上記の為替レートは参考のためにのみ本書に記載されるものであり、本書中のペソ建または米ドル建の金額がいずれかの特定のレートで米ドル、ペソもしくは日本円に交換しえた、または交換しようと意味するものではないことに留意されたい。

メキシコの通貨法の下では、契約によるものであるか、メキシコの裁判所の判決によるものであるかを問わず、メキシコにおいて外国通貨でなされるべき支払は、支払時におけるペソの実勢為替レートによりペソでこれを行うことができる。

(3) メキシコ連邦政府(以下「政府」という。)の会計年度は、12月31日に終了する。本書において、2015年12月31日に終了した会計年度は「2015年」とし、その他の年度も同様とする。

(4) 本書中の表で計数が四捨五入されている場合、合計は計数の総和と必ずしも一致しない。

第1【募集（売出）債券の状況】

募集債券

債券の名称	発行年月	券面総額	償還額	会計年度末 現在の 未償還額	上場金融商品取 引所名または登 録認可金融商品 取引業協会名
第13回メキシコ合衆国 円貨債券（2012） ⁽¹⁾	2012年 6 月	500億円	500億円	-	なし
第14回メキシコ合衆国 円貨債券（2012）	2012年 6 月	300億円	-	300億円	なし
第15回メキシコ合衆国 円貨債券（2013）	2013年 8 月	486億円	-	486億円	なし
第16回メキシコ合衆国 円貨債券（2013）	2013年 8 月	150億円	-	150億円	なし
第17回メキシコ合衆国 円貨債券（2013）	2013年 8 月	170億円	-	170億円	なし
第18回メキシコ合衆国 円貨債券（2014）	2014年 7 月	338億円	-	338億円	なし
第19回メキシコ合衆国 円貨債券（2014）	2014年 7 月	139億円	-	139億円	なし
第20回メキシコ合衆国 円貨債券（2014）	2014年 7 月	123億円	-	123億円	なし

(1) 2015年 6 月 8 日の満期に全額償還された。

売出債券

該当事項なし。

本会計年度中に、各債券の所有者の権利等に重要な影響を与えるような出来事は発生しなかった。

第2【外国為替相場の推移】

該当事項なし

第3【発行者の概況】

1【発行者が国である場合】

(1)【概要】



地域、人口および社会

メキシコは、メキシコ市を含む32の州により構成されており、面積は758,446平方マイル（1,964,375平方キロメートル）で、アメリカ大陸中第5位、世界第14位を占めている。北はアメリカ合衆国（以下「米国」という。）と1,933マイル（3,112キロメートル）に及ぶ国境を接し、南はグアテマラと541マイル（871キロメートル）、ベリーズと155マイル（250キロメートル）に及ぶ国境を接している。メキシコの海岸線は、メキシコ湾および太平洋に沿って5,797マイル（9,330キロメートル）に及ぶ。

メキシコ国立地理統計院（*Instituto Nacional de Estadística y Geografía*、以下「INEGI」という。）により最近では2010年に実施された住宅および人口に関する国勢調査によると、メキシコの人口は112.34百万人で、アメリカ大陸では人口が3番目に多い。

かかる国勢調査によると、メキシコの人口の約77.8%は都市部に居住し、22.2%は農村部に居住している。

また、かかる国勢調査によると、メキシコの三大都市は以下のとおりである。

- ・推定人口20.1百万人のメキシコ・シティ、
- ・推定人口4.4百万人のグアダハラ、および
- ・推定人口4.1百万人のモンテレイ

人口の年間増加率は、1960年代および1970年代には平均3.3%であった。1980年代初頭、政府が打ち出した家族計画および産児制限が功を奏し、また35歳未満および都市部在住の女性の出生率が低下したことから相俟って、人口の増加率は低下した。国家人口審議会（*Consejo Nacional de Población*）によると、2015年の推定人口増加率は1.1%である。

メキシコは、一般に上位中所得発展途上国に分類されている。

以下の表は、国際復興開発銀行（以下「世界銀行」という。）が公表したメキシコおよびその他のアメリカ大陸諸国にかかる最近の選別的比較統計を示している。

選別的比較統計

	メキシコ	ブラジル	チリ	コロンビア	ペルー	米国
国民1人当たり GDP						
（2014年） ⁽¹⁾	\$10,230	\$11,385	\$14,528	\$7,904	\$6,551	\$54,629
平均寿命						
（2013年）	77	74	80	74	75	79
青年非識字率						
（2013年） ⁽²⁾						
男性	1.5%	1.7%	0.8%	2.2%	1.3%	n.a.
女性	1.4%	0.8%	0.4%	1.3%	1.3%	n.a.
乳児死亡件数						
（2015年） ⁽³⁾	11	15	7	14	13	6

n.a. = 未詳

(1) 数値は、購買力平価について調整済みの米ドルで表示。

(2) 15歳から24歳まで。コロンビアおよびチリについては2011年、ペルーについては2012年の数値。

(3) 出生1,000人に対する乳児死亡件数。

出典： 2015年世界開発指標

政府の形態

メキシコの現在の政府形態は、1917年5月1日に発効したメキシコ政治憲法（*Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos*、以下「憲法」という。）により確立された。憲法はメキシコ政府を、政府および州政府からなる連邦共和国として設立されるものと定めた。

政府

憲法はまた、政府を(1)行政府、(2)司法府および(3)立法府の3つに分けることにより、権限の分立を定めている。各府は以下のとおりである。

(i)行政府

メキシコの大統領（以下「大統領」という。）は、行政府の長である。大統領は、18歳以上のメキシコ国民の一般投票により選出される。憲法は、大統領の任期を1期6年までに制限しており、大統領は再選を認められていない。

1929年から1994年までは、制度的革命党（*Partido Revolucionario Institucional*、以下「PRI党」という。）がすべての大統領選に勝利し、1929年から1997年7月まで、PRI党が連邦議会（*Congreso de la Unión*、以下「議会」という。）の両院において過半数を占めてきた。1929年から1989年まで、PRI党はすべての州知事選においても勝利を収めた。2000年7月、メキシコで最も古くからある野党の国民行動党（*Partido Acción Nacional*、以下「PAN党」という。）と環境主義緑の党（*Partido Verde Ecologista de México*）が組んだ改革連合（*Alianza por el Cambio*）の候補者が、大統領選で勝利した。2006年には、PAN党のフェリペ・デ・ヘスス・カルデロン・イノホサ氏が大統領に選出された。同氏の任期は2006年12月1日に開始し、2012年11月30日に満了となった。

メキシコの選挙法に従い、2012年8月31日、連邦選挙裁判所（*Tribunal Electoral del Poder Judicial de la Federación*）は、2012年7月1日にメキシコで行われた大統領選挙の結果を公式に認証し、PRI党のエンリケ・ペニャ・ニエト氏が大統領に選出されたことを宣言した。ペニャ・ニエト氏は、PAN党のフェリペ・カルデロン・イノホサ氏に代り2012年12月1日に大統領に就任した。ペニャ・ニエト大統領の任期は2018年11月30日に満了となる。

行政府は、18の省、大統領府法制局（*Consejería Jurídica del Ejecutivo Federal*）および連邦検察庁（*Procuraduría General de la República*、2018年からは連邦検察総局（*Fiscalía General de la República*）となる予定）からなり、大統領が各省の長を任命する。2015年2月3日、大統領は、一閣僚を公共行政大臣（*Secretaría de la Función Pública*、以下「SFP」という。）に任命することを発表した。2015年8月27日、大統領は、社会開発省（*Secretaría de Desarrollo Social*）、農業開発都市計画省（*Secretaría de Desarrollo, Agrario, Territorial y Urbano*）、農業省（*Secretaría de Agricultura*）、環境天然資源省（*Secretaría de Medio Ambiente y Recursos Naturales*、以下「SEMARNAT」という。）、国家治安委員会（*Comisión de Seguridad*）、公教育省（*Secretaría de Educación Pública*）、観光省（*Secretaría de Turismo*）、大統領府（*Oficina de la Presidencia de la República*）、外務省（*Secretaría de Relaciones Exteriores*）および国家公務員共済庁（*Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado*）の各省庁に1名、計10名の閣僚の任命を発表した。なお、以下の省庁の閣僚は留任した：内務省（*Secretaría de Gobernación*）、財務省（*Secretaría de Hacienda y Crédito Público*）、国防省（*Secretaría de la Defensa Nacional*）、海軍省（*Secretaría de Marina*）、経済省（*Secretaría de Economía*）、通信運輸省（*Secretaría de Comunicaciones y Transportes*）、労働社会福祉省（*Secretaría del Trabajo y Previsión Social*）、エネルギー省（*Secretaría de Energía*）および保健省（*Secretaría de Salud*）。

大統領は、上院（*Senado de la República*）による承認を条件として、連邦司法長官（*Procurador General*）も任命する。同様に、大統領による財務省最高幹部（*empleados superiores*）の任命も、上院

による承認を要する。2012年12月1日、ペニャ・ニエト大統領はルイス・ビデガラ・カソ氏を財務大臣に任命した。

2015年12月、上院は以下の任命を承認した。

1. 2015年12月4日に上院官報 (*Gaceta del Senado*) に掲載されたとおり、アレハンドロ・ディアス・デ・レオン・カリルロ氏に代る財務省公債局次官補としてアルベルト・トーレス・ガルシア氏が承認された。
2. 2015年12月10日に上院官報に掲載されたとおり、オルガ・マリア・デル・カルメン・サンチェス・コルデロ・ダヴィラ氏およびホアン・ネポムセーノ・シルヴァ・メサ氏に代る最高裁判事としてノルマ・ルシア・ピニャ・エルナンデス氏およびハビエル・ライネス・ポティセク氏が承認された。
3. 2015年12月15日に上院官報に掲載されたとおり、エドゥアルド・ソホ・ガルサ・アルダペ氏に代るINEGIの理事会メンバーとしてフリオ・アルフォンソ・サンテッラ・カステル氏が承認された。

2015年12月17日、新たに文化省を創設するため、連邦公行政組織法 (*Ley Orgánica de la Administración Pública Federal*) およびその他の関連法が改正された。国家文化芸術審議会 (*Conaculta*) が新しい文化省となり、メキシコの文化および歴史的遺産に関連する政策を監督することとなる。2015年12月21日、メキシコ大統領は、ラファエル・トバル・イ・デ・テレサ氏を文化大臣に任命した。

2016年1月27日、連邦官報 (*Diario Oficial de la Federación*) に掲載された憲法の改正により、料およびその他政府が課す罰金の計算のための参照単位として最低賃金を用いる慣行が終了となった。この改革に続いて、国家統計地理情報システム (*Sistema Nacional de Información Estadística y Geográfica*) は、最低賃金に代って料およびその他政府が課す罰金の計算根拠として用いられることになる新しい測定単位を考案することになっている。

2016年1月29日、メキシコ合衆国の首都の政治的構成にかかる憲法改正が連邦官報に掲載され、連邦区 (*Distrito Federal*) をメキシコ市 (*Ciudad de México*) に変更し、他のすべてのメキシコの州と同じく完全な政治的・行政的自治権を有するメキシコ合衆国の新しい州とすることとなった。メキシコ市は引き続き連合国家の権力の座を占め、メキシコの首都として機能する。メキシコ市の行政区は、区 (*Alcaldías*) となる。メキシコ市の市長は、メキシコ市の新憲法の草案を作成する専権を有し、憲法制定議会は新憲法について議決する。憲法制定議会は、100名の議員によって構成される。6名はメキシコ大統領によって任命され、6名はメキシコ市長によって任命される。上院 (*Senado de la República*) および下院 (*Cámara de Diputados*) は、それぞれ14名の議員を投票により選出する。残りの60名は、国家選挙機関が作成した比例代表式投票手続き (2016年6月5日に実施予定) により選出される。

2016年2月8日、メキシコ大統領は3名の新しい閣僚の任命を発表した。社会保険庁 (*Instituto Mexicano del Seguro Social*、以下「IMSS」という。) の前長官ホセ・アントニオ・ゴンザレス・アナヤ氏がメキシコ石油公社の新総裁、連邦衛生リスク保護委員会 (*Comisión Federal para la Protección contra Riesgos Sanitarios*) の前委員長マイケル・アンドニ・アリオラ・ペニャロサ氏がIMSSの新長官に、またメキシコ国立自治大学 (*Universidad Nacional Autónoma de México*) の前学長ホセ・ナロ・ロブレス氏が新しい保健大臣に、それぞれ任命された。

(ii) 司法府

メキシコの司法府 (連邦司法府) は、最高裁判所 (*Suprema Corte de Justicia*)、巡回裁判所 (*Tribunales Colegiados de Circuito*)、地方裁判所 (*Juzgados de Distrito*) および連邦司法委員会 (*Consejo de la Judicatura Federal*) で構成されている。

最高裁判所は11名の裁判官からなり、その任期は15年で輪番制により交替する (ただし、1994年12月31日に実施された憲法改正の直後に任命された裁判官に関しては、その任期は20年を最長とする変則的期間である。)。最高裁判所の裁判官は、大統領が指名した3名の候補者の中から、上院の3分の2の票で選任される。最高裁判所長官の職位は裁判官が交替で務め、各長官の任期は1期4年に限られる。

最高裁判所長官 1 名を含む 7 名により構成される連邦司法委員会は、連邦司法制度を管理し、巡回司法裁判官および地方司法裁判官 (*magistrados*) を任命する。

(iii) 立法府

立法権は、上院および下院 (*Cámara de Diputados*) からなる議会に付与されている。議会の議員は、18歳以上のメキシコ国民の一般投票により、直接または比例代表制を通じて選出される。上院議員の任期は 6 年、下院議員の任期は 3 年で、以下に記載する政治および選挙制度改革によって、最長12年まで再選が可能である。上院は、128名の上院議員で構成され、そのうち96名は直接投票により選任され、その他32名は比例代表制により選出される。下院は500名の下院議員で構成され、そのうち300名は選挙区の直接投票により選出されるが、その他200名は比例代表制により選出される。この比例代表制のもとで、とりわけ、国民投票の少なくとも3.0%を獲得した政党間で、その候補者に対して比例して議席が分配される。

憲法は、大統領が法案に対して拒否権を発動することができ、議会が各議院の 3 分の 2 の票決によりかかる拒否権を無効にすることができることを規定している。

最近では、下院の500議席すべての議会選挙が2015年6月7日に行われた。選挙後の両院の一部議員の所属党派の変更を反映した現在の各政党の議席配分は、以下の表のとおりである。

メキシコ議会の政党別議員数

	上院		下院	
	議席数	比率	議席数	比率
制度的革命党（PRI党）	55	43.0%	208	41.6%
国民行動党（PAN党）	38	29.7	109	21.8
民主革命党（PRD党）	20	15.6	60	12.0
メキシコ環境主義緑の党	7	5.5	42	8.4
社会遭遇党	0	0.0	8	1.6
労働党	6	4.7	0	0.0
市民運動党	0	0.0	25	5.0
新同盟党	0	0.0	11	2.2
無所属	2	1.6	1	0.2
国家再生運動（新政党）	0	0.0	36	7.2
合計	128	100.0%	500	100.0%

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。アグアスカリエンテス州ヘスス・マリアの連邦直轄第一選挙区の下院議員選挙は、連邦選挙裁判所により無効とされた。2015年12月にこの選挙区の再選挙が実施され、PAN党と新同盟党の選挙協力がこの選挙に勝利した。

出典： 上院および下院

2014年2月10日、政治および選挙制度改革にかかる改正憲法が連邦官報に掲載された。この政治および選挙制度改革は、とりわけ以下の特徴を備えている。

- ・大統領は、議会において議席を有するいずれの政党とも、政府プログラムおよび共通政策を策定することができる。
- ・大統領の任期は、12月1日からではなく、10月1日開始とする。
- ・技術および運営面での自治と予算上の自立性をもった別個の法的主体として、全国社会開発政策評価会議（*Consejo Nacional de Evaluación de la Política Social*、以下「CONEVAL」という。）が設立される。CONEVALは、貧困水準の測定ならびにメキシコにおける社会開発政策に関連したプログラム、目標、目的および行動の評価を担当することになっている。
- ・連邦検察庁は、連邦検察総局（*Fiscalía General de la República*）となり、技術および運営面での自治と予算上の自立性をもった別個の法的主体として設立される。
- ・旧連邦選挙機関（*Instituto Federal Electoral*）の機能を果たす国家選挙機関（*Instituto Nacional Electoral*）が、技術および運営面での自治と予算上の自立性をもった別個の法的主体として設立された。国家選挙機関は、連邦および地方の選挙を組織し、選挙の方法の決定ならびに選挙に関する自治的な連邦組織の形成について責任を負う。
- ・連邦下院議員は、最長4期まで連続して再選資格を有することになる。同様に、上院議員はさらに2期連続して再選資格を有することになる。
- ・地方議会は、市長、市議会議員または評議員について連続再選回数を1期増加することを認められるが、かかる任期は3年を超えないものとする。
- ・全国政党が連邦選挙における登録資格を維持するために要する連邦選挙の投票総数は、3%にまで引上げられた。

2014年5月23日、かかる政治および選挙制度改革を補足する命令が連邦官報に掲載された。この命令は、選挙の制度および手続きに関する一般法（*Ley General de Instituciones y Procedimientos*）

Electoral)、政党一般法 (*Ley General de Partidos Políticos*) および選挙違反に関する一般法 (*Ley General en Materia de Delitos Electorales*) を含むいくつかの新法を施行するものである。またこの命令は、選挙の異議申立制度に関する一般法 (*Ley General del Sistema de Medios de Impugnación en Materia Electoral*)、連邦司法府組織法 (*Ley Orgánica del Poder Judicial de la Federación*) および行政サービス提供者の管理責任に関する連邦法 (*Ley Federal de Responsabilidades Administrativas de los Servidores Públicos*) を含む現行法の一部規定を改正するものでもある。かかる命令は、とりわけ以下の特徴を備えている。

- ・大統領は、その任期中いつでも、とりわけ特定の政府プログラム、かかる政府プログラムを支持する立法議案およびかかる政府プログラムを監視する連立内閣を承認することができる相対多数を形成するため、議会において議席を有する一または複数の政党とともに連立政権を形成することを認められる。この連立は、上院の承認を条件とする合意の適用を受け、連立内閣も、一定の例外を除き、上院による承認を得なければならない。
- ・一定の政府関係者の再選回数が修正された。連邦レベルでは、上院議員および下院議員は、最長12年まで再選が可能である。州も、州議会議員の連続再選の可能性を認めるよう、州憲法の改正を命じられた。
- ・国家選挙機関は、海外在住のメキシコ国民が投票権を申請するための手続きを監督する。地方選挙については、国家選挙機関は、とりわけ、選挙委員会委員の養成および選任、投票所の決定ならびに選挙区の指定について権限を与えられる。
- ・地方選挙組織 (*Organismos Públicos Locales Electorales*、以下「OPLE」という。) は、地方選挙の準備について責任を負い、公民教育の促進、地方選挙日に必要な一切の準備および地方選挙の有効性の宣言を主導する。
- ・新たに創設される調整委員会 (*Comisión de Vinculación*) は、国家選挙機関およびOPLEの職務の調整において仲介役を果たす。新たに設立される選挙庁 (*Oficialía Electoral*) は、候補者および政党の要請に応じてそれらの支援機能を果たす。
- ・連邦および地方選挙に関する透明性を監督するシステムの創設。政党は、とりわけ、選挙運動資金および個人献金の割当および支出にかかる情報の秘匿を認められない。さらに、政党は、党の役員、職員および専門家の給与について引続き連邦所得税に服するが、資金調達については租税を免除される。

州政府

メキシコの31の州は、それぞれ州知事を長とし、また政治改革の結果メキシコ市は市長を長とする。

州選挙は、最近では2015年6月7日に実施された。これらの選挙は、バハ・カリフォルニア・スル州、カンペチェ州、コリマ州、ゲレロ州、ミチョアカン州、ヌエボ・レオン州、ケレタロ州、サン・ルイス・ポトシ州およびソノラ州の州知事選挙であった。この選挙の結果、メキシコの州知事は、現在以下の構成となっている。

- ・PRD党は、4州の知事およびメキシコ市の市長を擁している。
- ・PAN党は6州の知事を擁している。
- ・市民運動党は1州の知事を擁している。
- ・メキシコ環境主義緑の党は1州の知事を擁している。
- ・無所属の者が1州の知事となっている。
- ・PRI党は、31州の知事のうち残り18州の知事を擁している。

国家選挙機関 (*Instituto Nacional Electoral*) は、2016年1月17日にコリマ州において知事選の再選挙を実施することを承認した。コリマ州知事の再選挙が実施され、その結果PRI党、環境主義緑の党、労働

党および新同盟党の連立でホセ・イグナチオ・ペラルタ氏が最多票を獲得した。連邦選挙裁判所は、2016年2月10日にこの選挙を有効とした。

2016年6月5日、メキシコ・シティの憲法議会が選出されるほか、アグアスカリエンテス州、チワワ州、ドゥランゴ州、イダルゴ州およびプエブラ州等12の州で州知事選挙が実施される予定である。

外交

2015年現在、メキシコは193カ国および2つの組織と外交関係を有している。各種国際機関および貿易協定へのメキシコの加盟状況は以下のとおりである。

地位	機関
創設メンバー	国連
締結国（カナダおよび米国とともに）	北米自由貿易協定（以下「NAFTA」という。）
設立加盟国	欧州復興開発銀行（1991年） 米州開発銀行（IADB） 国際金融公社 国際通貨基金（IMF） 米州機構 世界銀行
非借入域内加盟国	カリブ開発銀行
加盟国	関税及び貿易に関する一般協定（GATT）（1986年） 世界貿易機関（WTO）（1995年） 環太平洋経済協力会議（1991年） 経済協力開発機構（OECD）（1994年）

2000年現在、メキシコは欧州連合との間の自由貿易協定にも参加している。メキシコはまた、2002年1月1日から2003年12月31日まで国連安全保障理事会の非常任理事国となり、2003年4月には安全保障理事会の議長を務めた。2011年以降、メキシコはチリ、コロンビア、ペルーおよびメキシコにより創設され、メキシコの上院により批准され、2015年7月20日以降効力を有するものとして公表されている地域包摂イニシアティブである太平洋同盟（*Alianza del Pacífico*）の加盟国でもある。

国際機関に対する資金出資については、「(3) 貿易及び国際収支 - 多国間金融機関に対する資金出資」を参照。

政治改革

国内においては、政府は、政治参加を進めることでチアパス州の反乱軍および先住民族との紛争を解決しようとする取組みを随時行ってきた。この分野における政府の取組みの概要は以下のとおりである。

1995年9月11日	政府と反乱軍は合意に達し、両者はこれに従って共通の政治課題と手続きに関する規則を受諾するとともに、先住民族の権利に関する作業部会の立ち上げに同意した。
1996年2月16日	政府と先住民族は、先住民族の権利の拡大と保証を目指した一連の対策に関する協定を締結した。
2001年8月14日	先住民族の文化に関する憲法の条文改正が発効した。この改正は、メキシコにおける先住民族の村や共同体の権利を認めるとともに、先住民族に対してその社会組織、経済組織、政治組織および文化組織に関する民族内の制度に対する自治権の強化を認めるものである。

2003年 5 月21日	政府は、憲法上の制限に従った先住民族の共同体の自治を推進することを目的として、全国先住民族開発委員会 (<i>Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas</i>) を創設した。
2003年 7 月 5 日	全国先住民族開発委員会法 (<i>Ley de la Comisión Nacional para el Desarrollo de los Pueblos Indígenas</i>) が発効した。この法律は、憲法第 2 条に従って、先住民族および共同体の持続可能な発展を目指したプログラム、プロジェクト、戦略および活動の評価を指示、調整、促進、支援、奨励および監視する権限を全国先住民族開発委員会に与えるものである。
2011年 6 月23日	全国先住民族開発委員会法の一部改正が発効した。これらの改正は、先住民族の開発を目的とした政策、プログラムおよび活動について分析し、意見を述べ、提案をする諮問会議を設置するものである。
2012年 4 月10日	全国先住民族開発委員会法の一部改正が発効した。これは、それまで政府の公共行政省の職員をもって構成されていた同委員会の監視組織を撤廃するものである。

国内の治安

特に麻薬の製造、加工および取引といった活動に関係していることを理由に、ここ数年、政府は組織犯罪対策を徐々に強化している。具体的には、政府は、様々な治安対策を実施すると同時に、軍隊および警察を増員している。メキシコの選挙政治またはメキシコ財政への影響を含め、麻薬取引や麻薬絡みの暴力事件がメキシコ経済に及ぼしている影響に関する政府の調査は終了していない。しかし政府は、麻薬取引や麻薬絡みの暴力事件がメキシコ経済や外国からのメキシコに対する投資に重大な影響を及ぼしているとは考えていない。

2015年、INEGIは、迫害と治安の認識に関する世論調査2015 (*Encuesta Nacional de Victimización y Percepción sobre Seguridad Pública 2015*、ENVIPE 2015) を公表した。この世論調査では、麻薬取引や組織犯罪といった連邦犯罪を除き、地方犯罪および関連する治安対策により、メキシコの家計に対して2013年にGDPの1.27%にあたる約213.1十億ペソの費用がかかったのに対して、2014年にはGDPの1.27%にあたる約226.7十億ペソの費用がかかったと見積もられている。この費用は、地方犯罪の被害者 1 名につき5,560ペソに相当する。

(2)【経済】

国家開発計画

2013年5月20日付でメキシコ連邦官報に掲載された2013-2018年国家開発計画（*Plan Nacional de Desarrollo 2013-2018*）は、ペニャ・ニエト大統領の6年間の任期における基本目標および目的を定めている。かかる目的は以下のとおりである。

- (a) メキシコにおける平和を実現し、それによって、民主主義、統治および安全保障の確固たる基盤を進展させること。
- (b) 市民にとってメキシコをより開かれたものとし、市民の社会的権利を一層保護すること。
- (c) メキシコの教育制度の質を高め、教育を受ける機会を増やすこと。
- (d) 機会均等の改善に特に重きをおいて、持続可能な経済成長を刺激することにより、繁栄を進めること。
- (e) (i) 対外政策目標に焦点を当てること、(ii) 自由な国際貿易を促進すること、および(iii) 国際社会において積極的かつ革新的な勢力となることにより、メキシコが世界において責任ある行動をとる国としての役割を強化すること。

また、国家開発計画は、政府のあらゆる政策に組み込まれる予定の以下の3つの全般的戦略を提案している。

戦略	戦略の理論的根拠
生産性の民主化	(1) メキシコ経済の成長と競争力を促進すること、(2) メキシコの国民および企業の生産性を制限する障害を排除する公共政策を実施すること、ならびに(3) メキシコ経済の参加者が資源を有効に活用することを奨励すること。
効果的かつ近代的な政府の構築	(1) 情報利用を保証し、個人情報を保護すること、(2) 政府措置の効率性を高めるために情報・通信技術の利用および開発を拡大すること、ならびに(3) 適切な資源の配分、個人の成績に基づく昇進、最良慣行の普及および自動管理システムの導入を通じて、目標の実現において生産的かつ効率の良い確固たる政府を作ること。
男女共同参画の促進	政府の政策および措置のすべてに男女共同参画の考えを組込むこと。

経済における政府の役割 - 民営化

概要

過去20年間にわたって、政府は規制緩和、民営化および民間部門からの投資の増加を通じて経済の生産性および競争力を向上させるための措置を講じてきた。これらの施策には、(1) 政府による鉄道および衛星通信の民営化を認めるための憲法改正および関連する法律の制定、(2) メキシコ民間部門の企業による天然ガスの貯蔵、配送および輸送への参入を認める法律の制定、(3) 空港、港湾および高速道路の民営化、ならびに(4) 民間企業にメキシコ国内での商業空輸サービス事業の30年間有効な営業免許（*concesiones*）を認める民間航空に関する法律の制定が含まれていた。最近のエネルギー改革については、「法改正および政治改革 - エネルギー」および「経済の主要部門 - (b) 石油および石油化学」を参照のこと。

1983年以降、政府はすべての非戦略的民間営利企業に対する政府持分の売却を優先してきた。1982年、政府は1,155社を所有または支配していた。2015年8月14日現在、政府が所有または支配する事業体の数は197社であり、このうち6社については民営化の手続きが進められていた。これらの事業体は以下のとおりである。

- ・ 63社は政府が過半を所有する企業（*empresas de participación estatal mayoritaria*）で、これには全国貯蓄金融サービス銀行（*Banco del Ahorro Nacional y Servicios Financieros, S.N.C.*）、全国

公共事業サービス銀行 (*Banco Nacional de Obras y Servicios Públicos, S.N.C.*) およびメキシコ市空港グループ (*Grupo Aeroportuario de la Ciudad de México, S.A. de C.V.*) が含まれる。

- ・ 99社は分権的機関 (*organismos descentralizados*) で、これにはメキシコ預金保険公社 (*Instituto para la Protección al Ahorro Bancario*、以下「IPAB」という。)、メキシコ石油研究所 (*Instituto Mexicano del Petróleo*) およびメキシコ特許庁 (*Instituto Mexicano de la Propiedad Industrial*) が含まれる。
- ・ 19社は公的信託基金 (*fideicomisos públicos*) で、これには収用砂糖企業基金 (*Fondo de Empresas Expropiadas del Sector Azucarero*) および観光推進国家基金 (*Fondo Nacional de Fomento al Turismo*) が含まれる。
- ・ 2社は生産的国有企業 (*empresas productivas del estado*) であり、メキシコ石油公社 (*Petróleos Mexicanos*) および連邦電力公社 (*Comisión Federal de Electricidad*) である。
- ・ 7社は生産的国有子会社企業 (*empresas productivas subsidiarias*) であり、これにはペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社 (*Pemex Exploración y Producción*)、ペメックス・コジェネレーション・アンド・サービスズ社 (*Pemex Cogeneración y Servicios*)、ペメックス・ドリリング・アンド・サービスズ社 (*Pemex Perforación y Servicios*)、ペメックス・エチレン社 (*Pemex Etileno*)、ペメックス・ファーマライザーズ社 (*Pemex Fertilizantes*)、ペメックス・ロジスティックス社 (*Pemex Logística*) およびペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社 (*Pemex Transformación Industrial*) が含まれる。

民営化資金提供プログラム

1995年1月、政府は民営化の取組みを一層推進することを目的に包括的民営化プログラムを発表し、政府はこのプログラムをメキシコの構造的経済改革の主要な要素として位置付けた。この民営化プログラムの下で、政府は以前の民営化と比べ、より効果的な規制改革および関係政府機関間の連携の改善を達成した。加えて、議会はメキシコ経済の主要な部門への民間と外国企業の参入範囲を拡大する一連の法律を成立させた。

2008年2月6日、インフラ投資基金 (*Fondo de Inversión en Infraestructura*、以下「FINFRA」という。) はコンセッション式高速道路整備信託 (*Fideicomiso de Apoyo para el Rescate de Autopistas Concesionadas*、以下「FARAC」という。) と合併統合して、国家インフラ基金 (*Fondo Nacional de Infraestructura*、以下「FONADIN」という。) が創設された。FONADINは、公的部門、民間部門および社会部門を巻き込んだインフラ整備プロジェクトを推進するための財務基盤としての役割を果たしている。FONADINからの資金を受けたインフラ整備プロジェクトは主に、(1)道路、(2)港湾、(3)空港、(4)鉄道、(5)大量都市交通、(6)観光、(7)上下水道および(8)環境部門を対象としている。FONADINの主要な目標は以下のとおりである。

- ・ 国家インフラ整備プログラム (*Programa Nacional de Infraestructura*) の支援
- ・ 民間資本の活動の最大化および促進
- ・ その他市場が取らないリスクのリスクテイク
- ・ 公的部門、民間部門および社会部門のインフラ整備開発への参加を推進するための財務基盤としての役割
- ・ 資金的に存続可能であり、公益性が高くかつ経済的利益が少ないプロジェクトの推進
- ・ 競争力のある長期資金提供の達成

2014年4月29日、2014-2018年国家インフラ・プログラム承認令 (*Decreto por el que se aprueba el Programa Nacional de Infraestructura 2014-2018*) が施行され、連邦官報に掲載された。同命令に従って、政府はメキシコ経済の各部門に対してインフラのための支出を承認した。インフラ投資基金は、とり

わけ(1)通信、(2)道路、ならびに(3)エネルギーおよび観光の分野に対するメキシコのインフラ投資に関連した活動を伴う国家インフラ・プログラムを支援することになる。このプログラムに関する詳細情報については、「経済の主要部門 - (e)運輸および通信」を参照のこと。

通信

1995年6月、議会はメキシコにおける通信産業を自由化する法律を成立させた。テレフォノス・デ・メヒコS.A. de C.V. (*Teléfonos de México, S.A. de C.V.*、以下「テルメックス」という。)に認可されたメキシコにおける国内通話および国際通話サービス提供に関する独占営業免許が期限切れとなった後、1996年8月に施行されたこの法律に従い、政府は3つの異なるタイプの営業免許を認可した。第一に、運輸通信省 (*Secretaría de Comunicaciones y Transportes*) は、公衆固定回線通信ネットワークの構築および運営に対して30年間の営業免許(さらに30年間更新可能)を認可した。政府はこれらの営業免許の認可に際してライセンス料は課さなかった。第二に、政府は、免許保有者に対する20年間有効(さらに20年間更新可能)の無線周波数帯域の一部を使用して携帯電話ネットワークを営業する営業免許について入札を実施した。最後に、政府は、免許保有者に対する20年間有効(さらに20年間更新可能)の衛星通信システムを運営する営業免許について入札を実施した。かかる免許はメキシコの個人または企業にのみ認可することが認められている。ただし、通常外国人は49%を上限にこうした営業免許を認可された企業の株式の所有が認められていた。携帯電話システムを運営する営業免許の場合、国家外国投資委員会 (*Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras*) の承認があれば、外国人は所有割合を49%超に増加させることが認められていた。かかる営業免許保有者は、提供するサービスに対して自由に料率を設定することができる。同様に、1996年8月9日、運輸通信省は、連邦通信委員会 (*Comisión Federal de Telecomunicaciones*、以下「COFETEL」という。)の設置を発表した。連邦通信委員会は、メキシコにおける通信サービスの規制および監督に責任を有していた。

2013年6月12日、通信産業および放送産業のための憲法改正が発効した。かかる改正は、(1)メキシコ人がより良くかつより安い通信サービスを利用できるようにすること、および(2)これら産業における競争と投資を拡大することを意図したものであった。かかる改正の主な点は次のとおりである。

- ・この改革により設置された連邦通信協会 (*Instituto Federal de Telecomunicaciones*) をCOFETELに代る通信規制当局として指定。また反トラスト委員会 (*Comision Federal de Competencia Economica*) を憲法上の自律規制当局として指定。
- ・放送、通信および衛星通信企業の外国人保有の許可を拡大
- ・2つの全国テレビネットワークの設置
- ・全国的な通信ネットワークの開発および運営、および
- ・とりわけ、紛争裁決のため、競争法および通信放送産業において必須の経験を有する裁判官を配置した専門裁判所を設置することによって、かかる産業において効力ある法執行に対する障壁を除去すること。

連邦通信協会および反トラスト委員会は、憲法に基づいて設置されており、放送および通信の効率的な発展に重点を置いている。連邦通信協会は、経済的競争に関する政策決定当局であり、また放送および通信部門内で行為する能力を有している。両機関は、自由競争に対する障壁を有効に除去するための規制を行うことができる権限を与えられている。とりわけ、反トラスト委員会は、(1)自由な経済競争を確保すること、ならびに(2)独占、独占的慣行、市場集中およびその他のあらゆる自由市場の制限を予防し、調査しおよび規制すること、に従事している。連邦通信協会および反トラスト委員会両機関の統治機関は7人の委員で構成されている。かかる委員には、行政府の提案を受け、上院の承認を得て、任期をずらして任命される委員会委員長も含まれている。

通信および衛星通信部門では、外国人による投資は100%まで認められる。他方、放送部門への海外直接投資は、メキシコと投資家/運営者の出身国との互惠協約に従うが、上限を49%に制限されている。

2014年7月14日、通信部門に関する一部規定を補足する連邦通信放送法 (*Ley Federal de Telecomunicaciones y Radiodifusión*) およびメキシコ合衆国における公共放送制度法 (*Ley del Sistema Público de Radiodifusión en el Estado Mexico*) の施行令が連邦官報に掲載された。これら法律の主な特徴は、とりわけ以下のとおりである。

- ・連邦通信放送法： 連邦通信放送法は、携帯電話事業者の料金（長距離電話（ローミング）料金を含む。）を廃止または軽減し、通信および放送のアクセスを全般的に高めるための具体的措置を定めている。同法に従って、運輸通信省は、普及プログラムおよび公共の場所における接続水準の分析を毎年公表することを義務づけられる。同省はまた、一般普及および公的インフラ開発の促進という目的に対応することも義務づけられる。
- ・メキシコ合衆国における公共放送制度法： メキシコ合衆国における公共放送制度法は、メキシコの各州における放送サービスへの確実なアクセスを確保するため、分権的公企業であるメキシコ合衆国公共放送システム (*Sistema Público de Radiodifusión del Estado Mexicano*) を設立するものである。この企業は、OPMAとして知られる従前の放送局プロモーター (*Organismo Promotor de Medios Audiovisuales*) に代わるものである。

2015年に、政府は通信部門において28件の営業免許を付与した。

天然ガス産業

憲法第25条、第27条および第28条の改正令が、2013年12月20日付で連邦官報に掲載され、2013年12月21日付で施行された。かかる改正は、炭化水素部門および電力部門の双方を対象としたものであるため、天然ガス産業にも影響がある。2014年8月11日、憲法第25条、第27条および第28条の最近の改正について議会の承認を受けた第二次立法の施行令が連邦官報に掲載された。かかる第二次立法に従って、旧エネルギー規制委員会法 (*Ley de la Comisión Reguladora de Energía*) および天然ガス規制法 (*Reglamento de Gas Natural*) は廃止され、炭化水素法 (*Ley de Hidrocarburos*) がこれに代った。かかるエネルギー改革にかかる詳細情報については、「法改正および政治改革 - エネルギー」および「経済の主要部門 - (b) 石油および石油化学」を参照のこと。

2014年8月28日、国家天然ガス管理センター (*Centro Nacional de Control de Gas Natural*) の設立にかかる命令が連邦官報に掲載された。かかる命令に従って、現在では国家天然ガス管理センターがメキシコにおける天然ガスのパイプライン・ネットワークおよび貯蔵の管理、調整および効率的な監督について責任を負っている。

2013年1月から2015年9月までの間に、政府は次の有効な営業免許を認可した。

- ・30件の天然ガス輸送免許。このうち9件は2013年、19件は2014年、また2件は2015年に付与された。
- ・4件の天然ガス配送免許。このうち1件は2013年、2件は2014年、また1件は2015年に付与された。

鉄道

1995年に、議会は鉄道サービス規制法 (*Ley Reglamentaria del Servicio Ferroviario*) を成立させ、同法に基づき入札手続きを経てメキシコの鉄道システムを所有し運営する50年間を上限とする営業免許（さらに50年までの更新が可能）を認可することが認められている。メキシコの個人または企業のみがかかる免許を保有することが認められるが、外国人はこれらの企業の株式の49%まで保有することが認められている。外国人はまた国家外国投資委員会の承認を条件に、この49%の上限を超えてかかる企業に対する所有割合を増加させることができる。

鉄道サービス規制法に基づき、政府はまた鉄道システムを3地域の路線とメキシコ盆地 (*Valle de México*) のターミナル駅1カ所およびいくつかの短距離路線に分割した。1999年末までに、3地域の路線は売却され、メキシコ盆地のターミナル駅の株式の75%はかかる3地域の路線の新たな所有者に売却された。政府はメキシコ盆地のターミナル駅の残りの25%の所有持分を保有している。

2014年12月31日現在、政府はメキシコの鉄道システム部門を所有し運営するための合計14件の営業免許を認可していた。2015年には、それぞれ2月および7月にもう2件の営業免許が認可された。

2015年の鉄道インフラ整備に対する民間部門および公的部門の投資は、29.7十億ペソに達するものと見積られ、このうち11.4%は民間部門の、88.6%は公的部門の投資であった。2015年8月30日現在、かかる資金のうち約12.4十億ペソはすでに投資済みであった。

2015年1月26日、鉄道サービス規制法の改正が連邦官報に掲載された。この改正により、行政府は鉄道サービス規制局 (*Agencia Reguladora del Transporte Ferroviario*) ならびに踏切安全国家基金 (*Fondo Nacional de Seguridad para Cruces Viales Ferroviarios*) を創設することになっている。鉄道サービス規制局および踏切安全国家基金では、いずれも適用ある規制の下で安全を確保するため、自動車と歩行者の交通向けに信号および警報機のシステムを開発し、改善することが意図されている。

航空

民間航空法 (*Ley de Aviación Civil*) は、政府がメキシコ国内において定期運航商業航空輸送サービスを運営する30年間の営業免許 (さらに30年間までの更新が可能) を認可できる旨を規定している。かかる営業免許はメキシコ企業のみ認可されるが、外国人はこうした企業の株式の25%まで保有を認められる。

また、空港法 (*Ley de Aeropuertos*) では、外国人はメキシコの空港に対して49%を上限に所有することを認められるが、国家外国投資委員会の承認を受けて持分割合を増加させることができる。空港を運営、維持、開発するためには、運輸通信省の発行する営業免許が必要である。1998年から、こうした営業免許によって、政府は国内の商業空港の大半の運営を民営化し始めた。

2015年1月26日、民間航空法の改正が連邦官報に掲載された。この改正により、民間の商業認可を有する外国人は、メキシコの領域内で航行することはできなくなる。しかし、この規制は民間の非商業航空輸送サービスを運営する者には適用がない。この改正はまた、運輸通信省が民間航空産業における最適な実績の実現を目指した政府の安全プログラムを設定することも定めている。さらに、同改正ではすべての航空輸送サービスが運輸通信省により認証され、または外国の訓練センターおよび航空関連のワークショップから同等の証明を受けることが義務づけられている。かかる証明は、その発行国が国際民間航空機関および/または米国の連邦航空局が推奨する基準および方法を満たしている限り、運輸通信省により有効とされる。

メキシコには43の空港があり、それぞれ以下に掲げる異なる企業によって運営、維持、開発されている。

- ・ 民間企業1社はメキシコ中北部の13空港に対する営業免許を保有している。
- ・ 別の民間企業1社はメキシコの太平洋地域の12空港に対する営業免許を保有している。
- ・ 3社目の民間企業はメキシコ南東部の9空港に対する営業免許を保有している。
- ・ 国有企業であるグループ・アエロポルチュアリオ・デ・ラ・シウダド・デ・メヒコ S.A. de C.V. (*Grupo Aeroportuario de la Ciudad de México, S.A. de C.V.*) はメキシコシティ国際空港 (*Aeropuerto Internacional de la Ciudad de México*) を運営している。
- ・ 残りの8空港はより小規模の民間企業によって運営されている。

電力

政府は、引続き民間部門による発電への参入を奨励している。1992年に制定された法律は、民間企業が自家使用目的かまたは連邦電力公社 (*Comisión Federal de Electricidad*, 以下「CFE」という。) への販売目的のいずれかのために発電を行うことを認め始めた。政府は、メキシコの電力供給能力を増強し、メ

キシコが適切な価格での十分かつ信頼のおける電力供給を長期的に確保するためには、電力エネルギーの発電、配電および送電への民間投資の増加が必要と確信している。

2008年11月、メキシコは、メキシコにおけるクリーンで再生可能なエネルギー技術の開発および利用を規制し、かつ促進するため、再生可能エネルギー開発・エネルギー移行金融支援法 (*Ley para el Aprovechamiento de Energías Renovables y el Financiamiento de la Transición Energética*) を可決した。またこの法律は、エネルギー移行および持続可能なエネルギーの開発に係る国家戦略 (*Estrategia Nacional para la Transición Energética y el Aprovechamiento Sustentable de la Energía*) を設定した。この分野における努力の結果、化石燃料による発電量は、2008年12月31日現在メキシコの総発電量の76.0%を占めたのに対して、2014年12月31日現在では74.1%であった。メキシコは、2024年までに非化石燃料による発電量を少なくとも35%とする計画である。2015年12月24日、新しいエネルギー移行法が連邦官報に掲載された。この法律は、よりクリーンなエネルギー源を推進することにより、気候変動に対応しようとするものである。この法律により、クリーン・エネルギー証明書プログラムが設けられ、2024年までにメキシコの電力供給の少なくとも35%がクリーン・エネルギー源から生み出されなければならないという目標が設定されている。したがって、再生可能エネルギー開発およびエネルギー移行金融支援法およびエネルギー持続的利用に関する法律 (*Ley para el Aprovechamiento Sustentable de la Energía*) は廃止された。

上記の活動に加えて、政府は、民間部門による電力部門への参入を引き続き奨励している。憲法第25条、第27条および第28条の改正令が、2013年12月20日付で連邦官報に掲載された。かかる改正は、炭化水素部門および電力部門の双方を対象としたものである。特に、これらの改正に従って、CFEは、分権的公企業から政府が完全所有する「生産的国有企業」に転換され、技術、経営および予算上の自治を認められた。さらに2014年8月11日、憲法第25条、第27条および第28条の改正に関する議会承認を受けた第二次立法の施行令が連邦官報に掲載された。この第二次立法は、12の現行法を修正したほか、9つの新法（その一部は電力部門に関係している。）を制定した。石油およびガスの探査、生産および輸送への参入にかかるメキシコ人および非メキシコ人の投資家向けの入札手続きは、かかる第二次立法を通じて規制されており、すでに実施済みの関連する入札手続きについては、「法改正および政治改革 - エネルギー」および「経済の主要部門 - (h)電力」に記載がある。

保険

2015年6月30日現在、国家保険・保証証券委員会 (*Comisión Nacional de Seguros y Fianzas*) から免許を受けた民間保有の保険会社は104社であった。

銀行

メキシコの銀行制度は1982年に国有化された。その後、1990年に信用機関法すなわち銀行法 (*Ley de Instituciones de Crédito*) が制定されるまで、政府は銀行業務および信用サービスの提供に関して単独で責任を有していた。この法律の制定を受けて、政府は銀行業の民営化を開始した。銀行制度の民営化に関する追加情報については、「(4)通貨・金融制度 - 銀行制度」を参照のこと。

法改正および政治改革

上訴権

2011年6月6日に憲法が改正され、メキシコの連邦裁判所における憲法上の上訴権 (*Amparo*) を改革し、憲法において確立された人権の保護において上訴権の有効性を高めることとした。主な改革点は、以下のとおりである。

- ・上訴権の範囲が拡大され、憲法で意図された人権違反だけでなく、メキシコが加盟している国際条約に掲げられる人権違反についても上訴権の対象とされた。

- ・集団的上訴権訴訟が導入され、それによって訴訟は個別にだけでなく、グループで提起することができることとなった。
- ・上訴権は、「司法上の利害関係」を有する者だけでなく、訴訟において「正当な利害関係」を有する者に拡大された。
- ・上訴権訴訟の本案について判断するほか、最高裁判所は法律が憲法違反であるとの宣言をし、11名の裁判官のうち8名の投票があれば当該法律の適用を停止させる権限を有する。
- ・有利な判決を得た当事者は、原判決を擁護するために、相手方が提起する上訴権訴訟に参加することができる。
- ・行政府および立法府は、社会的関心および公共政策上当該判決の緊急性が正当化される場合には、上訴権、憲法上の議論および憲法違反の判決を迅速に行うことを連邦司法府に請求する権利を認められる。
- ・上訴権にかかる時効制度は廃止された。
- ・上訴審判決に従わない当局に対する制裁措置が設けられた。

2013年4月3日付で、旧法に代わる新たな上訴法が施行された。この上訴法は、行政措置や司法措置を含む様々な種類の政府措置に対する憲法上の救済を個人や企業に提供することを目的としている。新法では、個人がこれらの措置に対して法的な異議申立てを行えるようにし、一定の場合には差止めによる救済を定めている。新上訴法はまた、(1)法律に基づく保護を要求できる者の対象範囲を広げ、(2)一定の状況においては上訴請求に基づいてなされた判決に全般的な効力を付与し、(3)社会的な害悪が原告の利益を上回る場合には差止めによる救済を制限する。最後に、上訴法の制定は、司法上の矛盾を制限するよう試みることによって裁判制度を強化することも目指している。

政府会計

2014年8月11日に連邦官報に掲載された連邦予算・財政責任法 (*Ley Federal de Presupuesto y Responsabilidad Hacendaria*) および公債一般法 (*Ley General de Deuda Pública*) の改正は、財務省を通じて行われる政府が一定の条件の下でメキシコ石油公社 (*Petróleos Mexicanos*、以下「ペメックス」という。) の年金債務の一部を引受けることができる可能性を定めた。かかる条件には、政令の施行から1年以内にペメックスがペメックスとその子会社を対象とする労働協約の修正に同意すること、ペメックスおよびその子会社企業の事務職員向け就業規則 (*Reglamento de Trabajo del Personal de Confianza de Petróleos Mexicanos y sus Organismos Subsidiarios*) の修正、ならびに緊縮プログラムの実施などが含まれる。引受けられた当該負債は、ペメックスの年金制度の改革によって実現した負債の減額分に相当することになるであろう。2015年12月、ペメックスはかかる条件が満たされたことを財務省に通知した。2015年12月24日に連邦官報に掲載されたとおり、財務省はペメックスの年金債務の一部を政府が引受けることについての規則を制定した。これらの規則により、ペメックスの負債の減額分を計算するため独立の年金の専門家が招聘された。また、50,000百万ペソの当座の約束手形の発行も求められたが、これは独立の年金の専門家が最終的に確認する年金債務の減額を根拠として発行される予定の一シリーズの約束手形と2016年に交換されることになっている。

政府会計に関する一般法 (*Ley General de Contabilidad Gubernamental*) および連邦予算・財政責任法の改正は、2015年12月30日に連邦官報に掲載された。これらの改正により、各州は政府の各レベルを通じて公会計を標準化するために会計審議会を創設することを義務づけられる。

新しい連邦国庫法 (*Ley de Tesorería de la Federación*) が2016年1月1日付で施行された。この法律は、連邦国庫局による連邦資金の徴収および管理ならびにそれらに関する支払の実施にかかる規則を定めるものである。この法律はまた、連邦資金の管理に関する活動に関与する者を監督することならびに制裁金およびその他の罰金を科すことを連邦国庫局に委ねている。

行政

2013年1月3日、連邦行政組織法 (*Ley Orgánica de la Administración Pública Federal*) に対する改正が施行された。これらの改正には、中でも以下の改革が含まれる。

- ・内務省 (*Secretaría de Gobernación*) は大統領令および政策を達成するため、また大統領の承認を条件として関係閣僚会議を招集するために、他省の活動を調整する権限を付与された。
- ・警察省 (*Secretaría de Seguridad Pública*) は解散されることとなり、治安、連邦警察、連邦刑務所制度、被害者支援、犯罪防止ならびに犯罪データおよび諜報活動に関するプログラムを調整・監視する権限は内務省に移管された。
- ・農地改革省 (*Secretaría de la Reforma Agraria*) は、農地土地都市開発省 (*Secretaría de Desarrollo Agrario, Territorial y Urbano*) に名称が変更された。
- ・公共行政省 (*Secretaría de la Función Pública*、以下「SFP」という。) は解散され、以下に関する責任は、財務省に移管された。(1)国内の説明責任、(2)国内の管理統制制度、(3)公共サービスの発展、(4)公的なリース、(5)取得およびプロジェクト、(6)人的資源および給与政策、ならびに(7)連邦財産の管理に関する連邦不動産政策。
- ・社会開発省 (*Secretaría de Desarrollo Social*) は、(1)貧困の防止および削減、(2)子供の人権、高齢者の人権および家族の結束の向上、ならびに(3)一段と堅固な社会基盤の発展、を目的とするプログラムや政策を調整・監視する権限を付与された。

SFPの解散およびその権限の財務省への移管は、現在SFPが行っている腐敗防止業務を行う独立した機関を創設するための法案の承認を条件とする。議会は、新しい組織に付与される権限レベルと責任との整合性を図るため、国内の説明責任および管理統制制度を改訂するものと予想される。SFPは、上記法案が承認されるまで、引続き現行の職務権限の下で執行していく。

企業

2016年3月14日、単純型株式資本会社 (*Sociedad por Acciones Simplificada*) という新しい会社形態を置くために、事業会社一般法 (*Ley General de Sociedades Mercantiles*) の改正令が連邦官報に掲載された。この改革は、単独株主のみで創業する零細企業および小規模企業の設立手続きを容易にしかつ簡素化することおよびメキシコ国内でのこうした企業の成長を奨励することを目的としている。

教育

2013年2月27日付で、教育に関する憲法改正が施行された。この改正は、能力試験および年間目標を導入する一方で、教師の採用・昇進への能力に基づいた基準を設定することで、メキシコの公教育制度を改善することを意図している。さらに、同法は学習時間の延長および学校関連インフラの改善のための連邦予算を定めている。

2013年9月12日、一般教育法 (*Ley General de Educación*) の改正が施行された。この改正は、州に対してすべての者が初等および中等学校に通うことを確保し、質の高い教育を提供することを義務付けている。またこの改正には、学校に対してより大きな管理権限を割当てて規定が含まれており、学校がその業績を高めるために基本的判断を行うことを認めている。

また、2013年9月12日、国立教育評価機関法 (*Ley del Instituto Nacional para la Evaluación de la Educación*) が施行された。この法律により、国立教育評価機関が技術、管理および予算に関する決定に関して独立した公的機関として設立される。国立教育評価機関は、とりわけ、国家の教育評価制度 (*Sistema Nacional de Evaluación Educativa*) の調整に責任を負う。また、同機関は、現存の公立および私立の初等および中等学校にかかる国の教育制度 (*Sistema Educativo Nacional*) の質、業績および成果の評価について責任を負う。

最後に、2013年9月12日、教員専門サービス法 (*Ley del Servicio Profesional Docente*) も施行された。この法律は教員の専門サービス (*Servicio Profesional Docente*) を規制するもので、教員の雇用、研修および評価に関する基準および契約条件を規定し、それにより教員の能力に基づく昇進を促進するものである。

2014年度有価証券報告書に記載された2013-2018年国家開発計画の教育にかかる目的に従って、教育インフラ改善のための資金を調達するため、教育インフラ債券 (CIENプログラム) が2015年12月に初めて発行され、2039年満期の地方債券の発行により8.6十億ペソが調達され、2016年3月には5十億ペソが調達された。このプログラムは融資の仕組みを定めるもので、これにより各州はかかる資金を特定のインフラ・プロジェクトに充当する約束をすることにより、多数の拠出による基金からの資金を受取ることができる。債券発行は、一般投資家に広く歓迎され、地方の年金基金および保険会社を含む23の機関の参加を得た。これは、2015年から2018年までの間に総額50.0十億ペソを調達する予定であり、一連の債券発行の先駆けとなった。

保険機関および保証機関

2013年4月4日付で、新たな保険機関および保証機関法 (*Ley de Instituciones de Seguros y Fianzas*) が連邦官報で公表された。この保険機関および保証機関法は、保険会社と保証会社を個別に規制していた旧法と異なり、保険会社と保証会社の設立および運営について併せて規定する。また、新法では(1)メキシコの保険法制を国際基準に沿ったものとし、(2)所定の新たな資本要件を導入し、(3)新たな保険商品について規定する予定である。

エネルギー

憲法第25条、第27条および第28条の改正令が、2013年12月20日付で連邦官報に掲載された。かかる改正は、炭化水素部門および電力部門の双方を対象としたものである。特に、これらの改正に従って、ペメックスおよびCFEは、分権的公企業から「生産的国有企業」に転換され、技術、経営および予算上の自治を認められた。生産的国有企業として、ペメックスおよびCFEは、業界の最良慣行および健全な企業統治の双方を活用して、経済的価値を作り出すことを期待される。メキシコ政府は、引続きペメックスおよびCFEの完全な所有権を保持する。

炭化水素部門に関して、本改正はとりわけ以下の特徴を備えている。

- ・メキシコの下層土に所在する炭化水素鉱床は、引続きメキシコ国家の所有となる。政府は、民間部門企業との取決めにより探査および採掘の実行を担う。石油およびガスの探査および生産に関するかかる取決めは、新しい契約の枠組みにより規制されているが、これには、生産物分与契約、利益配分契約、サービス契約およびライセンスが含まれる。ただし、政府は、探査および採掘活動に関して民間部門企業に営業許可を認可することを認められていない。
- ・エネルギー省 (*Secretaría de Energía*) は、(1)メキシコのエネルギー政策の運営、(2)生産的国有企業への割当を裁定および決定し、国家炭化水素委員会 (*Comisión Nacional de Hidrocarburos*) の技術支援を受けて、探査・採掘契約の対象となる区域を選択すること、(3)石油の処理および精製ならびに天然ガスの処理に関する許可証の発行、ならびに(4)請負公開入札のガイドラインの制定、を担っている。国家炭化水素委員会は現在、これらの公開入札の運営を担っており、技術および経営上の自治権ならびに予算上の自立採算を認められた独立した組織として設立されている。
- ・国家炭化水素委員会と同様に、エネルギー規制委員会 (*Comisión Reguladora de Energía*) も技術および経営上の自治権ならびに予算上の自立採算を認められた独立した組織として設立されている。エネルギー規制委員会は、とりわけ石油製品の貯蔵、パイプラインによる輸送および流通にかかる免許の発行を担っている。

- ・ペメックスは「ラウンドゼロ」の手続きに参加している。これに基づいて、ペメックスは、エネルギー省に対して、ペメックスの運営能力に基づいて特定の探査および生産区域（すでにペメックスはその権利を取得できていた。）の割当てを求めた。ペメックスが割当要請をしないまたはペメックスに割当てられない区域は、民間人および民間企業に開放され入札の対象となった。
- ・新しい公益信託として、メキシコ中央銀行が管理する安定化と開発のためのメキシコ石油基金（*Fondo Mexicano del Petróleo para la Estabilización y el Desarrollo*）が2015年1月1日付で創設された。この基金は、かかる改革に基づいて、割当許可または締結契約に基づいて実施される探査および生産活動から得る収入（ただし、かかる活動の結果発生する税収を除く。）の受領、管理および分配を担っている。技術委員会は、エネルギー大臣、財務大臣、メキシコ中央銀行総裁および4名の独立委員で構成されている。
- ・国家炭化水素部門産業安全性・環境保護庁（*Agencia Nacional de Seguridad Industrial y de Protección al Medio Ambiente del Sector de Hidrocarburos*）が、メキシコの石油およびガス事業における主に安全性と環境保護に関する特定の側面を規制し、管理することを主な目的とする政府機関として設置された。

また、電力事業部門については、本改正はとりわけ以下の特徴を備えている。

- ・メキシコは、引続き単独で、(1)国の電力システムの計画策定および経営管理、ならびに(2)電力エネルギーの送電および配電の公益事業を担う予定である。これらの事業については営業許可を認可されないが、政府は法律で定める一定条件に従って民間人と契約を結ぶことができる。現在、発電および変電は民間による投資および運営に開放されている。
- ・エネルギー規制委員会は、民間関係者への電力発電の規制および許可証発行を委託されている。
- ・(1)国の天然ガスの輸送と貯蔵施設の所有および運営を担う国家天然ガス管理センターならびに(2)国の電力網の運営および卸売り電力市場の運営管理を担う国家エネルギー管理センター（*Centro Nacional de Control de Energía*）という2つの新しい分権的政府機関の創設。

2014年8月11日、憲法第25条、第27条および第28条の最近の改正に関する議会承認を受けた第二次立法の施行令が連邦官報に掲載された。この第二次立法は、いくつかの現行法を修正したほか、9つの新法（その一部は電力部門に関係している。）の制定・公布を予定している。この憲法改正およびそれに伴う第二次立法にかかる追加情報については、「経済の主要部門 - (b)石油および石油化学」および「経済の主要部門 - (h)電力」を参照のこと。

2014年12月2日、メキシコ石油公社法（*Ley de Petróleos Mexicanos*、以下「ペメックス法」という。）の経過規定第10条（*Décimo Transitorio*）に従って、メキシコのペドロ・ヨアキン・コールドウェル・エネルギー大臣の声明が連邦官報に掲載された。この声明において、コールドウェル大臣は、2014年10月に設置されたペメックスの新しい理事会にはペメックス法の下で要求される監督、透明性および説明責任にかかる適切な仕組みが備わっていることを宣言した。この声明の発表により、ペメックスの予算、債務、買収、リース、サービスおよび作業ならびに経営管理責任を統治する新しい法的管理体制が発足しているとみなされた。本報告書の日付現在、かかる体制は引続き有効である。

2014年12月11日、国際的競争入札（*Licitación Pública Internacional*）の第一段階（以下「ラウンドワン」という。）が連邦官報に掲載された。この入札手続きによって、国家炭化水素委員会は、国内外の企業および生産的国有企業に対して、14の浅海域の契約区域における炭化水素の探査・採掘に関連した契約にかかる入札への参加を呼び掛けた。合計169の浅海域の鉱区がラウンドワンにおける入札の対象となり、その内訳は109の探査鉱区と60の採掘鉱区である。入札手続きの最終条件は、2015年6月9日に連邦官報に掲載され、落札者は2015年7月22日に公表された。関連する契約の締結期限は2015年8月21日とされていた。

2015年2月16日、連邦電力公社法（*Ley de la Comisión Federal de Electricidad*、以下「連邦電力公社法」という。）の経過規定第14条（*Décimo Cuarto Transitorio*）に従って、メキシコのエネルギー大臣

の声明が連邦官報に掲載された。この声明において、コールドウェル大臣は、2015年1月27日に設置されたCFEの理事会には連邦電力公社法に基づいて要求される監督、透明性および説明責任について適切な仕組みが備わっている旨を宣言した。

2015年2月27日、ラウンドワンの2回目のコールが連邦官報においてなされ、入札手続きの当該部分についての当選発表は2015年9月30日に公表された。

2015年5月12日、国家炭化水素委員会は国内外の法人および生産的国有企業に対して、25カ所の陸上区域における炭化水素の採掘に関する契約の入札への参加を呼びかけた。2015年12月15日、同委員会は25カ所の陸上区域についての契約を認めた。2015年12月17日、同委員会は、国内外の法人および生産的国有企業に対して、10カ所の深海区域における炭化水素の探査・採掘のための契約の入札への参加を呼びかけた。

2015年12月24日、新しいエネルギー移行法が連邦官報に掲載された。この法律は、よりクリーンなエネルギー源を推進することにより、気候変動に対応しようとするものである。この法律により、クリーン・エネルギー証明書プログラムが設けられ、2024年までにメキシコの電力供給の少なくとも35%がクリーン・エネルギー源から生み出されなければならないという目標が設定されている。したがって、再生可能エネルギー開発およびエネルギー移行金融支援法およびエネルギー持続的利用に関する法律 (*Ley para el Aprovechamiento Sustentable de la Energía*) は廃止された。

情報へのアクセスおよび政府の透明性

2014年2月7日、情報へのアクセスおよび透明性の改善を意図した憲法改正が連邦官報に掲載された。この改革は、とりわけ以下の特徴を備えている。

- ・個人、企業、法人および組織が提供する情報を含む情報へのアクセス権の増加。
- ・技術および経営上の自治権ならびに予算上の自立採算を認められた独立した組織としての連邦情報公開庁 (*Instituto Federal de Acceso a la Información y Protección de Datos*、以下「IFAI」という。なお、現在では以下に記載するようにINAIとして知られる。) の設立。
- ・全32州の地方自治体が公開情報にアクセスし、個人データを保護する権利を有する根拠の明確化。
- ・政党、労働組合、信託および公的資金を受取る個人または法人に関する情報請求を受取り、処理するIFAIの機能。
- ・IFAIの判断が最終的で疑問の余地がないこと、ならびにIFAIは国の安全保障に関わる可能性のある一定の情報に絡む申請への回答を差控えることの決定。

上記のほか、2014年2月20日、連邦情報公開庁内部規則 (*Reglamento Interior del Instituto Federal de Acceso a la Información y Protección de Datos*) が連邦官報に掲載された。これはIFAIの構成、機能および運営を定めるものである。

2015年5月4日、透明性および公的情報へのアクセスに関する法律 (*Ley General de Transparencia y Acceso a la Información Pública*) が連邦官報に掲載された。広範囲の法人がこの法律の対象となっている。同法は、当局、法人、政府機関および主体、自治公共団体、信託および公的ファンドならびに公的財源を受取り、管理するか、または連邦政府、州および地方自治体のために行為する特定の組合が保有する情報へのアクセス権を確保するための原則および手続きを定めている。

同法は、とりわけ以下の特徴を備えている。

- ・旧IFAIの新しい国家情報公開庁 (以下「INAI」という。) への変換。
- ・情報機関へのアクセスの権限の連邦政府、州および地方自治体への振り分け。
- ・情報へのアクセス権にかかる、一貫性があり、簡潔かつ迅速な手続きおよび条件の構築。

- ・ 透明性・情報アクセスおよびデータ保護の全国システムの組織の規制、ならびにそのメンバー（INEGI、連邦公文書記録局、上級会計監査院ならびに透明性および情報アクセスに関連した政策を担当する州当局）間の組織の確立。
- ・ 人道に対する罪および人権侵害に関する情報は機密扱いとはみなされないことの立証。
- ・ 透明性および情報アクセスに関連した政策を担当する州当局は、学術機関および非政府機関からなる諮問機関を持つことを規定。かかる機関はそれぞれ7年以内の任期で就任する。これらの諮問機関は、INAIの年次計画およびその遵守状況ならびにINAIの年次予算計画に関して意見を述べる権限を有する。
- ・ 州当局により開発、管理および実施される技術基盤の構築。

2016年5月9日、旧連邦法を廃止し、新たな透明性および公開情報アクセスに関する連邦法（*Ley de Federal de Transparencia y Acceso a la Información Pública*）が連邦官報に掲載された。この新法は、憲法上の自主機関、政府の三権（行政府、立法府および司法府）、政党、公的信託および基金ならびに一般に連邦の公的資金を受取りもしくは権限ある者として行為する者（労働組合を含む。）が保有する公開情報に自由にアクセスする人権を定め、これを保証することを目的としている。同法はまた、軍隊、新たなエネルギー関連当局（国家炭化水素部門産業安全性・環境保護庁、国家炭化水素委員会、エネルギー規制委員会、安定化と開発のためのメキシコ石油基金）ならびに生産的国有企業、その子会社および関連会社にかかる透明性の義務についても規定している。新法は、制裁を課す国家情報公開庁の権限について規定している。

2015年5月26日、憲法第25条、第73条、第79条、第108条、第116条および第117条の改正令が連邦官報に掲載された。この改正の主な目的は、州および地方自治体の財政の健全性を維持するための新たな法的枠組みを構築し、借入慣行およびその管理を改善し、説明責任を強化することである。

2016年4月27日、州および地方自治体の財政規律に関する法律（*Ley de Disciplina Financiera de las Entidades Federativas y los Municipios*）が連邦官報に掲載された。この法律は、州および地方自治体の財政に関する規則ならびに公債負担にかかる透明性のある手続きを定め、説明責任を強化し、一定の条件が整った場合に連邦政府の保証を利用できる可能性を高めるものである。

新法には4つの具体的なメリットがある。

中長期的な持続可能性を実現するための健全な地方財政

地方自治体が負担することになる債務水準の決定において地方自治体の財政実績の透明性を高める新しい警告システム。

公債の調達コストの低減を目的として、公債の契約締結にかかる競争過程の規則を定め、一定の要件が満たされた場合に連邦政府の保証を利用できる可能性について規定。

地方の債務を有効にするためのメカニズムとしての、州および地方自治体の債務（公債としての適格性を問わない。）にかかる独自の登録簿の作成。

州および地方自治体の財政規律に関する法律の施行令には、公債一般法の改正およびその連邦公債法への名称変更ならびに連邦政府の保証利用に関する州および地方自治体のための規定のほか、州および地方自治体の財政規律に関する法律との整合性を諮る目的で財政調整法（*Ley de Coordinación Fiscal*）の改正も盛り込まれている。

刑事司法

2008年6月に憲法が改正され、刑事司法制度が改革された。8年間かけて実行される改革は、次のとおりである。

- ・ メキシコは、有罪が立証されるまでは被告人を無罪と推定する弾劾的刑事司法制度に移行する。ほぼ書面だけを通じて手続きが進められていた閉鎖的な訴訟に代わって口頭審理が導入され、一般に公開

される。また、各刑事訴訟を判決の言渡しまで通して担当する特定の裁判官が任命される。特定の裁判官は各回の審問に出席することが義務づけられる。

- ・ 組織犯罪対策の効果をあげるため、これまでは政府当局に限られていた捜査権が現地警察と州警察に与えられる。加えて、起訴前の組織犯罪容疑者の最長勾留期間を80日間とするとともに、犯罪組織活動に使用された資産も政府が押収できる。その一方、組織犯罪容疑者の公判で証言する人物を保護するため、証人保護プログラムが導入される。また検察当局に協力した被告人には、減刑やその他の特典が認められる。
- ・ 犯罪行為の被害者が一層直接的に訴訟に関与できるようになると同時に、個人データの保護強化、ならびに必要な応じた法律、医学および精神面の支援の恩恵を受けられるようになる。
- ・ 国内の警察官の採用、訓練、評価および認定に関する規則において、連邦、州、地方自治体といった政府レベル間での一貫性を確保するため、全国治安制度 (*Sistema Nacional de Seguridad Pública*) が新設される予定である。
- ・ いずれの被告人も適切な弁護を受けられるよう、国選弁護人制度が改善される。

2014年3月5日、国家刑事訴訟法 (*Código Nacional de Procedimientos Penales*) が連邦官報に掲載された。かかる改革は、とりわけ以下の特徴を備えている。

- ・ 各州において異なる刑事訴訟法に従っていたが、これに代わり新しい法律によって全国に刑事訴訟についての統一規則が定められる。
- ・ より迅速に手続きを進めるため、刑事訴訟手続きは憲法および国際条約において認められている一切の原則に従うことになる。
- ・ 被害者およびその権利の保護の強化、無罪推定および適正な手続きの尊重。

国内総生産

以下の表は、表示期間についてのメキシコの実質国内総生産および支出を2008年恒常ペソおよび比率で示したものである。かかる数字は、これまで2008年から2012年までは2003年恒常ペソで算出されていたが、2013年に2008年恒常ペソに更新されており、そのため過年度の数字も修正されている。

実質国内総生産および支出

	2011年	2012年 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾
	(単位：十億恒常ペソ) ⁽²⁾				
GDP	12,774.2	13,287.5	13,466.3	13,769.3	14,120.0
加算：財貨およびサービスの輸入	3,967.0	4,183.8	4,291.9	4,548.6	4,777.5
財貨およびサービスの供給合計	16,741.2	17,471.4	17,758.2	18,318.0	18,897.5
控除：財貨およびサービスの輸出	3,935.1	4,164.9	4,262.7	4,559.4	4,969.4
国内支出に利用可能な財貨およびサービス合計	12,806.1	13,306.4	13,495.5	13,758.6	13,928.1
財貨およびサービス合計の配分					
民間部門消費	8,493.2	8,912.8	9,105.7	9,270.0	9,562.9
公的部門消費	1,421.1	1,470.6	1,485.9	1,521.5	1,556.5
消費合計	9,914.3	10,383.4	10,591.6	10,791.5	11,119.4
総固定投資	2,804.2	2,938.2	2,892.6	2,976.9	3,089.7
在庫の増減	56.1	90.0	74.5	79.9	66.9
国内支出合計	12,774.6	13,411.6	13,558.7	13,848.3	14,276.0
誤差脱漏	(31.5)	105.1	63.2	89.7	347.8

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく恒常ペソによる表示。

出典： INEGI

実質国内総生産および支出

	2011年	2012年 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾
(単位：GDPに対する百分比%) ⁽²⁾					
GDP	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
加算：財貨およびサービスの輸入	31.1	31.5	31.9	33.0	33.8
財貨およびサービスの供給合計	131.1	131.5	131.9	133.0	133.8
控除：財貨およびサービスの輸出	30.8	31.3	31.7	33.1	35.2
国内支出に利用可能な財貨およびサービス合計	100.2	100.1	100.2	99.9	98.6
財貨およびサービス合計の配分					
民間部門消費	66.5	67.1	67.6	67.3	67.7
公的部門消費	11.1	11.1	11.0	11.0	11.0
消費合計	77.6	78.1	78.7	78.4	78.7
総固定投資	22.0	22.1	21.5	21.6	21.9
在庫の増減	0.4	0.7	0.6	0.6	0.5
国内支出合計	100.0	100.9	100.7	100.6	101.1
誤差脱漏	(0.2)	0.8	0.5	0.7	2.5

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく恒常ペソによる表示。

出典： INEGI

以下の表は、表示期間についてのメキシコの実質国内総生産の経済部門別構成を2008年恒常ペソおよび比率で示したものである。かかる数字は、これまで2008年から2012年までは2003年恒常ペソで算出されていたが、2013年に2008年恒常ペソに更新されており、そのため過年度の数字も修正されている。

部門別実質国内総生産

	2011年	2012年 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾
(単位：十億恒常ペソ) ⁽²⁾					
第一次産業：					
農業、林業、漁業、狩猟業 および畜産業 ⁽³⁾	377.2	405.3	409.1	426.8	439.9
第二次産業：					
鉱業	1,017.2	1,026.0	1,024.5	1,009.1	950.2
電力、ガスおよび水道事業	286.0	292.1	293.6	317.7	329.9
建設業	1,015.1	1,040.0	990.3	1,010.2	1,035.2
製造業	2,109.3	2,196.1	2,220.7	2,308.2	2,374.1
第三次産業：					
卸売・小売業	1,919.1	2,010.6	2,055.7	2,120.0	2,215.5
運輸・倉庫業	728.4	758.0	776.4	802.4	829.5
マスメディア情報業	371.1	431.6	453.1	454.1	500.1
金融および保険業	523.3	563.4	622.0	616.5	622.4
不動産、賃貸およびリース業	1,548.5	1,587.2	1,603.1	1,635.7	1,673.7
専門業、科学および 技術サービス業	288.3	291.4	294.8	299.7	310.0
会社・企業経営	74.4	80.8	79.4	85.1	86.8
管理、支援、廃棄物処理および 修復サービス	395.7	412.9	430.7	429.8	434.3
教育サービス	481.3	492.0	495.9	496.2	499.6
ヘルスケアおよび 社会支援サービス	260.3	265.9	267.4	265.9	269.4
芸術、娯楽および レクリエーション	56.9	58.5	60.6	59.7	62.4
宿泊および飲食サービス	259.8	273.9	279.0	287.0	304.0
その他のサービス（行政 サービスを除く。）	261.5	270.0	275.8	280.0	286.6
行政サービス	472.1	489.5	487.3	501.2	514.3
基本的価値による総付加価値	12,445.4	12,945.2	13,119.2	13,405.4	13,737.9
製品にかかる税金（補助金控 除後）	328.8	342.3	347.1	364.0	382.1
GDP	12,774.2	13,287.5	13,466.3	13,769.3	14,120.0

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。また、2014年の名目GDPの数値は、2015年11月20日のINEGIによる当該数値の最新の公表を反映している。

(2) 2008年恒常ペソで計算したGDPに基づいている。

(3) 上記表および本書のその他における農業生産に関するGDPの数値は、穀物の成長時期に基づいて穀物ごとにその定義が異なる「農業年」についての数値に基づいている。GDPのその他の項目については暦年についての数値が用いられている。

出典： INEGI

以下の表は、表示期間についてのメキシコの実質国内総生産の変動率を2008年恒常ペソで経済部門別に示したものである。

部門別実質国内総生産の成長率

(対前年変動率(％))⁽¹⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 ⁽²⁾
	(単位：％)				
GDP (2008年の恒常ペソ)	4.0	4.0	1.3	2.3	2.5
第一次産業：					
農業、林業、漁業、狩猟業および畜産業 ⁽³⁾	(2.3)	7.4	0.9	4.3	3.1
第二次産業：					
鉱業	(0.4)	0.9	(0.1)	(1.5)	(5.8)
電力、ガスおよび水道事業	6.9	2.1	0.5	8.2	3.8
建設業	4.1	2.5	(4.8)	2.0	2.5
製造業	4.6	4.1	1.1	3.9	2.9
第三次産業：					
卸売・小売業	9.7	4.8	2.2	3.1	4.5
運輸・倉庫業	4.0	4.1	2.4	3.4	3.4
マスメディア情報業	4.4	16.3	5.0	0.2	10.1
金融および保険業	7.1	7.7	10.4	(0.9)	0.9
不動産、賃貸およびリース業	2.9	2.5	1.0	2.0	2.3
専門業、科学および技術サービス業	5.1	1.1	1.2	1.7	3.4
会社・企業経営	3.5	8.6	(1.8)	7.2	2.1
管理、支援、廃棄物処理および修復サービス	6.0	4.4	4.3	(0.2)	1.0
教育サービス	1.6	2.2	0.8	0.1	0.7
ヘルスケアおよび社会支援サービス	2.1	2.1	0.6	(0.6)	1.3
芸術、娯楽およびレクリエーション	(0.7)	2.9	3.4	(1.5)	4.6
宿泊および飲食サービス	1.5	5.4	1.8	2.9	5.9
その他のサービス (行政サービスを除く。)	1.9	3.3	2.1	1.6	2.4
行政サービス	(1.4)	3.7	(0.5)	2.9	2.6

注：四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 2008年恒常ペソで計算したGDPに基づいている。

(2) 暫定値。

(3) 上記表および本書のその他における農業生産に関するGDPの数値は、穀物の成長時期に基づいて穀物ごとにその定義が異なる「農業年」についての数値に基づいている。GDPのその他の項目については暦年についての数値が用いられている。

出典： INEGI

メキシコのGDPは、2011年には2010年と比較して実質ベースで4.0%成長した。世界経済は、2009年上半期に大きく縮小した後、2009年下半期初めには活発に回復し始め、これが2010年も継続した。しかし、この回復は(1)アジアにおける自然災害、(2)2011年上半期における一次産品の費用増大および(3)ユーロ圏でのソブリン危機により、2011年中に勢いを失った。2011年上半期の経済情勢が予想ほど好ましくなく、とりわけ米国で外需が減少したことによって、メキシコ経済の成長が妨げられた。

メキシコのGDPは、2012年には2011年と比較して実質ベースで4.0%成長した。2012年上半期には、メキシコの経済活動の成長は、世界経済の低迷および国際金融市場の変動の影響を特には受けなかった。しかし、2012年下半期には、これらの状況がメキシコの経済活動の成長率の低下をもたらす原因となった。メ

キシコの経済成長率の低下は主として製造品輸出の低下とそれに続く国内需要の成長の鈍化によるものである。

メキシコのGDPは、2013年には2012年と比較して実質ベースで1.3%成長した。GDP成長率が過去の成長率に比べて低下したのは、2013年上半期の生産活動の低下によるものである。しかし、これは、メキシコの経済活動が上昇トレンドとなったことから、2013年下半年には回復した。2013年第3四半期以降の景気回復は、第4四半期に外需が増大し一部の分野で国内需要が回復した結果である。

暫定値によると、メキシコのGDPは、2014年には2013年と比較して実質ベースで2.3%成長した。この成長は、鉱業をはじめとする第二次産業ならびに主として会社・企業経営といった第三次産業の成長によるものである。2014年初め、GDPは主に季節的要因により低下した。しかし、第1四半期末にはこうした要因の影響は弱まり、外需および国内消費といった一部の経済活動部門は改善した。

暫定値によると、メキシコのGDPは、2015年には2014年と比較して実質ベースで2.5%の成長であった。この成長は、実質ベースで5.8%減少した鉱業部門以外のすべての部門において実質ベースで成長したことによる。

メキシコの国民1人当たり国民総所得⁽¹⁾

(単位：米ドル、現在価格および購買力平価)

2010年	15,143
2011年	15,543
2012年	15,979
2013年	16,026
2014年	16,189

(1) 2014年まで入手可能。

出典：OECDの統計

物価および賃金

インフレ

2011年の消費者物価の上昇（全国消費者物価指数の変動によって測定される。）は3.8%で、同年のインフレ目標である3.0%から想定偏差の範囲内（ $\pm 1.0\%$ ）であり、2010年中の消費者物価の上昇を0.6パーセント・ポイント下回った。2011年のインフレ率が2010年を下回った主な要因は、中でも、(1)メキシコ経済が引続き停滞したこと、(2)特定の経済セクターで競争が激化したこと、および(3)単位労働コストが低下傾向にあることであった。

2012年中の消費者物価の上昇は3.6%で、同年の予算見積りを0.6パーセント・ポイント上回り、また2011年中のインフレ水準を0.2パーセント・ポイント下回った。2012年中の数カ月間の年間インフレ率はインフレ目標3.0%から想定偏差の範囲（ $\pm 1.0\%$ ）を超えて上昇した。これは農産物価格の変動によるものである。しかし、2012年後半の年間インフレ率はこれらの変動がなくなったため、想定水準に戻った。

2013年の消費者物価の上昇は4.0%で、同年の予算見積りを1.0パーセント・ポイント上回り、2012年中のインフレ水準を0.4パーセント・ポイント上回った。2013年第4四半期の年間インフレ率は引続きインフレ目標3.0%から ± 1 パーセント・ポイントの範囲内にとどまった。これにもかかわらず、11月および12月に年間インフレ率が反発したのは、主に以下を要因とした価格上昇によるものである。すなわち、(1)メキシコの一部の都市の公共交通機関の料金が予想外に上昇したこと、および(2)気象条件により過去数カ月間農産物生産に遅れが生じたため、農産物の減少によって価格が上昇したことである。

2014年の消費者物価の上昇は4.1%で、2013年の消費者物価の上昇を0.1パーセント・ポイント上回った。年間インフレ率は3.0%のインフレ目標から想定偏差の範囲（ $\pm 1.0\%$ ）を超えて上昇した。これは主として高カロリー製品および炭酸飲料に対する生産・サービス特別税（*Impuesto Especial sobre Producción y Servicios*、以下「IEPS税」という。）、国境地域における付加価値税の平準化を含む新しい税制の導入、ならびにエネルギー価格の値上がりによるものである。

2016年1月7日、INEGIは、2015年の年間消費者物価上昇率が2014年の年間消費者物価上昇率を2パーセント・ポイントほど下回る2.1%であったことを示す2015年12月のインフレ・レポートを公表した。ペソの対米ドル為替レートが低下したにもかかわらず、エネルギー、コモディティおよび電気通信サービスの価格の値下がりが消費者物価上昇率の好転に貢献した。

賃金

メキシコ法では、税引前利益の10%を従業員に分配する強制利益分配制度を含め、十分な従業員福利厚生を提供することを産業界に義務づけている。その他の福利厚生としては、年金基金および従業員住宅基金制度への強制加入が挙げられる。

メキシコの最低賃金は、企業および労働部門ならびに政府からの代表者で構成される国家最低賃金委員会（*Comisión Nacional de los Salarios Mínimos*）により設定される。2014年1月1日から2015年1月1日までの間に、平均最低賃金は1日当たり65.58ペソから68.33ペソへと4.2%上げられた。また、2015年1月1日から2015年4月1日までの期間中に平均最低賃金は1.4%上げられて、1日当たり69.26ペソとなった。2015年9月28日、国家最低賃金委員会は、メキシコ全土の最低賃金を1日当たり70.10ペソに標準化することを発表した。2015年12月11日、最低賃金は4.2%上げられて、1日当たり73.04ペソとなった。

物価

生産者価格（石油価格を除く。）は2014年に3.7%上昇したが、これは2013年の上昇と比べて2.0パーセント・ポイント高い。2015年に生産者価格は、2014年の上昇と比べて0.5パーセント・ポイント高い14.2%の上昇であった。

以下の表は、表示期間についての物価指数および最低賃金の年間上昇率の変動を百分比で示したものである。

物価指数の変動

	全国生産者価格指数 ⁽¹⁾⁽²⁾⁽³⁾	全国消費者物価指数 ⁽¹⁾	最低賃金上昇率 (単位：%)
2011年	5.7	3.8	4.1
2012年	1.5	3.6	4.6
2013年	1.7	4.0	3.9
2014年	3.7	4.1	3.9
2015年	4.2	2.1	4.2

(1) 物価指数の変動は毎年12月について計算されている。

(2) 全国生産者物価指数の数値は、基本的な商品およびサービスの価格（石油価格を除く。）の変動を示している。当該指数は2012年6月に導入された新手法に基づいている。

(3) 2014年 - 2015年については暫定値。

出典： INEGI、労働省

金利

財務省証券の金利

2011年の28日物政府短期証券および91日物政府短期証券の平均金利は、それぞれ4.2%および4.4%であったが、これに対して2010年の28日物政府短期証券および91日物政府短期証券の平均金利は、それぞれ4.4%および4.6%であった。

2012年の28日物政府短期証券の平均金利は2011年と同じく4.2%であった。91日物政府短期証券の平均金利は、2011年と同じく4.4%であった。

2013年の28日物政府短期証券の平均金利は3.8%であったが、これに対して2012年の28日物政府短期証券の平均金利は4.2%であった。2013年の91日物政府短期証券の平均金利は3.8%であったが、これに対して2012年の91日物政府短期証券の平均金利は4.4%であった。

2014年の28日物政府短期証券の平均金利は3.0%であったが、これに対して2013年の28日物政府短期証券の平均金利は3.8%であった。2014年の91日物政府短期証券の平均金利は3.1%であったが、これに対して2013年の91日物政府短期証券の平均金利は3.8%であった。

2015年の28日物政府短期証券の平均金利は、2014年と同じく3.0%であった。2015年の91日物政府短期証券の平均金利は、2014年と同じく3.1%であった。

2016年5月25日現在の28日物政府短期証券および91日物政府短期証券の金利は、それぞれ3.82%および4.17%であった。

TIIE金利

メキシコ中央銀行は銀行間均衡金利（*tasa de interés interbancaria de equilibrio*、以下「TIIE」という。）と呼ばれる金利を公表している。TIIEは、28日物と91日物について、国内の金融市場における資金の需要と供給が均衡に達する金利として算出される。一方、代替的な金利指標である商業銀行の定期預金の加重平均金利（*costo porcentual promedio*、以下「CPP」という。）は、最新の市場情勢からはいくぶん遅行する。

以下の表は、表示期間についての28日物および91日物の政府短期証券、CPP、ならびに28日物および91日物のTIIEの年平均金利を示したものである。

政府短期証券、CPPおよびTIIEの平均金利

	28日物政府短期証券	91日物政府短期証券	CPP	28日物TIE	91日物TIE
2011年					
1月 - 6月	4.2	4.4	3.3	4.9	4.9
7月 - 12月	4.2	4.3	3.3	4.8	4.8
2012年					
1月 - 6月	4.3	4.4	3.3	4.8	4.8
7月 - 12月	4.2	4.3	3.3	4.8	4.8
2013年					
1月 - 6月	3.9	4.0	3.1	4.5	4.5
7月 - 12月	3.6	3.6	2.8	4.1	4.0
2014年					
1月 - 6月	3.2	3.3	2.6	3.7	3.7
7月 - 12月	2.8	2.9	2.3	3.3	3.3
2015年					
1月 - 6月	2.9	3.0	2.2	3.3	3.3
7月 - 12月	3.1	3.2	2.1	3.3	3.4

出典：メキシコ中央銀行

雇用および労働情勢

雇用

1990年代初頭以降、メキシコの貿易自由化政策およびNAFTA加盟が経済の構造的変化を生み、失業を発生させた。メキシコには失業給付制度または十分に発達した社会福祉制度は存在しない。政府は中期的に労働力になることが見込まれる多数の者のために雇用機会を創出する経済環境作りに専心している。しかし、政府はメキシコの重大な失業および不完全雇用問題への対策が引き続き重要な課題となる可能性が強いことも認識している。

2014年12月31日現在、メキシコ社会保険庁（*Instituto Mexicano del Seguro Social*、以下「IMSS」という。）の保険に加入している労働者数は、経済の「公式」部門における雇用を示す指標であるが、その数は2013年末に比べ3.5%増の16,990,724人であった。

顕在失業率（*Tasa de Desocupación Abierta*）に関する暫定値によると、2014年12月31日現在のメキシコの失業率は4.4%であり、2013年12月31日現在より0.3パーセント・ポイント低下した。

暫定値によると、2015年のメキシコの失業率は、2014年の失業率より1.1パーセント・ポイント低い4.2%であった。

2014年12月31日現在、メキシコにおける15歳超の経済活動人口は合計52.1百万人であったが、15歳超のメキシコの失業者数は2.3百万人であった。

2015年12月31日現在、メキシコにおける15歳超の経済活動人口は合計53.8百万人であったが、15歳超のメキシコの失業者数は2.2百万人であった。

下表は、2015年12月31日現在の年齢別および性別のメキシコにおける失業者数およびその比率を示したものである。

年齢別および性別の失業者数

	合計	%	男性	%	女性	%
合計	2,240,498	100.0	1,342,302	60.0	898,196	40.1
15 - 24歳	792,298	35.4	456,990	34.0	335,308	37.3
25 - 44歳	1,043,596	46.6	594,976	44.3	448,620	49.9
45 - 64歳	372,088	16.6	261,096	19.5	110,992	12.4
65歳以上	32,426	1.4	29,150	2.2	3,276	0.4
不明	90	0.0	90	0.0	0	0.0

出典： INEGI

失業は特に農村部で広がっており、その状態が継続している。INEGIの2010年の国勢調査によると人口の約22.2%が農村部に居住している。下表は、暫定値による2015年12月31日現在のメキシコにおける失業率および総人口を州別に示したものである。

	失業率 (%)	総人口
アグアスカリエンテス州	4.2	1,287,660
バハ・カリフォルニア州	3.6	3,484,150
バハ・カリフォルニア・スル州	4.2	763,929
カンペチェ州	3.0	907,878
コアウイラ州	4.3	2,960,681
コリマ州	4.2	723,455
チアパス州	3.2	5,252,808
チワワ州	3.3	3,710,129
ドゥランゴ州	3.9	1,764,726
グアナフアト州	4.3	5,817,614
ゲレロ州	2.1	3,568,139
イダルゴ州	3.1	2,878,369
ハリスコ州	4.3	7,931,267
メヒコ州	5.7	16,870,388
メキシコ市	5.2	8,854,600
ミチョアカン州	3.1	4,596,499
モレロス州	3.2	1,920,350
ナヤリット州	4.6	1,223,797
ヌエボ・レオン州	3.8	5,085,848
オアハカ州	2.7	4,012,295
プエブラ州	3.0	6,193,836
ケレタロ州	4.6	2,004,472
キンタナロー州	3.7	1,574,824
サン・ルイス・ポトシ州	2.6	2,753,478
シナロア州	4.3	2,984,571
ソノラ州	4.7	2,932,821
タバスコ州	7.6	2,383,900
タマウリパス州	4.1	3,543,366
トラスカラ州	4.9	1,278,308
ベラクルス州	4.1	8,046,828
ユカタン州	2.6	2,118,762
サカテカス州	3.6	1,576,068

出典： INEGIおよび国家人口審議会 (*Consejo Nacional de Población*)

サービス部門は、メキシコの経済活動人口の最大部分を雇用している。下表は、暫定値による2015年12月31日現在のメキシコの経済活動人口に占める割合を経済部門別に示したものである。

	比率（％）
サービス業	42.1
商業	20.0
製造業	15.7
農業	13.5
建設業	7.5
その他	0.8
不明	0.5

出典： INEGIおよび国家人口審議会

労働力

2012年12月1日、連邦労働法（*Ley Federal del Trabajo*）に対する改正が発効した。この改正は、(1)メキシコの経済成長を推進し、(2)雇用の創出を促進し、かつ(3)雇用慣行の発展および実施に関する高い確実性が雇用主に与えられることを意図している。これらの労働改革は中でも以下の効果があった。

- ・ 職場での差別に対する規則を盛り込み、脅迫およびセクシャル・ハラスメントに従業員解雇の正当な根拠のリストに加えることによる、職場における尊厳の強化。
- ・ 業界の繁忙期に追加労働力に対する需要を満たすための短期雇用を含む、臨時雇用契約および季節的雇用区分の採用。
- ・ すべての外部委託業務が遵守すべき条件の設定およびすべての外部委託契約を書面で行うという要件を含む、外部委託慣行の規定。
- ・ 時給制度の承認。ただし、1日当たりの最大労働時間数を超えず、収入合計額は1労働日当たりの最低賃金を下回らないことを条件とする。
- ・ 生産性を向上させ、人的、物的および金銭的資源を最大化することを明確な目的とした、雇用主および従業員向けの必須研修の設定。
- ・ 雇用主が試験研修および当初研修期間を活用することを認める。その間、雇用主は候補者が職務履行のために十分な必要知識または技能を備えているかを評価する機会を得る。
- ・ 組合長の選任、組合資産の管理ならびに組合の役員は不偏、公平および説明責任の原則を守るという要件に関する基準の採用を通じた、組合の透明性および民主性の向上。

特に産業の成長が急速なメキシコの一部の地域では、産業界は熟練労働者と管理職の不足ならびに高い転職率に悩まされている。1978年以来、政府は社内教育訓練プログラムを義務づけ、その費用の税務上の損金算入を認める法令を通じて、これらの問題に取り組む努力をしてきた。政府は、職業訓練に対するさらなる多額の投資が必要となることを認識している。

メキシコの労働力の一部は組合化されている。メキシコの労働法令では、労働協約の最低2年ごとの更新（賃金は毎年再交渉の対象）を義務づけ、ストライキに対しては法的制約が加えられている。2015年12月31日現在、連邦の管轄権に影響を及ぼすストライキの発生はなかった。

社会保障制度

連邦社会保障諸法

連邦社会保険法（*Ley del Seguro Social*）および公務員社会保険庁法（*Ley del Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado*、以下「ISSSTE法」という。）を総称して社会保障諸法と呼ぶが、これらの法律は雇用主（政府事業体雇用主も含む。）に対し、雇用主が選定

する金融機関に各勤労者の基本給の2%に相当する金額を積み立てることを義務づけている。各勤労者のために拠出された金額は退職貯蓄サブ口座となり、後述する住宅サブ口座とともに各勤労者について1つの口座を形成する。勤労者の退職貯蓄サブ口座に拠出された金額は、勤労者が退職するかまたは永久に就業不能となった場合にのみ引出すことが認められる。

ISSSTE法に基づいて、この法律の施行後に雇用された連邦公務員は同法により新たに創設された完全積立方式年金制度に加入することが義務づけられた。法の施行時に在職していた連邦公務員は新しいISSSTE年金制度と従来の賦課方式年金制度からの選択が認められる。こうしたISSSTE年金制度の改革は、連邦公務員向けの医療および年金制度ならびに公務員社会保険庁（*Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado*、以下「ISSSTE」という。）の財政難に対する政府の対応を支援する上で重要な役割を果たしてきている。ISSSTE法は、ISSSTEがその目標を達成するための追加的な手段を提供しており、特に長期の国内貯蓄を増加させることにより経済成長および社会福祉に貢献している。これによりISSSTEのコストを徐々に減少させると見込んでいる。

ISSSTE法はまた、連邦公務員とその家族向けの医療および年金制度の有効性を改善することが見込まれている。ISSSTE法による重要な変革のひとつは、既存の21の保険プログラムを、(1)退職貯蓄、(2)生命保険および障害保険、(3)労災保険ならびに(4)医療保険の4種類の口座にまとめたことである。またISSSTE法により国有事業体であるISSSTE年金基金（PENSIONISSSTE）が創設され、年金基金管理会社（*Administradoras de Fondos de Ahorro para el Retiro*、以下「AFORES」という。）とともに、連邦公務員の個人口座を運用している。最後に、この法は、勤労者に退職貯蓄拠出金と年功特典を民間部門と公的部門の医療・年金制度の間で移転させる権利を与え、民間部門と公的部門の間の移動を奨励している。

年金および住宅基金

(i) AFORES

1997年から各勤労者はAFORESが運用する独立退職貯蓄口座を保有することが認められている。AFORESは、個人年金口座の管理と特定退職貯蓄投資信託（*Sociedades de Inversión Especializadas de Fondos para el Retiro*、以下「SIEFORES」という。）として知られる投資信託の運用を行うために、政府の承認を条件として設立された金融機関である。各AFORESの発行済株式の過半数は、メキシコ人により所有されていなければならない。この退職貯蓄制度は、メキシコの勤労者の経済的状況を改善すること、および経済における長期貯蓄を促進し、公的部門および民間部門の両方における投資プロジェクトに資金を提供することを目的としている。AFORESは、運用資金を政府債または発行体の信用格付に応じて民間企業発行の有価証券に、また負債性証券の信用格付が特定の基準を上回る外国有価証券に投資することができる。

投資制度通達CONSAR 15-19に従って、各AFOREは、特定の年齢層を対象としたリスク・レベルが異なる5種類（従来は2種類）のファンドを提供することが認められている。SIEFORESに従うべき投資制度を設立する規定（*Disposiciones de carácter general que establecen el régimen de inversión al que deberán sujetarse las sociedades de inversión especializadas de fondos para el retiro*）は、とりわけCONSAR制度に基づくファンドの種類、適用対象の年齢層および投資制限を詳しく定めている。

(ii) INFONAVIT

勤労者住宅基金公社（*Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores*、以下「INFONAVIT」という。）は、1972年に勤労者向けの住宅プログラムの運営および住宅不足への対処のために創設された。この住宅不足は、2000年の国勢調査のデータに基づき、2006年から2012年の間で7.4百万戸と見積られた。2014年12月31日現在、INFONAVITの資本合計は、2013年と比較して16.7%増の132.9十億ペソであった。また、2014年12月現在、INFONAVITの貸付ポートフォリオ合計は、2013年と比較して8.0%増の991.1十億ペソであった。

INFONAVITは金融仲介機関としての役割を果たし、住宅の建設または購入に関して勤労者への信用供与を行う。現在、雇用主は各勤労者について基本給の5%に相当する金額を銀行に開設されている住宅サブ口座に拠出することを義務づけられている。退職貯蓄サブ口座と同様に、住宅サブ口座への拠出金は、雇用主の税務上の当該年度の損金として認められる。これらの資金はさらにメキシコ中央銀行におけるINFONAVITの口座に預け入れられることが義務づけられている。勤労者が住宅の購入または建設に関してINFONAVITからの融資を受けた場合、当該勤労者の住宅サブ口座における残高は住宅の頭金資金として使用することができる。未使用残高は、当該勤労者が退職または就業不能となった時点で引出すことができる。

2016年4月27日、勤労者住宅基金公社法 (*Ley del Instituto del Fondo Nacional de la Vivienda para los Trabajadores*) の改正令が連邦官報に掲載された。

この改正は、新たな測定単位としてUMA (*Unidad de Medida y Actualización*) を使用することにより、住宅融資の基準およびその他の会計上の尺度として最低賃金への連動を取り止めるようにするものであり、このモデルの下では、融資基準は最低賃金またはインフレのいずれか低い比率で引上げられる。また、同改正により、勤労者は住宅サブ口座における資金を年金基金に振替えて、より多額の年金の受取りが可能になることを認められるようになる。

(iii) 年金基金および住宅基金の合計

暫定値によると、2014年12月31日現在、52.7百万件の個人退職貯蓄口座がAFORESに開設されていた。2014年12月31日現在のAFORESの資金運用残高は2,385.0十億ペソで、その49.4%は政府証券に投資され、50.6%は民間部門、銀行、地方政府および外国の有価証券に投資されていた。

2014年12月31日現在のINFONAVITが運用する運用する住宅サブ口座およびAFORESにおける勤労者の個人口座に累積された資金総額は3,396.0十億ペソであった。この数字には、(1)旧社会保険法に基づいて銀行に開設された年金サブ口座よりの移転額、ならびに(2)新年金制度下での直接拠出額および確定拠出制度を選択したISSSTE受給者への謝礼ボーナスが含まれる。

2014年に年金基金および住宅基金に預け入れられた総額は223.2十億ペソに上り、このうち162.7十億ペソは勤労者の退職貯蓄サブ口座への預金に対応し、60.5十億ペソは住宅サブ口座への預金に対応している。

経済の主要部門

(a) 製造業

メキシコは1980年代初頭より、(1)特に労務費に関連して製造業の間接費が低いこと、および(2)メキシコが主要貿易相手国である米国と国境を接していることを活用するという二つの目的をもって、製造業部門を発展させてきた。

例えば、1980年代初頭よりメキシコは特に保税産業の発展を奨励してきた。保税産業は、輸出用の製品を生産するために使用するすべての機械、装置および材料について輸入関税の免除が認められている企業で構成されている。保税産業の商品には、自動車部品、電子機器、食料品、家庭用機器、繊維製品および玩具が含まれる。保税産業の企業の詳細については「(3) 貿易及び国際収支 - 保税産業」を参照のこと。

1980年代半ばまでは、メキシコの製造業部門の大部分はメキシコ盆地（メキシコ市が所在する。）に所在の工場で成り立っていた。その後、工場は国内の至る所に拡大していった。1987年以降のメキシコの製造業部門の成長は大部分がこうした増設された工場からの生産高の増加によるものである。

国家開発計画は、中小企業（SME）向けに環境を整備しつつ、製造業の戦略的部門の成長を促進することをひとつの柱としている。メキシコの現在の政策は、融資の利便性を高めることにより社会経済を育てる一方で、国内市場を強化し、起業家を奨励し、零細・中小企業を強化することを目指している。

鉱工業生産高

以下の表は、表示年について、2008年恒常ペソによる鉱工業生産高および生産高合計に占める各製造業部門の割合を百分比で示したものである。

鉱工業生産高

	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾
	(単位：十億ペソ) ⁽²⁾					全体に占める割合 (%)	
食料品	480.4	491.1	494.2	493.5	499.0	21.1	20.9
飲料およびタバコ製品	110.0	113.1	113.6	119.0	130.2	5.1	5.4
繊維機械	16.0	16.7	15.8	15.5	15.9	0.7	0.7
繊維製品機械	12.3	12.1	11.8	13.7	14.5	0.6	0.6
衣料品	55.8	57.4	60.0	55.4	62.2	2.4	2.6
革工業製品	17.3	17.8	17.8	17.7	18.3	0.8	0.8
木製品	19.4	24.5	22.8	23.9	23.8	1.0	1.0
紙	40.9	43.6	44.6	46.8	47.5	2.0	2.0
印刷および関連支援活動	19.2	15.7	16.1	16.8	17.2	0.7	0.7
石油・石炭製品	78.6	78.2	79.8	72.9	71.7	3.1	3.0
化学	249.7	251.7	257.0	259.1	256.2	11.1	10.7
プラスチックおよびゴム製品	61.1	65.0	63.9	68.0	71.3	2.9	3.0
非金属鉱産物製品	114.9	115.3	110.4	116.3	121.6	5.0	5.1
第一次金属	145.0	146.9	148.8	158.3	145.5	6.8	6.1
金属製品	71.2	71.3	68.7	75.8	79.4	3.2	3.3
機械	90.1	87.0	90.1	87.5	86.8	3.7	3.6
コンピューターおよび電子製品	97.2	90.7	97.3	111.9	117.3	4.8	4.9
電気設備、機器および部品	64.8	65.6	63.7	72.5	74.9	3.1	3.1
輸送機器	324.8	354.4	380.3	431.9	451.3	18.4	18.9
家具および関連製品	35.0	29.7	31.1	32.9	31.8	1.4	1.3
その他	48.2	46.7	50.9	53.7	54.7	2.3	2.3
合計	2,151.6	2,194.3	2,238.7	2,343.3	2,391.1	100.0	100.0

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく恒常ペソによる表示。

出典： メキシコ中央銀行

以下の表は、表示期間について、部門別鉱工業生産高の変動を示したものである。

部門別鉱工業生産高の変動
(対前年変動率(%))⁽¹⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽²⁾	2015年 ⁽²⁾
食料品	2.2	2.6	1.0	0.5	1.6
飲料およびタバコ製品	4.6	2.6	(0.5)	4.7	5.9
繊維機械	(4.4)	3.1	(2.7)	(3.1)	2.1
繊維製品機械	(2.9)	(0.1)	3.5	6.3	10.1
衣料品	0.2	(0.5)	3.3	(3.0)	7.3
革工業製品	(0.7)	3.5	(0.6)	(1.7)	2.2
木製品	5.1	13.0	(2.2)	1.1	3.1
紙	(0.8)	4.8	2.1	3.1	3.2
印刷および関連支援活動	4.2	(4.1)	(6.9)	(2.2)	1.1
石油・石炭製品	(3.6)	1.1	3.3	(4.4)	(7.7)
化学	(0.1)	(0.3)	0.8	(0.8)	(1.0)
プラスチックおよびゴム製品	6.7	9.0	(1.9)	5.3	4.7
非金属鉱産物製品	3.7	2.3	(3.1)	2.0	5.2
第一次金属	4.3	3.8	0.4	8.8	(3.8)
金属製品	7.0	3.9	(3.3)	6.0	5.8
機械	13.3	5.5	1.0	(0.6)	(0.6)
コンピューターおよび電子製品	6.7	0.5	3.8	10.6	6.9
電気設備、機器および部品	(1.1)	1.7	(2.0)	8.5	6.0
輸送機器	16.6	13.9	5.6	12.1	7.0
家具および関連製品	1.2	2.8	(6.0)	(1.8)	7.9
その他	5.1	0.4	0.0	6.4	3.9
合計	4.6	4.1	1.1	3.9	2.9

(1) 変動率は2008年恒常ベースでの差異を表示。

(2) 暫定値。

出典： INEGI

製造業は2011年には2010年と比べ実質ベースで4.6%成長した。こうした継続的な成長は、主として製造業の輸出に対する需要が増加したことによる。2011年には、21の製造業部門のうち合計14部門が成長した。

2012年に製造業は2011年と比べ実質ベースで4.1%成長した。この成長は主として、(1)製造業輸出（大半が上半期中に）、ならびに(2)輸送機器、非金属鉱産物製品、金属加工製品、プラスチックおよびゴム製品ならびに第一次金属製品の製造が増加したことによって牽引された。2012年には、メキシコの21の製造業部門のうち合計17部門が2011年と比べて成長した。

2013年に製造業は2012年と比べ実質ベースで1.1%成長した。この成長はとりわけ、自動車以外の製造品の米国向け輸出の増加および鉱業部門の拡大によるものである。特に、コンピューターおよび電子製品の生産高が2012年の0.5%増に対して2013年には3.8%増となり、輸送機器の生産高は2012年の13.9%増に対して2013年には5.6%の増加であった。こうした変化は、メキシコのハイテク産業の販売、生産、雇用、生産性および競争力を高め、それによってかかる部門の業績を年ごとに変化させるため、ハイテク産業発展計画（*Programa para el Desarrollo de las Industrias de Alta Tecnología*）を通じて政府がとった措置によるものである。全体では、2013年には、それぞれ2012年と比較して、10の製造業部門が後退し、11部門が成長した。

暫定値によると、2014年に製造業は2013年と比べ実質ベースで3.9%成長した。これは主として、第一次金属、金属加工製品および輸送機器の製造が増加したこと、ならびに米国向けの製造品輸出が増加したこ

とによる。自動車の輸出は明るい傾向を維持したものの、その他の製造品輸出は引続き小幅な成長にとどまった。全体では、2014年には、それぞれ2013年と比較して、8の製造業部門が後退し、13部門が成長した。

暫定値によると、2015年に製造業は2014年と比べ実質ベースで2.9%成長した。これは主として、繊維製品機械部門が実質ベースで10.1%増加したこと、ならびに家具および関連製品部門が実質ベースで7.9%、衣料品部門が実質ベースで7.3%、それぞれ増加したことによる。しかし、石油・石炭製品および第一次金属（それぞれ7.7%および3.8%減少）といった他の製造業部門の一部では、実質ベースで縮小した。全体では、2015年には、それぞれ2014年と比較して4部門が後退し、17部門が成長した。

公害防止法

輸送関連汚染がメキシコシティの大気汚染の大部分および間接的には大気中に存在するオゾン放出の大部分の原因である。その結果、輸送関連汚染の抑制が政府の公害防止プログラムの主要目的となっている。モデル年である1993年よりメキシコシティを走行するすべての新車には、（触媒式排ガス浄化装置の段階的導入に続いて）米国の性能基準に適合した排ガス制御装置を取り付けることが義務づけられた。1989年にメキシコシティはノー・カー・デー（*Hoy No Circula*）と名付けられたプログラムを制定し、各平日は市内の私有車の5分の1を使用しないことを義務づけた。このプログラムは定期的に拡大され、政府が市内で高度の汚染を発見した際には週に2日は車の使用が禁止された。2008年7月5日、このプログラムは再び拡大され、土曜日の運転が規制された。当プログラムは一部の車両についてメキシコシティにおいて依然として有効であり、他のいくつかの都市でも導入されている。現行のプログラムでは、排出基準を満たした車両が一定の検査を満たした場合には、毎日利用することができる。このプログラムは、大都市環境委員会（*Comisión Ambiental de la Megalópolis*）が分析を行っており、2016年中に新しい措置が実施される予定である。さらに、メキシコシティ政府は、市内の大気汚染を抑制する取組みの一環として、大気中の二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素およびオゾン濃度を監視することにより市内の4カ所で大気の質を測定する移動分析施設を使用し始めた。

輸送関連汚染に加えて、大部分がメキシコ盆地に所在する工業がその原因とされる工業関連汚染もまたメキシコの大気汚染発生の大きな要因となっている。製造業部門の大部分はメキシコ盆地以外の地域に移転しているものの、メキシコの製造業の生産高の大部分は依然としてこの地域に所在する工場から生産されている。メキシコ盆地への産業の集中は、メキシコシティの様々な気候および周辺の山々とも相まって、(1)大気中の浮遊粒子、(2)二酸化硫黄（ディーゼルと燃料油の燃焼の気体副産物）、(3)空中鉛（有鉛ガソリンが燃焼された時にガスとして放出され、製造業により微粒子の形で放出される）、(4)一酸化炭素（ガソリンの不完全燃焼により生成される）および(5)オゾン（亜酸化窒素、炭化水素および太陽放射の組合せによって発生する）の大量排出の原因となっている。

当局はまた、その他の方法で、工業関連汚染水準に対処する試みを行った。例えば、政府はメキシコ盆地またはモンテレイやグアダハラといったその他の主要な工業都市における新工場建設を抑止する総合政策をとっている。当局はまた、特定の種類の工場に対して、大気中の汚染物質の濃度が一定水準まで上昇した場合に操業の縮小または一時的な閉鎖を義務づける規制を実施した。かかる政治的主導権に基づいて、当局は高度の汚染水準を理由にメキシコ盆地内の複数の工場に対して2010年に5日間、2011年に6日間、2012年に4日間、2013年に6日間、2014年に3日間の操業の縮小を命じた。

(b) 石油および石油化学

(i) エネルギー改革および公開入札

概要

メキシコの国有石油・ガス会社であるペメックス（以下に定義する。）は、その歴史上、メキシコの石油およびガス産業における独占企業であった。2013年12月20日、憲法第25条、第27条および第28条の改正によりメキシコの石油・ガス産業の規制および監督におけるメキシコの役割に対する改革が行われた。と

りわけ、政府はペメックスへの割当てまたはペメックスとの契約および他の石油・ガス会社との契約を通じた探査・生産活動を認められる。メキシコの石油・ガス産業への参入にかかる入札のラウンドワンについての詳細情報は、「法改正および政治改革 - エネルギー」を参照のこと。2015年12月31日現在、ペメックスは依然として業界最大手であった。ペメックスおよびメキシコの石油・ガス産業についての詳細情報は、「(ii)メキシコ石油公社」を参照のこと。

エネルギー改革

憲法第25条、第27条および第28条の改正は、連邦官報に掲載され、2013年12月21日付で施行された。エネルギー改革法には、同法を実効あらしめるために必要な施行令の一般的枠組みを定めた経過規定 (*artículos transitorios*、以下「第二次立法」という。) が盛り込まれている。2014年8月6日、議会は第二次立法の承認手続きを完了した。これはペニャ・ニエト大統領が署名して成立し、2014年8月11日に連邦官報に掲載された。第二次立法についての詳細情報は、「(ii)メキシコ石油公社 - 最近のエネルギー改革」を参照のこと。

エネルギー省は、(1)メキシコのエネルギー政策の運営、(2)生産的国有企業への割当ての裁定および決定、(3)国家炭化水素委員会の技術支援を受けて、探査・採掘のための契約の対象となる鉱区の選択、(4)石油の処理および精製ならびに天然ガスの処理に関する許可証の発行、ならびに(5)請負公開入札のガイドラインの制定を担っている。

税制

炭化水素歳入法 (*Ley de Ingresos sobre Hidrocarburos*) は、競争入札手続きに関して政府がペメックスおよび他の会社に対して認めた探査・生産のための契約に適用される財務上の条件を定めている。具体的には、かかる財務上の条件とは、(該当年度にかかる連邦歳入法およびその他適用ある税法に従って納付すべき税金に加えて) 以下の税金、賦課金、鉱区使用料および政府に対するその他の支払を想定している。

- ・探査段階の契約手数料 (*Cuota Contractual para la Fase Exploratoria*) : ライセンス、生産物分与契約または利益配分契約の対象となるプロジェクトの探査段階では、政府は探査中で生産されていない区域1平方キロメートルにつき毎月1,150ペソの支払を受ける権利を有する。60カ月経過後は、この手数料は、生産されていない区域1平方キロメートルにつき追加の1カ月ごとに2,750ペソに上げられる。これらの手数料金額は全国消費者物価指数 (NCPI) に従って毎年更新される。
- ・鉱区使用料 (*Regalías*) : 政府に対する鉱区使用料の支払は、関連する炭化水素の「契約価値」に基づいて決定される。契約価値は、基礎となる炭化水素の種類 (例えば、原油、随伴天然ガス、非随伴天然ガスまたはコンデンセート)、生産量および市場価格を含む様々な要因に基づく。鉱区使用料は、ライセンス、生産物分与契約および利益配分契約に関連して支払われる。
- ・契約価値の支払 (*Pago del Valor Contractual*) : ライセンスには、財務省が契約ごとに決定する、生産された炭化水素の「契約価値」に対する比率として計算される支払が求められる。
- ・営業利益の支払 (*Porcentaje a la Utilidad Operativa*) : 生産物分与契約および利益配分契約では、営業利益の特定比率に相当する支払が求められる。生産物分与契約では、かかる支払は生産された炭化水素の引渡しを通じて現物で行われる。利益配分契約では、かかる支払は金銭で行われる。
- ・契約金 (*Bono a la Firma*) : ライセンスの実施または割当て区域の変更に際しては、財務省が指定する金額の契約金が政府に対して支払われる。
- ・炭化水素探査・採掘活動税 (*Impuesto por la actividad de Exploración y Extracción de Hidrocarburos*) : 探査・採掘のための契約ならびに政府により付与された割当てには、関連する鉱区において実施される探査・採掘活動に対する特定の税金が含まれる。採掘段階が始まるまで、1平方キロメートル当たり月額1,500ペソの税金が探査段階中に支払われる。プロジェクトの採掘段階では、

関連する探査・採掘のための契約または割当てが終了するまで、1平方キロメートル当たり月額6,000ペソの税金が支払われる。

炭化水素歳入法の下では、探査・生産のための契約に関連した探査および生産活動は付加価値税の対象とならない。

(ii) メキシコ石油公社

ペメックスに関する本項中の情報は、ペメックスが公表したか、またはそのウェブサイト上に掲載される公開情報に基づくものである。

概要

メキシコ石油公社 (*Petróleos Mexicanos*)、その子会社法人および子会社企業7社(以下「ペメックス」と総称する。)は、メキシコの国有石油・ガス会社を構成している。メキシコ石油公社の子会社法人は、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社 (*Pemex-Exploración y Producción*、以下「PEP社」という。)、ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社 (*Pemex Transformación Industrial*)、ペメックス・ドリリング・アンド・サービシズ社 (*Pemex Perforación y Servicios*)、ペメックス・ロジスティックス社 (*Pemex Logística*)、ペメックス・コジェネレーション・アンド・サービシズ社 (*Pemex Cogeneración y Servicios*)、ペメックス・ファertilizantes社 (*Pemex Fertilizantes*) およびペメックス・エチレン社 (*Pemex Etileno*) である。メキシコ石油公社は、政府の生産的国有企業であり、各子会社法人は政府の生産的国有子会社である。メキシコ石油公社および子会社法人は、それぞれその名義において財産を保有し、事業を行う権限を有する法人である。『*Expansión*』誌の2015年6月特別号によると、ペメックスはメキシコ最大の企業であり、『*Petroleum Intelligence Weekly*』誌の2015年11月17日号によると、ペメックスは、2014年のデータに基づき、原油生産会社としては世界第8位、石油・ガス会社としては世界第15位を占めていた。メキシコ石油公社および子会社法人の活動は、憲法、一部の例外規定を除き2014年10月7日付で施行されたメキシコ石油公社法 (*Ley de Petróleos Mexicanos*)、2014年10月31日に連邦官報に掲載されたメキシコ石油公社法規則 (*Reglamento de la Ley de Petróleos Mexicanos*)、2014年8月12日付で施行された炭化水素法 (*Ley de Hidrocarburos*) およびその他の連邦法令により規制されている。

最近のエネルギー改革

2013年のエネルギー改革に起因する第二次立法は、ペメックスの組織構成および事業活動に対して以下のとおり影響があった。

- ・ 第三者の参加および契約体制：炭化水素法および炭化水素歳入法によって、割当ておよび契約を通じた炭化水素の探査および生産のための新しい法的枠組みならびに政府がメキシコの炭化水素産業参加者から歳入を徴収するための新しい税制が設けられた。この新しい税制についての詳細情報は、「租税公課 - 2015年税制」を参照のこと。
- ・ メキシコ石油公社にかかる法制：新メキシコ石油公社法が一部の例外規定を除いて施行された2014年10月7日付で、メキシコ石油公社は分権的公企業から生産的国有企業に転換された。生産的国有企業として、メキシコ石油公社は、引き続き政府により完全保有され、衡平法の原則と社会および環境面の責任を遵守しつつ、経済的価値を生み出し、メキシコ国家の利益増加を図ることを事業目的としている。2014年12月2日、メキシコ石油公社の新理事会は、その職務を遂行している旨の同理事会の決定、ならびにペメックスの監督、透明性および説明責任にかかる仕組みに基づき、エネルギー省は、生産的国有子会社、関連会社、報酬、資産、行政責任、予算、負債水準および国への配当金に関するペメックスの活動を管轄するメキシコ石油公社法に定める特別体制が発足したことを連邦官報において正式に表明した。2015年6月10日、メキシコ石油公社およびその生産的国有子会社にかかる一般契

約規定 (*Disposiciones Generales de Contratación para Petróleos Mexicanos y sus Empresas Productivas Subsidiarias*) が連邦官報に掲載され、2015年6月11日に買収、リース、サービスおよび公共事業にかかる特別体制が成立した。

- ・企業構造の再編：2014年11月18日、新メキシコ石油公社法の経過規定に従って、メキシコ石油公社の理事会は、ペメックスの企業構造にかかる総裁の提案を承認した。ペメックスの企業構造においては、それまでのペメックスの子会社法人4社がPEP社およびペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社という新しい生産的国有子会社2社に転換され、またペメックス・ドリリング・アンド・サービスズ社、ペメックス・ロジスティックス社、ペメックス・コジェネレーション・アンド・サービスズ社、ペメックス・ファーターライザーズ社およびペメックス・エチレン社という生産的国有子会社5社が新たに設立された。2015年3月27日、メキシコ石油公社の理事会は、新しい生産的国有子会社法人各社について設立決議 (*acuerdos de creación*) を採択した。これらの設立決議はその後2015年4月28日に連邦官報に掲載された。新しい生産的国有子会社各社の主な事業ラインは以下のとおりである：
 - ・ PEP社は、原油および天然ガスを探査、採掘、輸送、貯蔵、販売している。
 - ・ ペメックス・コジェネレーション・アンド・サービスズ社は、電力および熱エネルギーを生成、供給および取引を行っている。
 - ・ ペメックス・ドリリング・アンド・サービスズ社は、掘削および油井の補修サービスを行っている。
 - ・ ペメックス・ファーターライザーズ社は、アンモニアの生産工程を肥料の販売ポイントに至るまで請け負っている。
 - ・ ペメックス・エチレン社は、エチレンの生産工程の統合を利用するため、ペメックスの石油化学セグメントからエチレン事業を分離し、メタンおよびプロピレンといったその他のガスを配送、販売している。
 - ・ ペメックス・ロジスティックス社は、陸上、海洋およびパイプラインによる輸送、貯蔵およびペメックスおよびその他企業への配送を行っている。
 - ・ ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社は、石油製品およびその誘導体の精製、天然ガス、液化天然ガス、人工ガスおよびその誘導体の処理を行い、工業石油化学プロセスに従事している。
- ・ CENAGASへの譲渡：エネルギー改革法に従って、メキシコ石油公社と国家天然ガス管理センター（以下「CENAGAS」という。）は、全国ガス・パイプライン・システム (*Sistema Nacional de Gasoductos*) に関連した資産およびナコ-エルモシージョ間パイプライン・システムにかかる流通契約をCENAGASに譲渡することにつき2015年10月29日に枠組み協定を締結した。全国ガス・パイプライン・システムは、総延長約9,000キロメートルの87本のパイプラインと、1日当たり5,000百万立方フィート強の輸送能力を有しており、一方ナコ-エルモシージョ間パイプライン・システムは、1日当たり90百万立方フィートの輸送能力を有する全長300キロメートルのパイプライン1本である。2016年1月1日付でCENAGASに譲渡されたこれら資産の帳簿価額合計は、2015年12月31日現在で約33.2十億ペソであった。

2014年12月31日に終了した年度と比較した2015年12月31日に終了した年度の経営成績

国際会計基準審議会が公表している国際財務報告基準（以下「IFRS」という。）に従って作成された監査済連結財務書類によると、ペメックスの売上高合計は、2014年の1,586.7十億ペソから2015年には26.5%減少して1,166.4十億ペソとなった。この減少は主として、国際市場におけるメキシコ原油、石油製品および天然ガスの平均販売価格の値下がりによる。メキシコ原油の加重平均輸出価格は、2014年の1バレル当たり86.00米ドルから、2015年には1バレル当たり42.70米ドルへと50.3%低下した。

2015年の国内売上高は、主としてガソリン、ディーゼル、燃料油およびジェット燃料の平均価格が値下がりしたことにより、2014年の945.0十億ペソから21.0%減少して746.2十億ペソとなった。石油製品の国内売上高は、主としてガソリン、ディーゼル、ターボシンおよび燃料油の平均価格が値下がりしたことにより、2014年の830.5十億ペソから20.3%減少して2015年には662.3十億ペソとなった。天然ガスおよび液化天然ガスの国内売上高は、主としてこれら製品の価格が値下がりした結果、2014年の77.8十億ペソから2015年には30.0%減少して54.5十億ペソとなった。石油化学製品の国内売上高（石油化学製品の生産工程における特定の副産物の売上高を含む。）は、主としてこれら製品の価格が値下がりした結果、2014年の36.6十億ペソから19.4%減少して2015年には29.5十億ペソとなった。

連結輸出売上高合計（米ドル建の輸出売上高を各輸出販売実行日の為替レートでペソに換算したもの）は、2015年にペソ・ベースで35.4%減少して、2014年の630.3十億ペソから2015年には407.2十億ペソとなった。これは、主としてメキシコ原油の加重平均輸出価格が50.3%値下がりしたことによる。原油輸出量が2014年の1日当たり1,142.3千バレルから2.6%増加して2015年には1日当たり1,172.5千バレルとなったことで、輸出売上高の減少分が一部相殺された。原油の輸出売上高は、ペメックスの輸出売上高合計（P.M.I. Comercio Internacional, S.A. de C.V.（PMI社）、P.M.I. Trading, Ltd.およびそれらの関連会社で構成されるPMIグループの取引活動を除く。）の87.6%を占めたが、これに対して2014年は87.0%であった。かかる原油売上高は、ペソ・ベースでは2014年の475.1十億ペソから2015年には288.2十億ペソへと39.3%減少し、米ドル・ベースでは2014年の35.8十億米ドルから2015年には18.3十億米ドルへと48.9%減少した。2015年にPMIグループが第三者に販売した原油の1バレル当たりの加重平均価格は43.29米ドルで、これは2014年の加重平均価格86.00米ドルより49.6%の下落であった。

ペメックスの輸出売上高合計（PMIグループの取引活動を除く。）に占める天然ガスおよび液化天然ガスを含む石油製品の輸出売上高の割合は、2014年の12.7%から2015年には12.1%へと低下した。ペメックスの天然ガスおよび液化天然ガスからの副産物を含む石油製品の輸出売上高は、2014年の69.5十億ペソから42.6%減少し、2015年には39.9十億ペソとなった。これは主に、燃料油の販売価格が値下がりし、販売量が減少したことによる。米ドル建でみた場合、天然ガスおよび液化天然ガスからの副産物を含む石油製品の輸出売上高は52.8%減少し、2014年の5.3十億米ドルから2015年には2.5十億米ドルとなった。

ペメックスの天然ガスの輸出売上高は50.0%減少して、2014年の0.06十億ペソから2015年には0.03十億ペソとなった。これは主に、国際市場での需要の減少を背景にした天然ガスの販売価格値下がりとの販売量の減少によるものであった。2014年および2015年のペメックスの輸出売上高の残りは石油化学製品が占めた。ペメックスの石油化学製品（石油化学製品の生産工程における特定の副産物を含む。）の輸出売上高は2015年に47.0%減少して、2014年の1.7十億ペソから2015年には0.9十億ペソとなった。これは主にスチレン、硫黄およびエチレンの販売価格の値下がりとの販売量の減少による。米ドル建でみた場合、石油化学製品（石油化学製品の生産工程における特定の副産物を含む。）の輸出売上高は2015年に57.5%減少し、2014年の131.2百万米ドルから2015年には55.8百万米ドルとなった。ペメックスの石油化学製品の輸出量は、2015年に29.2%減少して、2014年の488.0千メトリックトンから2015年には345.8千メトリックトンとなった。

2015年、ペメックスは、IFRSに従って計算された712.6十億ペソの純損失（2014年は265.5十億ペソの純損失）を報告した。2015年に純損失が増加したのは、(1)主として炭化水素価格が値下がりした結果、将来キャッシュフローが減少したことによって、固定資産の減損が455.3十億ペソ増加したこと、(2)主としてメキシコ原油の輸出価格および国内販売価格の値下がりならびにペメックスの原油生産量の減少により、売上高が420.4十億ペソ減少したこと、(3)為替損失が77.8十億ペソ増加したこと、(4)その他の収益純額が39.9十億ペソ減少したこと、ならびに(5)金融費用が純額で16.2十億ペソ増加したことが主な要因である。こうした純損失の増加分は、租税公課が414.6十億ペソ減少したことおよびペメックスの年金制度の改正を受けて従業員給付の期間純費用が184.3十億ペソ減少したことにより、一部相殺された。

ペメックスに割当てられた埋蔵量

憲法の下で、メキシコの下層土にあるすべての石油およびその他の炭化水素鉱床はメキシコ国家が所有する。2014年12月31日現在、ペメックスは、一般にラウンドゼロと呼ばれる手続きを通じて、合わせてメキシコの確認埋蔵量合計の95.2%を含む鉱区に相当する炭化水素鉱床を採掘し、販売する権利を割当てられていた。ペメックスは、これら鉱床について、所有権ではなく、採掘し、その成果物を販売する権利を有している。ペメックスの確認埋蔵量合計のうち石油換算量で321百万バレルは、暫定的に2年間ペメックスに割当てられた。本書日付現在、メキシコ石油公社ならびにその子会社法人および子会社企業の探査・開発活動はメキシコ国内の鉱床に限定されている。

石油および天然ガスの確認埋蔵量は、地質学的および技術的データが合理的な確度で、特定の日付以降に、特定の貯留層から、現在の経済情勢、操業方法および政府規制の下で経済的に生産可能であることを示す原油、天然ガスおよび天然ガス液の見積量である。

ペメックスは、適用ある米国証券取引委員会の規則ならびに必要な応じて2007年2月19日の「石油およびガス埋蔵量情報の見積りおよび監査に関する基準」と題する石油技術者協会（以下「SPE」という。）の刊行物およびSPEのその他の刊行物（「*Petroleum Resources Management System*」と題するSPEの刊行物を含む。）に基本的にに基づき、一般に認められた石油工学、評価手法および手続き、ならびにその他の技術的資源（チャップマン・クロンキストによる「原油、天然ガスおよびコンデンセートの埋蔵量の見積りおよび分類」ならびにカナダ鉱業冶金学会が公表した「石油およびガスの埋蔵量の決定、*Petroleum Society Monograph* 第一巻」を含む。）に基づいて、その埋蔵量の見積りを行っている。各貯留層の分析に使用される方法または複数の方法の組合せの選択は、その地域における経験、開発段階、基礎的データの質および網羅性ならびに生産および圧力の履歴により決定される。

本書で示す埋蔵量のデータは見積りにすぎない。埋蔵量の評価は、正確には測定することができない地中の原油と天然ガスの堆積を見積る主観的なプロセスである。いかなる埋蔵量の見積りの正確性も、利用可能なデータの質、技術的および地質学的解釈ならびに専門的判断に左右される。その結果、見積りは技術者毎に異なる場合がある。また、見積りの後の掘削、試掘および生産の結果、見積りの修正に至る場合がある。

ペメックスの原油、コンデンセートおよび油田・ガス田処理施設から回収可能な液化炭化水素の確認開発埋蔵量と確認未開発埋蔵量の合計は、2014年12月31日現在の10,292百万バレルから2015年には22.5%減少し、2015年12月31日現在では7,977百万バレルとなった。ペメックスの原油、コンデンセートおよび処理施設から回収可能な液化炭化水素の確認開発埋蔵量は、2014年12月31日現在の7,141百万バレルから2015年中に19.8%減少し、2015年12月31日現在では5,724百万バレルとなった。この減少は、主として2015年における石油生産の減少、炭化水素価格の値下がり、油田・ガス田開発活動の減少およびフィールド行動による。2015年に加わった原油、コンデンセートおよび液化炭化水素の埋蔵量は、2015年における生産水準（935百万バレルの原油、コンデンセートおよび液化炭化水素に上った。）を補うには不十分であった。

ペメックスの乾性ガスの確認開発埋蔵量と確認未開発埋蔵量の合計は、2014年12月31日現在の10,859十億立方フィートから2015年中に20.7%減少し、2015年12月31日現在で8,610十億立方フィートとなった。ペメックスの乾性ガスの確認開発埋蔵量は、2014年12月31日現在の6,740十億立方フィートから2015年中に10.8%減少し、2015年12月31日現在で6,012十億立方フィートとなった。これらの減少は、主として2015年における石油生産の減少、炭化水素価格の値下がり、油田・ガス田開発活動の減少およびフィールド行動による。2015年に加わった乾性ガスの埋蔵量は、2015年における生産水準（1,341十億立方フィートの乾性ガスに上った。）を補うには不十分であった。ペメックスの乾性ガスの確認未開発埋蔵量は、2014年12月31日現在の4,119十億立方フィートから2015年中に36.9%減少し、2015年12月31日現在で2,598十億立方フィートとなった。

原油および乾性ガスの埋蔵量に関する以下の3つの表は、米国1933年証券法のレギュレーションS-Xの規則4 - 10(a)に従って決定されたペメックスの確認埋蔵量のペメックスによる見積りを示したものである。

会計年度の平均価格に基づく

2015年12月31日現在の石油およびガス⁽¹⁾の確認埋蔵量の概要

	原油およびコンデンセート ⁽²⁾ (百万バレル)	乾性ガス ⁽³⁾ (十億立方フィート)
確認開発埋蔵量および 確認未開発埋蔵量		
確認開発埋蔵量	5,725	6,012
確認未開発埋蔵量	2,252	2,598
確認埋蔵量合計	7,977	8,610

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) ペメックスは、現在合成石油または合成ガスを生産しておらず、また合成石油もしくは合成ガスが生産されるその他の天然資源を採取していない。
- (2) 原油およびコンデンセートの埋蔵量には、油田に所在する天然ガス処理プラントにおいて回収可能な少量の液化炭化水素埋蔵量が含まれる。
- (3) 別の表で報告される天然ガスの生産量は、湿性サワーガスについていうが、本表では乾性ガスの生産量をいう。乾性ガスを得るために天然ガス液および不純物が抽出されると、生産量は減少する。よって、天然ガスについては乾性ガスより多い量が報告されている。

出典： ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社

原油およびコンデンセートの埋蔵量
(天然ガス液を含む。)⁽¹⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	(百万バレル)				
確認開発埋蔵量および 確認未開発埋蔵量					
1月1日現在	11,394	11,362	11,424	11,079	10,292
修正 ⁽²⁾	824	1,012	630	95	(1,491)
採掘および発見	194	103	62	119	111
生産	(1,050)	(1,053)	(1,037)	(1,001)	(935)
12月31日現在	11,362	11,424	11,079	10,292	7,977
12月31日現在の確 認開発埋蔵量	7,618	7,790	7,360	7,141	5,725
12月31日現在の確 認未開発埋蔵量	3,744	3,634	3,719	3,151	2,252

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) 原油およびコンデンセートの埋蔵量には、油田に所在する天然ガス処理プラントにおいて回収可能な少量の液化炭化水素埋蔵量が含まれる。
- (2) 修正には、油井掘削からの新しいデータによるプラス・マイナスの変化、実際の油層挙動が予測挙動と異なる場合になされる修正および炭化水素価格変動の影響が含まれる。

出典： ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社

乾性ガスの埋蔵量

2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
(十億立方フィート)				

確認開発埋蔵量および確認未開発埋蔵量

1月1日現在	12,494	12,734	12,713	12,273	10,859
修正 ⁽¹⁾	1,592	1,377	1,010	4	(955)
採掘および発見	249	162	89	93	47
生産 ⁽²⁾	(1,601)	(1,560)	(1,539)	(1,511)	(1,341)
12月31日現在	12,734	12,713	12,273	10,859	8,610
12月31日現在の確認開発埋蔵量	7,958	7,951	7,461	6,740	6,012
12月31日現在の確認未開発埋蔵量	4,776	4,762	4,811	4,119	2,598

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) 修正には、油井掘削からの新しいデータによるプラス・マイナスの変化、実際の油層挙動が予測挙動と異なる場合になされる修正および炭化水素価格変動の影響が含まれる。
- (2) 別の表で報告される天然ガスの生産量は湿性サワーガスについていうが、本表に記載される生産量は乾性ガスの生産量をいう。乾性ガスを得るために天然ガス液および不純物が抽出されると、生産量は減少する。よって、天然ガスについては乾性ガスより多い量が報告されている。

出典： ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社

探査および掘削

ペメックスの最近の企業構造の再編により、ペメックスの探査および生産セグメントで運営されていた一部の事業ユニットおよび資産は、2015年8月1日付のペメックス・ドリリング・アンド・サービス社の設立をもってペメックスの掘削およびサービス・セグメントに移転された。2015年12月31日に終了した年度については、ペメックスは掘削およびサービス・セグメントの経営成績を区分表示しておらず、したがってペメックスの探査および生産セグメントの業績に当期にかかる同セグメントの業績が含まれている。

ペメックスは、将来の確認埋蔵量の置換率を上昇させるために、自社の探査プログラムを通じて新たな石油貯留層の確認に努めている。1990年から2015年までに、ペメックスは13,037件の探査井および開発井を完了した。2015年中のペメックスの探査井の平均成功率は50.0%で、開発井の平均成功率は93.0%であった。2011年から2015年の間に、ペメックスは17の新たな油田と18の新たな天然ガス田を発見し、この結果2015年末時点における原油と天然ガスの生産田は合計394となった。

ペメックスの2015年探査プログラムは、陸上地域と海底地域の両方の探査から構成され、メキシコ湾の深海を含んでいる。これらの探査活動は、6つの石油生産田を発見したことにより、石油換算で119.8百万バレルの確認埋蔵量を生み出した。非随伴ガスを含む2つの油田・ガス田が発見された。ペメックスは、特に3次元地震探査データに関連して、主要な地震探査データ収集活動を継続した。ペメックスは2015年に485平方キロメートル（そのすべてが南部盆地の陸地部分に所在）の3次元地震探査データを収集し、石油およびガス・シェール区域の645平方キロメートルは2次元地震探査データであった。2015年に、ペメックスはメキシコ湾の3つの油田・ガス田について成功裏に境界線を確認した。これは、各油田・ガス田で発見された埋蔵量の限度を判断するために、3本の油井を掘削する工程を含んでいた。しかし、開発に必要な施設がまだ整っていないため、本書日付現在、ペメックスはこれらの油田・ガス田についての確認埋蔵量をまだ認識していない。

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間におけるペメックスの掘削活動（いずれもメキシコ領内で行われたものである。）を要約したものである。

	12月31日に終了した年度				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
開始井 ⁽¹⁾	1,000	1,290	705	474	274
探査開始井 ⁽¹⁾	32	36	40	20	22

開発開始井 ⁽¹⁾	968	1,254	665	454	252
掘削井 ⁽²⁾	1,034	1,238	817	535	312
探査井	33	37	38	24	26
生産性のある探査井 ⁽³⁾	16	21	23	8	13
枯渇した探査井	17	16	15	16	13
成功率(%)	48	57	61	33	50
開発井	1,001	1,201	779	511	286
生産性のある開発井	955	1,159	747	484	266
枯渇した開発井	46	42	32	26	20
成功率(%) ⁽⁴⁾	95	97	96	95	93
生産中の油井(年間平均)	8,315	9,439	9,836	9,558	9,363
海底地域	500	537	559	581	544
南部地域	1,136	1,230	1,340	1,420	1,403
北部地域	6,679	7,672	7,937	7,557	7,416
生産中の油井(年度末現在) ⁽⁵⁾	8,271	9,476	9,379	9,077	8,826
原油	5,193	6,188	6,164	5,598	5,374
天然ガス	3,078	3,288	3,215	3,479	3,452
生産中の油田	416	449	454	428	434
海底地域	36	38	42	45	41
南部地域	99	101	102	97	97
北部地域	281	310	310	286	296
掘削リグ	128	136	139	136	113
掘削距離(キロメートル)	2,494	3,007	1,627	1,413	815
油井1本当たりの平均深さ(メートル)	2,418	2,429	2,710	2,738	3,038
発見油田 ⁽⁶⁾	8	9	10	2	6
原油	4	2	5	-	6
天然ガス	4	7	5	2	-
油井1本当たりの原油および天然ガス平均産出量(1日当たり石油換算バレル)	448	392	371	370	349
開発済面積合計(平方キロメートル) ⁽⁷⁾	8,536	8,652	8,706	8,339	8,654
開発中面積合計(平方キロメートル) ⁽⁷⁾	987	1,040	977	1,278	1,000

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) 「開始井」とは、油井の完了時または完了予定時期にかかわらず、所与の年度中に掘削が開始された油井の数をいう。
- (2) 「掘削井」とは、油井の掘削開始時期にかかわらず、所与の年度中に掘削が完了した油井の数をいう。
- (3) 商業的生産性のない油井を除く。
- (4) 注入井を除く。
- (5) ペメックスはその所有するいかなる油井についても他者に対して部分的な作業利権を認めていないため、すべての生産性のある油井ならびに本表に掲げるその他すべての油井は、「正味」で記載されている。ペメックスはまた、他社が所有する油井について部分的な作業利権を取得していない。
- (6) 確認埋蔵量のある油田のみを含む。
- (7) ペメックスは、部分的な利権を他社に認めることも、生産物分与契約を締結することもしていないため、すべての面積は「正味」で記載されている。

出典： ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社

ペメックスは、重質原油であるアルタミラ、重質原油であるマヤ、軽質原油であるイスムスおよび超軽質原油であるオルメカの4つのタイプの原油を主に生産している。2014年から、ペメックスはタラムの生産を開始した。タラムは、直接抽出するのではなく、原油のブレンドである。ペメックスの生産物の大半はイスムスおよびマヤ原油からなる。2015年、ペメックスの原油生産量合計の50.8%は重質原油、49.2%は軽質原油および超軽質原油からなっていた。2015年、ペメックスは、1日当たり平均2,266.8千バレルの原油を生産したが、これは2014年の1日当たり平均2,428.8千バレルの生産量を6.7%下回る。2015年に原油生産量が減少したのは、主にカンタレル、クルード・リヘロ・マリーノ、イクスタル・マニック、カクトゥス・シティオ・グランデ、エル・ゴルペ・プエルト・セイバ、コンプレホ・アントニオ J. ベルミュデス、コステロ・テレストレ、エク・パラムおよびク・マロブ・サップのプロジェクトにおける生産が減少した結果である。

ペメックスの平均天然ガス生産量は、2014年の1日当たり6,532百万立方フィートから、2015年には2.0%減少して6,401百万立方フィートとなったが、ペメックスによる湿性天然ガスの平均加工量は、2014年の1日当たり4,343百万立方フィートから、2015年には6.2%減少して4,073百万立方フィートとなった。

掘削およびサービス

本業績の検討にあたっては、ペメックスの探査および生産セグメントがペメックスの掘削およびサービス・セグメントからだけでなく第三者からも掘削サービスを受けていたことに留意されたい。よって、掘削活動にかかる上記の数値は、ペメックスの掘削およびサービス・セグメントによるサービスのみに関連するものではない。

2015年、ペメックスは、138本の油井（陸上地域74本、海底地域64本）を掘削し、138本の油井（陸上地域70本、海底地域38本）を完成させ、863件（陸上地域731件、海底地域132件）を改修した。平均101本の掘削リグおよび改修リグ（陸上地域50本、海洋地域51本）についても関与した。さらに、ペメックスは、2015年に35,086件の油井関連サービスを行ったが、その内訳は52.6%がワイヤーラインの作業、25.5%がセメントの作業、19.1%が伐採および穿孔作業、2.8%がコイルド・チューピングであった。

精製

ペメックスは、原油および天然ガスから派生するさまざまな製品（LPG、ガソリン、ジェット燃料、ディーゼル、燃料油、アスファルト、潤滑油およびその他の精製品を含む。）を生産している。2015年、ペメックスは、1日当たり1,114千バレルの石油精製品（精製工程の副産物である乾性ガスを含む。）を生産したが、これに対して2014年には1日当たり1,206千バレルの石油精製品が生産された。石油精製品の生産量の7.6%の減少は主に、原油加工の減少および全国精製システムの運営上の問題によるものである。

石油化学製品

ペメックスの最近の企業組織の再編により、ペメックスの石油化学セグメントで運営されていた一部の事業ユニットおよび資産は、2015年8月1日付のペメックス・エチレン社およびペメックス・ファーターライザーズ社の設立をもってペメックスのエチレン・セグメントおよび肥料セグメントに移転された。2015年12月31日に終了した年度については、ペメックスはエチレン・セグメントおよび肥料セグメントの経営成績を区分表示しておらず、したがってペメックスの石油化学セグメントの業績に当期にかかる両セグメントの業績が含まれている。

ペメックスは、基本材料から石油化学製品の生産工程（エタン、ブタン、液化天然ガスおよびペンタンなど）、その他の原料（酸素、窒素および水素など）、石油化学品（メタン誘導体、エチレン、芳香族およびその誘導体を含むエタン誘導体、ならびにプロピレンおよびその誘導体など）ならびに石油化学品の生産工程で得られる副産物（ハイドロクロリック・アシッドおよびムリアチック・アシッドなど）を生産している。ペメックスの総石油化学製品生産量は、2014年の11,319千トンから2015年には12.6%減少して9,887千トンとなった。

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間における原油、天然ガス、精製品および石油化学製品の生産率を示したものである。

生産量

	12月31日に終了した年度				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
原油 ⁽¹⁾ (1日当たり千バレル)	2,553	2,548	2,522	2,429	2,267
天然ガス (1日当たり百万立方フィート)	6,594	6,385	6,370	6,532	6,401
精製品 (1日当たり千バレル)	1,190	1,226	1,276	1,206	1,114
石油化学製品 (1年当たり千トン)	12,384	10,693	11,478	11,319	9,887

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 液体天然ガスを含む。

出典： ペメックスおよびペメックスのデータベース (Base de Datos Institucional de Pemex)

配送

ペメックスの配送セグメントは、2015年10月1日付で設立された生産的国有子会社であるペメックス・ロジスティックス社を通じて業務を行っている。同セグメントは、陸上、海上およびパイプラインによる輸送、貯蔵および配送サービスをメキシコ石油公社およびその他の会社（連邦電力公社、メキシコ空港公団、CENAGAS、地方のガソリン・スタンドおよび配送業者を含む。）に提供している。

2015年、ペメックスは、2014年と比較して11.4%の減少となる64,825百万トン・キロメートルの原油および石油製品を輸送した。この減少は、ペメックスの探査および生産セグメントにおける生産の減少、精油所における原油加工処理の減少ならびに一時的なパイプラインの封鎖につながりうる燃料の違法市場によるものである。2015年、ペメックスは、ペメックスの精製システムにおいて加工処理し、石油製品に対する国内需要を満たすために、1日当たり約5,142百万立方フィートの天然ガス、1日当たり174千バレルのLPGならびに1日当たり3,181千バレルの原油および石油製品を輸送した。これに対して、2014年には1日当たり4,819百万立方フィートの天然ガス、1日当たり289千バレルのLPGならびに1日当たり3,330千バレルの原油および石油製品が輸送された。2015年にペメックスが輸送した総量のうち、60.5%はパイプラインを通じて輸送され、25.7%は船舶により、残りの13.8%はタンカー列車およびトラックにより輸送された。

コジェネレーションおよびサービス

ペメックスのコジェネレーションおよびサービス・セグメントは、2015年6月1日付で設立された生産的国有子会社であるペメックス・コジェネレーション・アンド・サービスズ社を通じて業務を行っている。ペメックスのコジェネレーションおよびサービス・セグメントは、その工業プロセスからの熱と蒸気を利用して、メキシコ石油公社が必要とする電力を生産するほか、メキシコにおける第三者への販売用に余剰電力を生産することを目的としている。メキシコ石油公社および第三者が所有する設備は、コジェネレーション・プロジェクトの可能性について評価されている。

本書日付現在、ペメックスのコジェネレーションおよびサービス・セグメントは、4件の大規模なコジェネレーション・プロジェクトを進めている。これらのプロジェクトは、カクトゥスのガス処理施設ならびにトゥーラ、カデレイタおよびサリナ・クルスの精油所で進められる予定である。これら4件のプロジェクトの見積設備容量は、現在のところ電力が2,316メガワット、蒸気が1時間当たり3,530トンである。ペメックスは、発電のみを行うことになっているより規模の小さいプロジェクト2件にもかかわって

いる。ペメックスのサリナ・クルス精油所では、2017年第1四半期時点で20メガワットの電力を生産する予定のプロジェクト1件が進められている。サリナ・クルス精油所では、72メガワットの電力を生産するために天然ガスおよびメータリング・ステーションの利用も進めている。

商業活動

ペメックスは、原油および天然ガスに加え、ガソリン、ジェット燃料、ディーゼル、燃料油および石油化学製品を含むあらゆる種類の精製品をメキシコにおいて販売している。ペメックスは、精製品に対する膨大な国内需要を誇る世界でも指折りの大手原油生産者である。

ペメックスは、国内市場において原油の約51.7%を精製品および石油化学製品の形態で販売している。ペメックスは残りの原油（2014年は1日当たり1.14百万バレル、2015年は1日当たり1.17百万バレル）を輸出している。原油、天然ガス、石油製品および石油化学製品の正味輸出は、2011年から2014年には年間平均21.8十億米ドルであり、2015年には1.4十億米ドルであった。

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間についてのペメックスによる原油、天然ガス、石油製品および石油化学製品の平均輸出入量ならびに2014年から2015年への変動率を示したものである。

輸出入量						
12月31日に終了した年度						2014年と 2015年との 比較
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
(単位：別段の記載がない限り 1 日当たり千バレル)						(%)
輸出						
原油：						
オルメカ	202.9	193.7	98.6	91.2	124.2	36.2
イスムス	99.3	99.4	102.7	133.7	194.0	45.1
マヤ	1,021.6	943.7	967.6	887.1	743.4	(16.2)
アルタミラ	14.0	18.8	19.9	27.2	27.8	2.2
タラム	-	-	-	3.0	83.1	2,670.0
原油合計	1,337.8	1,255.5	1,188.8	1,142.3	1,172.5	2.6
天然ガス ⁽¹⁾	1.3	0.9	3.1	4.1	2.8	(31.7)
石油製品	175.9	152.6	164.5	193.5	198.9	2.8
石油化学製品 ⁽²⁾						
⁽³⁾ ⁽⁴⁾	442.9	1,344.7	1,336.9	488.0	345.8	(29.2)
輸入						
天然ガス：						
天然ガス ⁽¹⁾	790.8	1,089.3	1,175.4	1,250.4	1,324.5	5.9
液化天然ガス						
⁽¹⁾ ⁽⁴⁾	-	-	114.3	107.4	93.9	(12.6)
天然ガス合 計	790.8	1,089.3	1,289.7	1,357.8	1,418.4	4.5
石油製品	631.9	570.9	516.2	548.5	630.1	14.9
石油化学製品 ⁽²⁾						
⁽⁵⁾	224.9	445.1	287.8	332.7	336.1	1.0

注：原油輸出は船積みごとの含水率を反映する目的上調整されることがあるため、数値は調整されることがある。

(1) 1日当たり百万立方フィートで表示されている。

(2) キュバメトリックトン。

(3) プロピレンを含む。

(4) 2013年に、ペメックスはマンサニヨを通じて液化天然ガスの輸入を開始した。

(5) イソブタン、ブタンおよびN-ブタンを含む。

出典：2016年1月11日付PMI社営業統計およびペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間についてのペメックスによる原油、天然ガス、石油製品および石油化学製品の輸出入額ならびに2014年から2015年への変動率を示したものである。

	輸出入額 ⁽¹⁾					2014年と 2015年と の比較
	12月31日に終了した年度					
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	
	(単位：百万米ドル)					(%)
輸出						
オルメカ	8,133.0	7,753.7	3,883.9	3,114.7	2,333.7	(25.1)
イスマス	3,849.1	3,904.4	3,928.1	4,556.8	3,489.5	(23.4)
アルタミラ	492.7	661.6	683.7	806.8	367.0	(54.5)
マヤ ⁽²⁾	36,904.9	34,532.6	34,218.2	27,119.4	11,221.9	(58.6)
タラム	-	-	-	40.4	1,112.2	2,653.0
原油合計 ⁽³⁾	49,379.6	46,852.3	42,711.7	35,638.2	18,524.4	(48.0)
天然ガス	1.6	0.6	2.8	4.8	1.6	(66.7)
石油製品	6,277.5	5,538.0	5,817.2	5,871.7	2,992.2	(49.0)
石油化学製品	298.6	362.9	234.0	166.9	83.6	(49.9)
天然ガスおよび製品合計	6,577.7	5,901.5	6,054.0	6,040.3	3,077.4	(49.0)
輸出合計	55,957.3	52,687.7	48,777.2	41,895.7	21,601.8	(48.4)
輸入						
天然ガス	1,272.2	1,216.2	1,728.7	2,197.3	1,411.1	(35.8)
液化天然ガス ⁽⁴⁾	-	-	766.6	621.9	262.5	(57.8)
天然ガス合計	1,272.2	1,216.2	2,495.3	2,819.3	1,673.6	(40.6)
石油製品	28,019.1	27,272.4	23,916.8	23,553.7	17,813.4	(24.4)
石油化学製品	277.5	526.9	322.3	373.3	318.7	(14.6)
輸入合計	29,568.9	29,015.4	26,734.4	26,746.3	19,805.7	(25.9)
正味輸出	26,388.5	23,672.3	22,042.8	15,149.4	1,796.1	(88.1)

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) PMIトレーディング・リミテッドまたはPMIノルテアメリカS.A.de C.V.がメキシコ国外の第三者から購入し、国際市場で再販売した原油、石油製品および石油化学製品を含まない。本表に示す数値は、為替レート of 計算方法の違いおよびその他の微調整のため、ペメックスの財務書類における「純売上高」の項目に記載される金額とは異なる。

(2) 2014年および2015年にはタラム原油を含む。

(3) 原油輸出は船積みごとの含水率を反映するために調整されることがある。

(4) 2013年に、ペメックスはマンサニヨを通じて液化天然ガスの輸入を開始した。

出典： 2016年1月11日付PMI社営業統計（船荷証券の情報に基づく。）およびペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間におけるペメックスによる輸出原油の1バレル当たりの平均価格を示したものである。

原油価格

	12月31日に終了した年度				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	(1バレル当たり米ドル)				
原油価格					
オルメカ	109.83	109.38	107.92	93.83	51.46
イスムス	106.22	107.25	104.76	93.53	49.28
マヤ	98.97	99.98	96.91	84.36	41.36
アルタミラ	96.60	96.29	94.35	81.35	36.19
タラム	-	-	-	36.74	36.69
加重平均実現価格	101.13	101.82	98.46	86.00	43.29

出典： 2016年1月11日付PMI社営業統計

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間におけるペメックスによる原油輸出の国別内訳を示したものである。

国別原油輸出

	輸出に占める割合				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	(%)				
米国	81.8	76.2	72.1	69.4	58.9
スペイン	8.3	13.2	14.4	14.2	13.8
インド	2.8	6.0	8.2	7.0	9.1
カナダ	1.5	1.8	1.9	1.8	-
中国	2.7	0.8	1.6	1.2	1.3
その他	2.8	2.0	1.8	6.3	16.9
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

出典： 2016年1月11日付PMI社営業統計

メキシコは石油輸出国機構（OPEC）の加盟国ではないが、原油価格の安定化に寄与するために、メキシコは他の産油国による生産の改訂に合わせて、ペメックスの原油輸出量の増減を折に触れ公表してきている。しかし、2004年以降ペメックスはOPECからの発表を理由として輸出目標の変更は行っておらず、現在のところメキシコがペメックスの原油輸出の現行水準を変更する計画はない。

原油輸出は、2015年に2.6%増加して、2014年の1日当たり1,142.3千バレルから2015年には1日当たり1,172.5千バレルとなった。

ペメックスは、生産不足を補うため、およびペメックスのガス田から遠距離であるために米国からの輸入による供給を受ける方が効率的であるメキシコ北部地域における需要を満たすために、天然ガスを輸入している。ペメックスは、2015年には1日当たり1,418.4百万立方フィートの天然ガスを輸入したが、これは2014年の1日当たり1,357.8百万立方フィートより4.5%の増加である。ペメックスは、2014年の1日当たり4.1百万立方フィートと比較して2015年には33.5%減の1日当たり2.8百万立方フィートの天然ガスを輸出したが、これは主として当初国内消費向けに指定され、その後輸出向けに利用された天然ガスの一時的な余剰量が増加したことによるものである。

2015年、石油製品の輸入は、主として国の精製システムによるレギュラー・ガソリンの生産量が過年度より増加したことからレギュラー・ガソリンに対する国内需要が増加し、また石油製品の価格が値下がりしたことにより、金額で24.4%減少し、数量では14.9%増加した。石油製品の輸出は、主として燃料油の販売減および石油製品価格の値下がりにより2015年には金額で49.0%減少した。2015年におけるペメックスの石油製品の正味輸入額は、2014年における17,685.1百万米ドルの石油製品正味輸入額より16.2%減少して、14,821.2百万米ドルとなった。2015年には、石油製品の輸入量は、2014年の1日当たり548.5千バレルより14.9%増加して、1日当たり630.1千バレルとなった。また、石油製品の輸出量は、2014年の1日当たり193.5千バレルより2.8%増加して、2015年には1日当たり198.9千バレルとなった。

2015年の石油化学製品の輸出量は、2014年の488.0千メトリックトンから29.2%減の345.8千メトリックトンとなり、一方石油化学製品の輸入量は、2014年の332.7千メトリックトンから1.2%増加して、2015年には336.1千メトリックトンとなった。石油化学製品の輸出は、主としてアンモニア、硫黄およびポリエチレンの販売減により、2015年には減少した。石油化学製品の輸入は、主に触媒およびトルエン等に対する需要が高まったため、2015年には増加した。

2015年12月31日現在、PMI社は15カ国に36の顧客を有していた。これら諸国のうち、ペメックスの輸出先の最大部分を占めるのは、一貫して米国、スペイン、インド、カナダ、韓国、日本および中国の顧客である。2009年以降、ペメックスの原油輸出販売全体に占める米国およびカナダ向け原油輸出販売の割合は低下してきており、一方スペインおよびインドをはじめとするヨーロッパおよびアジア諸国向けの原油輸出販売の割合が高まってきている。2015年、ペメックスの原油輸出の58.9%は米国所在の顧客向けであったが、この比率は2014年と比較して14.8%の低下である。ペメックスの米国向け原油輸出の減少は、主に米国において軽質原油および超軽質原油の国内生産が着実に増加したことに帰することができるが、これは主として頁岩の発見および頁岩からの石油抽出を商業的に採算可能なものとした技術の進展の成果である。米国のメキシコ湾においてより多くの軽質原油が手に入るようになったことと、輸入原油に対する国際的需要の動向を受けて、ペメックスは地理的流通の範囲を拡大し、また国際市場におけるメキシコ原油のプレゼンスを分散化し、強化するというその戦略を新たにした。2014年1月、PMI社はスペイン以外のヨーロッパ諸国向けにオルメカ原油の輸出を開始した。東アジア向けの原油輸出販売を増加させるペメックスの取組みの一環として、PMI社は2015年1月に韓国向けにイスムス原油およびマヤ原油の輸出も開始した。

2015年10月28日、米国商務省は、ペメックスに対して、米国のメキシコ湾北部沿岸部の精油所向けに同量のメキシコの重質原油を送るのと交換に米国から軽質原油を1日当たり75,000バレルを上限に輸出することを認める1年間のライセンスを付与した。このライセンスは、2015年12月18日、米国が原油輸出制限を正式に撤廃した時点で、不要となった。こうした状況に照らして、ペメックスは、原油の輸入が可能となるように、タンクおよびパイプラインを含むインフラの整備に取り組んでいる。ペメックスが輸入する原油の量は、将来のニーズ、とりわけ生産マージンを高め、より多くの軽質原油を処理することによってガソリンおよびディーゼルの生産を改善する計画、ならびに国際市場でのその他の機会に左右される。ペメックスは、本書日付現在軽質原油の輸入を行っていない。

設備投資および投資

以下の表は、2015年12月31日に終了した5年間の各年についてのペメックスの設備投資（保守を除く）および2016年についての設備投資予算を示したものである。設備投資の額は、当該金額を現金ベースで記録したペメックスの予算記録から得られたものである。よって、これらの設備投資の額は、IFRSに準拠して作成されたペメックスの財務書類に記載された設備投資の額とは一致しない。

子会社別設備投資

	12月31日に終了した年度					2016年
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	予算 ⁽¹⁾
	(単位：百万ペソ) ⁽²⁾					
ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社 ⁽³⁾	177,059	193,801			153,110	121,818
ペメックス・リファインニング社	25,157	28,944			34,152	-
ペメックス・ガス・アンド・ベーシック・ペトロケミカルズ社	3,019	4,468			5,070	-
ペメックス・ペトロケミカルズ社	2,426	2,892			2,604	-
ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社	-	-	-	-	4,952	21,369
ペメックス・ロジスティックス社	-	-	-	-	631	4,449
ペメックス・エチレン社	-	-	-	-	426	1,786
ペメックス・ドリリング・アンド・サービスズ社	-	-	-	-	-	1,421
ペメックス・ファースティライザーズ社	-	-	-	-	205	444
メキシコ石油公社	717	943			2,157	5,422
設備投資合計	208,378	231,048			203,307	156,709

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 2016年3月31日に承認され、2016年4月5日にメキシコ石油公社の理事会に通知された修正予算。

(2) 2011年、2012年、2013年、2014年および2015年の数値は、名目ペソで記載されており、2016年の数値は、2016年恒常ペソで記載されている。

(3) 2015年12月31日に終了した年度については、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社および新設の生産的国有子会社であるペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社による設備投資が含まれている。2016年予算の金額は、新設のペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社に対応している。

出典： メキシコ石油公社

2015年の設備投資。ペメックスの経営成績と同様、ペメックスは、その探査および生産セグメントの投資を掘削およびサービス・セグメントの投資とともに示している。名目ペソ・ベースで、ペメックスの探査および生産のための設備投資は、2015年に151,546百万ペソとなり、2014年の222,069百万ペソに対して名目ベースで31.8%減少した。ペメックスの設備投資全体のうち、23,507百万ペソはク・マロブ・サブ油田に向けられ、13,950百万ペソはチミン・プロジェクトに向けられ、2,817百万ペソはATGプロジェクトに向けられ、11,217百万ペソはカンタレル油田に向けられ、9,275百万ペソはクルード・リヘロ・マリーノ・プロジェクトに向けられ、5,855百万ペソ（公共事業融資契約プログラムを通じてなされた2,001百万

ペソの投資を含む。)はブルゴス天然ガス田の開発に使用され、10,037百万ペソはチュク・プロジェクトに向けられ、5,352百万ペソはアントニオ J. ベルミュデス油田に向けられ、4,626百万ペソはオガリオ・サンチェス・マガジャネス・プロジェクトに向けられ、4,687百万ペソはグリハルバ川デルタ油田に向けられた。2015年にこれらの10プロジェクトへの支出は、ペメックスの探査および生産向けの設備投資の44.7%に上った。残りの55.3%は名目ペソで83,730百万ペソとなるが、この金額は残りの16プロジェクトならびにその他の探査プロジェクト、その他の開発プロジェクトおよび管理・技術支援に向けられた。

2015年、ペメックスは精製への設備投資に29,646百万ペソを投じた。ペメックスは、この投資額合計のうちの9,045百万ペソ(ペメックスの燃料品質プロジェクトのガソリン部分に対する4,415百万ペソおよびディーゼル部分に対する4,630百万ペソを含む。)を燃料品質投資に、913百万ペソをサラマンカ精製工場からの残渣油の転換に、4,674百万ペソをイダルゴ州トゥーラのみゲル・イダルゴ精製工場の再編に、561百万ペソをトゥーラの新精製工場に、100百万ペソをトゥスパンのパイプラインならびに同パイプラインに関連する貯蔵および配送ターミナルに、14,353百万ペソをその他プロジェクトに関連する投資に割当てた。

ペメックスの掘削およびサービス・セグメントは、2015年に1,564百万ペソの設備投資を行ったが、このうち723.0百万ペソは2基のモジュール式掘削リグの取得に、553.0百万ペソは2基のジャッキアップ式プラットフォームの取得に、また288.0百万ペソは9基の陸上掘削リグの取得に割当てられた。

名目ペソ・ベースで、ペメックスは、主に天然ガスおよびコンデンセートの処理関連のプロジェクトに対して2015年には5,160百万ペソを投資した。

ペメックスの石油化学セグメントは、2015年に494百万ペソの設備投資を行ったが、これは次に掲げる継続中のプロジェクトに以下のとおり割当てられた。

- ・保守および産業サービス部門のインフラに110.8百万ペソ
- ・トポロバンボおよびグアイマスの貯蔵および配送ターミナルにおける貯蔵と配送の効率化を図るために102.5百万ペソ
- ・カングレヘラ石油化学コンビナートにおける供給原料のコンディショニングの生産能力の維持に52.1百万ペソ
- ・スチレン・エチルベンゼン工場の維持に47.7百万ペソ
- ・カングレヘラ石油化学コンビナートにおける芳香族トレインの生産設備の近代化および拡張(第一段階)に28.6百万ペソ(これには、連続的触媒再生リアクターなどの新技術の利用が絡んでいる。)
- ・その他の持続可能性、安全性、近代化、最適化およびインフラ・プロジェクトのために153.8百万ペソ

ペメックスのエチレン・セグメントは、2015年に1,869百万ペソの設備投資を行った。これに含まれるのは、エチレン酸の生産量を年間225千トンから360千トンに徐々に増加するためのモレロス石油化学コンビナートにおけるエタン誘導体チェーン・プロジェクトの拡張および近代化に402.4百万ペソ、カングレヘラ石油化学コンビナートにおけるインフラおよび付随サービス・プロジェクトの近代化および最適化に276.6百万ペソ、モレロス石油化学コンビナートにおける安全性および環境保護のために113.5百万ペソ、カングレヘラ石油化学コンビナートにおける低密度ポリエチレン工場の生産能力維持のために112.3百万ペソ、カングレヘラ石油化学コンビナートにおける防火ネットワークの近代化に102.2百万ペソであり、その他のプロジェクトにも投資された。

ペメックスの肥料セグメントは、2015年に1,044百万ペソの設備投資を行った。これには、コソレアカケ石油化学コンビナートにおけるアンモニア工場の再生ならびに統合および付随サービス、そのアンモニア工場における生産能力の維持に対する791.2百万ペソが含まれるほか、その他のプロジェクトにも投資された。

ペメックスの配送セグメントは、2015年に9,827.0百万ペソの設備投資を行った。そのうち継続中の主なプロジェクトは次のとおりである：ヌエボ・テアパ - マデロ - カデレイタ間パイプラインの機械の完全性の評価および再生に574.0百万ペソ、47本のパイプライン輸送システムにおけるSCADAシステムの実施に

520.0百万ペソ、中部地域におけるさまざまなパイプラインの機械の完全性の評価および再生に464.0百万ペソ、ボサ・リカ - サラマンカ間およびヌエボ・テアパ - トゥーラ - サラマンカ間のパイプラインの機械の完全性の評価および再生に461.0百万ペソ、貯蔵および配送ターミナルにおける安全性、測定、コントロールおよび自動システムの維持に460.0百万ペソ、より規模が大きく近代的な船舶の獲得に458.0百万ペソ、ハルティバンからサリナ・クルス精油所への天然ガスの輸送に403.0百万ペソ、小規模船舶のタグボート、シャラン船および多目的貨物船の買換えに401.0百万ペソ、ならびにタンカー 5 隻の現金およびまたはリースでの取得に363.0百万ペソ。

予算修正． 2014年央以降、原油の国際参照価格は大きく変動してきた。2015年中、メキシコ原油の輸出価格は、1 バレル当たり26.54米ドルにまで下落し、同年の加重平均価格は1 バレル当たり43.29米ドルであった。メキシコ原油の加重平均輸出価格が1 バレル当たり50.00米ドルであるとの仮定に基づいて、メキシコ議会は当初2016年についてペメックスの293.0十億ペソの設備投資（保守を含む。）予算を承認した。2016年2月には、メキシコ原油の加重平均輸出価格は1 バレル当たり約31.51米ドルとなった。こうした石油価格の大幅な下落および悪化する世界の経済情勢を踏まえ、メキシコ政府は、2016年に公的支出を約132.0十億ペソ削減することを発表した。原油価格の下落によって、ペメックスの経営成績および財政状態、特に流動性は、マイナスの影響を受けた。

2016年2月26日、メキシコ石油公社の理事会は、ペメックスの財政収支目標を達成するため、100.0十億ペソ（20.9％）の予算削減（このうち設備投資が約80％、営業費用が20％）を承認することにより、原油価格の下落に対応した。この予算修正の結果、ペメックスの一部プロジェクトに遅れが生じることが見込まれるが、ペメックスはその中長期の成長計画については、2016年について承認された資金調達計画に盛り込まれた金額を超えて債務負担をすることなく、維持できると考えている。メキシコ石油公社の理事会によって承認された予算修正は、ペメックスの設備の産業安全性および信頼性を維持し、第三者からの融資を呼び込むために最近のエネルギー改革によってもたらされた新たな契約モデルを利用し、ペメックスの労働債務および金融債務を履行し、かつペメックスの原油およびガスの生産レベルを中長期的に安定させるという指導原則に基づいている。

2016年にかかるペメックスの修正予算には、2016年恒常ペソで合計156.7十億ペソの設備投資が盛り込まれている。ペメックスは、2016年に121.6十億ペソ（設備投資総額の77.6％）を探査・生産プログラムに振り向ける予定である。探査・生産活動に対するこのような多額の投資は、ペメックスが第二次立法によって設定された新しい枠組みの下で事業を開始するため、炭化水素の推定埋蔵量を最大化することに注力するペメックスの姿勢を反映している。

資本および配当

2014年1月27日、政府は、石油歳入安定化基金（*Fondo de Estabilización de los Ingresos Petroleros*）に対して2.0十億ペソを拠出した。ペメックスは、この拠出金をメキシコ石油公社に対する政府出資の2.0十億ペソ増として認識した。2014年12月23日、メキシコ石油公社は、政府に対して70.0十億ペソの支払を行った。この支払は、2014年連邦歳入法（*Ley de Ingresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal de 2014*）第6条、連邦予算・財政責任法第26条およびメキシコ石油公社法の経過規定第14条に従って、財務省の要請に基づいて行われた。この資金回収の一部は、2014年12月26日に出資証書「A」の形態で政府がメキシコ石油公社に対して行った20.0十億ペソの資本出資によって相殺された。この資金回収および出資は、ペメックスの資本の50.0十億ペソ減額という正味効果をもたらした。

2015年1月19日、政府は、連邦予算・財政責任法（その後の改正を含む。）に従って、メキシコ石油公社に対して10.0十億ペソの資本出資を行った。ペメックスは、かかる支払をメキシコ石油公社に対する政府出資の10.0十億ペソ増として認識した。

2015年12月24日、政府は財務省を通じてメキシコ石油公社に支払われるべき2050年12月31日満期の約束手形50.0十億ペソを発行した。年率6.93％で利息が発生するこの約束手形は、ペメックスの給付債務の減額にかかる独立の専門家による見直しが完了すると、別の与信商品と交換されることになっている。

2014年および2015年12月31日現在、メキシコ石油公社に対する政府の出資金残高は、43.7十億ペソであった。2014年および2015年12月31日現在、出資証書「A」の形態による出資金合計は、それぞれ134.6十億ペソおよび194.6十億ペソであった。

2016年4月13日、財務省は、ペメックスに対して(1)26.5十億ペソの資本出資（2016年4月21日に受領済み）、および(2)47.0十億ペソのメキシコ政府短期債務証券（ペメックスは、2015年に政府がペメックスに対して発行した50.0十億ペソの約束手形と交換に2016年後半にこれを受領する予定となっている。）からなる合計73.5十億ペソのキャッシュフローの注入を行うことを発表した。こうした追加支援を受取る条件として、ペメックスは、2016年中に納入業者および請負業者に対する債務を同額（73.5十億ペソ）削減しなければならない。

租税公課

概要

ペメックスは、子会社企業の一部が支払うその他の租税公課に加えて、数種類の特別な炭化水素税および公課を政府に納付している。ペメックスは、政府の歳入に対して、2014年には約30.4%、2015年には21.0%貢献した。

2014年8月に公表された第二次立法には、2015年1月1日からメキシコにおいて行われる探査・生産活動を対象とする新しい契約上の取決めに適用される税制（2015年税制）ならびに2016年1月1日からメキシコ石油公社およびその子会社法人が支払うべき新しい国への配当金が規定されている。

2015年税制

第二次立法の一環として採択された炭化水素歳入法は、政府により認められた特定の石油およびガス鉱床の割当てに関連して、ペメックスに適用ある以下の税金等を規定している。

- ・利益配分税（*Derecho por la Utilidad Compartida*）：2015年1月1日現在、この税金は、関連する区域において生産された炭化水素の価値の70%から認められた一定の控除額を差引いた額に相当する。炭化水素歳入法に従って、この税金は、2019年1月1日まで毎年引下げられることになっており、その時点で65%となる。2015年に、ペメックスはこの税に関して376,683百万ペソを支払った。2016年4月18日、ペメックスがこの税に従って投資、費用および経費について控除可能な金額を上げる旨の政令が連邦官報に掲載された。
- ・炭化水素探掘税（*Derecho de Extracción de Hidrocarburos*）：この税金は、各種の炭化水素（すなわち原油、随伴天然ガス、非随伴天然ガスまたはコンデンセート）、生産量および関連する市場価格にリンクした率に基づいて決定される。2015年に、ペメックスはこの税に基づいて48,858百万ペソを支払った。
- ・炭化水素探査税（*Derecho de Exploración de Hidrocarburos*）：政府は、生産されていない区域1平方キロメートルにつき毎月1,150ペソの支払を受ける権利を有する。60カ月経過後は、この税金は生産されていない区域1平方キロメートルにつき追加の1カ月ごとに2,750ペソに上げられる。これらの金額はNCPIに従って毎年更新される。2015年に、ペメックスはこの税に基づいて989百万ペソを支払った。
- ・2015年に、メキシコの企業は一定の控除を行った後の収益に適用される30%の税率で法人所得税を支払った。2015年初め、メキシコ石油公社および子会社法人は、メキシコ所得税法（*Ley del Impuesto sobre la Renta*）の対象となった。2015年に、ペメックスは7,426百万ペソの法人所得税を支払った。

この税制の下で、ペメックスは引続き以下の税金にも服する。

- ・自動車燃料の販売にかかるIEPS税（*IEPS sobre la venta de los combustibles automotrices*）：この税金は、ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社が政府に代わって徴収する

自動車燃料、ガソリンおよびディーゼルの国内販売にかかる手数料である。この税金にかかる適用手数料は、マグナ・ガソリン 1 リットル当たり4.16ペソ、プレミアム・ガソリン 1 リットル当たり3.52ペソおよびディーゼル 1 リットル当たり4.58ペソである。手数料の金額は、燃料の種類によって変わり、毎月財務省がこれを設定する。

- ・州、地方自治体および属領のための IEPS 税 (*IEPS a beneficio de entidades federativas, municipios y demarcaciones territoriales*) : この税金は、ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社が政府に代わって徴収する自動車燃料、ガソリンおよびディーゼルの国内販売にかかる手数料である。この税金にかかる適用手数料は、マグナ・ガソリン 1 リットル当たり36.68セント、プレミアム・ガソリン 1 リットル当たり44.75セントおよびディーゼル 1 リットル当たり30.44セントである。この手数料はインフレに連動して毎年変更される。この手数料によって集められた資金は、財政調整法 (*Ley de Coordinación Fiscal*) の規定に従って、メキシコの州および地方自治体に割当てられる。
- ・化石燃料にかかる IEPS 税 : この税金は、ペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社が政府に代わって徴収する化石燃料の国内販売にかかる手数料である。この税金にかかる適用手数料は、プロパン 1 リットル当たり6.29セント、ブタン 1 リットル当たり8.15セント、ガソリンおよび航空機用ガソリン 1 リットル当たり11.05セント、ジェット燃料およびその他のケロシン 1 リットル当たり13.20セント、ディーゼル 1 リットル当たり13.40セント、燃料油 1 リットル当たり14.31セントならびに石油コークス 1 トン当たり16.60ペソである。この手数料はインフレに連動して毎年変更される。

2006年から2014年までの適用年度において、連邦歳入法 (*Ley de Ingresos de la Federación*) は、ペメックスがマイナスの IEPS 税額を IEPS 税債務から控除することを認めることを定めていた。余剰利益がある場合には、まず付加価値税債務を控除し、次いで一般炭化水素税を控除することができた。2015年 1 月 1 日現在、連邦歳入法は、ペメックスがマイナスの IEPS 税を税金または債務の控除に充当することを認めていない。2016年 1 月 1 日現在、IEPS 税はガソリンおよびディーゼルの国内販売についてペメックス・インダストリアル・トランスフォーメーション社が政府に代わって徴収している。この税金の額は、燃料の種類によって変わり、毎月財務省がこれを設定する。

メキシコ政府に対するその他の支払

2016年 1 月 1 日付で、メキシコ石油公社およびその新しい子会社法人は、毎年政府に対して配当金を支払う義務を負うことになっている。毎年 7 月、メキシコ石油公社およびその新しい子会社法人は、前会計年度にかかる財務実績ならびに今後 5 年間の投資および資金調達計画を開示した報告書を、かかる投資の収益性の分析および関連する財政状態の予測とともに、財務省に提出しなければならない。財務省は、メキシコ石油公社およびその子会社法人各社が支払うべき国への配当金の金額を決定するにあたって、かかる報告書および安定化と開発のためのメキシコ石油基金の技術委員会が発行する意見書に依拠する。メキシコ石油公社法は、2016年に支払われる国への配当金の総額を、メキシコ石油公社およびその子会社法人の前会計年度の税引後利益合計の少なくとも30%に相当する額とすることを定めている。同法はまた、かかる税率が2021年に15%、2026年には0%になるまで今後引下げられる予定であると定めている。政府は、メキシコ石油公社が2016年には国への配当金の支払を求められないことを表明した。

流動性および資金源

2014年末から原油価格が急落したことは、ペメックスの流動性にマイナスの影響を及ぼした。ペメックスの2015年における主な資金使途は設備投資であり、これには財務活動からの正味キャッシュフローによりもたらされたキャッシュにほぼ合致する探査費用 (259.2十億ペソ) が含まれる。2015年に、ペメックスの営業活動による正味キャッシュフローは、設備投資およびその他の費用を賄うのに必要な資金を下回った。ペメックスの営業活動からの正味資金は、2014年の134.5十億ペソに対して、2015年には102.3十億ペソであった。売上高合計は、2014年の1,586.7十億ペソから2015年には26.5%減少して1,166.4十億ペソと

なった。営業活動からの正味資金が減少したため、ペメックスは、2015年に財務活動への依存度を高めることに注力した。ペメックスの財務活動からの正味キャッシュフローは、2014年の117.1十億ペソに対して、2015年には134.9十億ペソとなった。

2016年について、ペメックスは、2015年より少ない約156.7十億ペソの設備投資を見積もっている。これは、主として、2016年に予想される製品の価格水準および予想借入能力によるものである。また、ペメックスが2016年に直面すると予想される最も深刻な問題のひとつは、納入業者に対する買掛金勘定である。2015年12月31日現在、ペメックスはその納入業者に対して約167.3十億ペソの債務があった。しかし、ペメックスは、その営業活動および財務活動からの正味キャッシュフローが2016年におけるその運転資本、債務の返済および設備投資に十分であると考えている。これは、ペメックスおよび政府が石油価格の値下がりに対処し、財政の健全性と柔軟性を維持するために投資、税務および資金調達計画の修正を行ったためである。

ペメックスは多額の負債を抱えているが、これは主として設備投資プロジェクトを実施するために必要な設備投資資金を調達するために負担したものである。ペメックスの税負担が重いため、近年の営業活動からのキャッシュフローは設備投資およびその他の費用を賄うのに十分ではなく、よってペメックスの債務が大幅に膨れ、運転資本は減少してきた。2014年後半に始まった石油価格の急落は、プラスのキャッシュフローを生み出すペメックスの能力にマイナスの影響を与えており、そのことは継続する重い税負担とともに、設備投資資金およびその他の費用を営業活動からのキャッシュフローから調達するペメックスの能力を一層悪化させている。したがって、ペメックスは、炭化水素鉱床を開発し、予定された債務の満期償還を行うために、様々な資金源から多額の資金を調達する必要がある。

2015年12月31日現在、ペメックスの債務は、未払利息を含めて、名目価格で約86.8十億米ドル（1,493.4十億ペソ）で、これは2014年12月31日現在の未払利息を含めた債務総額約77.7十億米ドル（1,143.3十億ペソ）と比較して11.7%の増加（ペソ・ベースでは30.6%の増加）となる。ペメックスの2015年12月31日現在の残存債務の26.7%（23.1十億米ドル）は今後3年以内に満期を迎える予定である。2015年12月31日現在、ペメックスは10.2十億米ドルの負の運転資本も抱えていた。ペメックスの債務水準は、短期または中期的にはさらに高まる可能性があり、その財政状態、経営成績および流動性状態に悪影響を及ぼす可能性がある。債務を返済するため、ペメックスは営業活動からのキャッシュフロー、利用可能な与信枠の利用および追加的な債務負担（既存債務の借換を含む。）の組合せに依存しており、今後も依存していく予定である。

ペメックスは、その事業活動から経常的に損失を受けており、運転資本がマイナスで債務超過となっている。このことから、ペメックスの独立監査人がその最新の報告書において述べているように、継続企業の前提に重要な疑義が生じている。ペメックスは、こうしたネガティブな状況についてその原因を分析し、これに対処する措置を講じたうえ、継続企業として事業を続けていくとの結論に達した。したがって、ペメックスの連結財務書類においては、こうした不確実性の結果から生じることがある調整を行っていない。

石油労働者組合および従業員

石油労働者組合（*Sindicato de Trabajadores Petroleros de la República Mexicana*）は、メキシコ石油公社およびその子会社法人の従業員の約79.0%を代表している。石油労働者組合の組合員はペメックスの従業員であり、組合幹部を組合員の中から選出する。ペメックスとその従業員との関係は、連邦労働法、メキシコ石油公社と石油労働者組合との間の労働協約ならびにペメックスおよび子会社法人のホワイトカラー従業員のための雇用規則（*Reglamento de Trabajo del Personal de Confianza de Petróleos Mexicanos y Organismos Subsidiarios*）により規制されている。労働協約は2年ごとに再交渉の対象となるが、賃金は毎年検討される。石油労働者組合が正式に結成された1938年以降、ペメックスはストライキを経験していない。短期間の作業停止はあったが、かかる作業停止のいずれも事業に重大な悪影響を及ぼすものではなかった。

2015年9月10日、メキシコ石油公社と石油労働者組合は、2017年7月31日まで両者の労使関係を規制することになる新しい労働協約を締結した。新しい労働協約は、3.99%の賃上げと1.75%の手当て引上げを規定している。

2015年11月11日、メキシコ石油公社は、現雇用者および新規雇用者に適用される年金制度の修正について石油労働者組合との間で協定を締結した。この協定に従って、勤続15年未満の雇用者の退職年齢は55歳から60歳に引上げられた。退職給付を全額受領するためには、雇用者は依然として少なくとも30年勤務しなければならない。さらに、新規雇用者は、メキシコ石油公社からの直接拠出金、ポータビリティ制度および退職貯蓄に適用ある税額控除を享受する個別の確定拠出退職金制度に加入することになる。現職の雇用者も新しい確定拠出退職金制度への任意加入を認められることになる。

2015年12月18日、メキシコ石油公社の総裁は、上述したペメックスの年金制度の修正によりペメックスの年金債務が186.5十億ペソ減少する見込みであることを財務省に報告した。2015年12月31日現在、ペメックスの年金債務は196.0十億ペソ減少した。

2015年12月24日、財務省は、メキシコ石油公社およびその生産的国有子会社の年金および退職金制度に関する支払義務の連邦政府による引受けに関する一般規定 (*Disposiciones de carácter general relativas a la asunción por parte del Gobierno Federal de obligaciones de pago de pensiones y jubilaciones a cargo de Petróleos Mexicanos y sus empresas productivas subsidiarias*) を連邦官報に掲載した。これらの規則には、財務省がペメックスの年金および退職金制度に関する支払義務の一部を引受けについての諸条件、資金手当てのメカニズムおよび支払いの取決めが定められている。独立の専門家が、計算、使用される方法、満期構成およびペメックスから提供される情報のすべてについて見直しを行うことになっている。

訴訟

2005年5月、政府の公共行政省 (SFP) は、メキシコ石油公社の複数の元役員に対して、当該役員がメキシコ石油公社の資金を石油労働者組合員に違法に流用したとして罰金を科したことを発表した。2009年12月、SFPはメキシコ石油公社元総裁 (CEO) のモンテマヨール氏に1,421.1百万ペソの罰金を科し、同氏が20年間公職に就くことを禁止したと発表した。2010年4月、モンテマヨール氏は、連邦財政行政司法裁判所 (*Tribunal Federal de Justicia Fiscal y Administrativa*) の第五地域法廷 (*Quinta Sala Regional*) においてかかる罰金について控訴した。2013年1月24日、モンテマヨール氏に対する公職禁止を確認し、経済的な罰則を課すが、経済的な罰則は無効である旨を宣言する判決が下された。

2010年3月から4月にかけて、SFPは、ベラクルス州ナンタルにおけるパイプラインの破裂に関連して、ペメックス・リファイニング社の役員および従業員に対して7件の刑事告訴を行った。2013年8月、連邦検察庁 (*Procuraduría General de la República*) は、SFPに対して、当該役員および従業員に対する刑事告訴に関する調査を終了させる旨を通知した。SFPは、この結論に対して異議を申立て、追加的な手続きの実施を要求した。2016年5月16日現在本件は係属中であつた。並行して進められている手続きにおいて、SFPはこれらの役員および従業員ならびに請負業者に対して、行政処分を科した。2016年5月16日現在、これら公務員から28件の異議申立てがあり、このうち24件について次のような判決が下された。すなわち、16件の処分が確定し、6件の処分は無効と判断され、2件の処分に関して新たな判決が下された。請負業者は、行政処分に対して10件の異議申立てを行い、このうち8件について次のような判決が下された。すなわち、6件の処分は無効とされ、2件の処分が確定した。2016年5月16日現在、行政処分についてその他2件の異議申立てに対する最終的な決定はまだなされていなかった。

2010年5月、SFPは、PMI社の中間蒸留物取引の副部長として勤務していたマリア・カレン・ミヤザキ・ハラ氏に対して、PMI社に約13.0百万米ドルの損害を与えた汚職行為を行ったとして数件の刑事訴追を提起し、数件の行政手続きを開始した。嫌疑のかかっている行為には、ブルー・オイル・トレーディング・リミテッドを含む外国会社に経済的利益を供与する、超低硫黄軽油の無許可販売が関係している。2010年11月、最初の行政手続きは完了し、ミヤザキ・ハラ氏は164.2百万ペソの罰金と公職禁止を命ぜられた。ミヤ

ザキ・ハラ氏は、連邦財政行政司法裁判所の第七首都圏地域法廷 (*Séptima Sala Regional Metropolitana*) に判決の無効を求める申立てを行った。2015年7月2日、連邦財政行政司法裁判所の最高裁判所第二地域法廷 (*Segunda Sección de la Sala Superior*) は、判決の無効を宣言し、SFPはかかる判断の見直しを求める申立てを行った。2016年5月16日現在、最終判決はまだ下されていなかった。また、2013年6月25日に2件目の行政手続きが終了し、SFPは、ミヤザキ・ハラ氏に対して59.3百万ペソの罰金を科し、同氏に対して20年間公職に就くことを禁じた。2013年9月23日、ミヤザキ・ハラ氏は、連邦財政行政司法裁判所第八首都圏地域法廷 (*Octava Sala Regional Metropolitana*) において、この追加決定についても無効宣言を求めて異議申立てを行った。2016年5月16日現在、1件について最高裁判所の判決が下されていなかった。

2010年12月、SFPIは、タンカー4隻のリースについて違法な入札手続きに関与したとして、15名の公務員に対して罰金刑を課した。これらの公務員は、10年間公職に就くことを禁じられ、複数の罰金を課された。これらの公務員は、この処分に対して異議申立てを行った。2015年12月31日現在、13件の異議申立てが確認済みであった。9件の異議申立てについては無効を宣言する判決が下され、4件の異議申立てについては有効と宣言され、2件の異議申立てが係属中である。セルマーニョ・ディアス氏は、有効であるとの結論を宣言した判決について、第一巡回区第13号合同行政裁判所 (*Décimo Tercer Tribunal Colegiado en Materia Administrativa del Primer Circuito*) において上訴を行った。本件は、2016年5月16日現在係属中である。オルティス・オチョア氏は、有効であるとの結論を宣言した判決について、第一巡回区合同法廷 (*Tribunal Colegiado del Primer Circuito*) において上訴を行ったが、これは認められ、連邦財政行政裁判の最高裁判所第一法廷 (*Primera Sección de la Sala Superior*) から新たな判決が出される予定である。

2011年10月11日、SFPIは、石油製品の売買においてPMI社の特定の商業取引相手に利するような不適切な契約慣行を行ったとして、PMI社の元役員3名に総額267.8百万ペソの罰金を科したと発表した。関与したPMI社の元役員は、10年間公職に就くことも禁止された。これらの元役員は、かかる罰則について異議を申立てた。2件の申立てについては認められ、罰則を無効とする宣言がなされた。2016年5月16日現在、残りの異議申立てについては、メキシコ・イダルゴ州の第二地域裁判所 (*Segunda Sala Regional*) においてまだ係属中である。

2011年7月、かつてPMI社の売買および精製品担当副部長であったマリオ・ブレンダ・アフマダ氏に対して、同氏の個人資産が11.0百万ペソ増加したことが発覚した後、刑事告訴が行われた。連邦検察庁は、刑事告訴を行うことなく調査を終了した。SFPIは、この決定に対して異議を申立てた。2016年5月16日現在、この異議申立ては係属中である。

2014年2月10日、SFPは、SFPが提起した9件の行政訴訟（後に1件に併合された。）を受けて、メキシコの石油サービス会社であるオセアノグラフィアS.A. de C.V.（以下「オセアノグラフィア社」という。）に対して、総額24.0百万ペソの罰金を科し、ペメックスとの契約を含む政府契約への入札および締結を約1年9カ月にわたって禁止する処分を課したことを、連邦官報において発表した。罰金および関連する禁止処分は、オセアノグラフィア社が同社とペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社との間の一定の契約に関して適切な履行保証を発行しなかったことから生じたもので、2014年2月11日に連邦官報に掲載された。2014年3月4日、オセアノグラフィア社は、これらの罰則に対してベラクルス州コアツァコアルコスの地方裁判所第14号法廷 (*Juzgado Décimo Cuarto de Distrito*) において上訴を行い、かかる上訴は2014年11月4日に認められた。2014年12月および2015年3月、SFPおよび大統領は、かかる判決の再審を求めてベラクルス州コアツァコアルコスの合同裁判所第10号区巡回法廷 (*Tribunal Colegiado del Décimo Circuito*) において異議を申立てたが、これは2015年6月10日に棄却された。よって、罰則および関連する公職禁止は、2015年11月4日の判決において命じられたとおり根拠がないものとみなされたとする新たな判決がSFPIによって出された。

燃料の違法市場に対する措置

違法な燃料市場に関係した犯罪行為のネットワークが複雑かつ広域化していることから、再発防止策だけでは燃料の違法市場の脅威を減らすには不十分であることが判明している。これに対して、ペメックスは、その営業区域（約2.0百万平方キロメートルの陸上油田・ガス田および3.2百万平方キロメートルのメキシコ領海からなる。）を守るための持続可能な運用モデルを開発する目的でいくつかの施策を実施している。これらの施策では、燃料の違法市場と闘うペメックスの能力を強化することが意図されており、2014年から2016年までの間における監視制御およびデータ取得（SCADA）測定システムに対する282.0百万米ドルのペメックスの投資を含んでいる。かかるシステムは、パイプラインからの違法な抜き取りを確認し、阻止するため、パイプラインの圧力の低下を発見するためのシステムである。こうした措置は、ペメックスの営業を最適化し、人事、設備、一般国民および環境を保護することを目的として、上記のリスクを軽減するペメックスの包括的な取組みの一部を構成している。

とりわけ、2015年には、ペメックスは、その設備における犯罪行為を減らすため、以下のような戦略的な措置を講じた。

- ・炭化水素にかかる犯罪率対応のためにパトロール区域に監視員を動員するため、2014年と比べて不寝番を10%に固定した。
- ・燃料の違法市場に関与した車両4,907台を特定した。これに対して2014年には3,187台であった。これは54%の増加にあたる。また燃料の違法市場の関係で司法当局に出頭した人数は、2014年の1,381人に対して16.4%減の1,154人となった。
- ・2014年には車両を使って1日平均26,588キロメートル、徒歩による場合で1日平均593キロメートルであったのに対して、2015年には車両を使って1日平均29,317キロメートル、徒歩による場合で1日平均306キロメートル、合計10,812,470キロメートルのパトロールを通じてパイプライン用地と設備の点検を行った。これらの監視活動は、国防省、メキシコ海軍およびその他の政府当局との協力の下で行われた。
- ・とりわけ、燃料の窃盗および違法取引に焦点を当てた情報の共有および調査チームの支援のために、メキシコの各州政府、連邦検察庁、連邦警察および内務省を始めとする政府組織との連携を強化した。ペメックスはまた、政府内での調整を支援する取組みにおいて、燃料の違法市場における犯罪行為の防止、捜査および告発を担当する当局向けに研修を行っている。ペメックスは違法な燃料市場およびパイプラインの違法な抜き取りに関連して2014年には5,842件の刑事告発を行ったが、2015年には22.4%増の7,151件の刑事告発を行った。これらの告発により、2014年には659名の個人が法廷に召喚されたが、これに対して2015年には629名の個人が召喚された。ペメックスは、2014年に13.09百万リットルの炭化水素製品を取戻したが、2015年には合計11.02百万リットルを取戻した。
- ・ペメックスは、47本のパイプラインにかかるプロジェクトの一環として、379の遮断弁設備をSCADA測定システムに組入れる計画である。本書日付現在、ペメックスは、203の遮断弁設備を組入れており、2016年11月までに残り176の遮断弁設備を組入れることを目指している。

これらの措置により、2015年に合計で20.3百万リットルの炭化水素製品が取戻された。

こうした努力によって、2015年には5,252件の違法なパイプラインの抜き取りが確認され、封印された。これは、2014年に3,669件の違法なパイプラインの抜き取りが確認され、封印されたのに対して、43%の増加となる。かかる増加は、ペメックスの商品を迂回させようとする犯罪未遂行為の監視およびその件数が増加したことによるものである。ペメックスが2014年に違法なパイプラインからの抜き取りの捜査にその焦点を切り換えたことで、ペメックスはより多くの情報を集め、燃料窃盗に対峙するより効果的な戦略を発見できるようになり、ひいてはパイプライン抜き取りを即座に確認し封印するために地上パトロールを行い、ペメックスの炭化水素製品の追加抜き取りを阻止する能力を高めることとなった。

上述した措置に加え、燃料輸送インフラの安全性を強化する目的で、ペメックスは2015年2月に自社のパイプラインによる精製途中のガソリンおよびディーゼルのみの輸送を開始するテスト計画を発表した。自動車および工場での使用にまだ適さない状態で燃料を輸送することにより、ペメックスは違法なパイプ

ラインの抜取りに対する動機を最小化することを目指している。こうした燃料の最終処理は、自動車および産業活動での使用向けに配送する前にペメックスの貯蔵施設で行われる。

2016年1月12日、炭化水素事項に関する犯罪の防止および処罰のための連邦法（*Ley Federal para Prevenir y Sancionar los Delitos Cometidos en Materia de Hidrocarburos*）が、連邦刑事訴訟法（*Código Federal de Procedimientos Penales*）、連邦刑法（*Código Penal Federal*）および連邦組織犯罪法（*Ley Federal contra la Delincuencia Organizada*）を含む関係法令に対するいくつかの改正とともに連邦官報に掲載された。この新法および関連する改正により、違法なパイプラインの抜取り、炭化水素の窃盗および炭化水素測定システムの変更などの違反行為に対する追加的な民事罰および刑事罰が設けられている。

2010年6月7日、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社は、ブルゴス盆地にある同社施設から盗まれた石油製品を違法に取得、保有および販売したことに対する損害賠償を求めて複数の会社および個人を相手取って米国テキサス州南部連邦地方裁判所において民事訴訟（第4:10-cv-01997号）を提起した。この請求は後にメキシコ原産の盗まれた石油製品の違法な購入および転売に関与したとされる被告を追加するように変更された。2014年上半期に、地方裁判所は被告の一部に不利な判決を下し、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社に71.0百万米ドルの損害を認めた。地方裁判所は、損害額の回収は一部の被告に関して2年間の時効の適用があると考えた。2014年9月29日、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社は、この時効の適用に異議を唱えて米国第五巡回区連邦控訴裁判所において控訴したが、これは2015年3月5日に棄却された。2015年3月19日、ペメックス・エクスプロレーション・アンド・プロダクション社は、控訴裁判所に対して再審の請求を行ったが、これは棄却された。

(c) 観光事業

過去30年にわたって、政府は観光業界が大成功を収めるべく、その継続的な成長を促進する具体的措置をとってきた。例えば、観光推進国家基金（*Fondo Nacional de Fomento al Turismo*）を通じて、政府はワトゥルコ、カンクーン、カボサンルーカス、イスタパ、プエルトバヤルタ等に観光案内所を設置してきた。暫定値によると、メキシコは、ホテルおよびその他の宿泊施設を1970年の132,701室から2014年には682,380室へと増加させた。

メキシコの観光事業部門は2014年に拡大した。2013年と比較して、この部門は次の分野で増加した。

- ・外国からの旅行者（観光客および日帰りの訪問者の両方を含む。）からの収入は、2013年より16.2%増の16.2十億米ドルとなった。
- ・内陸部（国境都市に対して）への観光客からの収入は、2013年から20.1%増加して13.6十億米ドルとなった。
- ・内陸部への観光客数は、2013年より9.9%増の16.0百万人となった。
- ・内陸部への観光客1人当たりの平均支出額は2013年より9.3%増加して848.8米ドルとなった。
- ・メキシコからの海外旅行客の支出総額は、2013年より6.5%増加して6.2十億米ドルとなった。
- ・外国に旅行したメキシコ人（観光客および日帰りの訪問者の両方を含む。）の支出総額は、2013年から5.3%増の9.6十億米ドルとなった。

全体で、メキシコの観光事業部門の収支は、2014年の国際収支において6.6十億米ドルの黒字を計上したが、これは2013年に計上された4.8十億米ドルの黒字より36.8%の拡大となる。

メキシコの観光事業部門は2015年には拡大した。2014年と比較して、観光事業部門は次の分野で増減した。

- ・外国からの旅行者（観光客および日帰りの訪問者の両方を含む。）からの収入は、2014年より7.7%増の17.5十億米ドルであった。

- ・ 内陸部（国境都市に対して）への観光客からの収入は、2014年から8.5%増加して14.7十億米ドルとなった。
- ・ 内陸部への観光客数は、2014年より14.7%増の18.4百万人となった。
- ・ 内陸部への観光客 1 人当たりの平均支出額は2014年より5.4%減少して803.1米ドルとなった。
- ・ メキシコからの海外旅行客の支出総額は、2014年より5.2%増加して6.5十億米ドルとなった。
- ・ 外国に旅行したメキシコ人（観光客および日帰りの訪問者の両方を含む。）の支出総額は、2014年から5.1%増の10.1十億米ドルとなった。

全体で、メキシコの観光事業部門の収支は、2015年の国際収支において7.4十億米ドルの黒字を計上したが、これは2014年に計上された6.6十億米ドルの黒字より11.4%の拡大となる。

(d) 農業

農業改革

歴史的に、メキシコ人の食生活の一定の主食の十分な供給を確保し、農村コミュニティの平均収入を維持するために、政府は農業部門に干渉してきた。かかる政策の一部を継続する一方で、政府は一般的には農業の流通チェーンにもはや干渉しておらず、その代わり農業部門の市場志向の発展を奨励する政策に変更した。こうした政策変更は、土地保有の構造の変化や政府の農業政策イニシアチブに表れている。

(i) エヒード（*Ejido*）制によるメキシコの土地保有

1990年には、メキシコの農地保有の約半分はエヒード（*Ejido*）制による土地保有であった。エヒードは、農業に使用する共有の土地であり、農家は土地の特定の一区画を利用できるが、土地の所有権はコミュニティが持つ。エヒードは、1910年のメキシコ革命の間に農民の暴動の直接の結果として発達し、その後憲法で規定され保護された。エヒード農家は共有の土地を使用する権利を有していたが、1992年1月までは直系子孫に対する場合を除き、その土地の使用権を賃貸または譲渡することはできなかった。

エヒード農家の人口増、区画の再分割に伴う生産単位の小規模化およびエヒード制度に特有の投資意欲の低下などによって、コミュニティ所有農地における生産水準は低下した。これを受けて、1992年1月、コミュニティ所有農地の効率レベルを上げ、規模の経済を達成する目的で、憲法改正が行われた。この憲法改正は、議会が成立させ1992年2月27日に発効した農地法（*Ley Agraria*）とともに、区画のこれ以上の再配分を停止させ、エヒード農家に対し(1)区画の賃貸、(2)融資を受けるための区画の使用権の譲渡、および(3)特定の場合には土地を売却することも認めた。この改革に基づいて、一定の制約を受けるが、現在では企業が農地を所有することも認められている。

1992年から現在に至るまで、かかるメキシコの土地所有制度の近代化は、土地所有者に対して(1)新たな資金源の利用、(2)より効率的な生産者への土地の譲渡、および(3)投入財のより効率的な利用を認めることによって農業への投資の拡大を促進してきた。こうした改革による農業部門の生産性向上によって、主要な都市部以外の多くの農業従事者にとって雇用機会が生み出された。一部のエヒード農家はそれによって生活することができない土地区画の所有権の譲渡を選択しており、今後も引き続きこの選択を行う可能性があるにもかかわらず、政府はこの部門における生産性が引き続き向上すると予想している。

(ii) 農業政策

政府は農業部門を国家的優先課題とみなしており、農業の生産性向上および農村地域の生活水準の向上を目的とした様々な施策を制度化してきた。農業の生産性向上について、目標とされる政府施策には、(1)生産単位の統合による大規模化、(2)全国的な灌漑システムの拡大および(3)農家向け融資の利用可能性の拡大が含まれている。農村地域の生活水準の向上に関して、政府は農産物価格がコストを下回ることがな

いように農産物価格を見直す政策をとっている。さらに、政府は農民と民間部門企業とのパートナーシップ、合併企業および供給契約の形態での民間投資を奨励することで農業部門を強化している。

政府部内において、農業・牧畜・農村開発・漁業・食糧省（*Secretaría de Agricultura, Ganadería, Desarrollo Rural, Pesca y Alimentación*、以下「農業省」という。）は、(1)食糧生産を増大し、(2)農業部門の比較優位を最大限に高め、(3)農村環境での生産チェーンの活動と経済の他部門の活動とを統合し、(4)生産者間の協力を促すことを目的とした開発政策に責任を負う。農業省は、メキシコの国家開発計画の農業関連目標の設定についても責任を負う。

農業省の指示に基づく運営機関は、分権的政府機関である乾燥地域国家委員会（*Comisión Nacional de las Zonas Áridas*、以下「乾燥地域委員会」という。）である。乾燥地域委員会は1970年12月5日付大統領令により設立され、メキシコの乾燥地域および未耕作地域の開発に責任を負う。2004年以降、かかる大統領令は、厳しい気候条件の影響を受ける地域を含めるため対象範囲を広げている。

乾燥地域委員会のプログラムは、今では、生産性を回復し、土壌保全および降雨収穫のための慣行を推進することに重点が置かれている。かかるプログラムのひとつが、天然資源の持続可能性のためのプログラム（*Programa de Sustentabilidad de Recursos Naturales*）である。同プログラムは、持続可能な農業開発のための特別プログラム（*Programa Especial Concurrente para el Desarrollo Rural Sustentable*）の一部である。このプログラムは、一次生産に使用される土壌、水および植物の保全、持続的な使用および管理の推進に焦点を当てている。これらの目標は、農村による(1)保全プロジェクトへの投資、(2)雨水の回収、貯蔵および処理のための手順の構築および開発、ならびに(3)植生被覆の使用を推進することで達成される。このプログラムは2014年にも継続され、土壌浸食、植生被覆の悪化または水不足の影響を受けた農業コミュニティを支援した。例えば、本プログラムは、地方コミュニティと政府との協力を促進して、そうしなければ土壌浸食を起こしていたであろう雨水を採取・貯蔵するための小規模な水圧式雨水採取システムを作った。2013年、政府はこのプログラムに合計575.7百万ペソの資金提供を行い、このうち94.6%が2014年12月までにインフラ投資に充当された。

こうした投資の結果、8.6百万立方メートルの雨水貯蔵設備が整った。営業費を除いて、これらの資金は、(1)州農業開発計画（*Planes Estatales de Desarrollo Rural*）、(2)干ばつの被害地域、(3)生産者組合の企画による開発プロジェクト、および(4)生産者組合の申込への支援提供のために配分された。

アグアスカリエンテス州、バハ・カリフォルニア・スル州、チワワ州、コアウイラ州、ドゥランゴ州、グアナフアト州、ゲレロ州、イダルゴ州、ハリスコ州、ヌエボ・レオン州、メヒコ州、ミチョアカン州、オアハカ州、ケレタロ州、サン・ルイス・ポトシ州、ソノラ州、タマウリパス州、トラスカラ州およびサカテカス州に関連する合計262件のプロジェクトが承認された。

やはり農業省の指示に基づいて運営するのは、農業省の分権的な行政機関であって、大統領令によって1991年4月16日に創設された農業流通支援サービス（*Apoyos y Servicios a la Comercialización Agropecuaria*）である。この機関は、メキシコの農産物輸出を促進し、メキシコの農産物が直面している競争上のデメリットを低下させるために創設された。この機関は、(1)穀物および脂肪種子の生産者への補助金の助成、(2)生産物価格を安定させ、これにより生産高の増加を奨励するための商品先物市場の利用促進、(3)市場情報の作成および頒布、ならびに(4)輸出の促進によって農業部門を支援する。

農業流通支援サービスはまた、1993年に創設された*PROCAMPO Productivo*とも呼ばれる直接現場支援プログラム（*Programa de Apoyos Directos al Campo*）をも運営および管理する。直接現場支援プログラムは、地方の農業生産者に一定の資格を満たした場合に政府資金を提供するものである。この政府資金は外国の競合者が自国政府から得る補助金の分を埋め合わせる一助とすることが意図されている。資金提供は、適格な土地の(1)所有生産者、(2)善意所持人または(3)借地人の3つの分類のいずれかひとつに該当する農業生産者が利用できる。国内生産者もまた、農地規模、土地の種類、灌漑手法、生産手法または所属政党に関わらず、任意にこのプログラムに登録することができる。このプログラムはまた、SEMARNATが承認した合法的なまたは環境保護プロジェクトの穀物の収穫に対しても財政支援を提供する。毎年、このプ

プログラムに基づく補助に対して4百万件を超える申請がなされている。暫定値によると、このプログラムは2百万超の生産者に対して行き渡り、対象地域は約11.3百万ヘクタールとなった。

直接部門支援プログラムは、最近では2013年12月に修正された。かかる修正には、とりわけ以下が含まれる：(1)農業生産者に対する金銭的支援は、もはや生産実績を条件としない、(2)生産者がPROCAMPO支援を受けることができる最大面積は、現在では農業開発支援センター（*Centro de Apoyo al Desarrollo Rural*）が指定する前提および条件のすべてを遵守した後で、1人当たり100,000ペソ相当の面積となる、および(3)資源の割当てに利用される電子システムの実施。

1995年10月31日、政府は、州政府ならびにメキシコの農業部門および農村部門の代表と共に、農村同盟（*Alianza para el Campo*）と名付けられた国家的な農村部開発プログラムを立ち上げた。2002年、このプログラムはあなたとの連帯（*Alianza Contigo*）へと名称変更した。このプログラムは、(1)農業生産と生産性の向上、(2)農業部門の投資と資本形成の推進、(3)戦略的農産物の促進、(4)熱帯性および亜熱帯性農業システムの開発、ならびに(5)技術の調査および移転、という5つの明確な目標を持っている。このプログラムは、上述したプログラムと共に、メキシコ社会の中で発展が遅れた部門の経済的および社会的状況を改善する政府の戦略において主要な役割を果たしてきた。

農業部門の更なる改革のため、政府は農村部のインフラ整備への投資および農業部門全般の近代化を継続するための予算支出を増額した。政府は、農業部門への追加的投資がこの分野の一層の改善のために将来必要になると見込んでいる。

産業の業績

暫定値によると、農業部門（畜産業、漁業、林業および狩猟を含む。）は、2015年のメキシコのGDPの約3.1%を占めた。これは、2014年に比べて農産物生産高が2.7%増加したことを示している。この生産高の増加は、主にメキシコ西部および南東部の気象条件が改善した結果、基礎穀物および野菜類の収穫高が増加したことによるものである。

暫定値によると、農業部門では、2015年12月31日現在のメキシコの経済活動人口の約13.4%を雇用していた。

メキシコは、カナダとともに、米国の最大農業貿易相手国のひとつである。農業貿易については、メキシコは、2015年に米国の農業輸出の12.9%（2014年より0.1パーセント・ポイント上昇）を占めており、米国からの農業輸入は輸入の18.1%（2014年より0.8パーセント・ポイント上昇）を占めた。2015年の主な農業輸出は、トマト、アボカド、胡椒およびベリー類であった。

砂糖産業

(i) 産業の業績

2013年から2014年にかけて、砂糖の収穫水準は低下した。2013-2014年の収穫期には6.5百万トンの砂糖の収穫があったが、これに対して2012-2013年の収穫期には7.0百万トンの砂糖の収穫があった。2013-2014年の砂糖収穫期に砂糖の生産が減少したのは、主として悪天候によるものである。世界の砂糖生産量も同様に過去2年間で減少しており、2013-2014年の砂糖収穫期には175.0百万トンの収穫があった。

2014-2015年の砂糖生産サイクルの第41週目に当たる2015年7月11日現在、1.0百万エーカーの土地が耕作され、8.0百万トンの砂糖が生産された。

(ii) 砂糖産業の政府所有および規制

2001年9月、政府は構造的および財政的な問題に悩まされていた27の製糖工場を管理下に置いた。これにより、政府はメキシコの砂糖業界の約46.7%を取得した。この資産を管理するために、収用砂糖企業基金（*Fondo de Empresas Expropiadas del Sector Azucarero*）という信託が設立された。政府所有の開発銀行がこの基金の受託人として指名され、今も業務を行っている。しかし、メキシコの砂糖業界はそれ以

降も債務超過であり、したがって、政府はできる限り業界の雇用を維持しつつ、業界を再組織、再編成することを試みている。

政府に工場を取得された一部の砂糖会社の債権者を含む複数の当事者が、これらの製糖工場（主として、収用された10工場の元所有者であるグルッポ・マチャドおよびグルッポ・サントス）の収用について政府に対する請求を提起した。2004年2月19日、最高裁判所はグルッポ・アスカレロ・メヒコS.A. de C.V.（以下「GAM社」という。）の子会社の4つの製糖工場のメキシコ政府による取得に異議を唱える申立てに対して有利な判決を下した。この判決に基づいて、最高裁判所は政府に対して、憲法に違反して取得した4工場を各工場の株主に返還することを命じた。GAM社の5番目の子会社から提起されたもう1件の申立ては、裁判所の判決の前に自発的に撤回された。その後、政府は最高裁判所の決定に従い、GAM社に4工場を返還した。残りの23工場については、18工場はその後売却され民間経営で操業している。

2015年9月7日、不動産管理サービス（*Servicio de Administración y Enajenación de Bienes*）は、ベラクルス州およびサン・ルイス・ポトシ州に所在の5つの製糖工場（そのすべての設備を含む。）の売却にかかる公開入札の通知を連邦官報に掲載した。5工場は、まず農業省および政府の公共行政省から不動産管理サービスに譲渡された。公開入札手続きは2015年9月7日に開始され、2015年11月24日に終了した。

2015年11月24日に5つの製糖工場の当初の所有者に対して認められた差止め命令により、入札は2015年12月16日に延期され、同日不動産管理サービスはそのうちの3工場を売却した。他の2つの製糖工場は、それらに対する入札がなかったため売却されず、その行末は未定である。

2007年8月、政府は砂糖業界の労働者を規制する契約法（*Contrato-Ley*）を改正した。この改正の主要な目的は、砂糖業界の労使関係を近代化し、それにより業界の競争力を高めることにあった。変更の中でこれに最も関連するものは、従業員の昇進を実績と生産性に基づくものとする新規則および追加的な退職給付であった。2014年10月13日、政府と砂糖業界労働者組合（*Sindicato de Trabajadores de la Industria Azucarera y Similares de la República Mexicana*）の間の交渉を経て、契約法が改正された。2014年改正では、契約期間が2年間延長されることとなったが、2007年改正の内容を変更するものではなかった。

(e) 運輸および通信

国のインフラの近代化および増強は、メキシコの主な優先事項のひとつである。2014年4月29日、2014年 - 2018年国家インフラ整備プログラムを承認する命令が連邦官報に掲載された。この新しい国家インフラ整備プログラムに従って、政府は(1)エネルギー部門に3.9兆ペソ、(2)農業、土地および都市開発に1.9兆ペソ、(3)運輸・通信部門に1.3兆ペソ、(4)上下水道部門に417.8十億ペソ、(5)観光部門に181.2十億ペソ、ならびに(6)保険部門に72.8十億ペソのインフラ整備支出を授権した。

2015年に、運輸・倉庫産業は、実質ベースで3.0%成長したが、これに対して2014年には実質ベースで3.8%の成長であった。

道路

暫定値によると、2015年12月31日現在でメキシコの道路網の全長は242,521.8マイル（390,301.1キロメートル）と推定され、このうち96,340.2マイル（155,044.4キロメートル）は舗装道路であり、6,005.0マイル（9,664.1キロメートル）は有料高速道路であった。

歴史的に、メキシコの道路網は大部分が政府により建設され保守されていた。1980年代末までは、メキシコの道路インフラの範囲および状態はメキシコ経済の成長と近代化を支えるためには不十分であった。その上、道路利用傾向は外国貿易および投資の拡大により増加していた。道路と高速道路の増設資金を調達する公的資源が不足したため、政府は有料道路を建設、運営、維持する長期的な営業免許を民間部門の企業に認可した。この営業免許の認可により、メキシコの有料高速道路は1990年から2015年の間に暫定値で約4,910.8マイル（7,903.1キロメートル）延伸した。

これらの民営化された有料高速道路は、高料金（利用の阻害要因となった。）、予想を上回る建設コストおよび当初の計画を下回る交通量により、ほどなく財政上の問題に陥った。この問題に対応して、政府は1997年に有料道路所有者の財政的救済を目的とした、有料道路再編成プログラムを承認した。このプログラムは有料道路の保守を保証し、メキシコ的高速道路インフラを一層発展させるために実行可能な基盤を確立した。このプログラムの下で、政府は1994年までに認可された有料高速道路免許の多くを再取得した。

2003年5月から2015年6月の間に、政府は再取得した19件の営業免許を民間部門の業者に入札で売却した。2011年8月、政府は、リブラミエント・スール・デ・グアダハラおよびリブラミエント・デ・テピクの有料高速道路についてさらに30年の民間部門向け営業免許を付与した。2012年11月、政府はまた、パルミラ-アパセオ・エル・グランデ間の有料高速道路の開発および管理のための30年間の営業免許への入札を実施し、民間部門事業者5社（*Controladora de Operaciones de Infraestructura, S.A. de C.V.*、*Aldesa Construcciones S.A.*、*Concesiones Aldesem S.A. de C.V.*、*Proyectos Apaseo Palmillas S.A. de C.V.*および*Gestora y Mantenedora de Caminos Mexicanos S.A. de C.V.*）にこの有料高速道路の開発および管理業務の営業免許を許可した。2013年11月1日、政府は、グアナファト-サンミゲルデアレンデ間の有料高速道路について、さらなる通知があるまで営業免許の付与を先送りにした。2015年7月17日、政府は、25の先住民コミュニティとエリア近くの遺跡に影響が及ばないように、プロジェクトを修正した。

政府は、(1)2013年3月28日、アティサパン-アトラコムルコ間的高速道路について*Concesionaria AT-AT, S.A. de C.V.*に、(2)2013年11月28日、シグロXXI区間、ヤンテテルコ-エルイゲロン間的高速道路（*Xicatlacotla*）について*Concesionaria de Autopistas de Morelos, S.A. de C.V.*に、(3)2014年6月9日、カルデル-ボサ・リカ区間、ラグーナ・ヴェルデ-グティエレス・サモラ間的高速道路について*Mota-Engil México, S.A. de C. V.*、*Mota-Engil, Engenharia e Construcao, S.A.*、*Grupo Promotor de Desarrollo e Infraestructura, S.A. de C.V*および*M. E. P. Latinoamérica, S.A. de C. V.*に、ならびに(4)2014年6月27日、シウダード・オブレゴンのリブラミエントについて*Invex Infraestructura 3, S.A.P.I. de C.V.*、*Constructora y Pavimentadora Vise, S.A. de C.V.*、*Construcciones Rubau, S.A.*および*Constructora y Edificadora GIA + A, S.A. de C.V.*に、有料高速道路の開発および管理業務のための30年間の営業免許を民間部門の企業に付与した。政府は現在、トゥクスパン-タンピコ間とトゥクスパン-オスルアマ間の有料高速道路の開発および管理業務の入札を検討中である。

港湾

2015年にメキシコの港湾を経由した貨物の輸送量は、2014年に比べ1.1%増の289.7百万トンであった。

道路網と共に、政府は過去10年にわたり、メキシコの港湾施設の開発、管理および改良における民間部門の役割の強化を推進してきた。1993年港湾法（*Ley de Puertos*）は、政府が50年間の港湾施設の建設および運営の免許を認可することを認めている。これらと引換えに、民間部門事業者は港湾施設および周辺の運輸インフラを開発し近代化することが期待されている。1993年に、民間部門事業者は64件の港湾施設の建設、管理および運営について免許を認可された。その後、2015年の2件を含む143件の港湾免許が追加で認可された。

最近の大規模営業許可免許にもかかわらず、政府は主要港湾施設の大部分を運営している。

航空

空港はメキシコ市、グアダハラおよびモンテレイといったメキシコの主要都市に位置しており、国内および国際航空会社が就航しており、より小規模な都市の多くの空港にも限られた国内航空会社の定期便が運航している。

2015年には、メキシコを発着する国際線および国内線の乗客数は2014年と比較して12.3%増加したが、メキシコを発着する国際線の乗客数は2014年と比較して12.0%の増加であった。

鉄道

2014年、メキシコの鉄道システムは、2013年と比較して4.5%増の116.9百万トンの貨物を輸送した。鉄道による輸出輸送は、2013年の12.5百万トンから2014年には3.0%増加して12.8百万トンとなった。一方、輸入輸送は、2013年の37.9百万トンから2014年には9.0%増加して41.3百万トンとなった。全体で、メキシコの鉄道システムは、メキシコにおけるすべての陸上貨物輸送量の25.3%を担った。

1995年まではメキシコの鉄道システムはメキシコ国有鉄道 (*Ferrocarriles Nacionales de México*) という独占国有鉄道が運行していた。鉄道に適用される1995年法に従い、政府は鉄道システムを3本の地域路線、いくつかの短距離路線およびメキシコ盆地の1つのターミナル駅に分割した。1999年末までに、3本の地域路線は売却された。また、政府はメキシコ盆地のターミナル駅の持分の75%をこれらの3本の地域路線の新たな所有者に売却した。

このプロセスに関連して、政府は、国の鉄道貨物輸送サービスの約98% (輸送サービス量ベース) および国の総鉄道網の81%を対象とする営業許可を認可した。2005年8月、政府は*Ferrocarriles Suburbanos, S.A. de C.V.* に対して、鉄道乗客輸送サービスを提供する権利を付与した。また2005年10月、政府は*Ferrosur, S.A. de C.V.* に対して、鉄道貨物および乗客輸送サービスを提供することを許可した。2015年2月16日、政府は、太平洋側北部鉄道路線の一部で観光目的の鉄道輸送を行うことをハリスコ州に認めた。最後に、2015年7月、政府は、観光目的の鉄道輸送を行うことをプエブラ州に認めた。「 - 経済における政府の役割 - 民営化 - 鉄道」を参照のこと。

通信

メキシコの推計によると、2015年12月31日現在の居住者100人当たりの通信サービスは、以下のとおりである。

- ・電話回線数は、2014年12月31日現在の17.2本に対して17.2本。
- ・携帯電話回線数は、2014年12月31日現在の85.4本に対して85.0本。
- ・インターネットの接続は、2014年12月31日現在の47.4人に対して51.3人。

2013年6月12日、通信および放送産業に関連する憲法改革が施行された。さらに2014年7月14日、通信に関する一定の規定を補足する、連邦通信放送法およびメキシコの州における公共放送システム法の施行令が連邦官報に掲載された。これらの改革では、メキシコ市民がより安価で質の良い通信サービスを利用できるようにし、かつこれらの産業における競争および投資を強化することが意図されている。かかる改革の詳細情報については、「 - 経済における政府の役割 - 民営化 - 通信」を参照のこと。

(f) 建設

建設部門の生産高は、実質ベースで2014年には5.6%増加したのに対して、2015年には実質ベースで0.53%の減少であった。建設部門は景気循環トレンドの影響を受けやすく、政府および民間部門の支出の変動の影響を最も受ける部門の一つである。そのため建設部門は連邦の高速道路網の最近の再構築、近代化および拡張ならびにその他のインフラ整備や住宅および産業関連建設プロジェクトの恩恵を多く受けてきた。

(g) 鉱業

2015年の鉱業、石油およびガス部門の生産高は、2014年に5.3%減少したのに対して、実質ベースで4.5%減少した。かかる減少は、主に石油生産プラットフォームおよび石油採掘関連サービスが減少した結果、坑道採掘油が減少したことによるものである。

2015年の採掘鉱物（石油を除く。）の輸出は、2014年と比べて名目ベースで11.0%減少した。これは、主として鉄、アルミニウム、チタンといった工業用金属の輸出が減少したこと、ならびに銀およびプラチナといった貴金属の輸出が減少したことによる。全体として、採掘鉱物（石油および石油製品を含む。）の輸出は、2015年に商品輸出全体（保税産業の輸出を含む。）の7.3%を占めた。

メキシコは豊富かつ多種類の鉱物資源を有しており、銀、ピスマス、アンチモン、ホタル石、グラファイト、パライト、モリブデン、鉛および亜鉛の世界有数の生産国である。メキシコの鉱物の国内生産は自国産業での需要の大部分を満たし、銀、銅、硫黄および鉄の輸出を可能にしている。

憲法および適用あるメキシコ法の下で、鉱物鉱業活動の遂行が認められるのは、政府またはこれに代わって政府の免許の認可を受けたメキシコの個人もしくは企業のみである。放射性鉱物の採掘を除き、メキシコ法に基づいてメキシコの鉱業会社に対する外国人投資は認められている。外国人投資および鉱業規則では、外国人投資家が鉱業活動に従事するメキシコ企業の過半数持分を一時的に保有することが認められている。これらの外国人投資規則は、(1)探査の拡大、(2)新たな資金源の獲得、ならびに(3)さらなる国内技術開発の育成を認めており、鉱業の発展の促進を目的としている。メキシコの鉱業法（*Ley Minera*）に基づいて、民間企業は最長6年の探査免許と最長50年の採掘免許が認められている。

(h) 電力

電力の利用可能性の拡大は、政府の優先事項である。2014年12月31日現在、全人口の約98.5%が電力を使用することができた。2014年12月31日現在、全人口のうちメキシコの都市部人口の約99.5%およびメキシコの農村部人口の95.1%が電力を使用することができた。

政府は、メキシコの電力需要の拡大に対応するために、発電、送電および配電インフラ設備への投資を続けている。2014年 - 2018年における電力部門への予想投資額は次のとおりである。

- ・エネルギー発電インフラ設備に約310.8十億ペソ
- ・エネルギー送電インフラ設備に約58.1十億ペソ
- ・エネルギー配電に約189.1十億ペソ。

エネルギー資源の多様化もまた政府の重点目標である。2015年の総発電量の源泉別の内訳は次のとおりである。

- ・62.6%が炭化水素発電所
- ・21.9%が水力発電所
- ・9.8%が石炭火力発電所
- ・2.8%が原子力発電所
- ・1.6%が地熱発電所
- ・1.3%が風力発電所

これらのエネルギー源により、2015年には2014年より0.3%増（2010年からは合計7.5%増）の260,835.62ギガワット時が発電された。メキシコは、2015年に2,194.6ギガワット時の電力を輸出したが、これに対して2014年の輸出量は2,652.7ギガワット時であった。2015年12月31日現在の発電設備容量は55,118.3メガワットとなり、2014年より1.4%増加した。2015年には国内発電は、さらに1,650.0ギガワット時の電力輸入により補われた。

憲法第25条、第27条および第28条の改正施行令が、2013年12月20日付で連邦官報に掲載された。これらの改正は、炭化水素および電力の両部門を対象としている。とりわけ、これらの改正に従って、ペメック

スおよびCFEは、分権的公企業から政府が完全所有する「生産的国有企業」に転換され、技術、経営および予算上の自治を認められた。この憲法改革についての詳細情報は、「 - 法改正および政治改革 - エネルギー」を参照のこと。

さらに2014年8月11日、憲法第25条、第27条および第28条の改正について議会の承認を受けた第二次立法の施行令が連邦官報に掲載された。この第二次立法は、いくつかの現行法を改正するほか、9つの新法の公布・施行を予定している。この第二次立法はまた、CFEがその団体労働協約の再交渉に関する一定の条件を満たすことを条件に、CFEの退職年金から生じたCFEの債務の一部を政府が引受けることを可能にしている。電力部門に係る法律の主な特徴には以下のものが含まれる。

- ・電力産業法 (*Ley de la Industria Eléctrica*) : 電力産業法は、民間部門企業が新しい電力卸売市場において電力の発電および販売にかかる許可を得ることを可能にする新しい規制の枠組みを構築するものである。CFEを含むメキシコの電力部門参加者は、一定の市場価格で大手の工業・商業顧客に電力を販売することを認められている。CFEは、引続き発電を行うことを認められる許可の発行を受け、引続き規制料金で電力を販売することになる。CFEはまた、電力ネットワークの資金調達、設置、保守、資材調達、運営および拡張のための契約を含む契約を、民間部門の企業との間で締結することを認められる。
- ・連邦電力公社法 (*Ley de la Comisión Federal de Electricidad*) : 連邦電力公社法に従って、CFEは、その理事会が任命された翌日に分権的公企業から生産的国有企業に転換された。CFEは、その生産的の子会社組織 (*Empresas Productivas Subsidiarias*) を通じて、電力の発電、送電、配電および販売を行うことができる。さらに、エネルギー省が統制、透明性および説明責任にかかるCFEの仕組みの構築にかかる宣言を連邦官報に掲載した2015年2月16日以降、同法の規定はCFEおよびその生産的の子会社組織の予算、債務、買収、リースおよびサービス従事にかかる事項にも適用されている。
- ・2016年1月11日、CFEは、CFEの事業活動を分離し、複数の生産的の子会社または関連会社を設立することとなる一般的な規定を定めるための命令を官報に掲載した。
- ・全国の電力網の運営および卸売電力の管理を担当する国家エネルギー管理センターは、2016年から電力の売買、発電容量およびグリーン電力証書にかかる中長期契約にかかる入札手続きを毎年行うことになっている。

(3)【貿易及び国際収支】

貿易

貿易政策

1980年代後半以前、メキシコは、1940年代に採用した「輸入代替経済発展モデル」の下で、主に輸出の成長を通じて経済発展を促進する試みを行ってきた。このモデルに基づいて、メキシコは海外からの輸入に代えて国内生産を推進しようとしてきた。このモデルは、メキシコは地場産業の保護を通してより工業化を促進することができるという理論的根拠によるものであった。このモデルの終盤には、必要な資金は石油輸出の拡大および債務の収集の拡大により財源を調達されていた。

1980年代後半以降、これに代えて、メキシコは貿易収益の増加により経済発展を奨励することを試みた。そのために、メキシコは主に輸出全体の拡大に重点を置いた。例えば、政府は、非石油製品輸出の競争力を高めるために、様々な貿易・財政・金融・振興策を整えた。そのひとつには、1986年のGATT（後にWTOにより置換された。）加盟の政府決定が挙げられる。この決定により、とりわけ、従来から国内生産者に認められてきた保護措置が大幅に削減された。GATTに基づいて、1987年末に最高関税率を20%とする5段階からなる関税体系が確立された。その後まもなく、平均関税率が引下げられ始めた。

この戦略の結果、1982年以降メキシコの非石油製品輸出は30倍以上増加し、2014年には354.5十億米ドル（保税産業を含む商品輸出合計の89.3%）に達した。過去30年間で、農産物と比較して製造品の重要性が高まってきたことを反映して、メキシコの非石油製品輸出の構成もまた変化した。2014年には、メキシコの非石油製品輸出（保税産業を含む。）のうち337.3十億米ドル（95.1%）を製造品が占めたが、1982年当時は5.8十億米ドル（77.1%）であった。

貿易の実績

2011年に、メキシコは1.4十億米ドルの貿易赤字を計上した。これに対し、2010年は3.0十億米ドルの赤字であった。これは、とりわけ2011年上半期に米国の工業生産が増大し、このことによりメキシコの非石油製品輸出に対する需要が増加したことによる。全体として、それぞれ2010年と比較した輸出の増加は以下のとおりである。

- ・石油製品輸出は、原油価格の高騰により35.4%増加した。
- ・非石油製品輸出は、14.1%増加した。
- ・商品輸出は、2010年の298.5十億米ドルに対し、17.1%増の349.4十億米ドルとなった。
- ・製造品輸出（商品輸出合計の79.7%を占めた。）は、13.4%増加した。

2011年の輸入合計は、主として2011年にメキシコの平均世帯収入が増加したことにより輸入品に対する国内需要が増大したことから、2010年の301.5十億米ドルに対し、16.4%増の350.8十億米ドルとなった。具体的には、それぞれ2010年と比較した輸入の増加は以下のとおりである。

- ・消費財輸入が25.0%増加した。
- ・資本財輸入が15.8%増加した。
- ・中間財輸入が14.9%増加した。

2012年にメキシコは18.3百万米ドルの貿易黒字を計上した。これに対し、2011年は1.4十億米ドルの貿易赤字であった。具体的には、原油生産量の落込みにより、石油製品輸出が2011年より6.2%減少した。全体として、それぞれ2011年と比較した輸出の増減は以下のとおりである。

- ・石油製品輸出は6.2%減少した。
- ・非石油製品輸出は8.5%増加した。
- ・商品輸出は、2011年の349.4十億米ドルに対して6.1%増の370.8十億米ドルであった。
- ・製造品輸出（商品輸出合計の81.5%を占めた。）は8.4%増加した。

2012年の輸入合計は、2011年の350.8十億米ドルに対し、5.7%増の370.8十億米ドルとなった。具体的には、それぞれ2011年と比較した輸入の増加は以下のとおりである。

- ・ 中間財輸入が5.3%増加した。
- ・ 資本財輸入が10.1%増加した。
- ・ 消費財輸入が4.8%増加した。

2013年にメキシコは1.2十億米ドルの貿易赤字を計上した。これに対し、2012年は18.3百万米ドルの貿易黒字であった。具体的には、原油生産量が落込んだことと輸出向けに利用できる原油が減少したことにより、石油製品輸出は2012年と比べて6.6%減少した。全体として、それぞれ2012年と比較した輸出の増減は以下のとおりである。

- ・ 石油製品輸出は6.6%減少した。
- ・ 非石油製品輸出は4.0%増加した。
- ・ 商品輸出は、2012年の370.8十億米ドルに対して2.5%増の380.0十億米ドルとなった。
- ・ 製造品輸出（商品輸出合計の82.8%を占めた。）は4.2%増加した。

2013年のメキシコの輸入合計は、2012年の370.8十億米ドルに対し、2.8%増の381.2十億米ドルとなった。具体的には、それぞれ2012年と比較した輸入の増加は以下のとおりである。

- ・ 中間財輸入が2.5%増加した。
- ・ 資本財輸入が1.3%増加した。
- ・ 消費財輸入が5.6%増加した。

暫定値によると、2014年にメキシコは2.8十億米ドルの貿易赤字を計上した。これに対し、2013年は1.2十億米ドルの貿易赤字であった。これは、石油製品の黒字縮小と非石油製品の赤字縮小によるものである。具体的には、石油製品輸出は、主として原油生産の減少により、2013年と比べて13.9%減少した。全体として、それぞれ2013年と比較した輸出の増減は以下のとおりである。

- ・ 石油製品輸出は13.9%減少した。
- ・ 非石油製品輸出は7.3%増加した。
- ・ 商品輸出は、2013年の380.0十億米ドルに対して4.5%増の397.1十億米ドルとなった。
- ・ 製造品輸出（商品輸出合計の88.0%を占めた。）は7.2%増加した。

暫定値によると、2014年の輸入合計は、2013年の381.2十億米ドルに対し、4.9%増の400.0十億米ドルとなった。これは、主として中間財および消費財の輸入の増加によるものである。具体的には、それぞれ2013年と比較した輸入の増加は以下のとおりである。

- ・ 中間財輸入が6.0%増加した。
- ・ 資本財輸入が1.5%増加した。
- ・ 消費財輸入が1.7%増加した。

暫定値によると、2015年にメキシコは14.5十億米ドルの貿易赤字を計上した。これに対し、2014年は2.8十億米ドルの貿易赤字であった。これは、主として石油および石油製品の輸出が減少したことによるものである。具体的には、それぞれ2014年と比較した輸出の増減は以下のとおりである。

- ・ 石油製品輸出は45.0%減少した。
- ・ 非石油製品輸出は0.8%増加した。
- ・ 商品輸出は、2014年の397.1十億米ドルに対して4.1%減の380.8十億米ドルとなった。
- ・ 製造品輸出（商品輸出合計の89.3%を占めた。）は0.8%増加した。

暫定値によると、2015年の輸入合計は、2014年の400.0十億米ドルに対し、1.2%減の395.2十億米ドルとなった。具体的には、それぞれ2014年と比較した輸入の増減は以下のとおりである。

- ・ 中間財輸入が1.6%減少した。
- ・ 資本財輸入が5.2%増加した。
- ・ 消費財輸入が3.5%減少した。

以下の表は、表示期間についてのメキシコの商品輸出入（観光を除く。）の価額に関する情報を示したものである。

輸出入

	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾
	(単位：メキシコ産原油ミックスの平均価格を除き、百万米ドル)				
商品輸出 (f.o.b.)					
石油および石油製品	56,443	52,956	49,482	42,586	23,432
原油	49,381	46,852	42,712	35,855	18,779
その他	7,063	6,103	6,770	6,731	4,653
非石油製品	292,990	317,814	330,534	354,542	357,340
農業	10,309	10,914	11,246	12,181	12,858
鉱業	4,063	4,906	4,714	5,064	4,505
製造品 ⁽²⁾	278,617	301,993	314,573	337,297	339,977
商品輸出合計	349,433	370,770	380,015	397,129	380,772
商品輸入 (f.o.b.)					
消費財	51,790	54,272	57,329	58,299	56,279
中間財 ⁽²⁾	264,020	277,911	284,823	302,031	297,253
資本財	35,032	38,568	39,057	39,647	41,700
商品輸入合計	350,843	370,752	381,210	399,977	395,232
貿易収支	(1,410)	18	(1,195)	(2,849)	(14,460)
メキシコ産原油ミックスの平均価格 ⁽³⁾ (米ドル)	101.13	101.96	98.44	86.00	43.3

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 保税産業 (maquiladora) を含む。

(3) 1 バレル当たり米ドル表示。

出典： メキシコ中央銀行 / ペメックス

地域別貿易分布

米国は、メキシコの最も重要な貿易相手国である。2015年の対米貿易は、メキシコの輸出合計の約81.1%、輸入合計の47.3%を占めた。

以下の表は、表示期間についてのメキシコの対外貿易の分布を示したものである。

貿易分布⁽¹⁾

	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽²⁾	2015年 ⁽²⁾
(単位：%)					
輸出 (f.o.b.)					
米国	78.5	77.6	78.8	80.2	81.1
カナダ	3.1	3.0	2.8	2.7	2.8
EU	5.4	5.9	5.2	5.1	4.8
うち：					
スペイン	1.4	1.9	1.8	1.5	0.9
英国	0.6	0.7	0.4	0.5	0.5
ドイツ	1.2	1.2	1.0	0.9	0.9
オランダ	0.6	0.5	0.4	0.6	0.5
中国	1.7	1.5	1.7	1.5	1.3
日本	0.6	0.7	0.6	0.7	0.8
その他	10.6	11.3	11.0	9.8	9.2
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
輸入 (f.o.b.)					
米国	49.7	49.9	49.1	48.8	47.3
カナダ	2.7	2.7	2.6	2.5	2.5
EU	10.7	11.0	11.3	11.2	11.1
うち：					
スペイン	1.1	1.1	1.1	1.2	1.2
英国	0.6	0.6	0.7	0.6	0.6
ドイツ	3.7	3.6	3.5	3.4	3.5
オランダ	0.9	1.0	1.1	0.9	0.8
中国	14.9	15.4	16.1	16.6	17.7
日本	4.7	4.8	4.5	4.4	4.4
その他	17.2	16.3	16.4	16.6	17.1
合計	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 保税産業を含む（グロス・ベース）。

(2) 暫定値

出典： メキシコ中央銀行

NAFTA

1994年1月1日にカナダ、メキシコおよび米国間の貿易協定であるNAFTAが発効した。NAFTAにより以下が実現した。

- ・加盟3国間の国際貿易品に課される大半の関税の撤廃。
- ・銀行、保険およびその他金融サービス業に対する外国投資の制限を含む多くの投資制限の撤廃または緩和。
- ・サービス貿易の自由化および知的財産権の保護強化。
- ・NAFTAのもとで発生した貿易紛争に対する専門的な解決策の提供。
- ・三国間、域内および加盟3国の多国間の協力体制の推進。

NAFTA加盟3国は、輸入急増に対する緊急措置およびメキシコと米国の国境地域における環境インフラ計画への資金供給にかかる個別協定を締結した。加盟3国はまた、交渉を重ねた末に、様々な労働問題や環境問題に関する補足協定を締結した。また、3国間の様々な組み合わせで、2国間での各種個別問題についても合意に達した。

1994年のNAFTA発効以降、メキシコ、米国、カナダ間の貿易は増加した。例えば、メキシコの対米輸出は、2013年の299.4十億米ドルから2014年には318.4十億米ドルに増加した。その主な原因は非石油製品輸出が増加したことにある。メキシコの対米輸出増加率（6.3%）は米国の対メキシコ輸出増加率（4.3%）を上回った。

その他の貿易協定

メキシコはまた下記の国および国家連合と、自由貿易協定およびその他の類似協定も締結している。

相手国/連合国	発効日	注記
ボリビア	2010年6月7日	この協定は、原産品に対するすべての関税の撤廃および既存の関税の引上げまたは新しい関税の適用を禁止する、メキシコとボリビアの間の関税規則を定めている。
チリ	1999年8月1日	チリとメキシコの間の既存の1992年貿易協定の期間が延長された。
コロンビア	2011年8月2日	コロンビアとメキシコの間の既存の1995年貿易協定の期間が延長された。
コスタリカ	1995年1月1日	この協定は、両国間の貿易障壁を撤廃し、公正な競争を促進し、知的財産を保護し、当事者間の商品貿易の範囲を明確にし、関税規則を設けるものである。コスタリカとメキシコの間の関税、関税に関する制限、輸入の種類、非関税措置および輸入制限の概略もこの協定に規定されている。
エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス	2000年3月14日（グアテマラおよびエルサルバドルとの間）、2001年6月1日（ホンジュラスとの間）	この協定では、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラスおよびメキシコの間の工業製品および農産物の貿易に対する関税ならびに4国間のサービス輸出入にかかる規則が規定されている。

欧州連合	2001年10月	この協定は、(1)工業製品の関税、(2)農産物、(3)サービス、(4)政府機関のための財貨・サービスの獲得、(5)競争および投資に関する規則、(6)知的財産保護、ならびに(7)原産地および紛争処理に関する規則を規定したものである。
アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーおよびスイス	2001年10月 1 日	この協定に従って、メキシコおよび欧州自由貿易連合（EFTA）は、農産物にかかる一定の貿易障壁を軽減もしくは撤廃することにより、それぞれの市場へのアクセスを容易にすることにつき合意している。
イスラエル	2000年 7 月 1 日	この協定は、(1)メキシコがイスラエルに輸出する工業製品および農産物、ならびに(2)イスラエルがメキシコに輸出する農業技術、医療機器、農機および農産物、にかかる関税を対象としている。
日本	2005年 4 月 1 日	この協定にはメキシコおよび日本の両国を原産国とする財貨にかかる一定の関税の段階的引下げおよび撤廃が規定されている。 この協定では、天然資源の保護および管理に関する一般規則およびガイダンスが設けられている。
ニカラグア	1998年 7 月 1 日	この協定に従って、メキシコとニカラグアは、農産品にかかる一定の貿易障壁を軽減または撤廃することにより、それぞれの市場へのアクセスを容易にすることにつき合意している。
ペルー	2012年 2 月 1 日	この協定は、農産品にかかる一定の貿易障壁を軽減または撤廃し、当事者間の投資保護を強化し、また知的財産権を強化することにより、メキシコとペルーによるそれぞれの市場へのアクセスを容易にするものである。
ウルグアイ	2004年 7 月15日	この協定は、(1)両国間の貿易の拡大および多角化を促進し、(2)メキシコとウルグアイの間の貿易障壁を撤廃し、商品流通を円滑にし、(3)両国間の公正な貿易競争について一定の条件を整え、(4)両国間のさらなる協力関係の枠組みを確立し、(5)協定の実現および施行ならびに知的財産にかかる紛争の解決に向けた有効な手続きを定めるものである。
パナマ	2015年 7 月 1 日	この協定は、両国間の貿易の拡大および多角化を促進し、商品およびサービスの貿易障壁を撤廃するものである。

メキシコはまた、南米南部共同市場（以下「MERCOSUR」という。）の加盟 4 カ国（アルゼンチン、ブラジル、パラグアイおよびウルグアイ）の各国との間で個別に自由貿易協定交渉を行っている。2011年 9 月 20 日、メキシコとウルグアイは、メキシコ合衆国 - ウルグアイ東方共和国自由貿易協定（*Tratado de*

Libre Comercio entre los Estados Unidos Mexicanos y la República Oriental del Uruguay) を締結した。1993年11月18日、メキシコはアジア太平洋経済協力機構に加盟した。また、GATTに代わってWTOが立ち上げられた1995年1月1日にWTOにも加盟した。

1993年に制定された外国貿易法 (*Ley de Comercio Exterior*) により、輸出入関税およびその他の貿易制限を設ける広範にわたる権限が大統領に与えられている。同法に基づき、貿易関連の紛争処理にあたる権限が経済省に与えられている。また、経済省には「相殺関税」の課税手続きの制定にあたる権限が与えられているが、この課税は、WTOの規則に基づいて外国の輸出補助金の効果を無効とすることを目的として課される輸入税である。外国貿易法により、これらの各手続きを管理する経済省内の組織として外国貿易委員会 (*Comisión de Comercio Exterior*) が設立された。これらに加えて、外国貿易法は特に不公正な貿易慣行の定義を示すと同時にこれを規制していることから、メキシコの貿易規制の枠組みは現行の国際慣行および国際基準に一段と沿った形になった。

日本との貿易

メキシコと日本は、両国が最初に友好関係を結んでから400年以上にわたって共通の利益および目標の長い歴史を共有してきた。それ以降、両国間の強力かつ有益な協力関係が展開されてきた。こうした友好関係は商業上の強い関係に発展し、メキシコの日本からの輸入は、過去6年間で年平均約16.5十億米ドルにのぼり、この間の商品輸入合計の4.6%強を占めてきた。

日本との貿易^(注)

	輸出	輸入
2011年	0.6%	4.7%
2012年	0.7%	4.8%
2013年	0.6%	4.5%
2014年	0.7%	4.4%
2015年	0.8%	4.4%

注： 輸出または輸入総額に占める割合。

出典： メキシコ中央銀行

保税産業

メキシコの保税産業は原材料や部品を非課税で輸入し、供給業者がメキシコ国内で行った作業に対してのみ付加価値ベースで関税を支払った後、完成品を輸出している企業で成り立っている。保税工場は、そのほとんどが当初メキシコと米国との国境付近に設立されたが、現在では、国内の他の地域で事業を営んでいる。他の地域での生産拡大によって、保税工場および供給業者はより多くのより多様な労働力を調達できるようになった。この拡大によって、保税工場はメキシコの供給業者が利用できる原材料をより利用しやすくなった。暫定値によると、2014年に保税産業が付加した価値の半分以上が、自動車部品、輸送機器およびエレクトロニクス製品の生産に関連するものであった。

2011年12月31日現在の保税工場数は5,079カ所で、2010年12月31日現在の5,108カ所より減少した。2011年12月31日現在の保税工場の雇用従業員数は1,880,254人で、2010年12月31日現在の1,806,055人から増加している。この雇用の増加は、主に外需の変動を補っている民間部門投資および公的部門投資が増加したことによる。暫定値によると、2011年の保税産業収益は2010年の2,350.4十億ペソより11.3%増の2,615.2十億ペソで、そのうち1,485.3十億ペソは輸出版売、1,130.0十億ペソは国内販売によるものであった。

2012年12月31日現在の保税工場数は5,049カ所で、2011年12月31日現在の5,079カ所より減少した。暫定値によると、2012年12月31日現在の保税工場の雇用従業員数は1,989,862人で、2011年12月31日現在の1,880,254人から5.8%増加している。これは主に、消費が増加したことと、当期中の外需の変動を補うことを意図した民間部門投資による。暫定値によると、2012年の保税産業収益は2011年の2,615.2十億ペソよ

り12.0%増の2,929.8十億ペソで、そのうち1,687.8十億ペソは輸出販売、1,241.9十億ペソは国内販売によるものであった。

2013年12月31日現在の保税工場数は、2012年12月31日現在の5,049カ所に対して、5,142カ所であった。暫定値によると、2013年12月31日現在の保税工場の雇用従業員数は2,116,022人で、2012年12月31日現在の1,989,862人から6.3%増加している。暫定値によると、2013年の保税産業収益は2012年の2,929.8十億ペソより6.7%増の3,124.9十億ペソで、そのうち1,819.4十億ペソは輸出販売、1,305.5十億ペソは国内販売によるものであった。

暫定値によると、2014年12月31日現在の保税工場数は5,020カ所で、2013年12月31日現在の5,142カ所より減少した。2014年12月31日現在の保税工場の雇用従業員数は2,242,865人で、2013年12月31日現在の2,116,022人から6.0%増加している。暫定値によると、2014年の保税産業収益は2013年の3,124.9十億ペソより7.3%増の3,354.3十億ペソで、そのうち1,991.7十億ペソは輸出販売、1,362.6十億ペソは国内販売によるものであった。

暫定値によると、2015年12月31日現在の保税工場数は5,006カ所で、2014年12月31日現在の5,020カ所より減少した。2015年12月31日現在の保税工場の雇用従業員数は2,358,532人で、2014年12月31日現在の2,242,865人から5.2%増加している。暫定値によると、2015年の保税産業収益は2014年の3,354.3十億ペソより14.3%増の3,833.3十億ペソで、そのうち2,311.4十億ペソは輸出販売、1,521.9十億ペソは国内販売によるものであった。

国際収支

「国際収支」は国が1年間にわたる世界の他の国との経済取引のすべてを計上する制度である。1988年以来、メキシコは経常赤字を記録してきたが、その主な原因は、民間部門における輸入増加と政府による貿易政策の自由化であった。

2011年のメキシコの経常収支は、GDPの1.0%に相当する11.8十億米ドルの赤字を計上した。これに対して、2010年には3.2十億米ドルの赤字であった。資本収支は、2010年の45.6十億米ドルの黒字に対し、2011年には51.0十億米ドルの黒字を計上した。これは、商業銀行および金融機関以外の公的・民間部門の借手による借入および預金が増加したためであった。この流入額の減少は、(1)世界経済の信頼感の悪化、(2)ユーロ圏のソブリン債務危機を取り巻く環境の不確実性、および(3)米国の債務上限問題を理由として投資家がリスクを回避したことによる。2011年のメキシコに対する外国投資は48.6十億米ドルであった。この外国投資の内訳は、直接外国投資の流入合計が23.6十億米ドル、外国ポートフォリオ投資の純流入額合計（国外で募集された有価証券を含む。）が25.1十億米ドルであった。

2012年のメキシコの経常収支は2011年の11.8十億米ドルの赤字に対して16.4十億米ドル（GDPの1.3%）の赤字を計上した。資本収支は2011年の51.0十億米ドルの黒字に対して、2012年には55.0十億米ドルの黒字を計上した。これは、中でもメキシコ経済のファンダメンタルズが堅調であったことから、外国投資の流入額が増加したことによるものである。メキシコに対する外国投資は、2012年には合計76.0十億米ドルであった。このメキシコに対する外国投資の内訳は、直接外国投資の流入合計が19.5十億米ドル、外国ポートフォリオ投資の純流入額合計（国外で募集された有価証券を含む。）が56.5十億米ドルであった。

2013年のメキシコの経常収支は2012年の16.4十億米ドルの赤字に対して30.5十億米ドル（GDPの2.4%）の赤字を計上した。資本収支は2012年の55.0十億米ドルの黒字に対して、2013年には65.7十億米ドルの黒字を計上した。これは、主としてメキシコ経済のファンダメンタルズが堅調であったことなどから、外国投資の流入額が増加したことによるものである。メキシコに対する外国投資は、2013年には合計65.9十億米ドルであった。このメキシコに対する外国投資の内訳は、直接外国投資の流入合計が44.9十億米ドル、外国ポートフォリオ投資の純流入額合計（国外で募集された有価証券を含む。）が21.0十億米ドルであった。

2014年のメキシコの経常収支は2013年の30.5十億米ドルの赤字に対して24.8十億米ドル（GDPの2.0%）の赤字を計上した。2014年の資本収支は、2013年の65.7十億米ドルの黒字に対して、59.2十億米ドルの黒

字を計上した。メキシコに対する外国投資は、2014年は合計52.0十億米ドルであった。この外国投資の内訳は、直接外国投資の流入合計が24.2十億米ドル、外国ポートフォリオ投資の純流入額合計（国外で募集された有価証券を含む。）が27.9十億米ドルであった。

暫定値によると、2015年のメキシコの経常収支は、2014年の24.8十億米ドルの赤字に対して、32.4十億米ドル（GDPの2.3%）の赤字を計上した。これは、主として商品輸出の減少によるものである。2015年の資本収支は、2014年の59.2十億米ドルの黒字に対して、35.5十億米ドルの黒字であった。メキシコに対する外国投資は、2015年では33.2十億米ドルであり、その内訳は直接外国投資の流入合計が28.4十億米ドル、外国ポートフォリオ投資の純流入合計（国外で募集された有価証券を含む。）が4.9十億米ドルであった。

以下の表は、表示期間についてのメキシコの国際収支を示したものである。

	国際収支 ⁽¹⁾				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 ⁽²⁾
	(単位：百万米ドル)				
経常収支⁽³⁾	(13,397)	(16,559)	(30,322)	(24,846)	(32,381)
受取	399,306	423,510	434,891	454,002	435,978
商品輸出 (f.o.b.)	349,433	370,770	380,015	397,129	380,722
非要素所得サービス	16,153	16,817	20,908	21,824	23,036
観光	11,869	12,739	13,949	16,208	17,457
その他	4,284	4,078	6,959	5,615	5,579
要素所得サービス	10,569	13,154	11,320	11,024	6,978
利子	3,475	2,671	2,391	2,309	2,454
その他	7,094	10,483	8,929	8,715	4,524
移転	23,152	22,768	22,649	24,026	25,192
支払	412,703	440,069	465,213	478,847	468,359
商品輸入 (f.o.b.)	350,843	370,752	381,210	399,977	395,232
非要素所得サービス	30,289	30,277	31,377	33,673	32,096
保険および貨物	10,225	9,726	9,755	11,604	10,048
観光	7,832	8,449	9,122	9,606	10,100
その他	12,232	12,103	12,499	12,464	11,948
要素所得サービス	31,394	38,831	51,631	44,086	40,125
利子	17,787	20,431	23,401	25,676	25,845
その他	13,607	18,400	28,230	18,410	14,280
移転	178	209	995	1,111	905
資本収支	53,036	58,104	67,623	59,182	35,408
負債	63,764	92,143	110,270	87,895	47,132
借入および預金	14,932	15,321	43,514	34,371	13,889
開発銀行	(283)	398	426	870	850
商業銀行	(953)	(3,206)	15,112	8,156	(3,547)
米連邦準備銀行ス ワップ・ファシリ ティ	-	-	-	-	-
非金融公的部門	5,910	8,397	8,204	15,219	15,133
非金融民間部門	10,258	9,732	19,722	10,125	1,454
外国投資	48,832	76,822	66,756	53,525	33,243
直接	23,746	20,306	45,726	25,629	28,382
ポートフォリオ	25,086	56,517	21,030	27,896	4,861
株式	(6,566)	9,877	(943)	4,833	3,601
債券	31,651	46,640	21,973	23,062	1,260
資産	(10,728)	(34,039)	(42,647)	(28,713)	(11,724)
誤差・脱漏	(11,201)	(20,822)	(19,656)	(16,773)	(17,112)
純外貨準備高の増減					
(4)	28,879	21,040	13,006	16,717	(16,503)

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) すべての年度の数値は、メキシコ中央銀行による四半期レビューの対象となっており、変更される可能性がある。
- (2) 暫定値。
- (3) 経常収支の数値は、新しい国際基準に合わせるために作成された手法に従って算出されている。かかる基準の下では、商品輸出および商品輸入には保税産業が含まれる。

(4) 金および銀の売買ならびにその価額の調整が、およびの項目に反映されていないため、およびの項目の合計は項目と一致しない。

出典：メキシコ中央銀行

外国為替政策

政府は純国内信用の拡大について四半期ごとの目標額を直接設定している。「純国内信用」は、マネタリー・ベース（流通通貨＋市中銀行のメキシコ中央銀行預け金）変動額からメキシコ中央銀行の「対外純資産」変動額を差し引いた値と定義されている。また、「対外純資産」とは、メキシコの外貨準備高の総額に、諸外国の中央銀行との融資協定から発生した期日が6カ月を超える資産を加え、その合計から(1) IMFへの債務残高および(2) 諸外国の中央銀行との融資協定から発生した期日が6カ月未満の負債を差し引いたものと定義される。

メキシコの外国為替委員会が、為替政策ならびに外貨準備高の蓄積に関する自国の方針の設定に責任を負っている。同委員会は、財務省およびメキシコ中央銀行の職員で構成されている。

2003年3月20日、外国為替委員会は、入札による米ドルの売却を通じて、メキシコの外貨準備高蓄積率を抑制するメカニズムを採択した。これに基づき、メキシコ中央銀行は、各四半期の期首に、期中に外国為替市場に供給される予定の米ドル合計額を発表することになった。外国為替委員会は、2004年5月3日付でこの米ドル売却による抑制策を修正した。メキシコ中央銀行は、引続き売却予定の米ドル金額を四半期ごとに発表したが、発表された合計額は、その年のその後4四半期に売却される金額に4等分された。しかし、2008年7月25日、外国為替委員会は、修正後の入札制度を2008年8月1日から、無期限に中止すると発表した。これは、財務省がメキシコ中央銀行から8十億米ドル分の米ドルを買い付けたことによる純外貨準備高の減少を補う目的で行われた。2007年2月から2008年7月までに、メキシコは合計108百万米ドルを入札にかけた。

2008年から2014年までの間、メキシコは、定期的に米ドル売却の入札を行ってきた。2014年以降に行われた入札は以下のとおりである。

2014年12月8日、外国為替委員会は、メキシコ中央銀行が各営業日に200百万米ドルの入札を実施する予定であることを発表した。かかる入札において、米ドルは前営業日のペソ/米ドル間為替レートより少なくとも1.5%のペソ安の為替レートで入札されることになる。したがって、かかる日々の入札の結果、為替相場が前日の相場と比較して1.5%超のペソ安に振れた場合にのみ、米ドル売りが行われることになる。2014年12月8日から2015年3月11日までの間に、日々の入札により米ドル売りが行われたのは2日のみであり、その合計額は400百万米ドルであった。

2015年3月11日、外国為替委員会は、2014年12月8日に発表された入札と合わせて、メキシコ中央銀行が少なくとも2015年6月8日までは各営業日に52百万米ドルの入札を行う予定であると発表した。こうした追加の入札の下では、米ドルはペソ/米ドル間の為替レートを規制することなく行われることになっている。

2015年5月22日、外国為替委員会は、2014年12月8日および2015年3月11日に発表した入札の時期を少なくとも2015年9月29日まで延長することを発表した。

2015年7月30日、外国為替委員会は、メキシコ中央銀行が2015年3月11日に当初発表されたペソ/米ドル間の為替レートを規制することなく行われる入札の金額を52百万米ドルから200百万米ドルに引き上げ、かかる入札を少なくとも2015年9月30日までの各営業日に実施することを発表した。

外国為替委員会はまた、2015年7月30日に、メキシコ中央銀行が各営業日に最低価格で2014年12月8日に発表した200百万米ドルの入札を少なくとも2015年9月30日まで引続き行うことを発表した。かかる入札において、米ドルは前営業日のペソ/米ドル間為替レートより少なくとも1.0%のペソ安の為替レートで入札されることになる。したがって、かかる日々の入札の結果、為替相場が前日の相場と比較して、2014年12月8日に発表された1.5%超のペソ安ではなく、1.0%超のペソ安に振れた場合にのみ、米ドル売りがなされることになる。2015年3月11日から2015年10月15日までの間に、日々の入札により米ドル売りが行われたのは12日のみであり、その合計額は2.1十億米ドルであった。

2015年9月28日、外国為替委員会は、メキシコ中央銀行が2014年12月8日および2015年3月11日に発表した入札の時期を少なくとも2015年11月30日まで延長して引続き実施することを発表した。

2015年11月19日、外国為替委員会は、引続き外国為替市場に流動性をもたらすため、入札の仕組みを改訂した。この仕組みは、為替レートが前営業日と比較して1.0%超のペソ安に振れた場合の200百万米ドルの入札と、為替レートが前営業日と比較して1.5%超のペソ安に振れた場合の追加の200百万米ドルの入札からなる。2016年1月28日、外国為替委員会は、国際金融市場においてボラティリティが続いていることから、この仕組みを2016年3月31日まで延長することを発表した。

最後に、2016年2月17日、外国為替委員会は、現行の為替介入メカニズムの中止と、外国為替への裁量的介入の開始を表明した。

IMFクレジット・ライン

2010年12月、外国為替委員会は、IMFとのメキシコの予防的クレジット・ラインについて、その内容の更新および修正をIMFに要請した。この要請は、クレジット・ラインの期間を2年間に延長し、クレジット・ラインの下で利用可能な金額を約72十億米ドルに上げる内容のものであった。2011年1月10日、IMFはこの要請を受入れた。

2012年11月5日、外国為替委員会は、同予防的クレジット・ラインについて、その内容の更新および修正をIMFに新たに要請した。この要請は、クレジット・ラインの期間をもう2年間延長し、利用可能な金額を約73十億米ドルに上げる内容のものであった。2012年11月30日、IMFはこの要請を受入れた。

2014年11月7日、メキシコ中央銀行の外国為替委員会は、IMFとのメキシコの弾力的クレジット・ライン（FCL）について、その内容の更新および修正をIMFに要請した。この要請は、クレジット・ラインの期間をさらに2年間延長する内容のものであった。2014年11月26日、IMFはこの要請を受入れた。2015年11月23日現在、IMFとのメキシコのクレジット・ラインの下で利用可能な金額は約65.1十億米ドルであった。本報告書の日付現在、かかるクレジット・ラインに基づいて実行された金額はない。

2016年5月27日、IMFは、約88十億米ドルに相当する62,389百万SDR（特別引出権）の2年間の弾力的クレジット・ラインを承認した。メキシコは、47,292百万SDRの既存契約に代えてこれを予防的措置として利用することになる。この点について、IMFでは、「メキシコ経済は近年世界の経済成長減速に対する回復力を印象づけ」、また「経済活動は安定的に成長しており、インフレは低く安定し、金融制度は健全である。」と述べた。

外貨準備高および対外資産

以下の表は、各表示期間末におけるメキシコ中央銀行の外貨準備高および対外純資産を示したものである。

外貨準備高および対外純資産⁽³⁾

	期末現在の外貨準備高 ⁽¹⁾⁽²⁾	期末現在の対外純資産
	(単位：百万米ドル)	
2011年	142,476	149,242
2012年	163,515	167,082
2013年	176,522	180,232
2014年	193,239	195,714
2015年 ⁽⁴⁾	176,735	177,629

(1) 金、特別引出権（IMFにより創設された外貨準備資産）および外貨保有が含まれる。

(2) 外貨準備高は、(a)外貨準備高の総額から(b)期日が6カ月未満のメキシコ中央銀行の対外債務を差引いたものに相当する。

(3) 対外純資産は、(a)外貨準備高の総額に(b)諸外国の中央銀行との融資協定から発生した期日が6カ月を超える資産を加え、その合計から(x)IMFへの債務残高および(y)諸外国の中央銀行との融資協定から発生した期日が6カ月未満の負債を差引いたものと定義される。

(4) 暫定値。

出典：メキシコ中央銀行

2012年12月31日現在、メキシコ中央銀行の外貨準備高は163.5十億米ドルで、2011年12月31日現在から21.0十億米ドル増加した。これはとりわけ、経常収支の赤字および金融収支の黒字によるものである。2012年12月31日現在のメキシコ中央銀行の対外純資産は167.1十億米ドルで、2011年12月31日現在から17.8十億米ドル増加した。これはとりわけ、ペメックスによる通貨購入およびその他のマイナス・インフローによるものである。

2013年12月31日現在、メキシコ中央銀行の外貨準備高は176.5十億米ドルで、2012年12月31日現在から13.0十億米ドル増加した。これは、中でも経常収支の赤字および金融収支の黒字によるものである。2013年12月31日現在のメキシコ中央銀行の対外純資産は180.2十億米ドルで、2012年12月31日現在から13.2十億米ドル増加した。これはとりわけ、ペメックスによる通貨購入およびその他のマイナス・インフローによるものである。

2014年12月31日現在、メキシコ中央銀行の外貨準備高は193.2十億米ドルで、2013年12月31日現在から16.7十億米ドル増加した。これは、とりわけメキシコ中央銀行の経常収支の赤字および同行の金融収支の黒字によるものである。2014年12月31日現在のメキシコ中央銀行の対外純資産は195.7十億米ドルで、2013年12月31日現在から15.5十億米ドル増加した。これはとりわけ、ペメックスによる通貨購入およびその他のマイナス・インフローによるものである。

2015年12月31日現在、メキシコ中央銀行の外貨準備高は176.8十億米ドルで、2014年12月31日現在の外貨準備高と比べて16.4十億米ドルの減少である。

2016年3月11日現在、メキシコ中央銀行の外貨準備高は176.1十億米ドルで、2015年12月31日現在の外貨準備高と比べて0.6十億米ドルの減少である。2016年3月11日現在、メキシコ中央銀行の対外純資産は178.0十億米ドルで、2015年12月31日から0.4十億米ドル増加した。

2016年5月20日現在、メキシコ中央銀行の対外純資産は179.7十億米ドルで、2015年12月31日から2.1十億米ドル増加した。

メキシコに対する直接外国投資

政府は、メキシコが、中国、中東欧諸国など、多くの外国との間で外国投資争奪戦を繰り広げていることは認識しているが、自国経済の競争力と生産性の改善により、今後も引き続き外国投資を呼び込むことができると考えている。

外国投資政策

メキシコの外国投資法（*Ley de Inversión Extranjera*）により、メキシコに対する外国投資を奨励することを意図した法的枠組みが制定されている。1993年12月に発効し、最近では2014年に改正されたこの法律により、メキシコに対する外国投資の制限が一部撤廃された。例えば、所定の条件を満たす場合はメキシコ企業の株式資本の100%を外国人投資家が保有することが外国投資法により認められた。外国投資法はまた、政府またはメキシコ人投資家に独占的に留保される特定の経済活動をも規定している。また、同法は、（国家外国投資委員会の承認を得ることなく）投資全体に占める外資比率が10%、25%、30%または49%のいずれかを超えてはならない各種経済活動を定めている。

メキシコに対する外国投資

2000年から2015年までのメキシコに対する累積直接外国投資（国家外国投資登録簿（*Registro Nacional de Inversiones Extranjeras*）に登録されていない直接外国投資を除く。）は、総額約425.7十億米ドルであった。これらの投資資金（メキシコ企業の有価証券への投資を除く。）のメキシコ経済の部門別の内訳は次のとおりである。

部門	割合（％）
農業、畜産業、漁業および林業	0.2
事業支援サービス	1.0
商業	9.0
建設業	7.3
教育サービス	0.1
電気および水道業	1.9
金融サービス業	10.0
保険サービス	0.0
製造業	50.0
マスメディア	9.8
鉱業	1.3
その他サービス	0.0
専門的サービス	2.5
不動産および賃貸サービス業	1.0
娯楽サービス	0.0
宿泊施設業	1.5
輸送業	4.4

暫定値によると、2014年のメキシコに対する外国投資純額（国際収支に計上されたもの）は、2013年の66.8十億米ドルに対して総額53.5十億米ドルで、その内訳は直接外国投資（メキシコ国内の土地、建物または工場などの不動産への投資）が25.6十億米ドル、外国ポートフォリオ投資（国外で募集された有価証券を含むメキシコ企業の株式、社債、商品または金融市場商品の購入に關与する投資活動）による純流入額が27.9十億米ドルであった。これに対して、2013年にはそれぞれ45.7十億米ドルおよび21.0十億米ドルであった。これらの減少は、AT&T社によるAmérica Móvil社に対する持分の売却という単発の企業取引によるもので、この取引の結果直接外国投資による5.5十億米ドルの流出があった。

暫定値によると、2015年のメキシコに対する外国投資純額（国際収支に計上されたもの）は、2014年の53.5十億米ドルに対して総額33.2十億米ドルで、その内訳は直接外国投資が28.4十億米ドル、外国ポート

フォリオ投資による純流入額が4.9十億米ドルであった。これに対して、2014年にはそれぞれ25.6十億米ドルおよび27.9十億米ドルであった。

以下の表は、国家外国投資登録簿に通知されたメキシコへの直接外国投資および2010年1月1日から2015年12月31日までの累積直接外国投資を国別に示したものである。

直接外国投資⁽¹⁾

	2015年における直接外国投資 ⁽²⁾		2010年から2015年までの 累積直接外国投資 ⁽²⁾	
	(単位：比率を除き、百万米ドル)			
米国	15,078.0	29.9	65,110.0	38.1
カナダ	1,083.0	11.7	13,846.6	8.1
ブラジル	993.4	2.2	2,640.4	1.6
スペイン	2,731.4	1.7	14,663.4	8.6
英国	594.5	1.0	2,347.8	1.4
ドイツ	1,222.7	6.3	6,380.1	3.7
ルクセンブルグ	280.5	3.0	4,273.5	2.5
アイルランド	13.9	0.0	321.8	0.2
スイス	321.2	1.6	2,827.6	1.7
日本	1,328.9	5.2	7,926.3	4.7
その他	4,734.8	37.3	49,820.3	29.3
合計	28,382.3	100.0%	170,157.8	100.0%

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 国家外国投資登録簿に登録されていない直接外国投資を除く。

出典： 国家外国投資委員会

多国間金融機関に対する出資

メキシコは、国際協力の促進を目的として、現在以下に掲げる国際機関に出資している。

- ・カリブ開発銀行（以下「CDB」という。）：2014年12月31日現在、メキシコはCDBの普通資本に対して5.6百万米ドルを出資していた。メキシコは同行から資金提供を受けていない。
- ・中米経済統合銀行（以下「CABEI」という。）：2014年12月31日現在、CABEIの資本に対するメキシコの資本引受額は306.3百万米ドルで、このうち65.1百万米ドルが払込済みであった。
- ・欧州復興開発銀行（以下「EBRD」という。）：2014年12月31日現在、EBRDの資本に対するメキシコの資本引受額は46百万ユーロで、このうち11百万ユーロが払込済みであった。EBRDに対する出資義務を満たすよう要求された場合に限り、残額の払込みが請求される。
- ・地球環境ファシリティ：2015年3月31日現在、地球環境ファシリティの第6回増資（GEF-6）に対するメキシコの引受額は13百万SDRであった。この金額は全額払込済みである。
- ・米州開発銀行（以下「IADB」という。）：2014年12月31日現在、メキシコのIADBに対する資本引受額は10.3十億米ドルと、中南米のIADB加盟国の中で最大級の引受額であった。そのうち379.1百万米ドルはすでに払込済みで、IADBに対する出資義務を満たすよう要求された場合に限り、残額の払込みが請求される。消却分を除き、IADBは総額35.5十億米ドルに上るメキシコ向け融資を授權しており、このうち32.0十億米ドルはすでに実行済みである。一方メキシコは、(1)IADB特別事業基金に合計346.4百万米ドルおよび(2)IADBの関連組織である米州投資公社に合計50百万米ドルの資金を出資している。米州投資公社は、2014年に総額14.9百万米ドルに上るメキシコを拠点とするプロジェクトを承認した。
- ・IMF：2015年8月31日現在、IMFに対するメキシコの引受額は3.6十億SDRであった。現在、かかる引受の下で買受債務も未返済債務もない。
- ・北米開発銀行：2014年12月31日現在、北米開発銀行の資本に対するメキシコの引受額は合計1.5十億米ドルで、このうち225百万米ドルが払込済みであった。この銀行は、メキシコと米国間の国境地域の環境状況改善のためのプロジェクトへの融資を専門としている。2015年6月30日現在、メキシコは、環境関連プロジェクトのために同行から合計1.5十億米ドルの融資を受けていた。
- ・特別開発基金：2014年12月31日現在、メキシコはCDBの特別開発基金に対して22.3百万米ドルを出資し、全額払込済みであった。メキシコは、同基金からの資金の受入国ではない。
- ・世界銀行（国際開発協会（*Asociación Internacional de Fomento*）および国際金融公社（*Corporación Financiera Internacional*）を含む。）：2015年6月30日現在、世界銀行に対するメキシコの資本引受額は、2.3十億米ドルであった。そのうち139百万米ドルはすでに払込済みで、世界銀行から借入金または保証付融資の債務返済への充当を要求された場合に限り、残額の払込みが請求される。2015年6月30日現在、世界銀行はそのポートフォリオ中にメキシコに対する総額16.0十億米ドルの承認融資（消却分を除く。）を有しており、そのうち14.9十億米ドルがすでに実行済み、未償還であった。一方メキシコは、いずれも世界銀行グループの一部を構成する国際開発協会および国際金融公社に対して出資を行った。2015年6月30日現在、国際開発協会の資本に対するメキシコの出資額は合計168.3百万米ドルであり、国際金融公社の資本引受額は30.5百万米ドルであり、全額払込済みであった。2015年6月30日現在、国際金融公社は与信を授權しており、またメキシコにおいて合計9.6十億米ドルの投資を行った。

為替管理および為替レート

メキシコ政府は、変動相場制度を維持している。ただし、メキシコ中央銀行は、変動を最小限に抑制し秩序ある市場を維持するために、随時外国為替市場に対する介入を行っている。メキシコ政府は、為替レートの安定のために、メキシコ国内の銀行とその顧客との間の店頭市場における先渡取引およびオプション取引を含む市場に基礎を置くメカニズムを尊重するほか、シカゴ・マーカント取引所におけるペソの先物取引を認めている。さらに、メキシコ中央銀行は外国金融機関がペソ建口座を開設し、ペソの

貸借を行うことを認めている（ただし、メキシコにおける銀行業務に対する一般的な制約に服することを条件としている。）。

2011年12月31日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき13.9476ペソであり、2010年12月31日現在のレートと比較してドルベースで11.5%の下落であった。2011年上半期、主としてメキシコ経済のファンダメンタルズが堅調であったことおよび国際金融市場で流動性が増加したことから、ペソは対米ドルで上昇した。しかし、同年下半期には国際金融市場でボラティリティが高まり、投資家が新興諸国の通貨を回避するようになったことから、ペソは対米ドルで下落した。

2012年12月31日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき12.9658ペソであり、2011年12月31日現在のレートと比較してドルベースで7.6%のペソ高であった。2012年上半期中、国際市場の状況が改善したため、ペソはいくぶん安定した。このことは、2011年下半期中に生じたペソ安をペソ高に転じさせる助けにもなった。しかし、2012年下半期には、国際金融市場が安定しなかったために、米ドルに対して再びペソ安に転じた。

2013年12月31日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき13.0843ペソであり、2012年12月31日現在のレートと比較してドルベースで0.9%のペソ安であった。2013年にペソは対米ドルで下落したが、これは主として米国経済が予想より好調であったことと、国際金融市場（特に新興経済市場）のボラティリティを招いた米国連邦準備制度理事会の資産購入プログラムの縮小によるものである。

2014年12月31日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき14.7414ペソであり、2013年12月31日現在のレートと比較してドルベースで12.7%のペソ安であった。2014年にペソが対米ドルで下落したのは、主として米国経済が予想より好調であったことと、国際金融市場（特に新興経済市場）のボラティリティを招いた米国連邦準備制度理事会の資産購入プログラムの縮小によるものである。

2015年12月31日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき17.2487ペソであり、2014年12月31日現在のレートと比較してドルベースで17.01%のペソ安であった。

2016年5月25日現在、ペソ/米ドル間為替レートの終値は、1.00米ドルにつき18.4520ペソであり、2015年12月31日現在のレートと比較してドルベースで6.9%のペソ安であった。

以下の表は、各表示期間について、メキシコ国内においてペソで支払われる米ドル建債務の支払のための、メキシコ中央銀行が公表した日々のペソ/米ドル為替レートを示したものである。

為替レート

	代表的な市場レート	
	期末現在	平均
	(1 米ドル当たりペソ)	
2011年	13.9476	12.4354
2012年	12.9658	13.1613
2013年	13.0843	12.7724
2014年	14.7414	13.3050
2015年	17.2065	15.8542

出典： メキシコ中央銀行

(4)【通貨・金融制度】

メキシコの金融制度は、次の各機関で構成されている。

- ・ 商業銀行
- ・ 国立の開発銀行
- ・ 証券売買仲介業者
- ・ 開発信託ファンド
- ・ その他のノンバンク機関（保稅倉庫、保証会社、債権買取会社、金融リース会社、外国為替取扱業者、保険会社および専門金融機関）

金融グループ法（*Ley para Regular Las Agrupaciones Financieras*）に従って、多角的金融サービスを提供する会社は、単一のグループとして営業することができる。ただし、(1)各金融サービス会社は、別個独立した会社として設立されなければならない。また(2)これらの金融サービス会社は、単一の金融サービス持株会社により所有されなければならない。さらに、同法に従って、各金融サービス持株会社は、少なくとも2社の金融サービス会社を所有しなければならない。ただし、金融グループが多目的金融会社（*sociedades financieras de objeto multiple*）2社のみで組織されている場合を除いては、かかる金融サービス会社2社は同種の金融サービス会社であってもよいとされている。

連邦行政組織法に基づき、財務省は、中でも、(1)メキシコの金融制度の調整および監督、ならびに(2)メキシコの財政政策の立案について責任を負う。また、財務省に加えて、メキシコの金融機関を規制する主な監督当局は、次のとおりである。

- ・ メキシコ中央銀行
- ・ 国家銀行証券委員会（*Comisión Nacional Bancaria y de Valores*、以下「CNBV」ということがある。）
- ・ 国家保険・保証証券委員会
- ・ 国家退職金貯蓄制度委員会（*Comisión Nacional del Sistema de Ahorro para el Retiro*、以下「CONSAR」という。）

中央銀行および金融政策

中央銀行

メキシコ中央銀行は、1925年に設立されたメキシコの中央銀行である。メキシコ中央銀行は、国の金融政策の実施ならびに通貨および信用の規制を行うメキシコの主要機関である。同行は、規制法により、(1)定期預金（特定の満期日を持つ有利子銀行定期預金）金利の規制、(2)信用機関による最低預金準備率の設定および(3)ある種の銀行貸出に対する割引信用制度の提供を行う権限を与えられている。2014年12月31日現在、メキシコ中央銀行の総資産は3,115.4十億ペソ（211.7十億米ドル）であった。

1993年に、メキシコ経済におけるメキシコ中央銀行の役割と主な活動に関する憲法改正が施行された。この憲法改正により、金融サービス業界一般の規制のみならず、金融政策、外国為替およびその他関連活動における役割に関するメキシコ中央銀行の権限が強化された。この憲法改正は、メキシコ中央銀行の独立性の強化を目的とし、これにより同行は金融政策事項に関して行政府と立法府両者に対する拮抗勢力としての役割を果たせるようになった。

1994年にメキシコ中央銀行の規制法が施行され、1993年憲法改正に基づき所定の大きな独立性をもつ機関が準備されることになり、外国為替委員会が設置されて、国の為替レート政策を決定する役割を担うこととなった。この法律の成立を受けて、メキシコ中央銀行は、大統領が任命し、上院が承認した総裁1名と副総裁4名からなる5人制理事会（*Junta de Gobierno*）によって運営されている。メキシコ中央銀行の総裁は、各大統領政権の4年目の1月1日から始まる6年任期で任命される。2009年12月28日、カルデロン大統領は2010年1月1日から6年間の任期でアグスティン・カルステンズ氏をメキシコ中央銀行総裁に

任命した。2015年9月17日、上院は、ペニャ・ニエト大統領が2016年1月1日から開始する6年間の任期を2期目としてメキシコ中央銀行総裁にアグスティン・カルステンズ氏を再任したことを承認した。

金融政策

政府の金融政策の主要目的は、これまでもまた引続き、インフレ率の低減にある。したがって、過去にメキシコ中央銀行は、(1)外国為替がペソ安に振れ、(2)資本が流出する、または(3)インフレ率が予測よりも高いときには、国内金融を引締めた。1995年、メキシコ中央銀行はメキシコ中央銀行における口座で銀行の借入超過額を制限することを目的とした新たな預金準備率を導入したが、これは流動性規制を促進し、メキシコ中央銀行による日々の正味貸出量を減少させるためのものであった。また、メキシコ中央銀行は、1996年以来純国内貸出額の拡大について四半期毎の上限目標を設定している。

2008年より前には、メキシコ中央銀行はインフレ目標を達成するために必要な金利変更を誘導する「コルト」すなわち「短期」のメカニズムを利用していた。このメカニズムに従って、メキシコ中央銀行は、特定期間終了時におけるすべての当座勘定銀行預金の日々の正味平均残高を累積して所定金額を設定した。その後メキシコ中央銀行は、日々銀行に売却される所定の信用額を制限することによってかかる金額を管理した。

2008年1月21日より、メキシコ中央銀行は、短期メカニズムに代わる翌日物銀行間貸出金利 (*Tasa de Fondeo Bancario*) を主要な金融政策の手段として使用している。この政策の下では、メキシコの翌日物銀行間貸出金利は、中期インフレ予測が目標値である3.0% (+/-1.0%) から外れた場合に変更される。世界の金融危機以降、翌日物銀行間最低貸出金利は、2009年1月16日の7.75%から2009年2月20日の7.50%、2009年3月20日の6.75%、2009年4月17日の6.00%、2009年5月15日の5.25%、2009年6月19日の4.75%および2009年7月17日の4.50%へと一貫して引下げられた。貸出金利は2013年3月8日に4.00%に再び引下げられるまでは4.50%に維持され、2013年9月6日に3.75%に、2013年10月25日に3.50%に、また2014年6月6日には3.00%に引下げられた。この引下げ決定は、経済成長およびインフレ率が予想を下回ることを懸念して行われた。

米国連邦準備制度理事会がその政策金利を25ベース・ポイント引上げる決定を発表した翌日の2015年12月17日、メキシコ中央銀行は2015年最後の金融政策会議について声明を発表した。この声明において、メキシコ中央銀行は翌日物貸出金利を25ベース・ポイント引上げること、またそれによって政策金利は3.25%とされることを発表した。メキシコ中央銀行はさらに、理事会 (*Junta de Gobierno*) が進展するインフレおよびインフレ期待といったすべての決定要因 (内外の決定要因を含む。) を引続き監視していくこと、ならびにとりわけメキシコと米国の間の相対的な金融政策のスタンス、為替相場の変動の消費者物価への転嫁、ならびに経済の落ち込みの度合いの変化を観察していくことを発表した。

2016年2月17日、メキシコ中央銀行は、政策金利を50ベース・ポイント引上げて3.75%とすることが全会一致で決定された理事会の臨時会議についてプレス・リリースを行った。このプレス・リリースにおいて、メキシコ中央銀行は、金融市場のボラティリティの高まりと石油価格が下落を続けているという極めて悪い外部環境がインフレ期待に水を差すであろうと論じた。

メキシコ中央銀行の直近の政策会議は2016年3月18日に行われたが、政策金利の変更についての発表はなかった。次回の政策会議は、2016年5月5日に予定されている。

2014年および2015年の通貨プログラム

2014年のメキシコの通貨プログラムと同じく、2015年のメキシコの通貨プログラムの主な目標は、インフレ率を、ペソの購買力を安定化させるための恒久的目標値である3.0%以下 (+/-1.0%) に抑制することである。

2015年のメキシコの通貨プログラムには、以下のものがある。

- ・インフレ抑制のための明確な複数年計画

- ・ 経済およびインフレ圧力の分析
- ・ 目標達成のためにメキシコ中央銀行が利用する金融手段の内容
- ・ 金融政策の透明性、信頼性および有効性を高めるための対話政策
- ・ インフレを抑制し、価格形成に影響しないようにするために、金融政策措置の時宜を得た採用を推進する政策。

NCPIで測定された2014年の消費者物価の上昇は、2013年の4.0%に対して4.1%で、同年のインフレ目標である3.0 - 4.0%をわずかに上回った。

マネー・サプライおよび金融貯蓄

1999年7月に導入されたメキシコ中央銀行の通貨総量は、国内金融市場および海外金融市場からの預金を、いずれも居住者による預金と非居住者による預金とに分けて計算する。さらに、通貨総量は、公的部門と民間部門による預金を区別している。メキシコ中央銀行の通貨総量は、以下のように定義される。

- ・ M 1 とは、一般公衆によって保有されている紙幣および硬貨に、(1) 自国通貨および海外通貨建の当座預金、(2) 有利子口座におけるペソ建預金でデビットカードの引当とされているもの、および(3) 貯蓄・貸付組合の預金を加えたものである。
- ・ M 2 とは、M 1 に、(1) 銀行預金、(2) 政府発行証券、(3) 企業およびノン・バンク金融仲介機関によって発行された有価証券ならびに(4) 政府および退職者貯蓄制度 (*Sistema de Ahorro para el Retiro*) に関連したINFONAVITによる負債を合計したものである。
- ・ M 3 とは、M 2 に、メキシコにおいて発行された金融資産で非居住者によって保有されているものを加えたものである。
- ・ M 4 とは、M 3 に、メキシコの銀行の外国支店および海外拠点における預金を加えたものである。

以下の表は、各表示日現在のメキシコの通貨供給量M 1 およびM 4 を示したものである。

通貨供給量

	12月31日現在				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	(単位：百万名目ペソ)				
M 1 :					
現金通貨	665,916	734,034	792,928	928,777	1,088,106
要求払い預金					
自国通貨	934,698	979,413	1,082,702	1,215,268	1,334,704
外貨	132,854	163,611	189,020	232,467	333,094
有利子自国通貨建預金	341,113	393,231	438,012	490,086	581,512
貯蓄・貸付組合の預金	8,599	9,760	11,097	12,598	14,455
M 1 合計	2,083,179	2,280,049	2,513,758	2,879,196	3,351,871
M 4	9,330,572	10,684,893	11,665,060	13,107,454	13,857,940

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

出典： メキシコ中央銀行

(i)2013-2014年

2014年12月31日現在、M 1 マネー・サプライは、2013年に実質ベースで6.0%増加したのに対して、実質ベースで10.0%増加した。このマネー・サプライ成長率の伸びは主に、一般公衆が保有する現金通貨の額が17.1%、自国通貨建要求払い預金額が12.2%、それぞれ増加したことによる。

2014年12月31日現在、金融貯蓄（M 4 通貨総量と一般公衆が保有する現金通貨との差額として定義される。）は、2013年12月31日現在の金融貯蓄よりも、実質ベースで7.6%増加した。この伸び率の上昇は、M 4 通貨総量が実質ベースで8.0%増加したことによるものである。2013年から2014年の間、メキシコ居住者による貯蓄の成長率は、2012年から2013年の間の成長率が実質ベースで4.7%であったのに比べて、実質ベースで5.9%であった。

2014年12月31日現在、メキシコ中央銀行の正味国内信用は、2013年12月31日現在には1,440.3十億ペソのマイナスであったのに対して、1,818.2十億ペソのマイナスであった。

2014年12月31日現在、マネタリー・ベースは合計1,062.9十億ペソであり、2013年12月31日現在の917.9十億ペソの水準から名目ベースで15.8%増加した。2012年12月31日から2013年12月31日までに、マネタリー・ベースは名目ベースで8.5%増加した。

(ii)2014-2015年

2015年12月31日現在、M 1 マネー・サプライは、2014年12月31日現在の水準に比べて、実質ベースで14.0%増加した。一般公衆が保有する紙幣および現金通貨の額は、2014年12月31日現在より実質ベースで14.7%増加した。また、自国通貨建の要求払い預金の総額は、2014年同日より実質ベースで7.5%増加した。

2015年12月31日現在、金融貯蓄は、2014年12月31日現在の金融貯蓄よりも、実質ベースで2.7%増加した。メキシコ居住者による貯蓄および非居住者による貯蓄は、2014年同日比で、それぞれ実質ベースで5.0%および2.7%増加した。

2015年12月31日現在、マネタリー・ベースは合計1,241.7十億ペソであり、2014年12月31日現在の1,062.9十億ペソの水準から名目ベースで16.8%増加した。これは、一般公衆が保有する現金通貨が名目ベースで17.2%、要求払い預金が名目ベースで9.8%、それぞれ増加したことによる。

銀行制度

商業銀行

1982年9月、政府はメキシコの民間商業銀行全行を国有化した。1982年11月、この国有化を実施するために憲法改正が行われ、これに基づき銀行業務および信用サービスの提供に関する独占権が政府に与えられた。1982年から1988年までの間に銀行数は68から18に減少した。

しかし、1990年6月28日付で、メキシコの個人および金融持株会社がメキシコの商業銀行に対する支配権を所有することができるよう再び憲法改正が行われた。その後、メキシコの商業銀行の所有および営業を規制するために銀行法が制定された。この銀行法に従って、メキシコは再び商業銀行の民営化を開始した。1992年7月6日までに政府は18すべての国有商業銀行の民営化およびその売却を実施した。かかる売却による手取額は12十億米ドルを超えた。

1994年1月1日、NAFTAの批准に合わせて、銀行法や証券市場法 (*Ley del Mercado de Valores*) などの金融サービスに関連するいくつかの法律が改正され、施行された。こうした改正により、メキシコ以外の金融グループや金融仲介業者がメキシコ子会社を通じて、銀行業や証券業を含むメキシコの金融制度において様々な活動を行えるようになった。1994年4月、財務省はこれらの規定にかかる施行令を発令した。これにより制定された規則に基づきカナダおよび米国の金融機関（ならびにカナダまたは米国関連会社を通じて活動するその他海外金融機関）はメキシコの金融機関や金融持株会社の設立または取得を認められている。これらの規則では、海外金融機関が支配するメキシコの商業銀行の正味自己資本総額が、2000年1月1日より前のすべてのメキシコの銀行の正味自己資本総額の25%を超えてはならないとされた（財務省が承認するプログラムに基づく一定の買収を除く。）。

1998年12月、議会は金融・銀行のさらなる改革を実施する法律を承認した。これらの改革は銀行法に基づく通常の外国人所有制限に影響を与えるものではなかったが、メキシコの最大手銀行に対する海外資本の所有に関して残されていた制約が撤廃された。

1999年から2013年までの間、メキシコは銀行制度の微修正を定期的に行ってきた。2014年1月9日、34の法律を改正し、新しい金融グループ法を制定する金融改革が連邦官報に掲載された。この金融改革の詳細情報については、下記「銀行の監督および支援」を参照のこと。

2014年12月31日および2015年12月31日現在、それぞれ44行の商業銀行が国家銀行証券委員会に登録していた。

開発銀行

メキシコの銀行制度には様々な開発銀行が存在している。2015年8月31日現在、メキシコには以下の6機関の開発銀行が存在している。

- ・ バンコ・デル・アオロ・ナシオナル・イ・セルビシオス・フィナンシエロス、S.N.C.（以下「BANSEFI」という。）
- ・ バンコ・ナシオナル・デル・エヘルシト・フエルサ・アエレア・イ・アルマダ、S.N.C.（以下「BANJERCITO」という。）
- ・ バンコ・ナシオナル・デ・コメルシオ・エクステリオア、S.N.C.（以下「Bancomext」という。）
- ・ バンコ・ナシオナル・デ・オブラス・イ・セルビシオス・パブリコス、S.N.C.（以下「Banobras」という。）
- ・ ナシオナル・フィナンシエロス、S.N.C.（以下「NAFIN」という。）

・ ソシエダッド・イポテカリア・フェデラル、S.N.C. (以下「SHF」という。)

最も重要な開発銀行は、NAFIN、BancomextおよびBanobrasである。それぞれの主要業務は次のとおりである。

- ・ NAFINの主要な業務には、(1)中小規模の事業に対して資金の融資を行い、(2)証券市場の発展を促進し、(3)一定の国際取引において政府の財務代理人としての業務を遂行することが含まれる。
- ・ Bancomextの主要業務には、(1)輸出入関連への融資、および(2)民間・公的部門の法人に対して外国貿易促進のために保証を提供することが含まれる。2007年6月13日、「プロメヒコ(ProMéxico)」と呼ばれる公益信託が創設され、Bancomextの外国貿易および外国投資の業務の一部を承継した。当該信託は、経済省の管轄下におかれている。
- ・ Banobrasの主要業務は、(1)公営企業ならびに連邦、州および地方政府に対して短期、中期および長期の資金を提供すること、ならびに(2)低所得者向け住宅融資を行うことである。

政府は、各開発銀行の株式資本の大部分を保有している。また、NAFIN、BancomextおよびBanobrasの設立準拠法に基づき、政府はこれらの開発銀行が外国の民間企業や政府機関、政府間機関等と締結する取引について常に責任を負う。こうした法律上の責任は、各開発銀行と非メキシコ個人の間の取引には及ばない。政府の法律上の責任を実行するための期間を含む具体的な手続きはない。また、政府の法律上の責任は法律および予算上の制約に従う。

銀行の監督および支援

国家銀行証券委員会

銀行法に基づき、国家銀行証券委員会は商業銀行および開発銀行の多角銀行(*instituciones de banca múltiple*)としての設立を授権し、よってそれらの監督について責任を負う。この監督権限に基づいて、国家銀行証券委員会は、銀行の経営、組織、機能、手続き、内部統制制度、リスク管理制度および報告について評価を行うため実地調査を行うことができる。国家銀行証券委員会は、銀行法またはそれに基づき公布された規則に対する銀行の遵守違反について制裁を課す権限を有している。

国家銀行証券委員会は、13名のメンバーで構成される理事会により運営されている。メンバーのうち5名は財務省、3名はメキシコ中央銀行、1名はCONSAR、残り1名は国家保険・保証証券委員会が、それぞれ任命する。残りの3名には、国家銀行証券委員会の委員長および2名の副委員長が含まれる。

金融持株会社や銀行、証券売買仲介業者の監督に際して、国家銀行証券委員会は経営介入(*intervención*)を宣言する権限を有している。この権限に基づき、国家銀行証券委員会は持株会社または事業会社のいずれかのレベルで金融グループに介入し、これを管理することができる。1994年から1996年まで、国家銀行証券委員会は、(1)クレミ/ユニオン・フィナンシャル・グループ、(2)グルッポ・フィナンシエロ・アセメックス・バンパイスS.A. de C.V.およびその銀行・保険子会社、(3)バンコ・キャピタルS.A.、ならびに(4)バンコ・デル・スレステS.A.などの数多くのメキシコ金融機関の経営への介入権を行使した。

銀行監督政策

(i) 1991年-1994年の銀行監督政策

1991年から1994年にかけて、政府は様々な規則を公布したが、中でも重要なのは、貸出を「不良債権」として区分する手続きを規定したことである。政府はまた、メキシコの商業銀行および開発銀行に対して貸倒引当金の積立要件および自己資本基準を定めた規則を公布した。この後者の規則に基づき、メキシコの銀行は国際基準に合わせた自己資本水準を維持することが求められるようになった。

(ii) 1994年-1995年のペソの通貨危機

1994年から1995年に発生したペソ安とその後の金融危機により、メキシコ銀行制度の安定性に対して懸念が生じた。通貨安や国内金利の上昇、実質GDPの縮小などが相まって、メキシコの銀行の保有資産の劣化

をもたらした。これによっていくつかの銀行の自己資本が最低自己資本水準を下回り、多くの銀行が調達難に陥った。

1995年から、政府は経営難の銀行を救済する様々なプログラムを創設し、また銀行制度を広く支援する数多くの追加対策を講じた。こうしたプログラムおよび施策は、とりわけ、次のとおりである。

- ・メキシコ中央銀行が導入した新しい資本準備要件を含む、メキシコの銀行に対する資本要件の拡大
- ・外国および国内からのメキシコの金融機関に対する投資許可の拡大
- ・金融持株会社の活動における国家銀行証券委員会の監督および介入権限の強化
- ・延滞融資を再編するための数多くの債務者向け支援プログラムの創設
- ・銀行預金保護基金（*Fondo Bancario de Protección de Ahorro*、以下「FOBAPROA」という。）を通じて、銀行がドルの流動性ニーズを満たせるよう外貨信用手段を利用すること（その後その引出額の全額が返済された。）。
- ・存続可能だが過小資本の銀行を支援するための自主的なプログラムである暫定資本化プログラム（*Programa de Capitalización Temporal de la Banca*）の創設。
- ・財務省による12のメキシコ金融機関の資本再編計画の承認。
- ・国家銀行証券委員会がメキシコの商業銀行および開発銀行に適用される会計慣行を大幅に変更したこと。その目的は米国において一般に認められた会計原則を初めとする国際的な会計基準との整合性をより高めるためである。

(iii) IPAB

1999年、政府は経営難の銀行救済のための政府プログラムを改編した。改編後の制度では、FOBAPROAがIPABに取って代わり、金融再編から明白に除外されている一定の負債を除くFOBAPROAの資産および負債を引き継いだ。

以前のFOBAPROAと同様に、IPABは、預金保険プログラムを運営している。1999年中にIPABは預金保険に対して緩やかに上限を設け始めた。この預金保険は、個人または事業体あるいは銀行ごとに評価される。現在預金保険額の上限は400,000UDI（*Unidades de Inversión*、以下「UDI」という。）である。UDIとは通貨市場において取引可能な資金の指数単位であって、インフレに日々連動するペソ建計算単位であり、NCPIの変動として測定される。2015年12月31日現在、1 UDIは5.381175ペソ相当であった。

議会が毎年IPABの純負債を管理・返済するためにIPABに資金配分を行うが、この負債は公的部門の債務とはみなされない。緊急時にIPABは議会承認を得ないで、メキシコの銀行の負債総額の6%を超過しない額を3年ごとに追加調達することができる。2015年12月31日現在、IPABの負債総額は948.4十億ペソであり、これに対して2014年12月31日現在のIPABの負債総額は915.4十億ペソであった。

国内市場における負債性証券のメキシコによる入札に加えて、IPABもメキシコ中央銀行が実施する入札を通じて預金保険債（*Bonos de Protección al Ahorro*、以下「BPA」という。）として知られるペソ建債券をメキシコで売却する。IPABはこの売却益を使って、(1)満期を迎える負債の返済、(2)債務の満期構成の改善、および(3)調達コストの削減を行う。IPABは次の種類のBPAを募集する。

- ・BPAおよびBPAG28：3年債で、28日物政府短期証券と1カ月物銀行ノート（*Pagarés con Rendimiento Liquidable al Vencimiento*）のいずれかが高い方の利率（毎月改定される。）で毎月利息が支払われる。IPABは、2013年に63.7十億ペソのBPAG28を売却したのに対して、2013年または2014年には市場においてBPAの募集を行わなかった。
- ・BPTAおよびBPAG91：5年債で、91日物政府短期証券と同じ利率（四半期ごとに改定される。）で四半期（91日）ごとに利息が支払われる。IPABは、2013年に65.0十億ペソのBPAG91を売却したのに対して、2014年には総額65.0十億ペソのBPAG91を市場で募集した。IPABは、2013年および2014年には市場においてBPATの募集を行わなかった。

- ・BPA182：7年債で、182日物政府短期証券と同じ利率（6カ月ごとに改定される。）で半年（182日）ごとに利息が支払われる。IPABは、2013年に53.3十億ペソのBPA182を募集したのに対して、2014年には総額54.4十億ペソのBPA182を市場で募集した。

IPABは、BPAおよびBPTAに代わる手段として2012年にBPAG28およびBPAG91を発行し、その時点でBPAおよびBPTAは市場における債務残高合計のわずかに14.3%を占めるのみとなった。

上述した活動に加えて、IPABは、1994年から1996年の間にFOBAPROAが取得したローン・ポートフォリオおよびその他資産の売却を行った。2009年初めから行われた商業用ローン資産の大量売却には以下のものが含まれる。

- ・2009年2月、IPABはエストラテジア・ブルサティルS.A. de C.V.カーサ・デ・ボルサの商業ローン・パッケージの入札を行った。このローン・ポートフォリオについての受取額は1.7百万ペソであった。この取引の正味手取金額は、ポートフォリオ額面金額0.9百万ペソの190.4%に相当した。
- ・2010年9月、IPABは、バンコ・デル・セントロS.A.およびバンパイスS.A.の投資信託パッケージの入札を行った。この信託ポートフォリオについての受取額は26.9百万ペソであった。この取引の正味手取金額は、ポートフォリオ額面金額374.6百万ペソの7.2%に相当した。
- ・2011年12月、IPABは、バンコ・ユニオンS.A.の商業ローン・パッケージの入札を行った。このローン・ポートフォリオについての受取額は0.1百万ペソであった。この取引の正味手取金額は、ポートフォリオ額面金額2.6百万ペソの4.0%に相当した。
- ・2012年2月、IPABはフィデイコミソ・デ・アクティボス・コルボラティボス・エストラテジコスの投資信託パッケージの入札を実施した。この信託ポートフォリオについての受取額は34.0百万ペソであった。この取引の正味手取金額は、ポートフォリオ額面金額35.1百万ペソの97.0%に相当した。

2012年2月に入札を行って以来、IPABはこの分野で追加的な活動は行っていない。

(iv)2007-2008年の世界金融危機

2007-2008年の世界的な金融危機に対処するべく、政府およびメキシコ中央銀行は、流動性問題を緩和し、国内金融市場の安定化を図るための一連の協調行動を行った。その中には下記が含まれていた。

- ・2008年第4四半期中にメキシコ政府により公募入札される長期固定利付ペソ建債券およびUDI（インフレ連動型計算単位）建債券の減額ならびに政府短期証券の増額。
- ・2008年第4四半期におけるIPABによる預金保険債の毎週の発行額の減額。
- ・IPABが発行した負債証券、MBonos（固定利付ペソ建政府債）およびUdibonos（UDI建政府債）のメキシコ中央銀行による買戻し。
- ・メキシコ中央銀行による金利スワップ入札の実施。当該金利スワップを通じて、保有者は、各自の抱える長期固定金利エクスポージャーを短期変動金利と交換し、これにより長期固定利付商品を有する投資家が金利変動に対するエクスポージャーを下げることができるようにした。
- ・外国為替委員会による、IMFに対する1年間の予防的クレジット・ラインの要請。この後様々な機会にかかる予防的クレジット・ラインは更新された（かかる予防的クレジット・ラインに関する詳細については「(3)貿易及び国際収支」を参照のこと。）。
- ・メキシコ中央銀行およびニューヨーク連邦準備銀行との間の一時的なスワップ・ファシリティを設定する合意。このスワップ・ファシリティは、その後に期限を迎えたが更新されなかった。

2010年12月、バーゼル銀行監督委員会は、バーゼル第3合意（以下「バーゼル」という。）を公表した。これは適正な銀行の資本と流動性に関する世界的な規制基準を定めるものである。2013年1月1日から、加盟国は、銀行が2019年1月1日から完全遵守すべきこととなるこれらの新しい資本準備要件を実施するために段階的協定の遵守を義務づけられた。2012年11月28日、国家銀行証券委員会はバーゼルに従って、メキシコの資本規制を修正した。この修正の目的は、メキシコの銀行制度の回復力を強化するこ

とである。メキシコの新しい資本準備要件は、2013年1月1日に、バーゼル の実施日に先立ってメキシコにおいて効力を生じた。2013年3月23日、国家銀行証券委員会はバーゼル の資本要件の遵守の期限を2016年に延期することを決めた。

(v)その他の規制改革

2000年から2001年までに、メキシコの銀行制度は様々な規制改革を実行した。かかる規制改革は以下のとおりである。

- ・財務省による、中でも、メキシコの商業銀行に対する資本要件ならびに特別目的事業体を通じた累積型および非累積型の劣後債の発行を統治する新規則を採択した。
- ・商業銀行のローン・ポートフォリオの質を分類するための新規則を公布し、商業銀行の資本要件を統治する規則を修正した。
- ・開発銀行のクレジット・ポートフォリオを分類するための新規則を公表した。これは、開発銀行に対して、中でも、(1)開発銀行の業務の市場リスクと信用リスクを反映した最低純資本金を維持すること、(2)保証付および無保証の様々な与信を付与または再編するのに必要な情報を収集すること、(3)十分な記録を保持し、検証し、開示すること、(4)リスクを管理し、その信用活動を遂行する手続きを制定すること、ならびに(5)業務にかかる内部統制制度を実施すること、を義務づけるものである。
- ・(1)コーポレート・ガバナンスの強化、(2)銀行業務制度の改善、および(3)関連費用を削減しつつ規制と監督を強化するため、銀行法が改正された。

2008年2月2日付で、以下を目的として銀行法はさらに改正された。

- ・金融サービス会社の監督に対する国家銀行証券委員会の権限強化。具体的には、国家銀行証券委員会は査察のために銀行を訪問し、その業務やプロセスおよび内部統制ならびにリスク管理システムを検討、検証および評価することができる。
- ・定量的および定性的な情報を用いて、顧客の信用力を銀行が分析し評価することを義務づけるなど、顧客に信用供与する状況の拡大。
- ・銀行にウェブサイトや全国紙に一定の企業、財務、経営、業務、経済および法務にかかる情報を定期的に開示することを義務づけることによる、透明性および信頼性の向上。
- ・監査人が銀行法を遵守していることを検証するために、外部監査サービスを銀行に提供する事業体（監査チームのメンバーを含む。）を調査、監督するための権限を国家銀行証券委員会に付与。
- ・それらの付属定款に規定される限られた銀行業務のみに従事することができる限定目的銀行（*bancos de nicho*）の導入。

2010年7月28日、カルデロン大統領は金融制度安定委員会（*Consejo de Estabilidad del Sistema Financiero*）を設立した。同委員会は、メキシコの金融制度の監督および規制当局のメンバーで構成されている。金融制度安定委員会の主たる役割は以下のとおりである。

- ・金融制度の機能を中断または混乱させる恐れのあるリスクの特定。
- ・金融市場に対するリスクを避けるために、メキシコ金融当局が採用する措置の推奨およびその調整。
- ・金融の安定にかかる事項に関する行政府への助言。
- ・金融の安定化を推進するために、(1)前年のメキシコ金融市場の安定性を考察し、(2)委員会が行った活動や対策について論じる年次報告書の作成。

2014年1月9日、34の法律を改正し、新しい金融グループ法を制定する金融改革が連邦官報に掲載された。この金融改革には、(1)金融サービス業者間での競争の促進、(2)開発銀行の強化、(3)金融サービス顧客により見合った新しい商品およびサービスの構築、ならびに(4)金融部門における健全性および安定性の確保という4つの中心的な目標が定められている。

これらの目標を達成するため、この金融改革はとりわけ以下の特徴を備えている。

- ・ 金融機関の透明性の強化および実行能力の強化を通じて、国家金融サービス利用者保護委員会（*Comisión Nacional para la Protección y Defensa de los Usuarios de Servicios Financieros*、以下「CONDUSEF」という。）に追加的な権限が付与された。たとえば、CONDUSEFは現在金融機関に対する勧告を発行、公表することができる。
- ・ 取引銀行の切替えや口座間の変更をする際の手続きが簡素化され、条件付売買が現在では禁止されている。
- ・ 開発銀行は、その経営を改善し、与信の拡大を奨励することを命じられている。開発銀行はまた、資金調達の利用機会を広げる新しいプログラムや金融商品の開発を奨励されている。
- ・ 金融当局は、銀行の業績および過剰な与信供与を定期的に査定する追加的な権限を付与されており、金融当局間での調整の仕組みが強化された。さらに、貸出保証の受入れおよび実行、リスクおよび与信コストの削減にかかる法的枠組みがさらに簡素化された。
- ・ 同じ企業グループ内の組織にかかる共同破産手続き機関およびIPABの監督下にある金融機関のための新しい清算手続きの創設を通じて、破産手続きが修正された。

商業銀行の業績

2014年12月31日現在、商業銀行（政府の経営介入を受けている商業銀行および特殊状況にある商業銀行を除く。）の延滞ローン総額は91.3十億ペソで、これに対して2013年12月31日現在では91.2十億ペソであった。2014年12月31日現在、銀行制度におけるローン・ポートフォリオ総額は、2013年12月31日現在のローン・ポートフォリオ総額より実質ベースで9.7%増加した。さらに、商業銀行の延滞ローン比率は2.8%で、これに対して2013年12月31日現在では3.1%であった。この低下は、現在のローン・ポートフォリオの伸びが延滞ローン総額の伸びを上回ったことによるものである。商業銀行（政府の経営介入を受けている商業銀行および特殊状況にある商業銀行を除く。）の貸倒引当金は総額115.6十億ペソであったが、これに対して2013年12月31日現在は127.4十億ペソであった。

2015年6月30日現在、商業銀行（政府の経営介入を受けている商業銀行および特殊状況にある商業銀行を除く。）の延滞ローン総額は92.5十億ペソで、これに対して2014年12月31日現在では91.3十億ペソであった。2015年6月30日現在、銀行制度におけるローン・ポートフォリオ総額は、2014年12月31日現在のローン・ポートフォリオ総額より実質ベースで5.4%増加した。さらに、商業銀行の延滞ローン比率は、2014年12月31日現在の2.8%に対して、2015年6月30日現在では2.7%であった。2015年6月30日現在、商業銀行（政府の経営介入を受けている商業銀行および特殊状況にある商業銀行を除く。）が保有する貸倒引当金は総額114.3十億ペソであったが、これに対して2014年12月31日現在は115.6十億ペソであった。

2015年12月31日現在、銀行制度におけるローン・ポートフォリオ総額は、2014年12月31日現在のローン・ポートフォリオ総額より実質ベースで15.9%増加した。

暫定値によると、2015年12月31日現在、商業銀行の延滞ローン総額は85.4十億ペソで、これに対して2014年12月31日現在では91.3十億ペソであった。さらに、商業銀行の延滞ローン比率は、2014年12月31日現在の2.8%に対して、2015年12月31日現在では2.3%であった。2015年12月31日現在、商業銀行が保有する貸倒引当金は総額114.4十億ペソであったが、これに対して2014年12月31日現在は115.6十億ペソであった。

信用の産業部門別内訳

以下の表は、各表示日現在の商業銀行および開発銀行が供与した信用の産業部門別内訳を示したものである。

信用の産業部門別内訳⁽¹⁾

	12月31日現在									
	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年 ⁽²⁾	
	(単位：十億ペソおよび全体に占める割合(％))									
農業、林業および漁業	40.8	1%	50.8	2%	55.2	2%	58.4	1%	72.7	1%
工業	602.5	21%	668.0	20%	725.7	20%	796.8	20%	931.4	20%
サービスおよびその他の活動	583.8	20%	618.0	19%	722.4	20%	800.8	20%	944.1	21%
住宅信用	428.0	15%	468.2	14%	504.4	14%	546.2	14%	612.9	13%
消費信用	527.8	18%	630.9	19%	699.4	19%	744.9	19%	823.7	18%
統計上の調整	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%	0.0	0%
金融部門	199.5	7%	219.0	7%	254.8	7%	295.7	7%	337.2	7%
公的部門	469.0	16%	546.6	17%	587.5	16%	716.8	18%	778.7	17%
その他	10.8	0%	19.3	1%	15.0	0%	17.1	0%	28.0	1%
対外部門	52.2	2%	38.4	1%	32.4	1%	46.3	1%	58.8	1%
合計	2,914.4	100%	3,259.1	100%	3,596.8	100%	4,023.1	100%	4,587.5	100%
銀行間部門	1.2									
	2.0		2.3		3.8		1.2			

注：四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 商業銀行および開発銀行の双方を含む。

(2) 暫定値。

出典：メキシコ中央銀行

保険会社、投資信託および補助的信用機関

上述したように、NAFTAの発足に合わせて、1994年1月1日付で金融サービス業界に関連する法律の改正が施行された。その後、かかる改正は、1994年4月20日に財務省により発布された諸規則を通じて施行された。これら規則によりメキシコ以外の金融グループや金融仲介業者もメキシコ子会社を通じて、メキシコで保険業務など様々な活動に従事することが認められている。

また、メキシコ保険会社法 (*Ley General de Instituciones y Sociedades Mutualistas de Seguros*) の1995年改正に従って、外国人投資家はメキシコの保険会社の株式資本を49%まで取得することができる。また、メキシコと貿易協定を締結している国に本籍を置く外国金融機関は、財務省の承認があれば、メキシコの保険会社の資本の過半数を取得することができる。メキシコの保険会社は、再保険取引に関してメキシコ国内外に拠点を置く仲介会社のサービスを利用することができ、また劣後債だけでなく無議決権株式または制限付議決権株式を発行することができる。また、財務省の事前承認があれば、外国再保険会社はメキシコに駐在事務所を設置することができる。

補助的信用機関法 (*Ley General de Organizaciones y Actividades Auxiliares del Crédito*) (改正済) は、金融仲介業者を統治するものであり、この法律に従って以下の事項が実施された。

- ・財務省による事前承認なしに、個人または事業体は金融仲介会社の払込資本の10%超を直接的・間接的に保有することはできない。

- ・ 補助的信用機関および外国為替仲介業者は、資本準備金が払込資本と同額になるまで利益の10%を準備金に積立てなければならない。
- ・ 金融リース会社は借り手が債務不履行に陥った場合、リース財の占有回復を法的に強制執行する権利を有する。
- ・ 国家銀行証券委員会は、補助的信用機関が誤解を招く文書を使用することを防止する権限を有する。

1995年の補助的信用機関法改正に基づき、海外投資家は補助的信用機関の資本を49%まで取得できる。また、メキシコと貿易協定を締結している国に本籍を置く海外金融機関は、財務省が承認すれば、メキシコの補助的信用機関の資本の過半数を取得することができる。

2001年6月4日、投資信託法 (*Ley de Sociedades de Inversión*) が施行された。この法律は、銀行以外の金融仲介業者の発展を促進させ、それにより個人投資家がより透明性が高くかつ流動性のある証券市場に参加できるようにしている。この法律はまた、投資信託販売会社という概念を導入し、(1)各投資ファンドの取締役会メンバーの3分の1が社外取締役であるよう義務付けること、および(2)証券仲介業者と銀行が事業会社として直接活動することを防ぐことの2点により、投資ファンドと事業会社間の利益相反を回避している。

「銀行の監督および支援」において上述した2014年の金融改革に従って、2014年1月10日、投資信託法が投資ファンド法 (*Ley de Fondos de Inversión*) となった。金融改革によって、現行の投資ファンド法への移行措置として旧投資信託法の一部規定の修正も行われた。

- ・ 投資ファンド法の文言に従って、投資資本会社 (*sociedades de inversion*) は、一般投資資産の売買を行う可変資本会社として定義される投資ファンド (*fondos de inversion*) に取って代わられた。これらの投資ファンドは、CNBVの監督、規制および認可の下で運営される。
- ・ 投資ファンド法は、独立の外部監査人と投資ファンドとの相互の影響に適用される規則を制定することおよび公平性と利益相反回避の双方の必要性を強調することにより、独立の外部監査人の役割および責任を認識している。

証券市場

メキシコ証券取引所

メキシコ証券取引所 (*Bolsa Mexicana de Valores S.A.B. de C.V.*、以下「メキシコ証券取引所」という。) は、メキシコ唯一の公認証券取引所であり、メキシコにおける持分証券および負債性証券の上場および取引に携わっている。メキシコ証券取引所に上場され取引されている有価証券は下記のとおりである。

- ・ 民間部門企業の株式および債券。
- ・ 銀行が発行した持分証券および株式。
- ・ コマーシャル・ペーパー。
- ・ 銀行引受手形。
- ・ 譲渡性預金証書。
- ・ 国債。
- ・ 米ドルに連動する特別ヘッジ商品。

2008年6月18日にメキシコ証券取引所の新規株式公開が実施され、同取引所は非公開企業 (*sociedad anónima de capital variable*) から公開企業 (*sociedad anónima bursátil de capital variable*) へと組織変更された。当該株式公開と関連して、メキシコ証券取引所の旧株主の一部 (銀行および証券会社) は、管理信託を設立し、将来これら株式の議決権を一括行使する目的で同取引所の発行済株式の50%超をその管理信託に預託した。

メキシコの株式市場は、時価総額では中南米最大級の取引所であるが、世界の主要市場と比較すれば依然として相対的に規模は小さく流動性も低い。現在、メキシコ証券取引所では個人投資家も市場において一定の役割を果たしているものの、機関投資家が最も活発な参加者である。

証券市場法改革

証券市場法は、1975年に施行され、それ以来数回にわたって改正されてきた。1993年には、(1)メキシコ企業による自社株買戻しに関するより柔軟性の高い規則、(2)特権情報にかかる新規則、および(3)財務省、国家銀行証券委員会およびメキシコ中央銀行による承認を受けて、外国証券のメキシコ証券取引所への上場を認めるための改正が盛り込まれている。また、1993年の改正により、国際気配値情報システムが創設された。加えて、1994年7月からは、財務省の事前承認を受けて、外国の証券会社がメキシコに駐在員事務所を設置することが認められている。2014年12月31日現在、外国の証券会社3社が、メキシコにおける駐在員事務所の設置を財務省に認められていた。

1995年および1998年の銀行法改正に関連して、証券会社の株式保有構造に関する一定の制限が緩和された。これら制限は、メキシコの商業銀行に適用されるものを反映している。現在の株式保有構造と外国資本による所有制限に関する議論については「銀行制度」を参照のこと。

2005年12月、議会はメキシコの証券市場の制度枠組を改善するために新たな証券市場法を可決した。2006年6月28日付で施行されたこの法律では、開示要件ならびに持株会社および子会社に対する同法の適用範囲など、既存の法律のいくつかの側面が明確にされた。また、同法律により少数株主の権利が改善され、公開企業の取締役会メンバー、役員および外部監査人に適用される新たな要件と受託者義務の概念が導入された。同法律はさらに、一定の企業責任を再定義し、社外取締役メンバーから構成される監査委員会およびコーポレート・ガバナンス委員会の創設を義務づけている。

「銀行の監督および支援」において上述した2014年の金融改革に従って、2014年1月10日、証券市場法の改正が連邦官報に掲載された。この改革は、市場運営の効率化とこれを構成する組織の活力を高めることを目指している。この法律は、以下を含むいくつかの特徴を備えている：(1)有価証券の発行者が特定の種類の投資家のみを対象に公募を行うことを認める制限的募集 (*Oferta Restringida*) 制度を設定したこと、(2)債務証券のみに適用されていた募集プログラムが現在ではすべての発行者による利用が可能となり、これにより有価証券の登録手続きおよび一定の公募が促進されたこと、ならびに(3)透明性を高め投資家をより一層保護するためのいくつかの統制手続きが含まれることとなったこと。

2015年10月20日、国家銀行証券委員会は、有価証券の発行体およびその他の市場参加者に適用ある一般規則を改正する決議 (*Resolución que Modifica las Disposiciones de Carácter General Aplicables a las Emisoras De Valores y a Otros Participantes del Mercado de Valores*) を改正し、FIBRA Eとして知られる新たな不動産投資信託組織を対象に含めることとした。FIBRA E 証書は、すでに安定したキャッシュフローを生み出しているエネルギーおよびインフラ部門の企業による資金調達に利用することができる。規則には、FIBRA E 信託向けの企業統治規則ならびに投資家保護の規定が設けられており、FIBRA Eの保有者はその証書をメキシコ証券取引所に上場することを義務づけられる。

メキシコ証券取引所の業績

メキシコ証券取引所は、最も活発に取引されている35の株式グループに基づく株式市場指数 (*Índice de Precios y Cotizaciones*、以下「IPC」という。) を公表している。

2013年12月31日現在、IPCは、2012年12月31日現在の水準である43,705.8を2.3%下回る42,727.1ポイントであった。

2013年12月31日現在のメキシコ証券取引所の時価総額は521.9十億米ドルであり、2012年12月31日現在の水準からドル・ベースで0.4%下落した。2013年のメキシコ証券取引所における総取引高は257.8十億米ドルであり、2012年より19.8%増加した。メキシコ証券取引所の取引の内訳は次のとおりである。

- ・持分証券（株式および遺産寄付証券を含む。）が取引の99.8%を占めた。
- ・資本開発証券が取引の0.1%を占めた。
- ・固定収入証券（コマーシャル・ペーパー、手形、債券および通常の参加証券を含む。）が取引の0.1%を占めた。

2014年12月31日現在、IPCは、2013年12月31日現在の水準である42,727.1を0.4%上回る43,145.7ポイントであった。

2014年12月31日現在のメキシコ証券取引所の時価総額は474.4十億米ドルであり、2013年12月31日現在の水準からドル・ベースで9.1%下落した。2014年のメキシコ証券取引所における総取引高は186.4十億米ドルであり、2013年より27.7%減少した。メキシコ証券取引所の取引の内訳は次のとおりである。

- ・持分証券（株式および遺産寄付証券を含む。）が取引の99.6%を占めた。
- ・資本開発証券が取引の0.2%を占めた。
- ・固定収入証券（コマーシャル・ペーパー、手形、債券および通常の参加証券を含む。）が取引の0.1%を占めた。

2015年12月31日現在、IPCは、2014年12月31日現在の水準を0.39%下回る42,977.5ポイントであった。

2016年5月25日現在、IPCは、2015年12月31日現在の水準を6.3%上回る45,710.9ポイントであった。

メキシコ中央銀行の貸借対照表

以下の表は、2015年12月31日現在のメキシコ中央銀行の貸借対照表を要約したものである。

監査済貸借対照表
(2015年12月31日現在)
(単位：百万ペソ)

資産の部		負債および資本の部	
外貨準備高	3,048,456	マネタリー・ベース	1,241,685
対外資産	3,063,313	流通紙幣および硬貨	1,239,327
控除されるべき負債	-14,857	当座勘定銀行預金	2,358
連邦政府に対する与信	0	連邦政府当座勘定預金	337,151
有価証券	0	その他の連邦政府預金	80,682
政府証券	0	金融規制預金	1,461,170
IPAB証券	0	金融規制預金	1,380,114
		政府証券	1,115,121
		銀行	264,993
		金融規制債券	55,005
		その他の銀行預金およびレボ債による債権	26,051
金融仲介機関に対する与信およびレボ取引による債権	600,688	石油安定化基金預金	18
投資信託に対する与信	0	他行からのその他の預金およびレボ取引による債権	0
国際的金融機関への参加	12,674	投資信託預金	0
		IMF	0
固定資産、什器および備品	3,730	特別引出権	68,150
その他の資産	14,108	その他の負債	72,117
資産の部合計	3,679,656	負債合計	3,260,973
		資本金	8,794
		資本準備金	170,795
		過年度利益剰余金	0
		当期利益剰余金	239,094
		当期収支	0
		資本合計	418,683
		負債および資本の部合計	3,679,656

上記の貸借対照表は、メキシコ中央銀行法およびメキシコ中央銀行の定款に定める諸規則および要件ならびに国内の財務情報基準に準拠して、適切な中央銀行の慣行に従って作成されている。定款第38条に従って、外貨準備は、メキシコ中央銀行法第19条における定義によっている。政府証券は、正味保有かつ金融規制預金控除後で表示されており、レボ取引を介して購入または移転された有価証券を含まず、売り手としてのポジションがある場合には、金融規制預金の項目に掲げる。IPAB証券は、メキシコ中央銀行が銀行預金保険機構（IPAB）から取得した金融商品に相当する。レボ取引を通じて金融仲介機関および債務者に付与される債権には、商業銀行、開発銀行およびレボ取引が含まれる。資本準備金は、資産評価準備金に相当する。

2016年4月11日、メキシコ中央銀行はプレス・リリースを行い、理事会がその財務書類を承認したと、および2015年の利益剰余金から239.1十億ペソを連邦政府に移転することを表明した。また、理事会は、109十億ペソをメキシコ中央銀行の資本準備金の増額に、また30十億ペソを資産再評価準備金の増額に充当した。

上記に関して、メキシコ中央銀行のプレス・リリースを受けて、財務省は、財政責任法に定めるとおり、移転された金額の70%にあたる167十億ペソを連邦政府債務の減額に充てることを表明した。さらに、財務省は、残りの30%のうち70十億ペソを予算歳入安定化基金（*Fondo de Estabilización de Ingresos Presupuestarios*、これまで原油歳入安定化基金として知られていた。以下「FEIP」という。）に移転し、残りの1.7十億ペソを国際金融機関への拠出金に充てる予定であることを表明した。

ペメックスについては、プレス・リリースは、連邦政府が同社を支援するために利用できる手段について引続き分析を行っていることを表明した。これに関して、2016年4月13日、財務省はペメックスの財政状態を強化するための追加的措置を発表した。すなわち、i)2016年2月に発表した支出削減から26.5十億ペソを直接拠出すること、ii)2015年に連邦政府がペメックス向けに発行した50十億ペソの債券の一部と交換に年金および退職金の支払について47十億ペソの流動性ファシリティを提供すること、ならびに iii)ペメックスの現行の税制について50十億ペソの調整を行うこと。

(5)【財政】

概要

予算編成

メキシコの年度予算編成にあたっては、すべての省庁、生産的国有企業および政府機関が参加し、調整を行うことが求められる。財務省は、会計年度毎に、翌年度に(1)政府ならびに(2)予算に特定の法律上の承認を必要とする一定の政府機関および政府系企業（以下「予算管理対象機関」という。）が翌会計年度に受領する見込みの歳入を定める歳入法案を作成する。さらに各省庁は、財務省が設定する政策方針およびプログラム指針に基づいて、各々の事業およびその管轄下にある全予算管理対象機関のための歳出見積りを作成する。その後財務省は、かかる歳出請求案を審査し、政府および予算管理対象機関両者のために歳出法案を作成する。

歳入法案は議会両院に提出され可決されなければならない。議会両院により可決されると、歳入法案は歳入法（*Ley de Ingresos*）となる。これに基づき、税金およびその他の歳入を徴収するためならびに融資契約を締結するために必要な権限が、省庁および予算管理対象機関に与えられる。

一方、歳出法案は、歳入法案とは異なり、憲法上下院の承認のみが求められている。下院により可決されると、歳出法案は連邦歳出予算（*Presupuesto de Egresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal*、以下「歳出予算」という。）になる。これに基づき、当該年度に支出する権限が省庁、生産的国有企業および予算管理対象機関に与えられる。これらに加えて下院には、省庁、生産的国有企業および予算管理対象機関が前年度に行った歳出が記載されている会計（*Cuenta Pública*）を、上級会計監査院（*Auditoría Superior de la Federación*）を通じて、毎年審査しなければならない。憲法に基づき、歳出予算に盛り込まれている場合、または後日議会により可決された法律で認められる場合に限り、省庁、生産的国有企業または予算管理対象機関は支出することができる。

歳入法および歳出予算は、成立すると、共にメキシコの年度予算（以下「予算」という。）を構成する。

公的部門の機関、生産的国有企業および公社の取扱い

予算には、政府、省庁、生産的国有企業および予算管理対象機関の歳入および歳出が含まれている。公的部門全体の予算、歳入および歳出に関する本書中の記載は、連結ベースで作成されたもので、政府、省庁、生産的国有企業および予算管理対象機関の歳入および歳出だけでなく、その予算について法定の承認を必要としない他の公的部門の機関および公社（以下「運営管理対象機関」という。）の歳入および歳出も算入されている。運営管理対象機関には中でもNAFINおよびBancomextが含まれている。運営管理対象機関の予算は政府の審査を受ける必要があり、予算管理対象機関と同様に、借入を行う際には財務省の承認を得なければならない。場合によっては、予算管理対象機関および運営管理対象機関のいかなる借入に対しても、法律によって、または契約上の取決めにに基づき、メキシコ政府が保証を供与する。

財政収支報告の方式

メキシコは、次の方式を用いて財政収支を報告している。

方式	公式	注記
公的部門の資金 需要	金融資産および金融負債の正味取得 とは異なる費用から収益を差引くこ とにより算出される。	この方式は、会計年度の展開を査定するの に用いられ、公的部門の金融費用を除く主 要項目において表示される。 この公式は、連邦公的部門を対象としてい るが、メキシコ中央銀行は除外されてい る。インフレ期間中には、この公式は経済 に対するインフレの影響を評価するために インフレ負債の構成要素を用いて修正され うる。
公的部門収支	金融費用ではない公的部門の連結歳 出から連結歳入を差引くことによる 算出される。	公的部門の資金需要の方式と同様、この方 式も、会計年度の展開を査定する指標であ り、公的部門の金融費用を除く主要項目に おいて表示される。 ただし、この公式は、非金融公的部門のみ を対象としている。公的部門の資金需要の 方式と同様、インフレ期間中には、公式も 経済に対するインフレの影響を評価するた めにインフレ負債の構成要素を用いて修正 されうる。

以下の表は、上述の主な報告方式に従い、表示年におけるメキシコの公的部門の借入需要およびメキシコの公的部門の財政収支の実績をGDPに対する比率で示したものである。以下の表および本項を通じて示される数値は、2008年恒常ペソを基準とするGDP数値をもとに計算されたものである。

公的部門の借入需要

	(比率)
2011年	3.4%
2012年 ⁽¹⁾	3.8%
2013年 ⁽¹⁾	3.7%
2014年 ⁽¹⁾	4.6%
2015年 ⁽¹⁾	4.1%

公的部門収支

	(比率)
2011年	2.4%
2012年 ⁽¹⁾	2.6%
2013年 ⁽¹⁾	2.3%
2014年 ⁽¹⁾	3.2%
2015年 ⁽¹⁾	1.0%

(1) 2012 - 2015年の数値は暫定値。

出典：財務省

財政政策

政府の経済安定化戦略は、貧困率の低下ならびに経済成長率の上昇および雇用の拡大のために、歳出の効果的な割当および歳入の拡大に重点が置かれている。

経済成長および雇用機会をさらに推進するために、政府は次のとおり、財政政策上の主な目標を定めた。

- ・メキシコに対する投資に関する障壁とリスクを抑えること。
- ・世界市場におけるメキシコ企業の競争力を高めること。
- ・消費者向けの製品およびサービスのコストを引下げること。

これらの目標を達成するため、政府は次の事項を計画している。

- ・法律の規制を強化し、治安を改善する。
- ・メキシコ税制の運営を簡素化するとともに、各種税法の一貫した適用を推進する。
- ・社会の発展およびインフラに対する歳出拡大を実現するため、政府機関間の調整を拡充し、歳出の透明性を高めることにより公的部門の効率性を高める。
- ・メキシコの株式市場および債券市場の一段の発展を図る。
- ・公務員年金制度を改善する。
- ・財政規律、石油資源の有効利用および透明性が高く効率的な予算編成の利用により、マクロ経済の安定性を高める。
- ・必要に応じて、経済の各種分野の規制を改善する（または規制緩和を追求する。）。
- ・貿易自由化政策を策定する。

2013年5月20日に発表され、2013年12月16日に承認され、連邦官報に掲載された2013年 - 2018年国家開発資金計画（*Programa Nacional de Financiamiento al Desarrollo 2013-2018*、以下「PRONAFIDE」という。）では、政府の財政政策上の最終目標を規定している。これらの目標には、社会インフラ投資および生産性を拡大するための十分な財源の確保が盛り込まれている。そのため、PRONAFIDEは次の具体的な目標を概説している。

1. 経済の発展とマクロ経済の安定性を促進すること。
2. 追加的な財源を生み出すため財政制度を改善し、より簡素で漸進的な財政制度に変えること。
3. 引続き説明責任を維持しつつ、成長、発展および生産性を向上させるために支出の効率を上げること。
4. 州および地方自治体が安定した財政に到達しそれを維持できるように、「財政連邦主義」の概念を奨励すること。
5. 金融制度、保険制度および年金制度の一体性、教育、競争力および透明性を促進し、それによって実効性と信頼性を維持しつつ、それらの利用可能性と範囲を拡大すること。
6. 開発銀行が、経済の戦略的部門における財政サービスを容易に利用できるように、また、民間部門に特に重点を置くことができるように、開発銀行に対する与信を拡大すること。

2015年度予算

2014年9月9日、メキシコ大統領は、2015年連邦歳入法（*Ley de Ingresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal de 2015*、以下「2015年歳入法」という。）案および2015年連邦歳出予算法（*Presupuesto de Egresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal de 2015*、以下「2015年歳出予算」という。）案を議会に提出し、その承認を求めた。2015年歳入法および2015年歳出予算は、それぞれ2014年10月30日および2014年11月13日に承認され、それぞれ2014年11月13日および2014年12月3日に連邦官報に掲載された。これらは2つ併せてメキシコの2015年度予算とする。

議会で採択された2015年度予算は、公的部門の予算赤字（ペメックスによる物理的投資を除く。）をGDPの(1.0)%と定めている。ペメックスの物理的投資計画を含めた場合、2015年度予算は、公的部門の予算赤字をGDPの(3.5)%と定めている。2015年度予算は、公的部門の予算歳入を、メキシコの2014年度予算について見積られた公的部門予算歳入と比較して実質ベースで1.4%増の4,003.6十億ペソとしていた。これは、メキシコ原油の加重平均輸出価格を1バレル当たり82.00米ドル、1日当たりの石油輸出高を2,400千バレルとする見積りに基づくものである。2015年の石油収入は、2014年度予算の推定額から実質ベースで7.1%の減少となる1,198.7十億名目ペソと見積られる。また、承認された非石油収入は2,804.9十億ペソであり、2014年度予算の推定額から5.6%の増加となる。最後に、見積非石油税収入も2014年度予算の承認額から実質ベースで7.0%増加した。

メキシコの2015年度予算は、2014年度歳出予算において承認された金額と比較して実質ベースで1.2%増の合計4,154.1十億ペソ（ペメックスによる合計540.6十億ペソの物理的投資見積額を除く。）の歳出としている。見積予算歳出の内訳は次のとおりである。

- ・医療費に134.8十億ペソ（計画による歳出全体の3.0%）。
- ・教育費に305.1十億ペソ（計画による歳出全体の6.0%）。
- ・IPABの債務返済を含む政府債の債務返済に322.0十億ペソ。
- ・社会開発に114.5十億ペソ（計画による歳出全体の2.0%）。
- ・CFEおよびペメックスの債務返済に68.5十億ペソ。

2015年度予算により、政府は595.0十億名目ペソの正味対内債務を負担することを認められているが、これはGDPの26.0%に相当する。また、2015年度予算により、政府は6.0十億米ドルの追加の対外債務を負担することを認められているが、これには国際金融機関からの融資が含まれている。

2015年度予算では、省庁および予算管理対象機関に対して、ペメックスによる石油収入が2015年度予算における推定石油収入を上回る限りにおいて、追加歳出を要求することを認めている。また、2015年度予算では、財務省を通じて行為する行政府に対して、特定の省庁および予算管理対象機関が2015年度予算見積りを超えて収入を実現できるという場合には、一定条件を満たしていれば、追加歳出を承認する権限を与えている。

以下の表は、2010年 - 2014年の暫定予算実績を示している。また、メキシコの2015年度予算の基礎をなす前提と目標も示している。

2010年 - 2014年の予算実績；
2015年度予算の前提および目標

	2010年 実績 ⁽¹⁾	2011年 実績 ⁽¹⁾	2012年 実績 ⁽¹⁾	2013年 実績 ⁽¹⁾	2014年 実績 ⁽¹⁾	2015年度 予算 ⁽²⁾
実質GDP成長率（％）	5.1%	4.0%	4.0%	1.4%	2.1%	3.7%
全国消費者物価指数上昇率（％）	4.4%	3.8%	3.6%	4.0%	4.1%	3.0%
メキシコ産原油ミックスの 平均輸出価格 （1バレル当たり米ドル）	72.46	101.13	101.96	98.44	86.00	82.00 ⁽³⁾
平均為替レート （ペソ/米ドル）	12.6	12.4	13.2	12.8	13.3	13.0
28日物政府短期証券平均利率（％）	4.4%	4.2%	4.2%	3.8%	3.0%	3.5%
公的部門収支 （GDPに対する百分比） ⁽⁴⁾	(2.8)%	(2.4)%	(2.6)%	(2.3)%	(3.2)%	(3.5)%
プライマリー・バランス （GDPに対する百分比） ⁽⁴⁾	(0.9)%	(0.6)%	(0.6)%	(0.4)%	(1.1)%	n.a.
経常収支赤字 （GDPに対する百分比）	(0.5)%	(1.3)%	(1.6)%	(2.4)%	(2.5)%	n.a.

注：n.a. = 該当なし。

(1) 暫定値。

(2) 2015年度予算の数値は、2015年度にかかる総合経済政策ガイドライン（*Criterios Generales de Política Económica*）および2015年経済計画（*Programa Económico 2015*）に盛り込まれた経済の前提に基づく予算上の見積りを示している。これらの数値は、当年度の実際の実績または2015年度の更新されたメキシコの経済業績予測を反映したものではない。

(3) 政府は、石油価格が2015年度歳入法において前提とされた水準より下落する可能性の影響を受けないようにするため、ヘッジ契約を締結した。したがって、承認された歳出水準は、当年度中にペメックスが輸出する原油の加重平均価格が2015年度予算で想定される価格を下回ったとしても影響を受けない。

(4) ISSSTE法の改革に基づいた債券の発行に関する歳出の効果、ならびに「(5)財政 - 歳入および歳出 - 概要」において述べる特定のPIDIREGASの債務を公的部門債務として認識することを含む。

出典：財務省

2016年度予算

2015年9月8日、メキシコ大統領は、2016年連邦歳入法（*Ley de Ingresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal de 2016*、以下「2016年歳入法」という。）案および2016年連邦歳出予算法（*Presupuesto de Egresos de la Federación para el Ejercicio Fiscal de 2016*、以下「2016年歳出予算」という。）案を議会に提出し、その承認を求めた。2016年歳入法は2015年10月29日に上院の承認を受け、2016年歳出予算は2015年11月13日に下院の承認を受けた。これらは、それぞれ2015年11月18日および2015年11月27日に連邦官報に掲載された。これらを2つ併せてメキシコの2016年度予算（以下「2016年度予算」という。）という。

連邦予算・財政責任法は、一定の条件が満たされた場合、財務省を通じて行為する行政府に対して、2016年歳出予算により採択された歳出を上回る追加歳出を承認する権限を与えている。こうした歳出は、予算収支にマイナスの影響がなく、予算赤字を増やすことがない場合に、承認される。

連邦予算・財政責任法の新たな規定（2016年1月1日付で施行された第19条の2）は、メキシコ中央銀行の営業黒字を次のとおり充当する政府の義務を定めている。すなわち、i)70%以上を以前に負担した公

債の期限前償還もしくは当該年度の資金調達所要額の減額に充当し、ii)残りを予算歳入安定化基金の強化もしくは政府の財政状態を改善するための資産の取得に充当すること。

2016年度予算は、公的部門の予算赤字（ペメックスによる物理的投資を除く。）をGDPの0.5%と定めている。ペメックスの物理的投資計画を含めた場合、2016年度予算は、公的部門の予算赤字をGDPの3.0%と定めている。2016年度予算は、公的部門の予算歳入を、2015年度予算について見積もられた公的部門予算歳入と比較して実質ベースで1.6%減の4,763.9十億ペソとしている。2016年度予算の見積もりは、メキシコ原油の加重平均輸出価格を1バレル当たり50.00米ドル、1日当たりの石油輸出量を1.1百万バレルとする見積もりに基づくものである。石油収入は、2015年度予算における見積額と比べて実質ベースで28.3%の減少となる884.4十億名目ペソと見積もられる。また、承認された非石油収入は3,270.2十億ペソであり、これは2015年度予算における見積額と比べて12.2%の増加となる。最後に、見積費石油収入も2015年度予算における承認額と比べて実質ベースで18.7%の増加となった。

2016年歳出予算は、2015年歳出予算において承認された金額として実質ベースで14.2%減となる合計4,285.6十億ペソ（合計478.2十億ペソのペメックスによる物理的投資見積額を除く。）の歳出を定めている。見積予算歳出の内訳は次のとおりである。

- ・医療および社会保障に132.2十億ペソ（計画による歳出全体の2.8%）。
- ・教育に303.0十億ペソ（計画による歳出全体の6.4%）。
- ・住宅および地域開発に20.6十億ペソ（計画による歳出全体の0.4%）。
- ・IPABの債務返済を含む政府債の債務返済に357.4十億ペソ。
- ・CFEおよびペメックスの債務返済に84.4十億ペソ。

2016年度予算は、政府がGDPの2.8%に相当する535.0十億名目ペソの正味対内債務を負担することを認めている。2016年度予算はまた、政府が6.0十億米ドルの追加の対外債務を負担することを認めているが、これには国際金融機関からの融資が含まれている。

以下の表は、2014年および2015年の予算実績を示している。また、メキシコの2016年度予算の基礎をなす前提と目標も示している。

2014年および2015年の予算実績；
2016年度予算の前提および目標

	2014年実績 ⁽¹⁾	2015年実績 ⁽¹⁾	2016年度予算 ⁽³⁾
実質GDP成長率（%）	2.3%	2.5%	3.1% ⁽⁴⁾
全国消費者物価指数上昇率（%）	4.1%	2.1%	3.0%
メキシコ産原油ミックスの平均輸出価格（1バレル当たり米ドル）	85.48	43.29	50.00
平均為替レート（ペソ/米ドル）	13.3	15.9	16.4
28日物政府短期証券平均利率（%）	3.0%	3.0%	4.5%
公的部門収支			
（GDPに対する百分比） ⁽²⁾	(3.8)%	(4.3)%	n.a.
プライマリー・バランス			
（GDPに対する百分比） ⁽²⁾	(1.3)%	(1.5)%	(0.6)%
経常収支赤字（GDPに対する百分比）	(2.4)%	(3.7)%	(2.6)%

注：n.a. = 該当なし。

(1) 暫定値。

(2) ISSSTE法の改革に基づいた債券の発行に関する歳出の効果、ならびに「(5)財政 - 歳入および歳出 - 概要」において述べる特定のPIDIREGASの債務を公的部門債務として認識することを含む。

(3) 2016年度予算の数値は、2016年度にかかる総合経済政策ガイドライン（*Criterios Generales de Política Económica 2016*）および2016年経済計画（*Programa Económico 2016*）（議会により採択された2016年度予算により修正済み）に盛り込まれた経済の前提に基づく予算上の見積りを示している。

(4) 実質GDP成長率の見積範囲（2.6%ないし3.6%）の中間値を示す。

出典：財務省

2016年度予算にかかる議論には、内在するリスクや不確実性を含む将来に関する記述が含まれている。実際の結果は本書に記載する内容とは大きく異なることがある。

2016年2月17日、連邦政府は、市場環境の悪化に対処するため、2016年にかかる連邦公共管理庁における予防的歳出調整を発表したが、その額はGDPの0.7%に相当する132.3十億ペソである。予防的調整の内容は、2016年における連邦政府歳出の減額32.3十億ペソと、ペメックスの当会計年度予算における100十億ペソの調整（2016年2月26日に同公社理事会が承認済み）である。ペメックスの100十億ペソの調整については、本報告書の「(2) 経済 - 経済の主要部門 - (b) 石油および石油化学 - (ii) メキシコ石油公社」の項に記載する。

2017年度予算の前提

2016年4月1日、財務省は、連邦予算・財政責任法第42条に従って、2016年度にかかる暫定的なマクロ経済の枠組みを議会に提出した。これは2017年度政府予算（*Preclerios 2017*）のための広範な指針またはそのための前提を示すものである。

財務省は、財政赤字を2016年におけるGDPの3%から翌年には2.5%に削減するという目標を維持したが、これには2017年に175.1十億ペソにのぼる追加的な歳出削減が伴う。以下の表は、財務省が検討し、2017年度政府予算について公表されたその他のマクロ経済予測を示したものである。

マクロ経済予測 2016年および2017年

	2016年	2017年
国内総生産		
実質成長率（%）	2.6-3.6	2.6-3.6
インフレ		
12月/12月	3.0	3.0
名目為替レート		
期末現在	17.5	17.0
期中平均	18.0	17.2
石油（メキシコ産原油ミックス）		
平均価格（1バレル当たり米ドル）	25.0	35.0
平均生産プラットフォーム（1日当たり千バレル）	2,123	2,028
平均探査プラットフォーム（1日当たり千バレル）	968	873
財政目標（GDPに対する割合）		
公的部門借入所要額	3.5	3.0
公的部門赤字	3.0	2.5
公的部門赤字（投資なし）	0.5	0.0

[次へ](#)

歳入および歳出

概要

以下の表は、2008年恒常ペソによる2011年 - 2015年の会計年度の歳入および歳出ならびに連結公的部門の借入所要額、ならびに2016年の予算見積額を示したものである。

	財政指標抜粋										
	2011年 ⁽¹⁾	対GDP比 (1)	2012年 ⁽¹⁾	対GDP比 (1)	2013年 ⁽¹⁾	対GDP比 (1)	2014年 ⁽¹⁾	対GDP比 (1)	2015年 ⁽¹⁾	対GDP比 ⁽¹⁾	2016年 予算
	(単位：十億恒常ペソ ⁽²⁾ またはGDPに対する百分比)										
1. 予算歳入	3,271.3	24.6	3,514.7	25.5	3,800.4	27.3	3,983.3	27.8	4,267.0	29.1	4,154.6
連邦政府	2,320.2	17.4	2,452.5	17.8	2,703.6	19.4	2,888.1	20.2	3,180.1	21.7	3,102.4
公社および政府機関	950.8	7.1	1,062.0	7.7	1,096.8	7.9	1,095.0	7.7	1,086.9	7.4	1,052.2
2. 予算歳出	3,631.5	27.3	3,920.5	28.5	4,178.6	30.0	4,528.3	31.7	4,892.2	33.4	4,731.8
(a) 予算基本支出 (支払利息を除く。)	3,357.6	25.2	3,615.4	26.2	3,864.0	27.7	4,182.3	29.2	4,484.6	30.6	4,269.5
計画による	2,860.9	21.5	3,102.2	22.5	3,316.6	23.8	3,577.8	25.0	3,826.6	26.1	3,574.7
計画外	496.4	3.7	513.0	3.7	547.2	3.9	604.3	4.2	658.0	4.5	694.8
(b) 支払利息(予算部門)	273.9	2.1	305.1	2.2	314.6	2.3	346.0	2.4	408.3	2.8	462.4
3. 予算プライマリー・ バランス(1-2(a))	(86.3)	(0.6)	(100.7)	(0.7)	(63.4)	(0.5)	(199.1)	(1.4)	(217.6)	(1.5)	(114.8)
4. 予算外プライマ リー・バランス	5.2	0.0	3.2	0.0	3.1	0.0	7.2	0.1	(0.9)	0.0	0.5
5. 支払利息合計	273.9	2.1	305.1	2.2	314.8	2.3	346.3	2.4	408.4	2.8	462.9
6. 統計上の誤差脱漏	1.6	0.0	(0.6)	(0.0)	0.8	0.0	(4.9)	(0.0)	(10.7)	(0.1)	0.0
7. 公的部門収支 (現金ベース)	(353.5)	(2.7)	(403.3)	(2.9)	(374.3)	(2.7)	(543.2)	(3.8)	(637.7)	(4.3)	(577.2)

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく2008年恒常ペソ。

出典： 財務省

[次へ](#)

名目ペソベースの暫定値によると、2013年には、公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を含めると374.3十億ペソ（GDPの2.7％）の赤字を計上したが、これに対して2012年には403.3十億ペソの赤字であった。2013年の公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を除外すると、43.0十億ペソ（GDPの0.3％）の赤字を計上したが、これに対して2012年には93.3十億ペソの赤字であった。

名目ペソベースの暫定値によると、ペメックスによる物理的投資支出を含む2013年のプライマリー・バランス合計は、60.3十億ペソ（GDPの0.4％）の赤字を計上したが、2012年に計上した赤字より名目ベースで38.2％の縮小である。

名目ペソベースの暫定値によると、2014年には、公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を含めると543.2十億ペソ（GDPの3.8％）の赤字を計上したが、これに対して2013年には374.3十億ペソの赤字であった。公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を除外すると、186.3十億ペソ（GDPの1.3％）の赤字を計上したが、これに対して2013年には43.0十億ペソの赤字であった。

名目ペソベースの暫定値によると、2014年には、ペメックスによる物理的投資支出を含むプライマリー・バランス合計は191.9十億ペソ（GDPの1.3％）の赤字を計上したが、これは2013年に計上した赤字より名目ベースで218.4％の拡大である。これは対応する政府の予算収支の縮小によるものである。

名目ペソベースの暫定値によると、2015年には、公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を含めると637.7十億ペソ（GDPの4.3％）の赤字を計上したが、これに対して2014年には543.2十億ペソの赤字であった。公的部門収支は、ペメックスによる物理的投資支出を除外すると、334.2十億ペソ（GDPの2.3％）の赤字を計上したが、これに対して2014年には186.3十億ペソの赤字であった。

名目ペソベースの暫定値によると、2015年には、ペメックスによる物理的投資支出を含むプライマリー・バランス合計は217.6十億ペソ（GDPの1.5％）の赤字を計上したが、これは2014年に計上した赤字より名目ベースで13.4％の赤字拡大である。

歳入

(i) 予算歳入

以下の表は、2008年恒常ペソによる2011年 - 2015年の会計年度にかかる公的部門予算歳入の内訳ならびに2016年度予算に盛り込まれた歳入予定を示したものである。

公的部門予算歳入

	2011年 ⁽¹⁾	2012年 ⁽¹⁾	2013年 ⁽¹⁾	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 予算
(単位：十億ペソ ⁽²⁾)						
予算歳入	3,271.1	3,514.5	3,800.4	3,983.1	4,267.0	4,154.6
連邦政府 ⁽³⁾	2,320.2	2,452.5	2,703.6	2,888.1	3,180.1	3,102.4
税収	1,294.1	1,314.4	1,561.8	1,807.8	2,366.5	2,407.7
所得税	759.2	803.9	946.7	959.8	1,222.5	1,244.2
付加価値税	537.1	580.0	556.8	667.1	707.2	742.0
消費税	-76.4	-130.1	-7.4	111.6	354.3	348.9
輸入関税	26.9	27.9	29.3	33.9	44.1	36.3
輸出関税	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
贅沢品および サービス	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	47.3	32.8	36.4	35.3	38.4	36.3
税外収入	1,026.2	1,138.1	1,141.8	1,080.2	813.6	694.7
手数料および料 金	885.2	965.9	905.7	825.4	462.9	532.9
賃料、利息およ び						
資産売却手取金	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
過料および課徴 金	136.3	166.0	228.1	249.3	350.7	161.7
その他	4.7	6.2	8.1	5.6	5.4	5.7
公社および政府機関	950.8	1,062.0	1,096.8	1,095.0	1,086.9	1,052.2
ペメックス	395.2	463.1	482.9	440.7	429.0	398.4
その他	555.6	598.9	613.9	654.2	657.9	653.8

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく恒常ペソによる表示。

(3) 数値は安定化と開発のためのメキシコ石油基金からの振替を含んでいる。

出典： 財務省

過去5年間の公的部門予算歳入の対GDP比は、2011年の24.6%から2015年には29.1%に上昇した。

暫定値によると、公的部門予算歳入は、2013年との比較で2014年には名目ベースで4.8%増加した。歳入はいずれも名目ベース前年比で、具体的には以下のとおり増減した。

- ・原油収入は9.2%減少した。
- ・IEPS税（ディーゼルおよびガソリン以外の商品に適用される。）が58.4%、付加価値税が19.8%増加した結果、非石油税収は15.8%増加した。
- ・石油以外の税外収入は5.4%減少した。
- ・原油価格は、2013年の1バレル当たり平均98.44米ドルから、2014年には12.6%値下がりして、1バレル当たり平均86.00米ドルとなった。

- ・ 公的部門の予算歳入全体に占める割合でみたペメックスからの税外収入は、2013年の約12.7%と比較して1.6パーセント・ポイント低下して11.1%となった。

暫定値によると、2015年の公的部門予算歳入は、2014年との比較で実質4.8%増加して4,264.6十億名目ペソとなった。2015年には、歳入はいずれも実質ベース前年比で、具体的には以下のとおり増減した。

- ・ 原油収入は32.5%減少した。
- ・ 非石油税収は27.9%増加した。
- ・ 公的部門の予算歳入全体に占める割合でみたペメックスからの税外収入は、2014年の約11.1%と比較して1.1パーセント・ポイント低下して10.0%となった。

(ii) 税収

2013年12月21日、税法の一部を改正・補足する税制改革法が連邦官報に掲載された。この法律は、付加価値税法 (*Ley del Impuesto al Valor Agregado*)、IEPS法および所得税法 (*Ley del Impuestos sobre la Renta*、以下「ISR法」という。) を改正し、企業単一税法 (*Ley del Impuesto Empresarial a Tasa Única*、以下「IETU法」という。) および現金預金税 (*Ley del Impuesto a los Depósitos en Efectivo*、IDE法) を撤廃するものである。

メキシコの連邦税体系には、主として所得税の形態による直接税ならびに主として付加価値税 (*Impuesto al Valor Agregado*、以下「VAT」という。) および消費税 (IEPS税など) の形態による間接税の双方がある。メキシコのVATは16%の定率で課税される。これまで11%の税率であった国境地域に対する従前の免除規定は廃止され、この税率がメキシコ全国で適用されている。VATは、製造・流通チェーンを通じて消費者の購入価格の一部に転嫁される。輸出品など、特定の財貨およびサービスについてはVATが減免される。保税産業によって提供されるサービスはVATの目的上輸出とみなされ、したがってVATは免除される。

所得税は個人と法人の双方に対して課税される。個人所得税は累進課税である。2014年税制改革に従って、個人所得税は、以下に記載するとおり年収に対して査定される。所得税法第9条に従って、2014年の法人所得税率は30%であった。

これまで、企業と個人事業主には資産税も課税されていた。これは、脱税削減を狙ったミニマム税にあたる。後にこの資産税は、単一税率による法人税であるIETU法に取って代わられたが、IETU法は2014年の税制改革に従って廃止された。

メキシコでは、特定の限定された支払利息にもまた源泉徴収税が課される。メキシコ企業がメキシコ非居住者に支払う利息の源泉徴収税は、一般的に30%の税率で課税される。

外国金融機関に対する支払利息にかかる源泉徴収税は4.9%の税率で課税される。ただし、金融機関は、二重課税を回避するためのメキシコとの二国間租税条約締結国の居住者であること等を条件とする。金融機関がかかる要件を満たさない場合には、適用源泉徴収税率は10%となる。ファイナンス・リースにかかる支払の利息部分には15%の源泉徴収税が課される。

メキシコの各州は、1%から3%の範囲で給与にも課税する。また、雇用主は給与の5%相当額を住宅基金に、2%相当額を従業員退職基金に拠出しなければならない。不動産の譲渡には不動産価格の2%から5%の範囲の税率で譲渡税が適用される。納税者の銀行口座に1カ月に15,000ペソを超える預金がなされた場合にこれまで3%の税率で課されていた預金税は、2014年財政改革により廃止された。

2014年の税制改革はとりわけ以下の特徴を備えていた。

- ・ 国境地域で行われた取引に適用があった11%のVAT税率は16%に引き上げられ、これによりメキシコ全体において適用がある一般的なVAT税率に統一された。
- ・ 一定の場合に二酸化炭素の生産量1トンにつき39.80ペソとなる、化石燃料の販売にかかる環境税が導入された。

- ・「ジャンク・フード」に指定される品目に対して8%の消費税が適用されるとともに、糖質を含むソフトドリンクの販売および輸入1リットルにつき1ペソの特定物品税が課されている。
- ・これまでVATを免除されていたチューインガム、ペット、ペットフードおよび特定の公共乗客輸送サービスといった特定の商品およびサービスが、16%の一般税率でVATの対象となる予定である。

また、この度の税制改革の一環として、以下の特徴を持つ新しいISR法が承認された。

- ・年収750,000ペソまでの個人に対して30%の税率が適用されている。
- ・年収750,000ペソから1.0百万ペソまでの個人に対して32%の税率が適用されている。
- ・年収1.0百万ペソから3.0百万ペソまでの個人に対して34%の税率が適用されている。
- ・年収3.0百万ペソ超の個人に対して35%の税率が適用されている。
- ・少額納税者制度 (*régimen de pequeños contribuyentes*) および連結納税制度 (*régimen de consolidación fiscal*) が廃止された。
- ・商品の販売もしくは専門職の学位を必要としないサービスの提供に関わる事業活動に従事する者または年収が2.0百万ペソを超えない者にのみ適用されるグループ納税者に対する新グループ税制が導入された。

1990年以降、二重課税を回避するため、メキシコは様々な国々と二国間租税条約を交渉してきた。以下の表は、かかる租税条約の内訳を示したものである。

国名				状況
カナダ	米国	コスタリカ		現在、租税条約および租税情報共有協定の双方が効力を有している。
アルゼンチン オーストラリア オーストリア バーレーン バルバドス ベルギー ブラジル チリ 中国 コロンビア チェコ共和国 デンマーク エクアドル エストニア	フィンランド フランス ドイツ ギリシャ グアテマラ 香港 ハンガリー アイスランド インド インドネシア アイルランド イスラエル イタリア 日本	クウェート ラトビア リトアニア ルクセンブルグ マルタ オランダ ニュージーランド ノルウェー パナマ ペルー ポーランド ポルトガル カタール ルーマニア	ロシア シンガポール スロバキア 南アフリカ 韓国 スペイン スウェーデン スイス トルコ ウクライナ アラブ首長国連合 英国 ウルグアイ ベネズエラ	現在、租税条約が効力を有している。
アルゼンチン（2つ目の条約について交渉中） エジプト アイルランド（2つ目の条約について交渉中）	ジャマイカ レバノン マレーシア マーシャル諸島 モナコ モロッコ	ニカラグア オマーン バキスタン フィリピン サウジ・アラビア スロベニア	スペイン（2つ目の条約について交渉中） タイ バヌアツ	租税条約または租税情報共有協定の交渉が行われている。
アルバ バハマ ベリーズ バミューダ	ケイマン諸島 クック諸島 ジブラルタル ガーンジー諸島	マン島 ジャージー諸島 リヒテンシュタイン	オランダ領アンティル セント・ルチア サモア	租税条約はないが、両国間で租税情報を共有している。

ヴァージン諸島 タークス・アンド・カイコ諸島	租税条約はないが、 租税に関する相互行政支援に関する条約により両国間で租税情報を共有している。
---------------------------	--

以下の表は、2010年および2014年における税収構成を示したものである。

税収の構成

	2010年	2014年 ⁽¹⁾
所得税	53.9%	53.1%
付加価値税	40.0	36.9
消費税	0.4	6.2
輸入関税	1.9	1.9
輸出関税	0.0	0.0
その他	3.8	2.0
	100.0%	100.0%

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

出典： 財務省

州の歳入拡大と一段の税制参加を目的に1990年代に税法が改正された結果、連邦政府以外にも特定の特別税を課す権限が認められた。1997年以降は、宿泊サービスおよび新車所有に対して（連邦税に加えて）地方政府も課税できるようになった。さらに地方政府は、アルコール飲料を販売する小売業者に現地の営業免許の取得を義務づけることができる。その他、消費税収の一定の割合が直接州に分配されている。

2014年1月1日現在、2014年の税制改革に従って、メキシコの税法に以下のとおり大きな変更がなされた。

	税率改正	税制改革の骨子
A. 消費税		
アルコール飲料	a) アルコール等級14度までについては、25%から26.5%に引上げ b) アルコール等級20度までについては、50%から53%に引上げ	
フレーバー飲料およびエネルギー飲料	1 リットル当たり 1 ペソ（新規）	(1) ミルク（形態を問わない）、(2) 経口食塩溶液および漿液ならびに医薬品として登録されているフレーバー飲料、ならびに(3) レストラン、バーおよびその他類似の施設で販売される飲料を除く。

副食品	8 % (新規)	スナック、キャンディ、チョコレートおよびカカオ入り食品、カスタードおよびプリン、果物および野菜から作られたスイーツ、ピーナッツ・バターおよびヘーゼルナッツ・バター、ミルクキャンディー、シリアル入り食品アイスクリーム、シャーベット、アイスキャンディー、ならびにカロリー密度が100グラム当たり275キロカロリー以上の食品を含む。
タバコ	(a)紙巻タバコおよびパイプタバコについては160%のVAT、(b)卸売業者から小売業者まで商品価格から計算される手作りの紙巻タバコおよびパイプタバコについては30.4%のVAT	密輸対策として、紙巻タバコの箱にセキュリティ・コードを印刷することが義務づけられている。
遊戯および宝くじ	30%に据置き	
通信	3 % (新規)	公共の通信網を通じてメキシコで提供されるサービスに適用。公衆電話サービス、相互接続サービスおよびインターネット接続通信サービスは適用除外。
B. 付加価値税		
一般税	16%	食品および医薬品は引続き非課税。
国境地域	11%から16%に引上げ	
C. 所得税		
個人	最高35%	年収750,000ペソまでの個人に対して30%の税率が適用になる：年収750,000ペソから1.0百万ペソまでの個人に対して32%の税率が適用になる：年収1.0百万ペソから3.0百万ペソまでの個人に対して34%の税率が適用になる：年収3.0百万ペソ超の個人に対して35%の税率が適用になる。
法人	30%	30%の税率が法人に適用されている。
連結納税規則	-	2014年の税制改革により廃止。
第一次産業部門	21%に据置き	
D. 預金税		
預金税 (IDE)	廃止	2014年の税制改革により廃止。
E. 企業単一税 (IETU)	廃止	2014年の税制改革により廃止。

2015年11月18日、2016年度予算に合わせていくつかの法改正が公表された。かかる改正には以下のものが含まれる。

- ・資産の控除繰上げ：道路・運輸インフラ、エネルギー生産およびエネルギー流通などの分野への設備投資を行う会社は、控除を2016年および2017年に繰上げることができる。
- ・資金の本国送金：2014年12月までに海外において投資を行い、かつかかる投資についてメキシコの税務当局への報告を行っていない個人および会社は、その投資および2016年当初6カ月間中の利益を、罰則、調整もしくは遅延手数料なしに本国送金するオプションを有することになる。また、この本国

送金プログラムを利用できる個人および会社は、当期の所得に基づく所得税を支払うことだけを義務づけられる。ただし、かかる支払は本国送金から15日以内になされるものとし、かかる資金は特定の活動への再投資または債務の支払に充当されること等を条件とする。こうした奨励策は、メキシコまたは米国のいずれかの居住者が海外で保有する講座に関する情報の交換について定めた、アメリカ合衆国の内国歳入庁とメキシコの税務当局（*Servicio de Administración Tributaria*(SAT)）との間の二者間協定から生じたものである。

- ・ 製品およびサービス：ガソリンに対する課税は固定とされ、その後毎年更新される。
- ・ 過少資本税制：発電向けの設備投資を目的として約定された債務については、過少資本税制の免除が認められる。

歳出

以下の表は、2011年 - 2015年の会計年度にかかる公的部門予算歳出の内訳ならびに2016年度予算に盛り込まれた歳出予定を示したものである。この表には、ペメックス、CFE、IMSSおよび国家公務員社会保障公社（*Instituto de Seguridad y Servicios Sociales de los Trabajadores del Estado*、以下「ISSSTE」という。）といった各種公的機関の予算歳出も含まれている。

公的部門予算歳出

	2011年	2012年	2013年	2014年 ⁽¹⁾	2015年 ⁽¹⁾	2016年 予算
	(単位：十億恒常ペソ ⁽²⁾)					
予算歳出	3,631.3	3,920.3	4,178.3	4,528.0	4,892.0	4,731.8
経常歳出	2,927.8	3,178.8	3,302.5	3,632.3	3,955.2	4,025.0
給与	519.2	564.5	589.1	633.6	679.6	711.3
連邦政府	207.0	228.2	229.4	245.4	267.3	281.4
政府機関	312.2	336.3	359.6	388.3	412.3	429.9
PEMEX	99.6	106.6	113.8	122.9	132.3	138.4
CFE	58.3	65.1	70.7	79.4	84.2	88.0
IMSS	124.9	133.7	142.5	152.2	160.6	168.5
ISSSTE	29.4	30.9	32.6	33.8	35.2	35.0
利息	273.9	305.1	314.6	346.0	407.9	462.4
連邦政府	240.5	256.9	270.3	291.8	322.2	377.9
政府機関	33.4	48.2	44.3	54.1	85.7	84.4
PEMEX	25.2	38.4	32.6	42.7	72.2	69.3
CFE	8.2	9.8	11.7	11.5	13.5	15.2
IMSS	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ISSSTE	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
経常移転、純額	857.5	931.2	992.5	1,109.5	1,189.9	1,200.7
合計	1,159.2	1,279.4	1,367.8	1,514.3	1,636.0	1,689.0
公的部門	301.7	348.2	375.3	404.8	446.1	488.3
州への歳入分配	477.3	494.3	532.5	584.9	629.1	678.1
取得	240.9	266.3	270.4	239.8	230.9	223.1
連邦政府	21.2	20.3	18.4	19.9	23.5	21.6
政府機関	219.7	246.0	252.0	219.8	207.4	201.4
PEMEX	9.7	10.2	8.8	7.9	8.0	6.8
CFE	153.1	173.9	183.1	151.5	131.1	122.5
IMSS	39.1	46.0	44.9	48.0	52.1	56.4
ISSSTE	17.9	15.9	15.2	12.4	16.2	15.9
その他の経常歳出	559.0	617.5	603.4	718.5	817.8	748.8
連邦政府	168.6	176.3	149.8	194.7	230.4	166.4
政府機関	390.4	441.1	453.6	523.9	587.4	582.3
PEMEX	34.2	35.4	33.7	45.1	58.0	40.1
CFE	38.4	51.4	36.7	45.2	49.6	51.7
IMSS	202.1	227.8	246.6	277.7	305.8	314.4
ISSSTE	115.7	126.5	136.6	156.0	174.1	176.1
資本的支出	703.5	741.5	875.8	895.7	936.8	738.9
連邦政府	388.8	387.2	502.5	495.7	591.1	400.6
政府機関	314.8	354.3	373.3	400.0	345.6	338.2
PEMEX	266.0	309.9	331.3	356.9	303.5	293.1
CFE	36.0	34.1	33.8	40.3	36.9	37.2
IMSS	8.4	8.1	3.2	2.5	3.1	5.0

ISSSTE	4.4	2.2	4.9	0.4	2.1	2.9
過年度支払債務	-	-	-	-	-	(32.0)

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 暫定値。

(2) 2008年12月31日現在の購買力に基づく恒常ペソによる表示。

出典： 財務省

2013年の公的部門予算上の正味歳出は以下のとおりであり、それぞれ前年に比べて実質ベースで以下のとおり増減した。

- ・ 公的部門予算上の正味歳出は2.7%増加した。
- ・ 予算上の計画による正味公的部門歳出（ペメックスによる物理的投資を除く。）は3.0%増加した。
- ・ 予算上の計画による支払済み正味歳出は3.0%増加した。
- ・ 予算上の計画によらない支払済み正味歳出は1.5%増加した。
- ・ 公的部門債務の資金調達コストは、0.7%減少した。
- ・ 経済および社会開発にかかる公的部門歳出は、それぞれ6.3%および3.2%増加した。

2013年、教育、医療および社会保障といった社会プログラムにかかる支出は、計画による支出全体の56.8%を占めた。暫定値によると、農業、林業、漁業および狩猟業の支出合計は、2012年の87.0十億ペソに対して、名目ベースで89.7十億ペソであった。住宅および地域開発にかかる支出は、名目ベースで2012年の205.2十億ペソに対して255.2十億ペソであった。

2013年12月31日現在、

- ・ 原油歳入安定化基金は合計で23.1十億ペソ、
- ・ 連邦法人歳入安定化基金（*Fondo de Estabilización de los Ingresos de las Entidades Federativas*）は合計で13.9十億ペソ、
- ・ メキシコ石油公社のインフラ投資安定化基金（*Fondo de Estabilización para la Inversión en Infraestructura de Petróleos Mexicanos*）は合計で3.6十億ペソ、
- ・ 年金再編支援基金（*Fondo de Apoyo para la Reestructura de Pensiones*）はもはや積立が行われていない。

暫定値によると、2014年、予算歳出は、それぞれ2013年に比べて名目ベースで以下のとおり増減した。

- ・ 公的部門予算上の正味歳出は8.4%増加した。
- ・ 予算上の計画による正味公的部門歳出（ペメックスによる物理的投資を除く。）は7.8%増加した。
- ・ 予算上の計画による支払済み正味歳出は7.9%増加した。
- ・ 予算上の計画によらない支払済み正味歳出は10.3%増加した。
- ・ 公的部門債務の資金調達コストは、10.0%増加した。
- ・ 経済および社会開発にかかる公的部門歳出は、それぞれ3.3%および7.9%増加した。

2014年、教育、医療および社会保障といった社会プログラムにかかる支出は、計画による支出全体の56.9%を占めた。暫定値によると、農業、林業、漁業および狩猟業の支出合計は、2013年の89.7十億ペソに対して、名目ペソベースで97.8十億ペソであった。住宅および地域開発にかかる支出は、名目ベースで2013年の255.2十億ペソに対して256.9十億ペソであった。

2014年12月31日現在、

- ・ 原油歳入安定化基金は合計で14.5十億ペソ、
- ・ 連邦法人歳入安定化基金は合計で5.7十億ペソ、

・メキシコ石油公社のインフラ投資安定化基金および年金再編支援基金には基金残高はなかった。

暫定値によると、2015年、公的部門予算上の正味歳出は2014年と比較して実質ベースで5.8%増加した。公的部門予算上の計画による正味歳出（ペメックスによる物理的投資を除く。）は、2014年と比較して実質ベースで7.0%増加した。2015年には、公的部門債務の資金調達コストは2014年と比較して実質ベースで15.4%増加した。

2015年12月31日現在の各種安定化基金の残額は、以下のとおりである。

- ・FEIPは合計で16.6十億ペソ、
- ・連邦法人歳入安定化基金は合計で4.8十億ペソ、
- ・メキシコ石油公社のインフラ投資安定化基金および年金再編支援基金には基金残高はなかった。

2016年4月11日、財務省は、メキシコ中央銀行から受領する予定の資金総額の70%（167十億ペソ）を債務の買戻しならびに2016年における債券発行予定額の減額に充てる予定であることをプレス・リリースにおいて表明した。残りの30%のうち、70十億ペソはFEIPに移転され、1.7十億ペソは未払込となっている国際金融機関への拠出金に充てる予定である。

医療および労働、教育、ならびにその他社会福祉に関する歳出

(i)医療および労働

国内の社会福祉計画の大部分は、政府がその運営にあたっている。政府は、主に経常歳入を財源にして社会福祉計画に直接資金を提供しているほか、別の収入源を有する社会福祉機関にも資金を割当てている。暫定値によると、2014年の政府の主な社会福祉支出は、医療費、社会保障費および教育費について利用された。政府は医療費および社会保障費に1,098.1十億名目ペソ（計画による歳出全体の30.7%）、教育費に624.1十億名目ペソ（計画による歳出全体の17.4%）支出した。

主要な社会保障機関としては、IMSS、ISSSTEおよび生活保護支援国営宝くじ制度（*Lotería Nacional para la Asistencia Pública*）が挙げられる。これらの事業体が提供する制度には、医療・病院関連サービス、健康・出産保険および予防衛生サービスなどがある。政府は、より多くの国民に医療サービスを提供するため、各種公的機関の活動を調整し、全国医療サービス制度を組織している。

(ii)教育

政府は、財源の多くを教育と職業訓練に割いている。政府は、メキシコのすべての子供に初等および中等教育を提供することと、メキシコ経済の需要の変化に応じた技術訓練を拡充することを目下の目標としている。国際連合教育科学文化機関が公表した2014年EFAグローバル・モニタリング・レポートの見積りに基づくと、メキシコの15歳以上の国民の識字率は約95.0%である。

メキシコ教育制度の構成は「教育連邦主義」の概念に基づいており、国民に教育を提供するのは各州の責任というのが前提になっている。

2013年2月27日付で、教育に関する憲法改革が施行された。同改革は、メキシコの公教育制度を改善することを意図するもので、学習時間の延長および学校関連のインフラの改善のための連邦予算を定めている。同改革に関する詳細については「(2)経済 - 法改正および政治改革」を参照のこと。

(iii)その他

政府は、メキシコの低所得者の生活状況を改善し、かつ不動産・住宅ローンの利用提供を行うため、1972年にINFONAVITを設立した。INFONAVITは、メキシコの全雇用主による負担金で支えられており、その額は給与支払額合計の約5%に相当する。2014年、INFONAVITは住宅の購入、建設、補修向けの融資、約555,861件を提供した。これに対し、2013年には約667,626件の融資を提供した。INFONAVITに関する詳細については「(2) 経済 - 雇用および労働情勢」を参照。

政府関係機関、生産的国有企業および公社

以下の表は、金融部門以外の各公社および政府機関について、その主たる業務、政府保有比率、規模（直近会計年度末現在の総資産に基づく）、公的部門プライマリー・バランスに対する純抛出资额または支出額および政府保証またはその他政府の責任となる借入残高を示したものである。

2015年12月31日現在の主な公社、生産的国有企業および政府機関

政府機関/公社/ 生産的国有企業	主たる業務	政府保有 比率	総資産 ⁽²⁾	プライマ リー・バラ ンスに対す る純抛出资额 または支出 額 ⁽²⁾⁽³⁾	保証債務 残高 ⁽²⁾
(単位：百万米ドル)					
ペメックス	原油および派生品の 生産、精製および流 通	100.0%	75,807.0	2,801.1	-
CFE	電力の生産および販 売	100.0%	69,435.6	2,460.1	-
連邦道路橋梁 ⁽⁴⁾ 空港関連サービス	有料高速道路の運営	100.0%	211.8	9.7 ⁽¹⁾	-
(4)	空港サービス	100.0%	879.4	(11.1)	-

(1) 暫定値。

(2) 公的部門事業体に適用あるメキシコの財務報告基準に従って計算された財務データ。かかる基準は、米国において一般に認められた会計基準および国際財務報告基準とは重要な点で異なる。

(3) 政府移転後、利息支払控除後の剰余金。

(4) 国庫局 (Tesorería de la Federación) への振替前の一次剰余金。

出典：財務省

政府の民営化計画については、「(2) 経済 - 経済における政府の役割 - 民営化」を参照のこと。

[前へ](#)

(6)【公債】

概要

「公的部門債務」とは、公的部門が負担する短期債務、ならびに(1)政府、(2)生産的国有企業、(3)予算管理対象機関および(4)運営管理対象機関が負担する長期債務を指す。政府保証の民間部門債務については、政府がいずれかの保証に基づく支払の請求を受けるまでは、公的部門債務に含まれない。「長期債務」とは、その満期が発行日より1年以上である債務を指し、「短期債務」とは、その満期が発行日より1年未満である債務を指す。

すべての公的債務借入は、メキシコの連邦公債法 (*Ley Federal de Deuda Pública*) またはその他特定の法律 (生産的国有企業の場合) に従って授權されまたは契約される。

連邦公債法に基づき、歳入法に盛込まれる公的借入計画は、毎年議会に提出してその承認を得なければならない。これが承認されると、行政府は財務省を通じて上記議会承認のパラメーターの範囲内で資金調達プログラムを策定する。

連邦公債法により、大統領は、(1)議会に対して年次決算を提出し歳入法を提案する際に政府および予算管理対象機関の債務状況を毎年報告すること、および(2)かかる債務状況を四半期ごとに議会に報告することもが要求されている。「(5) 財政 - 概要 - 予算編成」を参照のこと。

連邦公債法は、政府省庁が財務省を通じてのみ債務を負担することができる旨を規定している。なお、予算管理対象機関および運営管理対象機関は、財務省の承認を取得した後、対外債務を負担することができる。「(2) 経済 - 経済の主要部門 - (b)石油および石油化学」および「(2) 経済 - 経済の主要部門 - (h)電力」において詳述するエネルギー改革の二次法令に従って、ペメックスおよびCFEはもはや対外債務を負担するために財務省の承認を得る必要はなくなる。

対内公債

政府の「正味対内債務」には、政府が直接負担する債務のうちの内国部分、メキシコ中央銀行の一般勘定収支 (2015年6月30日現在収支は黒字であり、政府に対して債務があることを示している。) および退職貯蓄制度基金の資産のみが含まれる。また、正味対内債務は、新規発行入札 (一次入札) により一般に売却された政府短期証券およびその他の有価証券をもって構成されるが、マネー・サプライ規制 (*Regulación Monetaria*) のためにメキシコ中央銀行に割当てられる債務は含まれない。対内債務には、IPABの債務または予算管理対象機関もしくは運営管理対象機関の債務は含まれない。2014年12月31日現在、政府の対内債務はすべてペソ建債務またはUDI債で、ペソ払いである。

対内公債政策

過去20年間に、政府は、債務の平均満期を積極的に延ばそうとしてきた。よって、政府は以前に発行したものより期間の長い新しい債務商品を発行してきた。それにより、政府は対内公債の借換え関連リスクを緩和することを望んでいる。この結果、長期の指標イールドカーブ (信用の質が等しい債券について異なる契約期間にわたって金利を描く曲線) を形成することができた。また、これらの発行により、(1) 固定利付契約、(2) メキシコ企業によるペソ建証券、(3) メキシコの金融ヘッジ商品および(4) 長期貯蓄の長期投資プロジェクト融資への利用、などの分野で長期的な投資が奨励された。

この債務政策の結果、政府の対内債務の平均満期は、2010年12月31日現在の平均7.2年から2014年12月31日現在には8.1年に延びた。2015年12月31日現在、政府の対内債務の平均満期は8年で推移していた。

政府はまた、国内金融市場の安定化を図るため、債務の平均満期を管理する上での柔軟性を保っている。例えば、2008年第4四半期中、世界の金融危機に対応して、政府は、入札による182日物政府短期証券および364日物政府短期証券の入札額を増加し、長期債券の入札額を減額した。

政府は現在、対内公債について、下記の種類の証券の募集を行っている。

- ・ 28日物、91日物、182日物および364日物の政府短期証券
- ・ 3年、10年および30年満期のUDI建証券。
- ・ 3年、5年、10年、20年および30年満期の固定利付ペソ建債券。

対内公債の水準

2014年度予算では、GDP（ペメックスによる投資を除く。）の約1.5%の予算赤字を予定していた。この赤字を補填するため、2014年度予算では、政府は新たな内国債の発行を認められていた。とりわけ、2014年度予算では、政府は570十億ペソを上限とする正味対内債務を追加負担することを認められていた。

2014年12月31日現在、政府の正味対内債務は、2013年12月31日現在の残高3,893.9十億ペソに対して名目ベースで11.0%増の4,324.1十億ペソであった。この債務額には、ISSSTE法に基づく社会保障関連の負債161.5十億ペソが含まれている。この増加は、新たな対内債務の負担によるものである。他方、公的部門の正味対内債務は、2013年12月31日現在の残高4,230.9十億ペソに対して、2014年12月31日現在は名目ベースで13.6%増の4,804.3十億ペソであった。

2014年12月31日現在、政府の対内債務総額は4,546.6十億ペソで、これは2013年12月31日現在の残高4,063.2十億ペソと比較して名目ベースで11.9%の増加であった。2014年12月31日現在の対内債務総額のうち、短期債務は520.8十億ペソ（2013年末は480.6十億ペソ）であり、長期債務は4,025.8十億ペソ（2013年末は3,582.6十億ペソ）であった。他方、公的部門の対内債務総額は、2013年12月31日現在の残高4,408.9十億ペソに対して、2014年12月31日現在は名目ベースで14.5%増の5,049.5十億ペソであった。

2014年12月31日現在の対内債務にかかる政府の資金調達コストは、GDPの1.4%に相当する245.4十億ペソで、2013年12月31日現在の222.8十億ペソ、GDPの1.3%と比較して、名目ベースで10.1%増であった。

2015年度予算では、GDP（ペメックスによる投資を除く。）の約1.0%の予算赤字が予定されている。2015年度予算では、政府は595十億ペソを上限とする正味対内債務の追加発行を認められている。

暫定値によると、2015年12月31日現在、政府の正味対内債務は、2014年12月31日現在の残高4,324.1十億ペソに対して名目ベースで11.3%増の4,814.1十億ペソであった。この債務額には、ISSSTE法に基づく社会保障関連の負債153.8十億ペソが含まれている。「(2) 経済 - 雇用および労働情勢」を参照のこと。他方、公的部門の正味対内債務は、2014年12月31日現在の残高4,804.3十億ペソに対して名目ベース暫定値で12.0%増の5,379.9十億ペソであった。

暫定値によると、2015年12月31日現在、政府の対内債務総額は5,074.0十億ペソで、これは2014年12月31日現在の残高4,546.6十億ペソと比較して名目ベースで11.6%の増加であった。2015年12月31日現在の政府の対内債務総額のうち、短期債務は490.6十億ペソ（2014年末は520.8十億ペソ）であり、長期債務は4,583.4十億ペソ（2014年末は4,025.8十億ペソ）であった。他方、暫定値によると、公的部門の対内債務総額は、2014年12月31日現在の残高5,049.5十億ペソに対して、名目ベース暫定値で11.7%増の5,639.5十億ペソであった。

暫定値によると、2015年12月31日現在の対内債務にかかる政府の資金調達コストは、262.4十億ペソで、2014年12月31日現在の245.4十億ペソと比較して、名目ベースで6.9%増であった。

[次へ](#)

以下の表は、各表示日現在における政府の正味対内債務を要約したものである。

政府の対内債務 ⁽¹⁾										
12月31日現在										
	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年 ⁽²⁾	
(単位：百分比を除き、十億ペソ)										
債務総額										
政府債券	2,882.8	90.2%	3,257.8	91.1%	3,734.1	91.9%	4,223.3	92.9%	4,701.2	92.7%
政府短期証券	456.6	14.3	531.3	14.9	635.6	15.6	678.7	14.9	655.8	12.9
変動利付債券	202.5	6.3	200.4	5.6	216.6	5.3	232.6	5.1	296.5	5.8
インフレ連動債券	642.1	20.1	747.2	20.9	888.7	21.9	1,011.1	22.2	1,196.6	23.6
固定利付債券	1,581.6	49.5	1,777.9	49.7	1,989.6	49.0	2,295.8	50.5	2,546.2	50.2
UDI債の元本分離債	-	-	1.0	0.0	3.6	0.1	5.1	0.1	6.1	0.1
その他 ⁽³⁾	314.9	9.8	317.6	8.9	329.1	8.1	323.3	7.1	372.8	7.3
債務総額合計	3,197.7	100.0%	3,575.3	100.0%	4,063.2	100.0%	4,546.6	100.0%	5,074.0	100.0%
正味債務										
金融資産 ⁽⁴⁾	(85.6)		(74.2)		(169.3)		(222.5)		(259.9)	
正味債務合計	3,112.1		3,501.1		3,893.9		4,324.1		4,814.1	
対内債務総額の対GDP										
比	20.5%		22.1%		24.2%		25.4%		26.9%	
正味対内債務の対GDP										
比	19.9%		21.6%		23.2%		24.1%		25.5%	

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) 対内債務の数値には、マネー・サプライ規制に従ってメキシコ中央銀行が流動性水準を管理するために公開市場操作によって売却した証券（2011年12月31日以降残高はない。）は含まれない。これは、この証券が政府の対内債務の全体的な水準を押し上げるものではないためである。メキシコ中央銀行は流通市場に売却した割当債務で、政府に支払のため提示されたものについてはメキシコ中央銀行がメキシコ政府に弁済しなければならない。ただし、メキシコ中央銀行が割当債務の大量売却を流通市場で実施する場合、この規制の結果対内債務残高の水準が、正味対内債務についての政府の数値に比べて高くなる可能性がある。

(2) 暫定値。

(3) 2011年、2012年、2013年、2014年および2015年の債務額には、それぞれ171.9十億ペソ、169.0十億ペソ、165.5十億ペソ、161.5十億ペソおよび153.8十億ペソのISSSTE法に基づく社会保障関連の負債が含まれている。ISSSTE法

については「(2) 経済 - 雇用および労働情勢」を参照のこと。この金額には、年金債務の減額に関連したペ
メックスの約束手形50十億ペソも含まれている。

(4) 連邦政府の一般会計のメキシコ中央銀行におけるペソ建正味残高を含む。

出典： 財務省

[次へ](#)

対外公債

「公的部門対外債務」は、政府が直接負担した長期債務の対外部分、予算管理対象機関および生産的国有企業が負担した長期対外債務、運営管理対象機関（国立開発銀行を含むがこれらに限定されない。）が直接負担したかもしくは保証した長期対外債務ならびに公的部門の短期対外債務からなる。政府が保証する民間部門の債務は、政府がかかる保証に基づく支払の履行を請求されるまでは、含まれない。「対外公債」には、とりわけメキシコ中央銀行のIMFに対する買戻し債務（2015年6月30日現在残高はない。）は含まれていない。「(4) 通貨・金融制度 - 銀行の監督および支援」および下記「対外公債の要約」表の注(1)を参照のこと。

対外公債政策

1990年以降公的部門の新規対外借入の大半は、証券市場で発行された負債証券である。ただし、1995年のメキシコ金融危機の際、公的債権者および多国間機関の債権者がメキシコに多額の資金を供給した。

過去数年の政府債務方針とダイナミックな輸出効果が相まって、公的部門対外債務の利払いが輸出総額に占める割合は2010年の1.69%から2014年には1.64%に低下した。2014年の公的部門対外債務調達費用は総額6.5十億米ドルとなり、2013年の6.1十億米ドルから名目ベースで6.0%増加した。2014年には、公的部門対外債務にかかる元本および利息支払債務のGDPに占める割合は3.01%となり、2013年と比較して0.4パーセント・ポイント上昇した。

2015年のメキシコの対外公債政策は、市場の動きと予期せぬ展開に対処しつつ、政府が規定の需要の資金調達において柔軟であることを目指している。かかる政策はまた、コストとリスクを安定的な水準に維持することも目指している。政策を進めるにあたって、メキシコの公債政策は、政府の主たる資金調達源として国内市場に依拠するという慣行を継続しており、政府はかかる資金源を米国、ヨーロッパおよび日本からの対外資金調達で補完することとしている。対外資金調達を実現するに際してのメキシコの主たる目的は以下のとおりである。

- ・メキシコの対外債務の条件を改善すること。
- ・最も影響力のある国際市場における継続的なプレゼンスを特に考慮して、メキシコの投資家基盤を強化し、分散させること。
- ・メキシコのベンチマーク債を強化すること。
- ・透明性を確保し、メキシコへの投資を促進するため、国際的な投資家との恒常的な関係を維持すること。

対外公債の水準

2014年度予算では、政府は最大10.0十億米ドルの追加正味対外債務（国際金融機関からの対外借入を含む。）を負担することを認められていた。

2014年12月31日現在、公的部門対外債務総額の残高は147.7十億米ドルであり、2013年末現在の134.4十億米ドルから約13.2十億米ドル増加した。これは、(1)正味対外債務が16.4十億米ドル増加したこと、ならびに(2)債務交換および外国為替変動の調整によりその他の外国通貨建対外債務に関連した連邦公的部門の対外資産が3.1十億米ドル減少したことによる。このうち、142.9十億米ドルは長期債務であり、4.8十億米ドルは短期債務であった。正味対外債務も、対外債務を追加的に負担したことから、2014年に14.3十億米ドル増加した。全体としては、公債合計額（対外債務総額に正味対内公的部門債務を加えた額）は名目GDPの約36.2%となり、2013年末より2.5パーセント・ポイント上昇した。

2014年12月31日現在のメキシコの公債合計の内訳は以下のとおりである。

- ・債権者が保有するもの、68.2%
- ・多国間債権者および二国間債権者が保有するもの、21.7%
- ・商業銀行およびサプライヤーが保有するもの、約10.0%

・その他の債権者が保有するもの、残りの0.1%

2015年度予算では、政府は最大6.0十億米ドルの追加正味対外債務（国際金融機関からの対外借入を含む。）を負担することを認められたが、これに対して2014年度予算では10.0十億米ドルが承認されていた。

暫定値によると、2015年12月31日現在、公的部門対外債務総額の残高は162.2十億米ドルであり、2014年末現在の147.7十億米ドルから約14.5十億米ドル増加した。このうち、159.1十億米ドルは長期債務であり、3.2十億米ドルは短期債務であった。全体としては、公債合計額（対外債務総額に正味公的部門対内債務を加えた額）は名目GDPの約43.2%となり、2014年末より4.6パーセント・ポイント上昇した。

以下の表は、メキシコの対外公債の要約（その通貨別内訳、正味公的部門対外債務、政府の総対外債務、政府の正味対外債務および政府の正味債務を含む。）を示したものである。

対外公債の要約⁽¹⁾

	種類別					
	政府の長期 直接債務	予算管理対象 機関の 長期債務	その他の 長期公債 ⁽²⁾	長期債務 合計	短期債務 合計	長期債務およ び短期債務の 合計
(単位：百万米ドル)						
12月31日現在						
2011年	60,590	47,436	5,625	113,651	2,769	116,420
2012年	66,912	50,063	5,626	122,601	3,125	125,726
2013年	71,817	53,358	5,734	130,909	3,527	134,436
2014年	78,379	58,863	5,627	142,869	4,797	147,666
2015年 ⁽³⁾	82,493	69,621	6,943	159,057	3,152	162,209

通貨別⁽⁴⁾

	12月31日現在									
	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年 ⁽³⁾	
	(単位：比率を除き、百万米ドル)									
米ドル	97,048	83.4%	105,836	84.2%	111,647	83.0%	121,927	82.6%	131,702	81.2%
日本円	6,793	5.8	6,847	5.4	5,519	4.1	5,058	3.4	4,857	3.0
スイ ス・フ ラン	910	0.8	961	0.8	969	0.7	401	0.3	1,011	0.6
英ポン ド	1,906	1.6	1,993	1.6	1,369	1.0	2,848	1.9	2,694	1.7
ユーロ	9,377	8.1	9,530	7.6	11,489	8.5	13,986	9.5	18,834	11.6
その他	385	0.3	558	0.4	3,443	2.6	3,445	2.3	2,929	1.8
合計	116,420	100.0%	125,726	100.0%	134,436	100.0%	147,666	100.0%	162,209	100.0

公的部門の正味対外債務

	12月31日現在				
	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 ⁽³⁾
(単位：比率を除き、百万米ドル)					
正味債務合計	113,631.6	121,659.0	130,949.7	145,617.4	161,609.5
GDPに対する総対外債 務の比率	10.4%	10.1%	10.5%	12.1%	14.8%
GDPに対する正味対外 債務の比率	10.1%	9.8%	10.2%	12.0%	14.7%

連邦政府の総対外債務

12月31日現在

	2011年		2012年		2013年		2014年		2015年 ⁽³⁾	
	(単位：比率を除き、百万米ドル)									
米ドル	51,704	84.3%	57,465	85.2%	62,285	86.3%	65,127	82.9%	66,298	80.3%
日本円	3,933	6.4	4,433	6.6	3,643	5.0	3,686	4.7	3,672	4.4
スイス・フラン	267	0.4	-	-	-	-	-	-	-	-
英ポンド	741	1.2	774	1.1	789	1.1	2,302	2.9	2,177	2.6
ユーロ	4,694	7.7	4,771	7.1	5,447	7.6	7,437	9.5	10,422	12.6
その他	14	0.0	18	0.0	16	0.0	20	0.0	19	0.0
合計	61,352	100.0%	67,461	100.0%	72,180	100.0%	78,573	100.0%	82,588	100.0%

連邦政府の正味対外債務

12月31日現在

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 ⁽³⁾
	(単位：比率を除き、百万米ドル)				
正味債務合計	59,642.5	66,016.5	69,910.4	77,352.4	82,320.3
GDPに対する総対外債務の比率	5.5%	5.4%	5.6%	6.4%	7.5%
GDPに対する正味対外債務の比率	5.4%	5.3%	5.5%	6.3%	7.5%

連邦政府の正味債務

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年 ⁽³⁾
対外債務	21.1%	19.7%	19.0%	20.8%	22.7%
対内債務	78.9%	80.3%	81.0%	79.2%	77.3%

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

- (1) 米ドル以外の外貨建の対外債務は、各表示日現在の為替レートで米ドルに換算されている。対外公債には、(a) IMFに対するメキシコ中央銀行の買戻し債務（2015年7月31日現在の残高はない）、または(b)メキシコの公的部門の銀行に対するコモディティ・クレジット・コーポレーションからの貸付は含まれない。対外債務は、本表においては「総額」ベースで表示され、券面残高または額面総額による公的部門の対外債務を含んでいる。一定の情報提供および統計上の目的から、メキシコは時に公的部門の対外債務を、海外において保有する一定の金融資産を控除した総債務として算出する「純額」ベースで報告することがある。かかる金融資産には、公的部門の事業体が保有しているが未消却のメキシコの公的部門対外債務が含まれる。メキシコ中央銀行の準備資金は債務総額から控除されていない。
- (2) 財政が政府財政の連結対象となる開発銀行およびその他の運営管理対象機関の債務を含む。
- (3) 暫定値。
- (4) 通貨スワップの効果を反映するための調整後。

出典： 財務省

歳入予算に占める債務の割合

12月31日現在

	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年
	(単位：百万ペソ)				
(A)連邦政府正味債務	3,946,516	4,359,953	4,808,113	5,462,593	6,230,564
国内（正味）	3,112,093	3,501,072	3,893,929	4,324,121	5,074,023
国外（正味）	834,422	858,881	914,183	1,140,283	1,156,541

(B) 公的部門年次歳入合計	3,271,080	3,514,530	3,800,416	3,983,412	4,264,551
(A)/(B) (%)	120.70%	124.10%	126.50%	137.10%	146.10%

出典： 財務省

格付動向

2013年3月12日、スタンダード・アンド・プアーズはメキシコの長期ソブリン信用格付にかかるアウトルックを「ポジティブ」から「安定的」に変更した。同社はまた、メキシコの外貨建発行体デフォルト格付（IDR）の「BBB」および自国通貨建IDRの「A-」も確認した。

2013年5月8日、フィッチ・レーティングスは、メキシコの外貨建IDRを「BBB」から「BBB+」に、またメキシコ・ペソ建IDRを「BBB+」から「A-」に格上げした。格付のアウトルックは「安定的」である。

2013年7月30日、JCR（日本格付研究所）は、メキシコ政府が日本市場において発行した円貨債券の格付を「A-」とした。

2013年12月19日、スタンダード・アンド・プアーズは、メキシコの長期外貨建債を「BBB」から「BBB+」に格上げした。

2014年2月5日、メキシコは、ムーディーズの格付において「Baa1」から「A3」に格上げされ、ラテンアメリカにおいて2番目のA格付取得国となった。

直近の証券発行

- ・2014年1月21日、メキシコは、2021年満期の3.50%グローバル・ノート1.0十億米ドルおよび2045年満期の5.55%グローバル・ノート3.0十億米ドルを発行した。この取引は、特定のシリーズのメキシコの未償還米ドル建負債証券の保有者がかかる負債証券に現金対価で応募できるテンダー・オファーの一部である。かかる現金対価は、2045年満期5.55%グローバル・ノートの発行手取金の一部によって賄われた。これらの債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・2014年3月19日、メキシコは、2114年満期の5.625%グローバル・ノート1.0十億ポンドを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・2014年4月9日、メキシコは、2021年満期の2.375%グローバル・ノート1.0十億ユーロおよび2029年満期の3.625%グローバル・ノート1.0十億ユーロを発行した。これらの債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・2014年7月24日、メキシコは、2019年満期の債券33.8十億円、2024年満期の債券13.9十億円および2034年満期の債券12.3十億円を発行した。これらの債券は、日本の公募市場で発行されたものであり、利率はそれぞれ0.80%、1.44%および2.57%であった。
- ・2014年11月25日、メキシコは、2025年満期の3.600%グローバル・ノート2.0十億米ドルを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・2015年1月23日、メキシコは、2025年満期の3.600%グローバル・ノート1.0十億米ドルおよび2046年満期の4.600%グローバル・ノート3.0十億米ドルを発行した。この取引は、特定のシリーズのメキシコの未償還米ドル建負債証券の保有者がかかる負債証券に現金対価で応募できるテンダー・オファーの一部である。かかる現金対価は、2045年満期4.600%グローバル・ノートの発行手取金の一部によって賄われた。これらの債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。

- ・ 2015年3月6日、メキシコは、2024年満期の1.625%グローバル・ノート1.25十億ユーロおよび2045年満期の3.000%グローバル・ノート1.25十億ユーロを発行した。これらの債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・ 2015年4月15日、メキシコは、2115年満期の4.000%グローバル・ノート1.5十億ユーロを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・ 2016年1月21日、メキシコは、2026年満期4.125%グローバル・ノート2.25十億米ドルを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・ 2016年2月23日、メキシコは、2022年満期1.985%グローバル・ノート1.5十億米ドルを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。
- ・ 2016年2月23日、メキシコは、2031年満期3.424%グローバル・ノート1.0十億米ドルを発行した。この債券は、メキシコの110十億米ドルのMTNプログラムに基づいて発行されたものである。

[前へ次へ](#)

公的部門対外債務合計の償還スケジュール⁽¹⁾

2015年 6月30日																	
現在残高 ⁽²⁾		2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年	2025年	2026年	2027年	2028年	それ以降	合計
(単位：百万米ドル)																	
A. 民間の債権者																	
(3)	125,389	3,447	6,624	5,847	5,896	7,876	12,643	6,493	7,474	\$8,417	\$5,170	5,173	2,944	1,729	9	45,648	125,389
資本市場（債券）	113,223	189	3,309	5,793	4,607	7,827	8,443	6,493	7,474	8,417	5,170	5,173	2,944	1,729	9	45,648	113,223
商業銀行	12,166	3,258	3,316	53	1,289	49	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12,166
直接	5,323	3,231	2,013	20	10	49	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,323
シンジケート	6,843	27	1,303	33	1,279	0	4,200	0	0	0	0	0	0	0	0	0	6,843
B. 多国間債権者	28,285	417	920	935	1,495	871	841	2,607	1,024	2,071	1,771	4,189	2,184	2,888	2,311	3,763	28,285
IADB	13,486	248	604	620	627	624	628	683	638	1,024	1,171	2,238	588	572	566	2,655	13,486
世界銀行	14,799	169	316	315	868	247	213	1,923	386	1,048	600	1,951	1,596	2,316	1,744	1,108	14,799
C. 対外貿易	8,292	951	1,540	1,435	1,297	883	621	399	236	117	95	47	140	363	29	139	8,292
輸出入銀行	3,669	200	612	638	642	362	220	126	70	50	45	34	140	363	29	139	3,669
商業銀行 ⁽⁴⁾	3,887	685	804	672	530	424	326	208	124	52	49	14	0	0	0	0	3,887
サプライヤー	736	66	125	125	125	97	75	65	42	15	1	0	0	0	0	0	736
D. その他 ⁽⁵⁾	391	88	303	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	391
公的部門合計	162,357	4,903	9,388	8,216	8,688	9,630	14,104	9,498	8,734	10,605	7,036	9,409	5,268	4,980	2,348	49,551	162,357

注： 四捨五入のため合計は一致しないことがある。

(1) メキシコの対外債務は、本表においては「総額」ベースで表示され、券面残高または額面総額による公的部門の対外債務を含んでいる。一定の情報提供および統計上の目的から、メキシコは時に公的部門対外債務を、海外において保有する一定の金融資産を控除した総債務として算出する「純額」ベースまたは「経済的」ベースで報告することがある。かかる金融資産には、再編された債務および公的部門の事業体が保有しているが未消却のメキシコの公的部門対外債務の元本および利息担保の価額が含まれる。本表における対外公債には、(a) IMFに対するメキシコ中央銀行の買戻し債務（2015年8月30日現在残高なし。）、(b)2015年6月30日より後の公的部門による対外借入、または(c)メキシコの民間部門の銀行に対するコモディティ・クレジット・コーポレーションからの貸付は含まれない。メキシコは本表を半年ごと（6月および12月）にのみ更新しているため、「(6) 公債」に含まれるデータが本表に反映されていないことがある。

(2) 暫定値。

(3) 対外貿易および再編された債務を除く。

- (4) 対外貿易与信枠、リボルビング・クレジットおよびその他の短期与信を含む。
- (5) 特定の長期インフラ整備プロジェクト（PIDIREGAS）関連の直接債務の増減を示す。

出典： 財務省

[前へ次へ](#)

対外債務の再編および債務元利払削減取引

1980年代の債務の借換え

1982年8月、メキシコは主な商業銀行債権団に対して、公的部門対外債務の大半と二者間信用供与にかかる元本返済を90日間繰延べることを求め了承を得た。メキシコは債券保有者や多国間金融機関（主に世界銀行、IMFおよびIADBで構成される。）を含むその他の債権者に対して同様の要請を行っていない。1982年8月以降メキシコは債券または多国間金融機関に対して負っている債務の再編を行っていない。

1982年から1987年の間、メキシコおよびその商業銀行債権者団は3件の個別の債務再編と「新規融資」に関して合意した。かかる債務再編に関連して、両当事者は(1)当時未払いであったメキシコの公的部門対外債務の一部の期限を延長し、(2)場合によっては、再編後の債務に適用される金利と通貨を変更することで合意した。各債務再編（および以下で言及する1989年 - 1992年資金調達パッケージ）に関連して、メキシコは各再編にかかる文書をまとめ上げるまでの間、満期を迎える元本の返済を90日間繰延べることを要請し了承を得た。

同期間中、メキシコは、二国間債権者がメキシコの公的部門に対して実施または保証した借入の返済期限を繰延べるため、パリ・クラブ（19カ国の金融当局者による非公式グループ）と各種契約を締結した。また、メキシコは、スタンドバイ・ファシリティに加えて、世界銀行およびIADBからの構造調整とプロジェクト・ローンという形で、多国間債権者から支援を受け、IMFとの資金契約および緊急ファシリティを拡大することもできた。

1989年 - 1992年資金調達パッケージ

1990年3月に実施されたメキシコ向けの1989年 - 1992年資金調達パッケージは、メキシコが負う商業銀行からの債務元本額とそれに伴う元利払負担の軽減、および同国が持続的な経済成長を回復するのに十分な資金を将来確保できるようにすることを目的としていた。この資金調達パッケージは、負債削減や金利減免、新規資金の選択肢を商業銀行に提供するものである。この金利減免オプションでは、米ドル建債の場合、既存の負債は年率6.25%の固定利付30年債（パー・ボンド）に交換された。元本削減オプションでは、既存の負債は、元本額が既存債務の65%に削減された年率LIBOR + 13/16%の金利の30年債（ディスカウント・ボンド）に交換された。このパー・ボンドとディスカウント・ボンドは、総じてブレディ・ボンドとして知られる。新規資金オプションでは、一定の銀行はメキシコに対して当時保有していた既存債務額の25%相当の金額を合計で3年間にわたりメキシコに新規に資金供給（債券、従来型の銀行融資および貿易与信のための前払銀行融資または公的部門融資などの組合せを通じて）することを約束した。1989年当時メキシコの商業銀行債権者が保有していた約48.0十億米ドルの対外債務のうち、およそ43.0十億米ドルが元本削減と金利減免の対象となった。また、こうした負債のうち約21.0十億米ドルがディスカウント・ボンドと交換され、残りがパー・ボンドに交換されている。この1989 - 1992年調達パッケージの結果、メキシコは対外債務の元本を約7.0十億米ドル削減することができた。残りの商業銀行債権者は、新規資金オプションに参加して、4年間にわたりメキシコに約1.0十億米ドルの新規資金を貸し付けることに合意した。

以下で説明する政府による対外債務削減の取組みにより、メキシコは2003年7月28日にすべてのブレディ・ボンドの償還を完了した。

このディスカウント・ボンドとパー・ボンドは、17シリーズの価値回復権付で発行されたが、これはメキシコの原油輸出による歳入実績に基づき、一定の追加的な限定条件付支払が行われるものである。価値回復権付シリーズのうち11シリーズは、対応するブレディ・ボンドとともに消却された。価値回復権付シリーズのうち6シリーズは、消却前に、対応するブレディ・ボンドから分離され、独立して取引された。これら一連のシリーズは2008年6月30日までに支払われるべき偶発支払債務であった。2008年6月30日、メキシコはその日に満期を迎えたシリーズF価値回復権にかかる最終支払を行い、最後の未償還価値回復権付シリーズとなった。価値回復権に対して今後なされるべき支払はない。

債務削減刺激策

メキシコは経済成長を持続させるために、商業銀行や多国間債権者と密接に協力し、これまで債務削減をメキシコの主要目標の一つに掲げ、現在も掲げている。1986年中頃、メキシコは対外債務の残高を減らす手段として、負債の持分投資への交換を承認し始めた。メキシコのデット・エクイティ・スワップの総額は1986年の363.2百万米ドルから1987年には1.5十億米ドルに増加した。このプログラムは経済に対する影響を評価するため、1987年に中断された。

1990年3月、メキシコは新しいデット・エクイティ・スワップ・プログラムを導入し、1990年7月および10月の2度にわたり、保有する譲渡可能債務転換権の入札を行った。この転換による手取金は、民営化対象の公的部門の資産取得とインフラ・プロジェクトへの資金調達にのみ使用することができた。このスワップに従って、適格債務から名目で52%割り引かれた価格で転換される総額3.5十億米ドルの転換権が入札で付与された。これら権利（1992年4月に失効）のうち約3分の1しか行使されていない。これは、この権利発行後、メキシコ国債が概ね前述の52%割引価格で取引されるためである。1989年から2005年10月6日（このデット・エクイティ・スワップ・プログラムの終了日）まで、政府は約1.4十億米ドルの債券を、この元本額に対応する元本額のペソ建預金と交換に取得した。これらの資金は教育や環境、住宅、公共事業を含む非営利団体が実施する承認を受けた社会的プロジェクトに対して資金を供給するために使用された。

メキシコはまた、未払い債務合計を削減するために、負債同士の交換を行った。かかる負債同士の交換に基づいて、メキシコは新しい債務と交換することで既存債務の借換えを行うことができた。例えば、1988年第1四半期に実施された負債同士の交換において、メキシコは平均割引率30.3%で純額1.1十億米ドルの商業銀行債務を返済した。これは、銀行債権者団向けに20年担保付債券の入札を行うことにより実現した。メキシコは1997年3月、額面でこの担保付債券の残高全額を償還した。また1991年第3四半期、メキシコは(1)海外支店を持つ国際的な商業銀行や(2)メキシコの銀行の代理店が保有する1.2十億米ドルの預金を取消す代わりに、1.2十億米ドルの10年物変動利付債券を発行した。この債券のほぼすべては、1991年と1992年に民営化されたメキシコの商業銀行の株式に対する支払によって、全額額面で弁済された。

1992年、政府は、取得した7.2十億米ドルの対外債務を、(1) 上述した転換権の行使、(2) 社会的プロジェクトのための資金調達ファンドへの交換および(3) 1990年から1992年までに行った様々な負債同士の交換や現金による買入れを含む、様々な方法を通じて消却することができた。

1996年5月、政府は、残存する2.1十億米ドルの米ドル建ディスカウント・ボンドと306.0百万米ドルの米ドル建パー・ボンドの消却と引換えに、これら債券保有者全員が応じることができる交換オファーにしたがって1.8十億米ドルの30年債を発行した。この債券の交換価格は、修正ダッチ方式による入札で決定された。

1996年5月以降、メキシコは、その債務残高総額を減らすため定期的な通常の負債管理取引を引続き行ってきた。2014年1月1日以降政府が実施した負債管理取引は以下のとおりである。

日付 取引

2014年1月 メキシコの2026年、2031年、2033年、2034年および2040年に満期を迎える米ドル建外債の5シリーズの保有者に対して、これら債券を現金払いでメキシコに売却するテンダー・オファーを提示した。このテンダー・オファーに従って、未償還債券約2.8十億米ドルが消却された。2045年満期5.55%グローバル・ノート3.0十億米ドルの手取金の一部がテンダー・オファーの資金調達に使用された。テンダー・オファーの結果の要約は以下のとおりである。

旧債券のシリーズ	CUSIP	テンダー・オファーにおける買戻額	テンダー・オファー後の未償還額
2026年満期11.500%グローバル・ボンド	593048AX9	7.0百万米ドル	321.0百万米ドル
2031年満期8.300%グローバル・ノート	91086QAG3	160.1百万米ドル	1,166.9百万米ドル
2033年満期7.500%グローバル・ノート	91086QAN8	230.6百万米ドル	783.4百万米ドル
2034年満期6.750%グローバル・ノート	91086QAS7	786.6百万米ドル	2,053.4百万米ドル
2040年満期6.050%グローバル・ノート	91086QAV0	1,569.1百万米ドル	2,638.9百万米ドル

2015年 1 月

メキシコの2016年、2017年、2019年、2020年、2022年、2026年、2031年、2033年、2034年および2040年に満期を迎える米ドル建外債の10シリーズの保有者に対して、これら債券を現金払いでメキシコに売却するテンダー・オファーを提示した。このテンダー・オファーに従って、未償還債券約1.6十億米ドルが消却された。2025年満期3.600%グローバル・ノート1.0十億米ドルのリオープンおよび2046年満期4.600%グローバル・ノート3.0十億米ドルによる手取金の一部がテンダー・オファーの資金調達に使用された。テンダー・オファーの結果の要約は以下のとおりである。

旧債券のシリーズ	CUSIP	テンダー・オファーに おける買戻額	テンダー・オファー後 の未償還額
2016年満期11.375%グローバル・ボ ンド	593048BA8	該当なし	1,585.7百万米ドル
2017年満期5.625%グローバル・ ノート	91086QAU2	77.9百万米ドル	2,760.6百万米ドル
2019年満期5.950%グローバル・ ノート	91086QAW8	286.7百万米ドル	1,643.5百万米ドル
2020年満期5.125%グローバル・ ノート	91086QAY4	79.9百万米ドル	1,922.8百万米ドル
2022年満期8.00%グローバル・ ノート	91086QAJ7	該当なし	611.2百万米ドル
2026年満期11.500%グローバル・ボ ンド	593048AX9	該当なし	321.0百万米ドル
2031年満期8.300%グローバル・ ノート	91086QAG3	21.3百万米ドル	1,158.0百万米ドル
2033年満期7.500%グローバル・ ノート	91086QAN8	36.1百万米ドル	787.4百万米ドル
2034年満期6.750%グローバル・ ノート	91086QAS7	505.7百万米ドル	1,806.7百万米ドル
2040年満期6.050%グローバル・ ノート	91086QAV0	588.8百万米ドル	3,317.4百万米ドル

債務不履行の有無

1910年の革命より前に負担した債務について1946年にリスケジュールが行われた後、メキシコはその対外債務のいずれについても元金または利金の支払に不履行はなかった。上記「対外債務の再編および債務元利払削減取引」を参照のこと。

政府公債に関する表および補足情報

A. 政府の直接債務

表 2015年12月31日現在の短期対内債務
(ペソ払い)

銘柄	利率	満期	未償還元本額	償却または減債基金
(単位：百万ペソ)				
政府短期証券	各種	各種	655,750.2	なし
短期対内債務合計			655,750.2	

表 2015年12月31日現在の長期対内債務
(ペソ払い)

銘柄	利率	満期	未償還元本額	償却または減債基金
(単位：百万ペソ)				
固定利付債券	固定	各種	546,242.3	なし
開発債券(D債券)	各種	各種	296,521.9	なし
UDI建開発債券(UDI債)	各種	各種	1,196,598.9	なし
UDI債の元本分離債	各種	各種	6,091.6	なし
退職貯蓄制度基金(SAR)	各種	各種	107,650.7	なし
その他 ⁽¹⁾	各種	各種	265,167.5	なし
長期対内債務合計			4,418,272.9	

(1) ISSSTE法に基づく社会保障関連の負債153.8十億ペソを含む。「(2) 経済 - 雇用および労働情勢」を参照のこと。

表 2015年12月31日現在の正味対内債務
(ペソ払い)

銘柄	利率	満期日	未償還元本額	償却または減債基金
(単位：百万ペソ)				
短期対内債務合計			655,750.2	
長期対内債務合計			418,272.9	
資産 ⁽¹⁾	各種	各種	(59,903.0)	なし
正味対内債務合計			4,814,120.1	

(1) メキシコ中央銀行の一般勘定収支(政府に対して債務があることを示している。)を含む。

表 2015年12月31日現在の長期対外債務
2015年12月31日現在の発行済債券

銘柄	利率 (%)	発行 年月	満期	通貨 ⁽¹⁾	当初元本額	未償還 元本額	摘要
(単位：千通貨単位)							
2026年満期11.50%グローバル・ボンド	11.5	1996年 5月	2026年 5月	米ドル	1,750,000	320,945	
2016年満期11.375%グローバル・ボンド	11.375	1996年 9月	2016年 9月	米ドル	1,000,000	662,189	
2017年満期ノート	11.0	1997年 5月	2017年 5月	イタリア・リラ/ユーロ	500,000,000	170,914	
2016年満期11.375%グローバル・ボンド	11.375	1999年 8月	2016年 9月	米ドル	400,000	264,876	
2016年満期グローバル・ボンド	11.375	2000年 2月	2016年 2月	米ドル	994,641	658,641	
2019年満期ノート	8.125	2001年 3月	2019年 12月	米ドル	3,300,000	1,343,671	
2031年満期ノート	8.3	2001年 8月	2031年 8月	米ドル	1,500,000	534,482	
2031年満期ノート	8.3	2001年 12月	2031年 8月	米ドル	1,000,000	356,321	
2022年満期ノート	8.0	2002年 9月	2022年 9月	米ドル	1,750,000	611,193	
2031年満期ノート	8.3	2002年 12月	2031年 8月	米ドル	750,000	267,241	
2033年満期ノート	7.5	2003年 4月	2033年 4月	米ドル	1,000,000	257,575	
2024年満期ノート	6.75	2004年 1月	2024年 2月	英 ポンド	500,000	476,526	
2033年満期ノート	7.5	2004年 4月	2033年 4月	米ドル	2,056,822	529,786	
2034年満期ノート	6.75	2004年 9月	2034年 9月	米ドル	1,500,000	635,187	
2020年満期ノート	5.5	2004年 11月	2020年 2月	ユーロ	750,000	398,988	
2017年満期ノート	5.625	2006年 3月	2017年 1月	米ドル	3,000,000	2,366,257	
2034年満期ノート	6.75	2007年 1月	2034年 9月	米ドル	2,266,566	959,796	
2034年満期ノート	6.75	2007年 9月	2034年 9月	米ドル	500,000	211,729	
2017年満期ノート	5.625	2007年 9月	2017年 1月	米ドル	500,000	394,376	
2040年満期ノート	6.055	2008年 1月	2040年 1月	米ドル	1,500,000	1,170,832	
2019年満期ノート	5.95	2008年 12月	2019年 3月	米ドル	2,000,000	1,095,679	
2019年満期ノート	5.95	2009年 9月	2019年 3月	米ドル	1,000,000	547,839	
2040年満期ノート	6.055	2009年 9月	2040年 1月	米ドル	750,000	585,416	
2019年満期ノート	2.22	2009年 12月	2019年 12月	日本円	150,000,000	150,000,000	
2020年満期ノート	5.125	2010年 1月	2020年 1月	米ドル	1,000,000	640,937	
2020年満期ノート	5.125	2010年 3月	2020年 1月	米ドル	1,000,000	640,937	
2040年満期ノート	6.055	2010年 4月	2040年 1月	米ドル	1,000,000	780,555	
2017年満期ノート	4.25	2010年 7月	2017年 7月	ユーロ	850,000	639,182	

2110年満期ノート	5.75	2010年 10月	2110年 10月	米ドル	1,000,000	1,000,000	
2020年満期ノート	1.51	2010年 10月	2020年 10月	日本円	150,000,000	150,000,000	
2020年満期ノート	5.125	2011年 2月	2020年 1月	米ドル	1,000,000	640,937	
2040年満期ノート	6.055	2011年 4月	2040年 1月	米ドル	1,000,000	780,555	
2110年満期ノート	5.75	2011年 8月	2110年 10月	米ドル	1,000,000	1,000,000	
2022年満期ノート	3.625	2012年 1月	2022年 3月	米ドル	2,000,000	2,000,000	
2044年満期ノート	4.75	2012年 3月	2044年 3月	米ドル	2,000,000	2,000,000	
2017年満期ノート	1.56	2012年 6月	2017年 6月	日本円	30,000,000	30,000,000	(6)
2110年満期ノート	5.75	2012年 8月	2110年 10月	米ドル	677,994	677,994	
2022年満期ノート	3.625	2012年 8月	2022年 3月	米ドル	559,254	559,254	
2044年満期ノート	4.75	2012年 8月	2044年 3月	米ドル	963,324	963,324	
2044年満期ノート	4.75	2013年 1月	2044年 3月	米ドル	1,500,000	1,500,000	
2023年満期ノート	2.75	2013年 4月	2023年 4月	ユーロ	1,600,000	1,600,000	
2016年満期ノート	1.16	2013年 8月	2016年 8月	日本円	48,600,000	48,600,000	
2018年満期ノート	1.39	2013年 8月	2018年 8月	日本円	15,000,000	15,000,000	
2019年満期ノート	1.54	2013年 8月	2019年 8月	日本円	17,000,000	17,000,000	
2023年満期ノート	4.0	2013年 10月	2023年 10月	米ドル	3,900,000	3,900,000	
2021年満期ノート	3.5	2014年 1月	2021年 1月	米ドル	1,000,000	1,000,000	
2045年満期ノート	5.55	2014年 1月	2045年 1月	米ドル	3,000,000	3,000,000	
2114年満期ノート	5.625	2014年 3月	2114年 3月	英ポンド	1,000,000	1,000,000	
2021年満期ノート	2.375	2014年 4月	2021年 4月	ユーロ	1,000,000	1,000,000	
2029年満期ノート	3.625	2014年 4月	2029年 4月	ユーロ	1,000,000	1,000,000	
2019年満期ノート	8.0	2014年 7月	2019年 7月	日本円	33,800,000	33,800,000	
2024年満期ノート	1.44	2014年 7月	2024年 7月	日本円	13,900,000	13,900,000	
2034年満期ノート	2.57	2014年 7月	2034年 7月	日本円	12,300,000	12,300,000	
2025年満期ノート	3.60	2014年 11月	2025年 1月	米ドル	3,000,000	3,000,000	
2046年満期ノート	4.60	2015年 1月	2046年 1月	米ドル	3,000,000	3,000,000	
2024年満期ノート	1.625	2015年 3月	2024年 3月	ユーロ	1,250,000	1,250,000	
2045年満期ノート	3.00	2015年 3月	2045年 3月	ユーロ	1,250,000	1,250,000	
2115年満期ノート	4.00	2015年 3月	2115年 4月	ユーロ	1,250,000	1,250,000	

2015年12月31日現在の多国間機関からの借入

銘柄	利率(%)	発行 年月	満期	通貨 ⁽¹⁾	未償還 元本額 ⁽²⁾	摘要
(単位：千米ドル)						
世界銀行およびIADBからの借入	変動、5.245%から0.25%の範囲および一部変動	各種	各種	C\$, SDR, USD, ユーロ	24,149,183	(3)(4)

2015年12月31日現在の二国間機関からの借入

銘柄	利率(%)	発行 年月	満期	通貨 ⁽¹⁾	当初元本額	未償還 元本額	摘要
(単位：千米ドル)							
その他	各種	1995年12月	各種	米ドル、円、ユーロ	2,245,353	1,813,255	
長期対外債務合計						82,493,368	(5)

- (1) 通貨の定義は以下のとおりである：C\$（カナダ・ドル）、イタリア・リラ（イタリア・リラ）、英ポンド（英ポンド）、SDR（特別引出権）、USD（米ドル）、円（日本円）およびユーロ（ユーロ）。
- (2) 外貨の価値の変動による再評価を含む。
- (3) ローンまたは有価証券を満期までに消却するために算出される半年、四半期または月々のアモチゼーション。
- (4) これらの借入のうち45,834,000米ドルについては、連邦政府の財務代理機関としての資格において行為するBanobras（7,336,000米ドル）、Bancomext（0米ドル）、NAFIN（6,270,000米ドル）および連邦住宅ローン組合（*Sociedad Hipotecaria Federal*、以下「SHF」という。）（32,228,000米ドル）が直接の債務者となっており、連邦政府は、残り（24,103,349,000米ドル）について直接の債務者となっている。これらの借入のうち連邦政府が直接の債務者となっていない部分の未償還残高は、本表IIIの合計には含まれておらず、表 に含まれている。
- (5) この合計は米ドルで表示されており、いくつかの項目が他の通貨で表示されているため、全項目の合計とは異なる。
- (6) これらの発行に関して、メキシコは、30,000,000,000円から299,538,225米ドルへの通貨スワップを締結した。

B. 予算管理対象機関の対外債務およびその他の対外債務

表 2015年12月31日現在の予算管理対象機関の対外債務
(外貨払い)

借入人	未償還元本額の米ドル相当額	当初満期が1年未満の金額の 米ドル相当額
(単位: 百万米ドル)		
CFE	4,932.1	0.0
ペメックス	64,689.2	0.0
予算管理対象機関の対外債務合計	69,621.3	0.0

表 2015年12月31日現在のその他の公的部門対外債務⁽¹⁾
(外貨払い)

借入人	未償還元本額の米ドル相当額	当初満期が1年未満の 金額の米ドル相当額
(単位: 百万米ドル)		
金融部門	10,094.8	3,152.3
NAFIN	2,547.0	1,400.3
Banobras	1,714.1	100
Bancomext	2,899.2	1,652.0
SHF	2,343.0	0.0
農村金融 (Financiera Nacional)	558.1	0.0
非金融部門	33.4	0.0
合計	10,128.2	3,152.3

(1) この表には、国立の開発銀行の債務で、メキシコが保証しているもの、ならびに公債管理局 (*Dirección de Deuda Pública*) に登録されているその他の公的部門債務が含まれが、その財政が政府の予算に含まれない事業体の債務は含んでいない。また、民間部門の債務で政府またはその他公的部門の事業体が保証するものは、保証の請求がなされるまでは公的部門対外債務とはみなさない。

[前へ](#)

(7)【その他】

該当事項なし。

2【発行者が地方公共団体である場合】

該当事項なし

3【発行者が国際機関又は政府関係機関等である場合】

該当事項なし